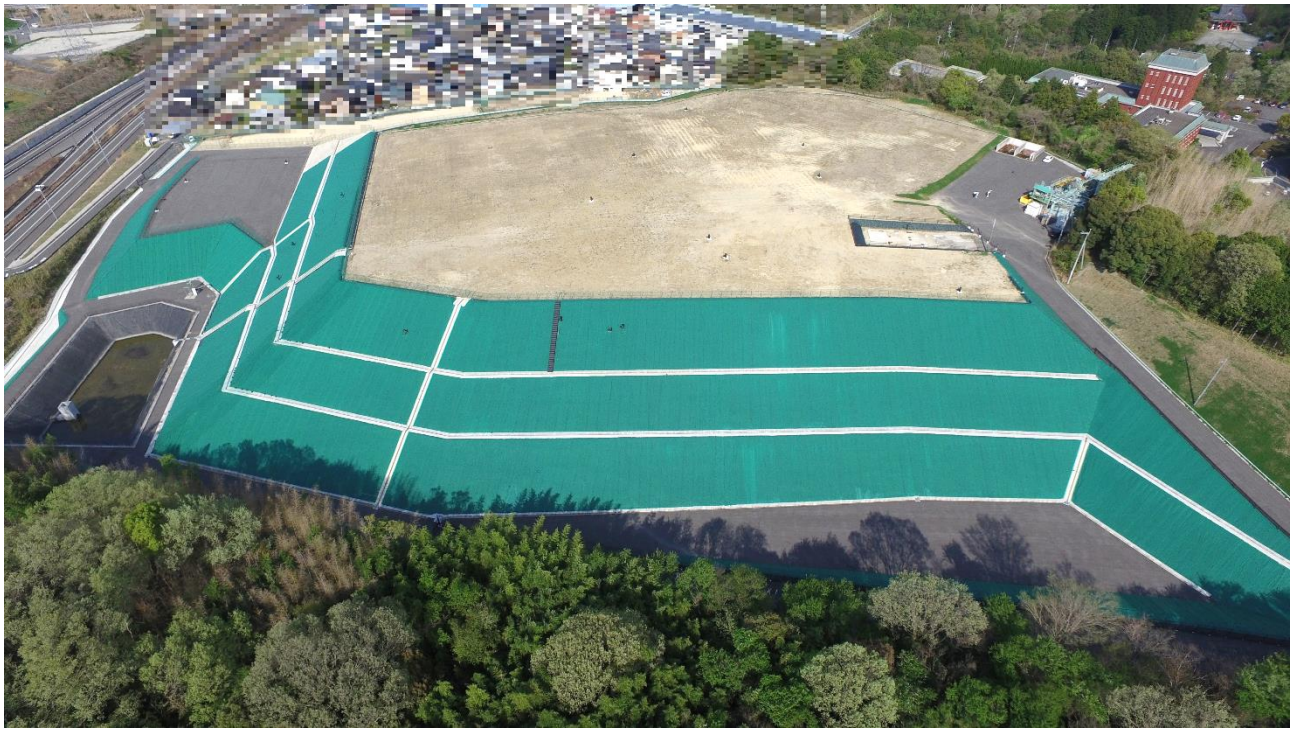
旧ＲＤ最終処分場における
不適正処理と解決への歩み

－住民と行政から後世の皆さんへのアーカイブ－

（総括編）



令和８年（2026 年）３月

旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会

目　次（総括編）

目　次　1

はじめに　3

第１部　事実関係の整理　6

第１章　ＲＤ問題の発生　6

１　旧処分場設置前の状況　6

２　旧処分場の設置とその後の推移　10

３　旧処分場における不適正処分（概要）　19

第２章　不適正処分および県の対応の経過（処分場の設置から旧ＲＤ社の破産手続開始まで）　21

１　処分場の設置届出から硫化水素ガス発生前まで（昭和 54 年（1979 年）11 月～平成 11 年（1999 年）10 月）　21

２　硫化水素ガス発生から４項目の改善命令前まで（平成 11 年（1999 年）10 月 11 日～平成 13 年（2001 年）12 月 25 日）　31

３　４項目の改善命令から旧ＲＤ社の破産まで（平成 13 年（2001 年）12 月 26 日～平成 18 年（2006 年）6 月 8 日）　47

第３章　県の対応の経過（旧ＲＤ社の破産手続開始から一次対策工事の実施合意まで）　61

１　旧ＲＤ最終処分場問題対策委員会（平成 18 年（2006 年）12 月～平成 20 年（2008 年）３月）　61

２　実施計画策定の基本方針の公表から予算計上見送りに至るまで（平成 20 年（2008 年）５月～平成 21 年（2009 年）２月）　65

３　緊急対策工事の実施と恒久対策に向けた話し合い（平成 21 年２月～平成 22 年８月）　74

４　旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会（平成 22 年（2010 年）10 月～平成 24 年（2012 年）９月）　76

５　一次対策工事に係る合意と実施（平成 22 年（2010 年）８月～平成 24 年（2012 年）10 月）　77

第４章　県の対応の経過（二次対策工事の実施合意以降）　80

１　二次対策工事に係る合意と実施　80

２　旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会の設置　83

３　住民と知事の意見交換　85

４　旧処分場敷地の県有地化　86

５　生活環境保全上の目標の達成　86

６　対策工の有効性の確認　87

第５章　栗東市の対応の経過 89
１　旧ＲＤ社に係る苦情対応 89
２　硫化水素ガス発生後の対応等 89
３　市の調査 92
４　㈱ＲＤエンジニアリング産業廃棄物最終処分場環境調査委員会（平成 12 年（2000 年）８月～平成 21 年（2009 年）１月） 97
５　栗東市議会　産業廃棄物最終処分場対策特別委員会 101
６　滋賀県知事への要望 102
７　地元および県との関係性 106

第２部　振り返り 107
第６章　第三者委員会による行政対応の総括と再発防止・責任追及に係る県の取組 107
１　ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会での検証 107
２　再発防止および事業者責任追及に係るＲＤ最終処分場問題行政対応追加検証委員会での検証 112
３　再発防止に係る県の取組 113
４　責任追及 117
第７章　ＲＤ問題を振り返って 121
１　県と周辺住民の関係性 121
２　社会の動き 122
３　地域社会の取組 122
４　マスメディアと情報公開請求におけるＲＤ問題 123
５　行政の改善 125
６　今後の取組 127
おわりに 129
住民代表・行政・アドバイザーからのメッセージ 129

巻末資料 136
１　ＲＤ問題関係年表（詳細） 136
２　地元自治会、住民団体からの要望等 149
３　関係資料 158
４　用語の解説 168
５ 空中写真 171

参考文献 173

はじめに

このアーカイブは、旧ＲＤ最終処分場問題「(以下「ＲＤ問題」といいます。）について、住民・市・県がともに事実関係の整理やこれまでの対応の振り返りを行い、記録として取りまとめるとともに、廃棄物不適正処理の再発防止につなげることを目的として作成したものです。

ＲＤ問題とは、旧アール・ディエンジニアリング社（平成 26 年（2014 年）に破産・消滅。以下「旧ＲＤ社」といいます。）が栗東市小野地先に設置した産業廃棄物の安定型最終処分場（以下「旧処分場」といいます。）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。）に定める産業廃棄物の処理基準に違反して許可品目以外の廃棄物の埋立処分や処分場内を深掘りして許可容量を超える廃棄物を埋め立てる等の不適正処分が行われたことにより、高濃度の硫化水素の発生や地下水の汚染等の、周辺住民の生活環境保全上の支障およびそのおそれ（以下「生活環境保全上の支障等」といいます。）が発生した問題です。

旧処分場では、平成６年（1994 年）頃から焼却施設によるばい煙・ばいじんに対する苦情が県に寄せられたほか、平成 10 年（1998 年）に旧処分場内に設置が計画されたガス化溶融炉に対し大規模な反対運動が起こりました。また、平成 11 年（1999 年）10 月に処分場東側の排水溝で 50ppm を超える硫化水素ガス（無色、腐卵臭があり高濃度で有毒性のある気体。詳細は 39 ページ。）が検出されるとともに、汚染された浸透水による地下水汚染等が問題となるなど、様々な問題が発生しました。県は改善命令を発し、旧ＲＤ社に是正工事を完了させましたが、その後、違法なドラム缶等の埋立てが発覚しました。

県はこれらの除去および適正処理を含む措置命令を発しましたが、この措置命令は履行されないまま、平成 18 年（2006 年）６月に旧ＲＤ社の破産手続の開始が決定され、同社による対応が見込めなくなりました。そこで、周辺地下水の汚染その他の生活環境保全上の支障等を除去するため、県が行政代執行により対策を講ずることとなりました。

県では、周辺自治会と協定を締結し、また特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号。以下「産廃特措法」といいます。）に基づく国の財政措置を受けて、平成 24 年（2012 年）に地下水汚染の拡散防止を目的とした一次対策工事に着手し、平成 25 年（2013 年）３月には一次対策工事を完了したうえで有害物質の掘削除去や底面粘土層の修復と側面に露出した地下水帯水層の遮水等の二次対策工事に着手し、令和３年（2021 年）２月末に工事を完了しました。

ＲＤ問題においては、初期段階から何度も周辺住民が県に通報や苦情を寄せていたにもかかわらず、県の対応が十分でなく、県と周辺住民や住民団体がしっかりと連携して取り組むことができなかった経過があります。また、県が対策工法を検討するに当たっても、周辺住民とのコミュニケーションが十分ではありませんでした。

こうした経緯を経て、周辺自治会・栗東市・滋賀県では平成 22 年4月から「周辺自治会の皆さんとの話し合い」をスタートし、旧処分場に関する県の対応について話し合ってきたほか、平成 25 年（2013 年）に旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会を設置し、二次対策工事の具体的方法等について情報を共有して意見を交換してきました。また、令和２年度（2020 年度）からは、このアーカイブの作成に向けて、ＲＤ問題についての事実関係の整理やこれまでの対応の振り返りを行ってきました。

このアーカイブの作成を機に、旧ＲＤ社を十分指導監督できなかった県の組織としての対応の不足や、県と地元との連携を密にした対応が不十分であったことを改めて反省するとともに、住民・市・県それぞれがＲＤ問題の教訓を後世に伝えることにより、同様の事案の再発防止につながることを期待します。

ＲＤ問題の経過（概要）

昭和 54 年（1979 年）12 月	旧ＲＤ社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分業について県から許可を取得
平成 10 年（1998 年）５月	旧ＲＤ社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分業を廃止
平成 11 年（1999 年）10 月	旧処分場内（排水管）で硫化水素（50ppm）を検出
平成 12 年（2000 年）１月	旧処分場ボーリング坑内（地下９ｍの地点）で硫化水素（15,200ppm）を検出
平成 12 年（2000 年）７月	旧処分場内（地下２ｍの地点）で硫化水素（22,000ppm）を検出
平成 13 年（2001 年）12 月	県が旧ＲＤ社に４項目の改善命令を発出
平成 17 年（2005 年）９月	旧処分場の掘削調査でドラム缶５本を発見
平成 18 年（2006 年）４月	県が旧ＲＤ社に支障の除去等に係る措置命令を発出
平成 18 年（2006 年）６月	旧ＲＤ社の破産手続開始（平成 26 年（2014 年）３月に法人格消滅）
平成 22 年（2010 年）１月	県が緊急対策に着手（同年８月に完了）
平成 23 年（2011 年）11 月	周辺自治会と県が一次対策工事に係る協定を締結
平成 24 年（2012 年）６月	県が産廃特措法に基づき環境大臣の同意を得て実施計画を策定
平成 24 年（2012 年）８月	県が一次対策に着手（翌年３月に完了）
平成 24 年（2012 年）10 月	周辺の自治会と県が二次対策工事に係る協定を締結
平成 25 年（2013 年）５月	第１回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会を開催
平成 25 年（2013 年）12 月	県が二次対策に着手（令和３年（2021 年）２月に工事が完了）
令和５年 （2023 年）３月	産廃特措法に基づく実施計画で定めた目標の達成を確認 県による二次対策が完了
令和５年 （2023 年）４月～	県による旧処分場周辺環境モニタリング等を継続

【本アーカイブにおける記載・用語について】

○　過去の法令や、その時点において一般的に使われていた用語を用いている箇所があります。（現在の法令の規定や一般的な用語とは異なる場合があります。）

○　以下の用語については、実際の名称が異なる場合も含め、記載を統一しています。

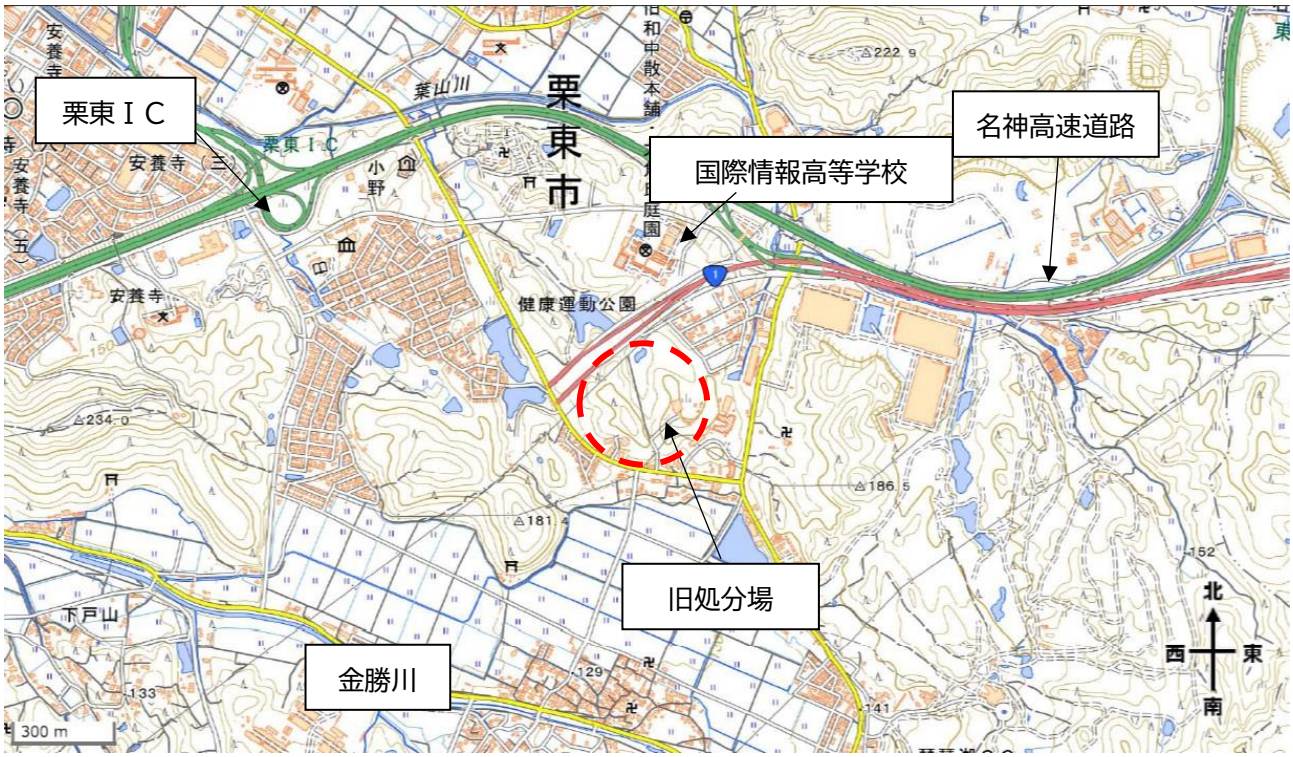
・　旧アール・ディエンジニアリング社（昭和 57 年(1982 年)７月 13 日の法人化までは個人事業であり、法人化後平成元年（1989 年）７月 14 日までの商号は「佐野産業株式会社」）は、法人化前および社名変更前を含めて「旧ＲＤ社」と記載しています。

・　自治会・行政区等については、実際の名称にかかわらず「自治会」と記載しています。

・　栗東町（平成 13 年 10 月１日市制に移行）は、固有名詞に「栗東町」と含まれたものおよび引用箇所を除き、全て「栗東市」と記載しています。

○　県および県が設置した機関が作成した文書については、引用に当たって上記のとおり用語を改めている場合があります。

【旧処分場位置図】



【旧処分場全景（平成 10 年航空写真）】



第１部　事実関係の整理

第１章　ＲＤ問題の発生

１　旧処分場設置前の状況

(1) 地域社会の歴史と当時の状況

旧処分場は、琵琶湖南東部にあり、古琵琶湖層群からなる信楽山麓丘陵の北端部で標高 120～150m 程度の丘陵に位置している。

旧処分場が所在する栗東市小野地区の「小野」の地名は小野寺（現：萬年寺。835 年開基と伝えられ、1574 年の織田信長の近江侵攻により衰退したが江戸時代に萬年寺として再興）に由来するとされる。集落はもともと小野寺の近くにあったようであるが、江戸時代初期に東海道の整備に伴って東海道沿いに移り、様々な商家が軒を連ねた。現在も東海道沿いに集落がある。



現在の龍王古墳（写真中央部が墳丘）

小野地区には葉山川が流れており、その伏流水が井戸水とともに生活に利用されていたが、葉山川は天井川であり水量が少ないことから、農業用水は野洲川から取水する一ノ井用水のほか、ため池に頼っていた。

また、旧処分場に隣接する上砥山地区もまた長い歴史のある地域である。古墳時代から人々が住んでいた痕跡があり、旧処分場にほど近い位置には６世紀後半～７世紀前半に築かれた龍王古墳が現存（右側写真）しているほか、周辺の一帯にも古墳が築かれて古墳群を形成していたと考えられている。



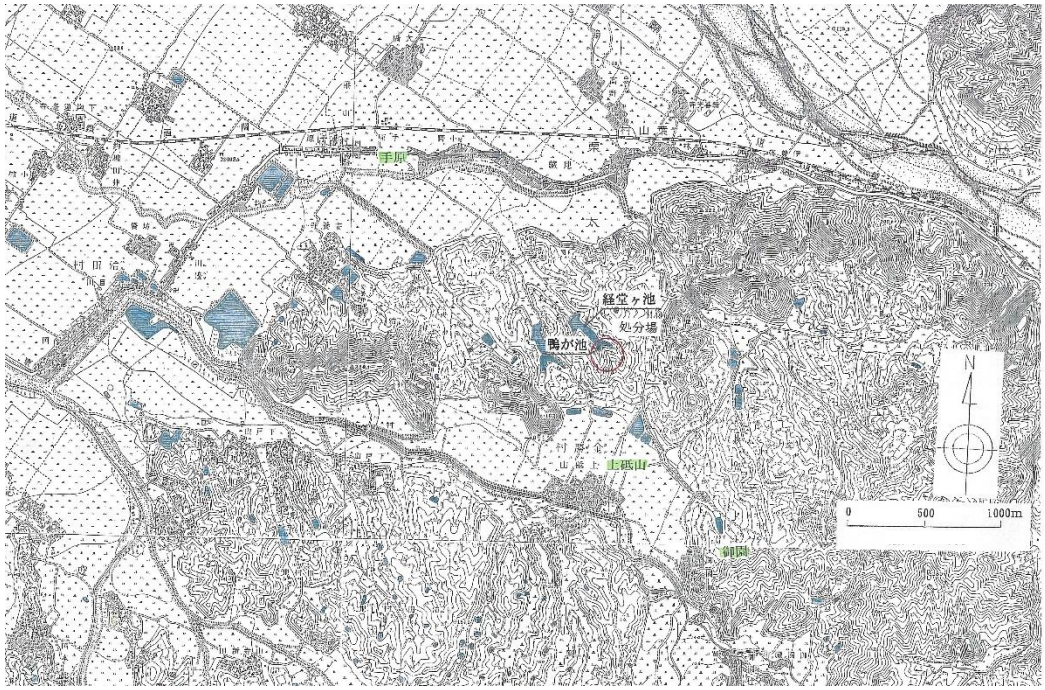
萬年寺（本堂）

明治 25 年（1892 年）に測量された地形図（次ページ）をみると、旧処分場のある位置は丘陵地およびため池（鴨ヶ池）であった。また、旧処分場周辺の丘陵地や谷の出口には経堂池をはじめ多くのため池が分布し、灌漑用等に利用されていたと考えられる。

旧処分場の周辺地域は、昭和 20 年代以降、戦後復興と高度経済成長の中で大きく変容していった。小野地区と上砥山地区にまたがる丘陵地帯が赤坂団地、北尾団地、中浮気団地、日吉が丘、栗東ニューハイツといった住宅地として開発されて人口が急増した。また、国道１号線・８号線が整備されるとともに、昭和 38 年に名神高速道路が栗東～尼崎間で開通して小野地区に日本初のインターチェンジが設置され、周辺には倉庫・運輸業等が進出した。栗東市の人口は、昭和 35 年（1960 年）に 14,243 人であったが、昭和 55 年（1980 年）には 37,033 人、平成 12 年（2000 年）には 54,856 人となった。また、工業や商業も急速に発展し、栗東市の工場数は昭和 30 年（1955 年）の８か所に対して昭和 58 年（1983 年）には 168 か所まで急増した。また、昭和 44 年（1969 年）にはＪＲＡ栗東トレーニングセンターが開場した。

【この項の内容は参考文献①、②、③、④、栗東市の人口は各年国勢調査による】

【旧処分場周辺の旧地形図】　明治 25 年測量、明治 27～28 年大日本帝國陸地測量部発行



（2）一般廃棄物処分場の設置

1980 年代後半～1990 年代前半においては、バブル景気による消費増大や生産活動の一段の拡大により、全国的に廃棄物排出量が増加し続けた。

栗東市から排出される家庭ごみにおいても、昭和 41 年（1966 年）には２トントラック 90 台分であったのに対して５年後の昭和 46 年（1971 年）には 850 台分（9.4 倍）と、急激に増加していた。こうした状況下でかつてかんがい用のため池として利用されていた鴨ヶ池を埋め立てて処分場が設置され、昭和 49 年には六地蔵地区に栗東町環境センターが設置されたが、鴨ヶ池の処分場は埋立終了後に小野自治会に返還されることとなった。

なお、二次対策工事の実施に当たって、当該一般廃棄物処分場に埋め立てられた廃棄物が確認された箇所があり、このことについては、廃棄物編第４章に記載している。

【この項の参考文献：④、⑤】

【位置関係】





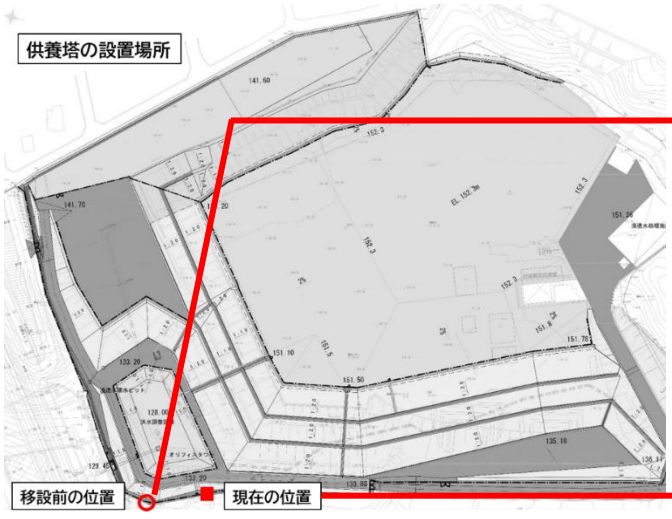
【経過】

年 月 日	概要
S46. 2.14	栗東市が小野自治会と家庭系一般廃棄物処理場（鴨ヶ池）契約と隣地承諾の締結 期間：契約日より５年間（昭和 51 年２月 14 日）
S46. 7	搬入通路土地賃貸契約書（地権者６名）
S51. 2.14	昭和 46 年 2 月 14 日に締結した契約の期間延長 期間：契約日より昭和 52 年３月 31 日まで
S51. 5. 1	一般廃棄物最終処分場の終了（栗東町環境センター開業）
S52. 2	一般廃棄物処理場整地完了
S52. 3.31	昭和 51 年２月 14 日締結契約の期間延長依頼 期間：昭和 52 年 4 月 1 日～昭和 53 年３月 31 日 岡処分場完成までの一般廃棄物集積所として
S52. 9.30	一般廃棄物処分場を小野自治会に返還
S54.12.26	産業廃棄物最終処分場埋立許可
H 4.12.21	旧ＲＤ社が小野 12 番溜池（8,042 ㎡）を小野自治会から買収
H 5. 8.24	旧ＲＤ社が小野 13 番溜池（380 ㎡）を小野自治会から買収
H10. 5.27	旧ＲＤ社の最終処分場埋立業廃止
～H26. 9	旧処分場敷地全体の県有地化が完了

【コラム】旧一般廃棄物処分場と供養塔

栗東市が鴨ヶ池を埋め立てて運用した一般廃棄物処分場を廃止する際、小野で小火(ぼや)が４件続き、「鴨ヶ池の埋立てにより死んだ生物の祟りである」とされたことから、昭和 51 年（1976 年）６月に供養塔が建立された。

その後、二次対策工事の実施上の理由により移設することとなり、令和３年（2021 年）に現在の位置に設置された。





移設前の供養塔



現在の供養塔

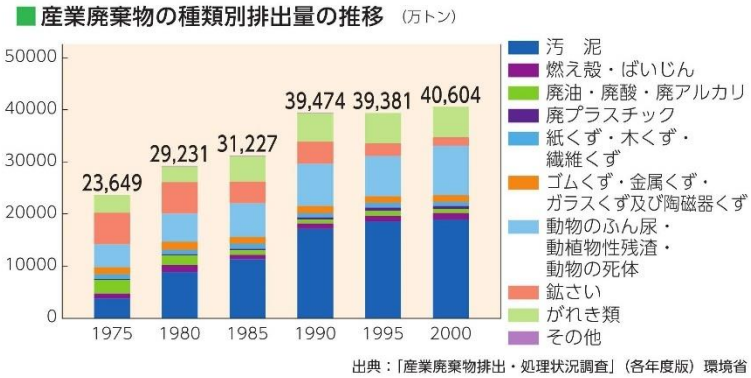
【コラム】高度経済成長と産業廃棄物

高度経済成長により工業化が急速に進展し、生産活動が活発化する中で、大量生産・大量消費型の経済構造が進展し、廃棄物の量が増加した。また、廃棄物の種類が多様化するとともに、有害な廃棄物による公害も発生した。

当時の全国的な状況は、環境省が 2014 年に作成した『日本の廃棄物処理の歴史と現状』（参考文献①）にまとめられており、ここではその一部を紹介する。

産業廃棄物の増加、最終処分場の不足と逼迫

産業廃棄物の排出量は増加を続け、昭和 50 年（1975 年）～平成 12 年（2000 年）の 25 年間で約 1.7 倍となった。



出典：「産業廃棄物排出・処理状況調査」（各年度版）環境省

また、廃棄物の急増により、未焼却の可燃ごみが直接埋立処分されることを防ぎ得ない状況となり、最終処分場への搬入量を増大させた結果、既存の最終処分場の残余容量および残余年数が減少した。

当時の最終処分場の残余年数を見ると、産業廃棄物の最終処分場においては１年～３年と低い水準で推移しており、最終処分場の容量が逼迫している様子がわかる。



出典：「産業廃棄物排出・処理状況調査」環境省、
「産業廃棄物行政組織等調査結果」厚生省より作成

※　残余年数　現存する最終処分場（埋立処分場）が満杯になるまでの残り期間の推計値。今後の埋立可能量（残存容量）と当該年の年間埋立量（最終処分量）を比較して推計した指標。

公害問題の顕在化

高度経済成長に伴う急速な工業化の過程で、工場などから排出される有機水銀、カドミウム等の有害廃棄物が公害を引き起こし、周辺住民に甚大な健康被害をもたらした。

また、プラスチック等を用いた製品の普及が進み、大量に廃棄されるようになった。プラスチックは腐敗しないため、埋め立てても土に還らず、焼却する際には高熱を発して炉を傷めた。さらにプラスチックの中には焼却の際にばいじん、酸性ガス等を排出するものがあり、大気汚染や公害の原因の一つになった。

有害廃棄物の適正な埋立処理

国は、昭和 48 年（1973 年）、廃棄物処理法の施行規則において、有害な重金属（水銀、カドミウムなど）や有機性汚染物質（ＰＣＢ等）などを含む有害な廃棄物に関する判定基準を設定した。

また、昭和 52 年（1977 年）、廃棄物の性状によって安全に最終処分を行うため、廃棄物処理法の施行規則により構造基準と維持管理基準等を設定し、産業廃棄物の最終処分場の類型として、遮断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の３形式を定めた。

有害廃棄物の判定基準を基に溶出試験を行い、人体に健康被害が及ぶ可能性がある産業廃棄物は、有害物質が外部に漏出しないよう、雨水も入らず浸出水も出さないような構造になっている遮断型処分場に適正に埋立処理をすることで、公害問題、環境汚染問題の解決を図った。

なお、管理型処分場とは、有害廃棄物以外で公共の水域や地下水を汚染するおそれがあり、埋立ガス、悪臭、害虫などの発生により人の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある廃棄物の埋立てを行うため、遮水工および浸出液の集水・処理設備が設置されている処分場である。また、廃プラスチック類、ガラス、陶磁器などは、環境汚染を引き起こすおそれが少ないことから、遮水工や浸出液の集水・処理設備のない安定型処分場に埋め立てられる。

廃棄物処理法の制定

廃棄物の処理については、昭和 29 年（1954 年）に制定された清掃法に基づき、産業廃棄物・一般廃棄物ともに市町村により処理されてきたが、家庭ごみの処理体制が進展する一方、産業廃棄物については、技術面、財政面、運営面等について十分な体制が整っていなかった。

活発な生産活動に伴って事業所から排出される各種廃棄物、例えば製造工程中に排出する汚泥・合成樹脂くず・廃油類等の一部は適切な処理がされないまま廃棄されていた。

また、都市部への人口・企業の集中に伴い、開発による建設廃材（土砂・ガレキ等）が大量に排出されるようになり、その処理は建設業者に委ねられることが大半であったが、処分地を有しない業者は空地・道路・河川敷に不法に投棄を行うなどしていた。

このような産業廃棄物の問題に対し、清掃法で規定する市町村の処理体制だけでは対応が難しい状況になった。

そこで、産業廃棄物を盛り込んだ廃棄物全体の処理責任や処理基準を明確化し、廃棄物処理の基本体制を整備するため、昭和 45 年（1970 年）の第 64 回臨時国会（通称：公害国会）で、清掃法を全面的に改正し、廃棄物処理法が制定された。廃棄物処理法では、廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物の２つに区分し、一般廃棄物については従来どおり市町村が処理責任を有する一方、産業廃棄物については排出事業者が処理責任を有することが新たに規定された。

【このコラムの内容は参考文献①による。】

２　旧処分場の設置とその後の推移

旧ＲＤ社元代表取締役（個人）は、昭和 54 年（1979 年）11 月 12 日付けで処分場（面積 9,781 ㎡、容量 60,242 ㎥）の設置届出を行い、県は、昭和 55 年（1980 年）３月１日付けでこれを受理した。その後、段階的に規模を拡張し、最終的には産業廃棄物の安定型最終処分場に加えて焼却施設、乾燥施設および破砕施設を設置した。

なお、設置届の別紙として提出された「最終処分場の施設概要」においては、跡地利用計画として「果樹園及観光農園」と記載されていた。

● 安定型最終処分場

設置場所	滋賀県栗東市小野７番地１　他 33 筆
許可品目	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「がれき類」という。）、ガラスくずおよび陶磁器くず（以下「ガラス陶磁器くず」という。）、ゴムくず、 廃プラスチック類
施設規模	第１処分場　　面積　38,429.46 ㎡　許可容量　320,529 ㎥ 第２処分場　　面積　10,111.47 ㎡　許可容量　 80,659 ㎥ 　　計　　面積　48,540.93 ㎡　許可容量　401,188 ㎥
設置期間	昭和 55 年３月１日（設置届受理）から平成 20 年５月 28 日（設置許可取消）まで ただし、平成 10 年５月 27 日に処分業の廃止届が提出され、以後は本施設における埋立処分は行われていない。

● 焼却施設（２基）

設置場所	滋賀県栗東市小野７番地１
許可品目	（産業廃棄物） 　汚泥（有機性汚泥に限る）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（医療系産業廃棄物に限る）、ガラス陶磁器くず、がれき類 （特別管理産業廃棄物） 　汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むものに限る）、廃油、廃酸（pH2.0 以下のものに限り、特定有害物質を含まないものに限る）、廃アルカリ（pH12.5 以上のものに限り、特定有害物質を含まないものに限る）、感染性廃棄物
施設規模	（南側焼却炉）　木くず 14.4t/日、汚泥 8.1 ㎥/日、廃油 6.0t/日、廃酸 1.0 ㎥/日、廃アルカリ 1.0 ㎥/日、廃プラスチック類 9.0t/日、その他廃棄物 0.144t/日（設備更新前） （東側焼却炉）　木くず 4.8t/日
設置期間	（南側焼却炉） 平成３年９月７日（設置届受理）から平成 14 年 11 月 18 日（廃止届受理）まで （東側焼却炉） 昭和 61 年 12 月５日（設置届受理）から平成 14 年 11 月 18 日（廃止届受理）まで ただし、県からの自粛要請により、両焼却炉ともに平成 12 年１月 25 日に稼働を停止している。

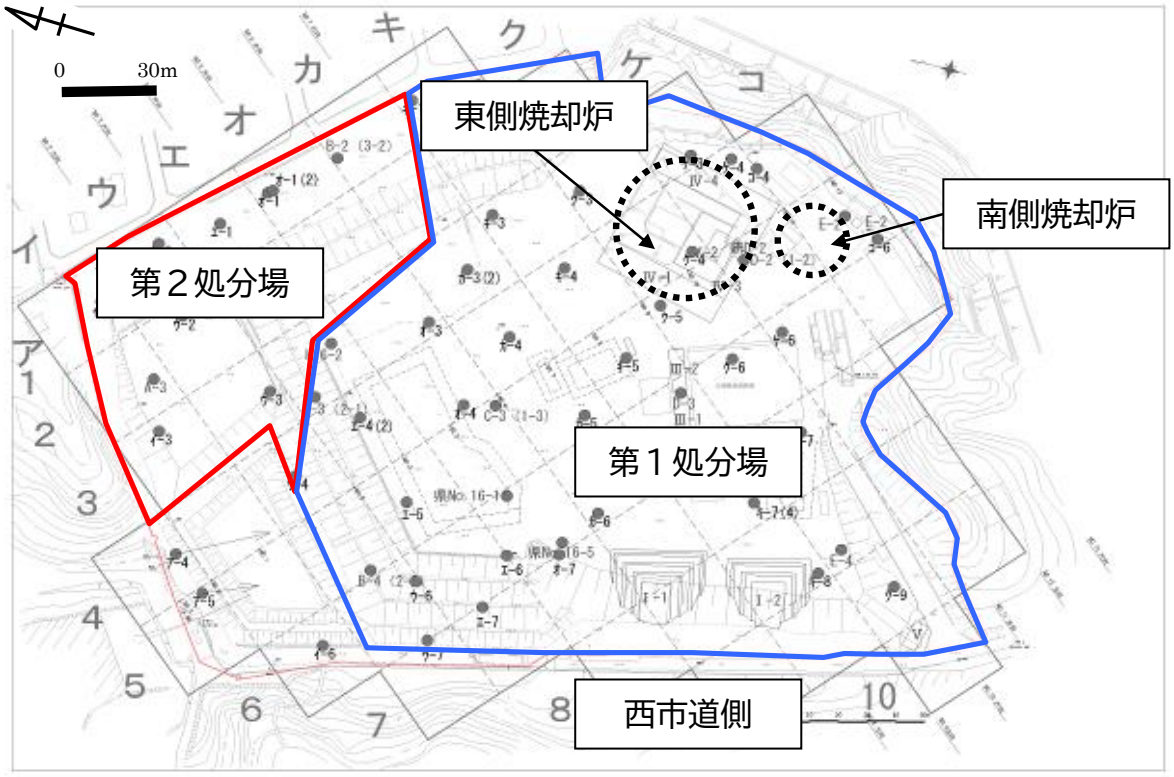
● 乾燥施設（２基）

設置場所	滋賀県栗東市小野７番地１
許可品目	無機性汚泥
施設規模	①10.8 ㎥/日　　②10.0 ㎥/日
設置期間	①平成３年９月７日（設置届受理）から平成 11 年 11 月 25 日 ②平成 10 年７月３日（設置許可）から平成 14 年 11 月 18 日（廃止届受理）まで

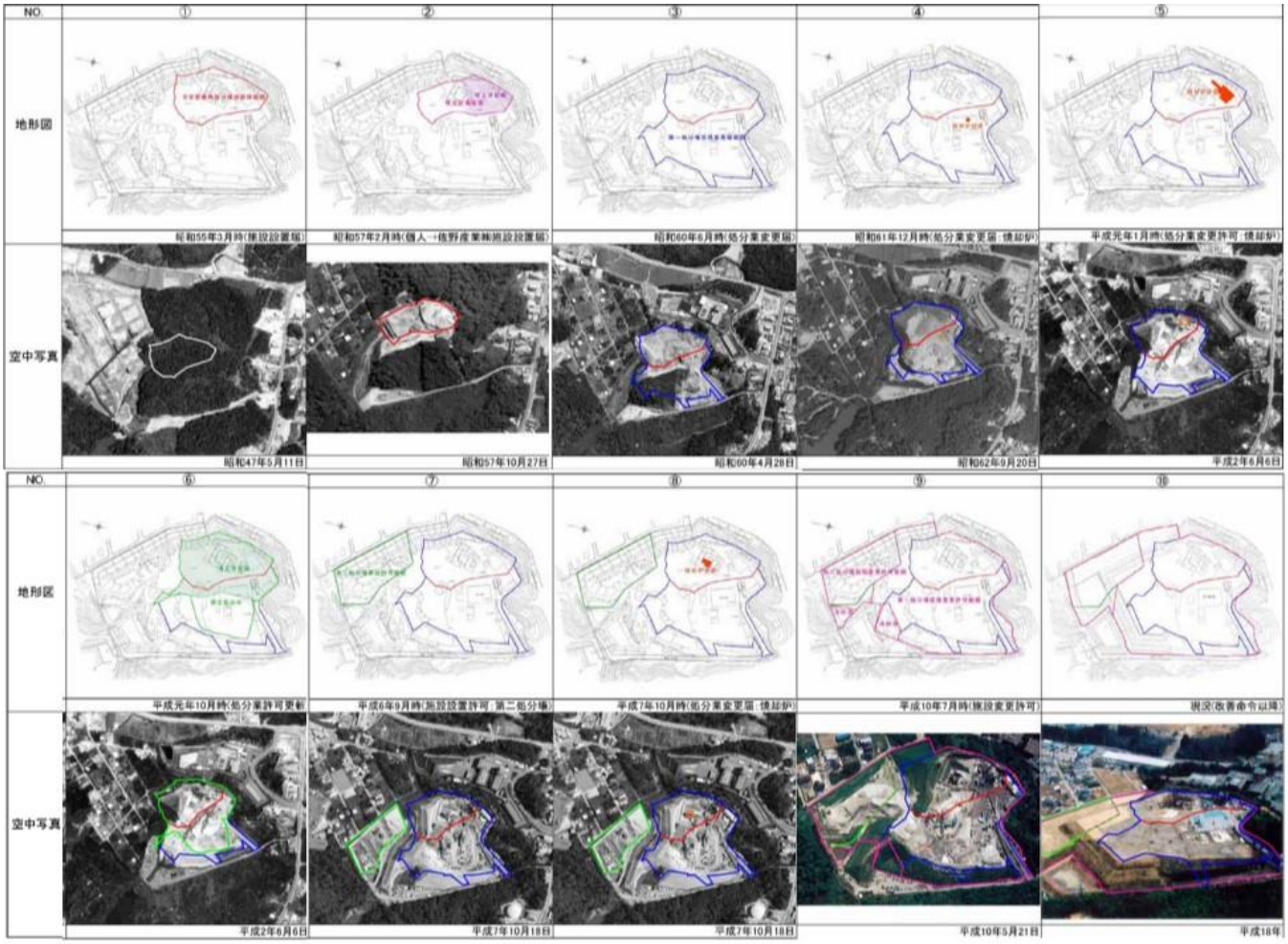
● 破砕施設（２基）

設置場所	滋賀県栗東市六地蔵丸塚 70 番地９
許可品目	ガラス陶磁器くず、がれき類
施設規模	①1,200t/日　　②350t/日
設置期間	昭和 59 年 10 月 30 日から平成 18 年３月 31 日まで

【施設概要位置図】



【年代別旧処分場の許可範囲】



【旧南側焼却炉および旧東側焼却炉（平成 22 年７月解体撤去済み）】

南側焼却炉



東側焼却炉



この間の旧ＲＤ社に係る産業廃棄物処理業等の許可の経緯は次のとおりである。

【産業廃棄物処理業等の許可の経緯】

年月日	収集運搬業	中間処理関係		最終処分関係	
		処分業（中間処理）	処理施設（中間処理）	処分業（埋立処分）	処理施設(最終処分)
昭和54年 (1979年) 12月26日				新規許可 （相手方：個人） 〔安定型埋立〕 がれき類	
昭和55年 (1980年) ３月１日					設置届受理（個人） 面積:9,781㎡ 容量:60,242㎥
昭和57年 (1982年) ７月13日					廃止届受理（個人） （法人化に伴うもの）
	新規許可 （佐野産業(株)） 廃プラスチック類 ゴムくず ガラス陶磁器くず がれき類			新規許可 (佐野産業(株)) 〔安定型埋立〕 廃プラスチック類 ゴムくず ガラス陶磁器くず がれき類	設置届受理 （佐野産業(株)） 面積:9,781㎡ 容量:30,712㎥
昭和59年 (1984年) ９月21日	変更許可 〔品目の追加〕 木くず（保管を含む）				
昭和59年 (1984年) 10月30日		変更許可 〔処分業（破砕）の追加〕 ガラス陶磁器くず がれき類	施設設置届の受理 〔破砕施設の追加〕 ガラス陶磁器くず がれき類		
昭和60年 (1985年) ６月７日					変更届受理 面積:23,386㎡ 容量:183,150㎥
昭和61年 (1986年) ４月21日	変更許可 〔品目の追加〕 （いずれも保管を含む） 紙くず 繊維くず 金属くず				
昭和61年 (1986年) ９月17日	変更許可 〔品目の追加〕 （いずれも保管を含む） 燃えがら 無機性汚泥				
昭和61年 (1986年) 12月５日		変更許可 〔処分業（焼却）の追加〕 木くず	施設設置届の受理 〔焼却施設の設置〕 木くず		
昭和63年 (1988年) ２月29日	変更許可 〔品目の追加〕 有機性汚泥				
昭和63年 (1988年) ４月21日		変更届受理 〔破砕施設の追加〕 がれき類	施設設置届の受理 〔破砕施設の追加〕 がれき類		

年月日	収集運搬業	中間処理関係		最終処分関係	
		処分業（中間処理）	処理施設（中間処理）	処分業（埋立処分）	処理施設(最終処分)
平成元年 (1989年) １月17日	変更許可 〔品目の追加〕 廃油 動植物性残さ	変更許可 〔焼却品目の追加〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類 紙くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず がれき類			
平成元年 (1989年) 7月14日	株式会社アール・ディエンジニアリングに社名変更				
平成元年 (1989年) 12月６日	廃棄物処理法改正に伴う 産業廃棄物処理業に係る許可 燃えがら（保管を含む） 汚泥（保管を含む） 廃油 廃プラスチック類 紙くず（保管を含む） 木くず（保管を含む） 繊維くず（保管を含む） 金属くず（保管を含む） 動植物性残さ ゴムくず ガラス陶磁器くず がれき類	〔破砕〕 ガラス陶磁器くず がれき類 〔焼却〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず がれき類		廃棄物処理法改正に伴う 産業廃棄物処理業に係る許可 〔安定型埋立〕 廃プラスチック類 ゴムくず ガラス陶磁器くず、 がれき類	
平成２年 (1990年) 10月５日		変更許可 〔焼却品目の追加〕 金属くず（医療系廃棄物に限る） ガラス陶磁器くず（医療系廃棄物に限る）			
平成３年 (1991年) ９月７日	変更許可 〔品目の追加〕 廃酸 廃アルカリ	変更許可 〔乾燥の追加〕 無機性汚泥 〔焼却品目の追加〕 廃酸 廃アルカリ 〔焼却能力の拡大〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類	施設設置届の受理 〔乾燥施設の設置〕 汚泥 〔焼却施設の追加〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類		
平成５年 (1993年) ６月28日	特別管理産業廃棄物新規許可 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 感染性廃棄物	特別管理産業廃棄物新規許可 〔焼却〕 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 感染性廃棄物			
平成６年 (1994年) ９月29日				変更届受理 第２処分場の追加	第２処分場設置許可 面積:8,652㎡ 容量:59,550㎥

年月日	収集運搬業	中間処理関係		最終処分関係	
		処分業（中間処理）	処理施設（中間処理）	処分業（埋立処分）	処理施設(最終処分)
平成７年 (1995年) ４月27日					第２処分場 使用前検査完了
平成７年 (1995年) 10月31日			変更届受理 〔焼却施設の変更〕 木くず		
平成８年 (1996年) ２月５日	特別管理産業廃棄物 変更許可 〔下記対象品目に係る有害物質の追加〕 汚泥 廃酸 廃アルカリ				
平成８年 (1996年) ５月22日	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）に係る変更許可 〔13号廃棄物の追加〕				
平成８年 (1996年) ９月７日	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の処理業に係る更新許可				
平成９年 (1997年) 12月16日	特別管理産業廃棄物 変更許可 〔下記対象品目に係る有害物質の追加〕 廃油				
平成10年 (1998年) 2月27日			特定産業廃棄物焼却施設の使用の届出の受理 木くず		
平成10年 (1998年) ５月27日				廃止届受理	
平成10年 (1998年) ６月28日	特別管理産業廃棄物 更新許可	特別管理産業廃棄物 更新許可			
平成10年 (1998年) ７月３日		変更許可 〔焼却施設の追加〕 〔乾燥施設の追加〕 汚泥	施設設置許可 〔焼却施設（ガス化溶融炉）の設置〕 〔乾燥施設の設置〕 汚泥		変更許可 第１処分場 面積:35,384㎡ 容量:292,943㎥ 第2処分場 面積:9,276㎡ 容量:122,437㎥
平成11年 (1999年) 11月25日			施設休止届受理 〔焼却施設の休止〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類 〔乾燥施設の休止〕 汚泥		
平成13年 (2001年) ２月７日			施設廃止届の受理 〔焼却施設（ガス化溶融炉）の廃止〕 〔乾燥施設の廃止〕 汚泥		

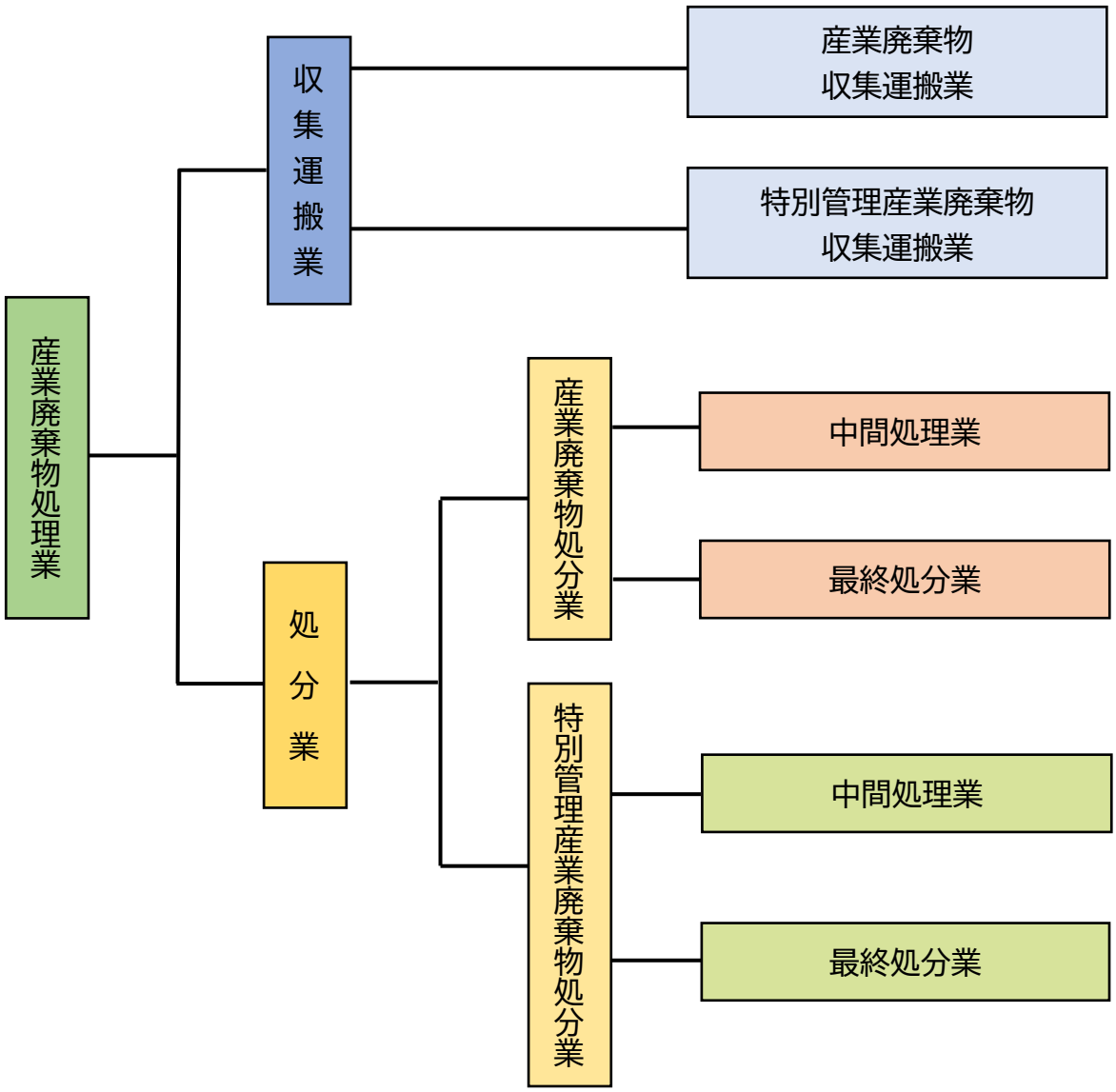
年月日	収集運搬業	中間処理関係		最終処分関係	
		処分業（中間処理）	処理施設（中間処理）	処分業（埋立処分）	処理施設(最終処分)
平成13年 (2001年) ９月７日	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）に係る更新許可 （保管を除く行為のみ許可）	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）に係る更新許可 （破砕のみ許可） ガラス陶磁器くず がれき類			
平成14年 (2002年) 11月18日			施設廃止届の受理 〔焼却施設の廃止〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類 〔乾燥施設の廃止〕 汚泥 〔特定産業廃棄物焼却施設の廃止〕 木くず		
平成15年 (2003年) 11月10日					軽微変更 第1処分場 面積:38,429.46㎡ 容量:320,529㎥ 第2処分場 面積:10,111.47㎡ 容量:80,659㎥
平成18年 (2006年) ３月16日	廃止届受理 〔産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）に係る廃止〕				
平成18年 (2006年) ３月31日		廃止届受理 〔産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）に係る廃止〕			

【コラム】産業廃棄物処理業および産業廃棄物処理施設に係る許可制度

1　産業廃棄物処理業に係る許可制度

廃棄物処理法上の産業廃棄物処理業に係る許可制度は、「収集運搬業」および廃棄物の「処分業」に大別され、「処分業」は脱水、焼却、破砕といった「中間処理業」および埋立処分および海洋投入処分の「最終処分業」に分けられる。また、これらの許可は、取扱う廃棄物が通常の「産業廃棄物」と爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する「特別管理産業廃棄物」でそれぞれ峻別されており、これらを図示すると次のようになる。

（14 ページから 17 ページまでの表では産業廃棄物と特別管理産業廃棄物をまとめて記載している。）



2　産業廃棄物処理施設に係る許可制度

廃棄物処理法では、1 で記載した産業廃棄物処分業の許可とは別に、産業廃棄物処理施設（最終処分場・焼却施設等）を設置しようとするときは、施設設置に係る許可が必要となる。

（ただし、平成３年の法改正までは許可制ではなく届出制であった。）

【このコラムの内容は参考文献⑥による。】

3　旧処分場における不適正処分（概要）

(1) 不適正処分の概要

旧ＲＤ社は、産業廃棄物の処分業（埋立処分）の許可のほか、収集運搬業および処分業（中間処理：焼却・破砕・乾燥）ならびに特別管理産業廃棄物の収集運搬業および処分業（中間処理：焼却）の許可を取得し、それ以降、それらの許可品目を拡大しながら同一場所で事業を展開していた。

旧処分場で埋立てが許可されていた産業廃棄物は、有機物等が付着していないがれき類等（雨水等に触れても性状が変化しない廃棄物）のみであった（許可品目は 11 ページ。）。しかし旧ＲＤ社は、廃棄物処理法に定める産業廃棄物の処理基準に違反して、許可されていない廃棄物の埋立処分や処分場内を深掘りして許可容量を超える廃棄物を埋め立てる等の不適正処分を行った。

(2) 不適正処分の規模および時期

ア　許可容量の超過

県が平成 19 年（2007 年）に行った旧処分場内 12 箇所のボーリング調査等の結果から、旧ＲＤ社は処分場許可時の底面より平均５ｍ程度深く掘っていることが判明し、埋め立てられていた廃棄物の総量は、許可容量約約 40 万㎥に対して 1.8 倍の約 72 万㎥と推定される。

イ　許可品目外の埋立て

許可品目以外の埋立処分が行われた時期は、(ｱ)～(ｳ)の違法埋立の状況などから概ね平成２年（1990 年）から平成８年（1996 年）までの間と推定される。

平成 17 年度（2005 年度）、平成 19 年度（2007 年度）および平成 22 年度（2010 年度）の掘削調査において、ドラム缶、一斗缶および木くずが集中的に埋立てされていたほか、モーター類、家電電子部品などの埋立てが確認された。

平成 19 年度（2007 年度）のボーリングコア調査の結果では、全体の 90%が廃プラスチック類やコンクリート殻などの許可品目で占められ、残り 10%は木くずおよび焼却灰等などの許可品目外の廃棄物と推定した。

(ｱ) 西市道側平坦部のドラム缶等の埋立て（平成２年（1990 年）～平成７年（1995 年））

平成 17 年（2005 年）９月および 12 月に県が旧ＲＤ社に掘削調査を実施させたところ、コールタール、塗料系廃棄物および燃えがらなどを内容物とするドラム缶 105 個、塗料系廃棄物などを内容物とする一斗缶 69 個、鉱物油（潤滑油）を内容物とするポリタンク１個および大量の木くずが見つかった。（詳細は 59 ページ。）

県の許可関係書類および当時の航空写真等から推定される西市道側平坦部の埋立時期と、一部のドラム缶の内容物である研磨砥石の製造年から、この違法埋立の時期は平成２年から平成７年頃と推定される。

(ｲ) 西市道側法面のドラム缶等の埋立て（平成２年（1990 年）頃～平成８年（1996 年）頃）

平成 20 年（2008 年）２月から３月に掘削調査を実施したところ、コールタール、鉱さい、燃えがらなどを内容物とするドラム缶 47 個等が見つかった。

埋立時期については、(ｱ) と同様に県の許可関係書類等による推定時期と当該ドラム缶と同時に掘り出した伝票、印刷物および新聞の日付からこの違法埋立の時期は平成２年頃から平成８年頃と推定される。

(ｳ) 東側焼却炉周辺のドラム缶の埋立て（平成６年（1994 年）４月～平成７年（1995 年）８月）

平成 20 年（2008 年）２月から３月に追加掘削調査を実施した結果、東側焼却炉のスロープ

の下からドラム缶 50 個、木くず置き場からドラム缶 17 個が集中して埋立てられており、全体で 95 個のドラム缶が見つかったほか、注射器や点滴用パック等の医療系廃棄物が見つかった。

また、東側焼却炉周辺において、平成 23 年（2011 年）３月に掘削調査を実施した結果、ドラム缶 16 個が見つかった。ドラム缶の内容物は、半固形状のタール等であり、内容物を分析した結果、環境基準値内ではあるが、ベンゼンが検出された。

県の許可関係書類および当時の航空写真等から推定される埋立時期と、東側焼却炉の設置時期およびドラム缶と同時に掘り出した新聞や医療系廃棄物の製造年月日から、この違法埋立の時期は平成６年（1994 年）４月から平成７年（1995 年）８月までの間と推定される。

【違法に埋め立てられていたドラム缶および木くず】



ドラム缶



木くず

(3) 不適正処分された産業廃棄物の内容

平成 13 年１月から処分場内の不適正処分された産業廃棄物の状況について把握するため、ボーリングや掘削による埋立廃棄物とその周辺土壌有害物質調査を実施した。

また、県が旧ＲＤ社より徴収した最終処分量の実績によると、廃プラスチック類約 53,000 ㎥、ガラス陶磁器くず約 32,000 ㎥、ゴムくず約 300 ㎥、がれき類約 251,000 ㎥が埋め立てられたとされている。

この種類別埋立量は旧ＲＤ社の報告によるものであり、平成 19 年度の県の調査によると、不適正処分された産業廃棄物の量は許可容量約 40 万㎥の 1.8 倍の約 72 万㎥と推定される。

なお、詳細については廃棄物編を参照。

第２章　不適正処分および県の対応の経過
（処分場の設置から旧ＲＤ社の破産手続開始まで）

第２章については、平成 20 年度（2008 年）２月にＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会（以下「検証委員会」という。）から知事に提出された報告書に記載された事実の経過とそれに対する同委員会からの評価をもとに記述しています。なお、事実の概要についてはアーカイブを作成する段階で加筆修正を行っていますが、検証委員会の評価については報告書の原文を引用しています。（本委員会の詳細については第２部第６章に記載しています。）

１　処分場の設置届出から硫化水素ガス発生前まで（昭和 54 年（1979 年）11 月 12 日～平成 11 年（1999 年）10 月 10 日）

(1) 処分場の設置許可（昭和 54 年（1979 年）～昭和 57 年（1982 年）７月 13 日）

旧ＲＤ社元代表取締役（個人）は、昭和 54 年（1979 年）11 月に処分場（面積 9,781 ㎡、容量 60,242 ㎥）の設置届出を行い、県は、翌年３月にこれを受理した。また、佐野産業株式会社の設立に伴い、昭和 57 年（1982 年）６月に法人としての産業廃棄物処理施設（最終処分場：面積 9,781 ㎡、容量 30,712 ㎥）の設置届出および個人としての産業廃棄物処理施設の廃止届出を行い、県は同年７月これを受理した。

産業廃棄物処理業については、昭和 54 年 11 月に個人としての産業廃棄物処理業（最終処分）の許可申請を行い、県は同年 12 月これを許可した。また、佐野産業株式会社の設立に伴い、昭和 57 年６月に産業廃棄物処理業（収集運搬・最終処分）の許可申請および個人としての産業廃棄物処理業の廃止届出を行い、県は同年７月に産業廃棄物処理業（収集運搬・最終処分）の許可を行い、個人としての産業廃棄物処理業の廃止届を受理した。なお、最終処分の許可品目は、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、ガラスくずおよび陶磁器くず、ゴムくず、廃プラスチック類の４品目である。

【検証委員会の評価】

当時の廃棄物処理法では、安定型産業廃棄物最終処分場については面積が 3,000 ㎡を超えるものについて、事前の届出を義務づけていた。県は、届出のあった最終処分場の設置計画が総理府令・厚生省令で定める技術上の基準に適合していないと認める場合は、計画の変更を命ずることができたが、本件届出は、技術上の基準に適合しているものとして受理されている。

産業廃棄物処理業については許可制となっており、許可基準に適合していれば許可しなければならないいわゆる羈束(きそく)裁量とされていたが、本件許可申請は、廃棄物処理法に規定する欠格要件に該当せず、事業の用に供する施設および申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準を満たしているものとしてこれを許可している。また、地元自治会より同意書を取得していた。

以上の県の対応には、特段問題となるような点はなかったと考えられる。

(2) 処分場の拡張（昭和 54 年（1979 年）～）

旧ＲＤ社は、前記のとおり昭和 54 年（1979 年）に処分場の設置を届け出て以降、平成 10 年（1998 年）の産業廃棄物処理業（最終処分）の廃止までの間に、次のとおり処分場を拡張した。

ア　昭和 60 年（1985 年）５月 14 日処分場の変更届出（面積：23,386 ㎡、容量：183,150 ㎥）

イ　平成６年（1994 年）９月 29 日第２処分場の設置許可（面積：8,652 ㎡、容量：59,550 ㎥）

また、処分場における旧ＲＤ社の産業廃棄物の処理状況を把握するものとして、平成２年（1990年）から平成12 年（2000 年）までの間については、旧ＲＤ社から県に提出された産業廃棄物処理実績報告の記録が残っている。

【検証委員会の評価】

昭和 54 年からの処分場の設置、変更に係る届出・許可の際の許可容量については、特段問題となるべき点は見あたらない。（平成６年の第２処分場の設置許可については後記(5)を参照）なお、平成３年の廃棄物処理法の改正により、新たに産業廃棄物処理施設の使用前検査制度が設けられ、第２処分場については使用前検査を行っている。

処分場の残余容量の把握については、平成 16 年 10 月に一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める政令（昭和 52 年総理府・厚生省令第１号）が改正されるまでは、処分場の設置者の義務ではなく、現存する書類からは県も RD 社に対する指導監督上、処分場の残余容量を積極的に把握しようとしていた形跡は見受けられない。また、産業廃棄物処理業の更新許可の際においても、RD 社が申告していた処分場の残余容量をそのまま受け入れていたようである。

RD 社が提出した産業廃棄物処理実績報告書に記載されている産業廃棄物処理施設（埋立施設）の年間処理量は実埋立量ではないと思われるが、年間処理量に減容率を乗じたものを埋立量とするとしても、減容率の算出基準は一定ではなく、正確な埋立量を把握することは困難であったのかもしれない。しかし、一方で許可容量に比して年間処理量がやや多いのではないかという見方もできると思われる。

しかし、県は提出された産業廃棄物処理実績報告書について、内容を精査せず漫然と受理し、当該年度における処分場の残余容量の推計も行っていなかったようである。

なお、平成 19 年に県が行った追加調査の結果、処分場底面が当初計画から平均約５ｍ掘削されており、産業廃棄物の推定埋立容量は、許可容量の約 1.8 倍の約 72 万㎥であることが判明しているが、一般的に、最終処分場については、産業廃棄物の受入量が増加することは、すなわち売り上げの拡大につながることから、産業廃棄物処理業者は容量超過をしても処分量を増やしたいという意識が働きがちであるといわれる。したがって、RD 社を指導監督する立場の県としては、産業廃棄物処理実績報告書の精査や、立入検査により把握できるその時々における処分場の現況、航空写真等の情報等を総合して超過埋立ての兆候がないか監視をすべきであり、その点においては県の一連の対応は不十分であった。

(3) 同一場所での最終処分、中間処理、収集運搬の許可の保有（昭和 61 年（1986 年）～）

旧ＲＤ社は、昭和 55 年（1980 年）３月の最終処分場設置を皮切りに、昭和 57 年（1966 年）7 月に産業廃棄物処理業（収集運搬・最終処分）の許可を取得した後、昭和 59 年（1984 年）10 月に中間処理（破砕）、昭和 61 年（1986 年）12 月に中間処理（焼却）の許可を取得し、以降、４品目（コンクリートの破片、ガラスくずおよび陶磁器くず、ゴムくず、廃プラスチック類）以外の許可品目を拡大しながら、処分場と同一の場所で中間処理（破砕・焼却）を行う体制が続くことになった。

【検証委員会の評価】

本件処分場は安定型処分場であり、埋立処分できる許可品目は前記のとおり、工作物の除去

に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、ガラスくずおよび陶磁器くず、ゴムくず、廃プラスチック類の４品目である。しかし、同一の場所で、最終処分の許可品目以外の中間処理が行われると、本来安定４品目しか埋め立てられない最終処分場に許可品目以外の産業廃棄物が不適正処分される可能性は、作業中に紛れてしまったり、中間処理のため搬入した産業廃棄物の中間処理を行わず、違法に最終処分場に埋め立ててコストを浮かせるということも容易に想定されることから、その場所で最終処分のみしか行わない場合に比べて高くなると思われる。

同一の場所で最終処分と中間処理を行うことは、廃棄物処理法上は違法なものではなく、これらの許可をしたことは不適切とはいえないが、前記のような可能性を考慮した上で RD 社に対する指導監督を行ってきたのかという点については、疑問を持たざるを得ない。

(4) 許可区域外での掘削・埋立て（平成３年（1991 年）～平成４年（1992 年））

平成３年（1991 年）９月、県工業技術センターから、同センターと旧ＲＤ社の間の土地で掘削が行われているとの連絡があり、旧ＲＤ社に確認すると信楽焼の陶土を採取していると回答があった。

同年 11 月、地元住民から先の掘削地で廃棄物を埋め立てているとの通報があった。旧ＲＤ社に確認すると、当該掘削地は許可区域内であると主張したが、計画図面より許可区域外であることが判明し、県は行為の中止を指導した。

同年 12 月、地元住民より、先の掘削地とは別の場所で掘削が行われているとの通報があり、県が立入りを行うと、北尾団地側に深さ約 15mの規模で掘削工事が進められていることを確認した。旧ＲＤ社は「許可区域内における延長工事の一環であり、仮に一部が許可区域外にかかっていたとしても、産業廃棄物処理施設の軽微変更（処理能力の 10%以内の変更）に当たり、変更届出も不要である」と主張し、これに対して県は正式に測量を実施して図面を作成し、提出するよう指導した。その後、地元住民からの通報により２度にわたり、当該掘削地において廃棄物が埋め立てられている事実を確認し、中止するよう指導を行った。また、同年 12 月に行った立入調査では、明らかに許可区域外と思われる部分に廃棄物を投棄していることや、廃プラスチックや廃溶剤が野積みされていることを確認した。

その後、測量の結果から、当該掘削地は全て許可区域外であることが判明し、県は旧ＲＤ社との協議の中で廃棄物の撤去と良質土での埋戻しを指導し、併せて文書指導も行うこととした。しかし、平成４年（1992 年）１月には、地元住民より再度旧ＲＤ社が残土と称して廃プラスチックを混在して埋め戻しているとの通報があった。

県は、同年２月に旧ＲＤ社に対し文書指導を行い、４項目の改善を指導した。これに対して、旧ＲＤ社から是正計画書が提出され、県はこれを受理し、旧ＲＤ社に通知した。

なお、この通知において、県は是正完了後の完了報告書の提出と県による完了検査の受検を指導しているが、現存する書類からは、完了報告書の提出および完了検査の実施の有無については不明である。




平成３年（1991 年）12 月６日　県による立入検査時の旧処分場

【検証委員会の評価】

当時は、産業廃棄物最終処分場のような産業廃棄物処理施設の設置は届出制であり、処分場の規模の変更についても届出が必要であったが、変更の届出をしなかった者に対して発動できる行政処分はなかったが、産業廃棄物処理業者が廃棄物処理法違反の行為をしたときは、同法第 14 条第８項において準用する同法第７条第 11 項の規定に基づき、事業停止命令を行うことが可能であり、また、本件事案においては、当初 RD 社は県の廃棄物の埋立ての中止を求めた口頭での指導に従っていないことも含め、行政処分も視野に入れた対応を検討すべきであったのではないか。

また、この時期において、RD 社の違法行為に対して厳格な措置をとらず、また、区域外埋立てに対して廃棄物の撤去の確認のため、掘削を指導するなどの対応を行わなかったことが、後に許可容量を大きく超える埋立てを許した遠因になったとも考えられる。

(5) 第２処分場の設置許可等（平成６年（1994 年）９月 29 日）

旧ＲＤ社は、従来の処分場に隣接して新たな処分場（第２処分場）を設置することを計画し、平成５年（1993 年）９月３日付けで産業廃棄物処理施設設置許可事前審査願および産業廃棄物処理業変更届を草津保健所に提出し、同所は当該書類を同年９月９日付けで県庁環境整備課に進達し、同課は同月 10 日付けでこれを収受した。

県は、申請書類の内容を事前審査の上、平成６年（1994 年）９月８日付けで産業廃棄物処理施設設置許可申請書を正式に受付し、本件許可申請が廃棄物処理法第 15 条第２項各号に規定する許可の基準に適合しているものとして、同年９月 29 日付けで設置を許可するとともに、同日付けで産業廃棄物処理業変更届を受理した。

その後、平成７年（1995 年）４月 21 日付けで旧ＲＤ社から産業廃棄物処理施設使用前検査申請書が提出され、同月 27 日に県は廃棄物処理法第 15 条第３項の規定による使用前検査を実施し、検査の結果、同法第 15 条第２項第１号の技術上の基準に適合しているとして、同日付けで産業廃棄物処理施設使用前検査結果通知書を草津保健所経由で旧ＲＤ社に交付した。

【検証委員会の評価】

平成３年の廃棄物処理法の改正に伴い、平成４年７月から産業廃棄物処理施設の設置について

は、届出制から許可制に規制が強化されている。その許可基準は、総理府令・厚生省令で定める技術上の基準に適合していることおよび災害防止のための計画が定められていることである。

本件許可手続の過程においては、後記の平成５年頃からの産業廃棄物の不適正保管が継続しており、また、許可直前の平成６年９月には、RD 社が昭和 60 年頃から産業廃棄物の収集運搬に関し、収集運搬業の許可を持たない業務委託先の車両を自社の収集運搬車両として、当該業務委託先の従業員を自社従業員として収集運搬業の許可を受け、廃棄物処理法に違反する再委託を行っていたことが判明している。

県は、当初、この違法な再委託の状況が是正されるまでは、第２処分場の設置許可申請の正式受付を見送る方針であったようであるが、是正に約４ヶ月と時間を要すること等から RD 社が県に対して要請していたとおり、是正の確約書の提出をもって第２処分場の許可申請を受付し、許可することに方針転換をしている。なお、確約書に係る是正の完了を県が確認したかどうかは、現存する書類からは不明である。

当時の産業廃棄物処理施設の設置の許可基準には、平成 12 年に廃棄物処理法の改正がなされるまでは、産業廃棄物処理業の許可基準のいわゆる「おそれ条項」のような産業廃棄物処理施設の設置者の適格性を審査する許可基準は存在せず、また、産業廃棄物処理施設の設置許可は許可基準に適合している場合は、必ず許可しなければならないいわゆる羈束裁量であると考えられていたことから、前記の RD 社の違反行為や、過去の廃棄物処理法違反の経緯を理由として、第２処分場の設置を不許可とすることは難しいと考えられ、設置を許可したことはやむを得なかったと思われる。

また、収集運搬業の再委託については、昭和 60 年頃から長期にわたっていたことを勘案し、業務停止命令を別途検討するべきであった。

(6) 旧ＲＤ社から発生したばい煙・ばいじん（平成６年（1994 年）～平成７年（1995 年））

平成６年（1994 年）頃から平成７年（1995 年）頃にかけて、旧ＲＤ社の焼却施設から発生したばい煙、ばい塵に対して住民からの苦情が頻発した。

ア　平成６年７月 13 日、地元住民より旧ＲＤ社の焼却施設から黒煙が出ているとの苦情があり、県は同日旧ＲＤ社に立入りを行い、指導を行うとともに顛末書の提出を求めた。同年９月 27 日に旧ＲＤ社から顛末書が提出された。

イ　平成６年 10 月 17 日、県工業技術センターより、悪臭とばい塵の飛散が多いとの連絡があった。県は同月 19 日に旧ＲＤ社に立ち入り、焼却施設の更新を含め、焼却物が完全燃焼するような対策を講じ、報告するよう指導した。同年 11 月９日、旧ＲＤ社から報告があった。

ウ　平成７年５月 10 日、地元住民より、ばい塵飛散の苦情があり、県は同日苦情主の元へ出向き、現場確認を行うとともに、原因と思われる旧ＲＤ社に立入りを行った。旧ＲＤ社によると「特に焼却施設に異常はない」とのことであったが、調査の上、原因があれば対策を報告するよう指導した。同月 19 日、旧ＲＤ社から原因と改善策についての報告書が提出された。

エ　平成７年６月５日、地元住民から、ばい塵飛散の再苦情があり、県は同日苦情主の元へ出向き現場確認を行った結果、ばい塵ではなく焼却灰の飛散である可能性が判明した。その後、旧ＲＤ社に立入りを行い焼却灰の飛散した原因を調査し、その結果を報告するよう指導した。同月 19 日、旧ＲＤ社から報告書が提出された。

オ　平成７年７月 14 日、地元住民から、ばい塵飛散の苦情があり、県は同日、現場確認を行うとともに、旧ＲＤ社に立入りを行い、焼却施設等全体の徹底的な見直しや報告書の提出等を指導した。同年９月 13 日、旧ＲＤ社から報告書が提出された。

【検証委員会の評価】

ばい煙・ばい塵に対する苦情に対しては、県は、苦情の都度、現地確認および RD 社に対する立入りを行い、原因の究明と改善策の実施を指導するなど、個別的には対応を行っているが、短期間に繰り返し苦情が発生したことを重視し、廃棄物処理法第 18 条の規定に基づく報告の徴収等により、産業廃棄物処理施設の技術上の基準、維持管理基準および産業廃棄物処理基準違反についても検討し、必要であれば、改善命令等の行政処分を発動するなど、より積極的に法に基づく監督権限の行使を検討すべきであった。

また、ばい煙・ばい塵の事案に限らず、苦情に対する対応に際し、その原因を積極的に究明しようとする姿勢が県には欠けていたように思われるが、積極的な原因究明を行うことが、別の違法行為の早期発見に繋がることもあり、結果として問題の早期是正につながるという姿勢で対応すべきであったのではないか。

【コラム】ばい煙・ばいじんによる近隣住民への被害

平成６年頃からの旧ＲＤ社の焼却施設から発生したばい煙、ばい塵による被害は、産業廃棄物処理を考える会（以下「考える会」という。）において、地元住民からの証言という形でまとめられており、その記述内容を引用して紹介する。

やがて、平成５年くらいから処分場が広くなってきて、６年の暮れから７年にかけてテレビが映らなくなってきました。産廃処分場は、団地と５メートルくらいの道路をへだてて接するという状態になってきました。

平成７年（1995）７月には、真っ黒なベタッとしたものがおちてきました。油っぽいものでした。樹の葉は真っ黒になるし、窓や網戸、洗濯干場、洗濯物も真っ黒です。部屋の中を歩いても足のうらが黒くなりました。

滋賀県や栗東町に言いにいきました。団地まで調べに来ましたが、「これは煤煙だ」と言うだけで、なにもしないで帰りましたし、その後も何の変化もありませんでした。

（中略）

雨ふりや曇りの日になると何か特別のものを燃やすようなので、黒いものが落ちてくるのがひどくなります。小さいつぶは毎日ふってきました。ほこりは毎日のことで。煙もひどいです。昨年（平成 10 年）の夏にも、とくにひどいのがありました。

【このコラムの内容は参考文献⑦による。】



平成７年（1995 年）～平成８年（1996 年）頃の旧処分場（住民提供）

(7) 産業廃棄物の不適正保管（平成７年（1995 年）５月～平成８年（1996 年）９月）

旧ＲＤ社は、平成５年（1993 年）頃から産業廃棄物の不適正保管を行っており、県の口頭による指導にもかかわらず、改善は行われなかった。

平成６年（1994 年）には、旧ＲＤ社は、木くず約 6,000 ㎥を処分場内に仮置きするとともに、第２処分場の設置許可を得ることを前提として産業廃棄物を受け入れており、その受け入れた産業廃棄物が山積みされていた。これらの不適正保管に対し、旧ＲＤ社は同年９月 30 日に顛末書を提出し、併せて同年 12 月までに木くずを処理し、山積みの産業廃棄物約 20,000 ㎥についてはリサイクルのための選別後、残る 10,000 ㎥を第２処分場で処分するとの改善計画を提出したが、是正は行われなかった。

平成７年（1995 年）になり、産業廃棄物の排出事業者から旧ＲＤ社の廃棄物の山積状態について指摘があり、県は改めて指導を行った。不適正保管の産業廃棄物は、木くず約 5,000 ㎥、廃プラスチック約 3,000 ㎥、残土系廃棄物約 100,000 ㎥であり、同年５月 24 日に旧ＲＤ社から同年８月までに、木くずおよび廃プラスチックは全量処理し、残土系廃棄物はその半分を処理するとの是正計画が提出された。県は、今回の是正計画を実施しない場合は行政処分も考えている旨を旧ＲＤ社に伝え、本件是正計画を受理し、旧ＲＤ社は同年５月から８月までの間、各月末現在の是正計画の実施状況を県に報告した。

同年９月 13 日、旧ＲＤ社から本件是正計画の完了報告があり、県は同月 25 日に現地確認を行い是正を確認した。併せて、旧ＲＤ社から残りの残土系廃棄物についての処理計画が提出された。

その後、県は平成８年（1996 年）５月頃まで継続して指導を行ったが、残り 50％の残土系廃棄物の不適正保管は改善されず、また、同年４月 30 日および５月 15 日には、不適正保管との関係は必ずしも明らかではないが、廃プラスチック集積場所で火災が発生した。

【検証委員会の評価】

現存する書類からは、平成５年から平成６年にかけての一連の不適正保管の内容およびそれに対する県の対応は必ずしも明らかではないが、平成７年になって排出事業者の指摘を受けたことにより再度の指導を開始するまで、口頭による指導を行っても不適正保管が改善されない状態を事実上放置していたことは不適切であった。

また、平成７年からの指導も含め、旧厚生省通知『産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強

化について』（平成２年４月 24 日付衛産第 30 号）においては「措置すべき事項を指示する場合は文書により行うこと」とされており、本件事案については指導は文書で行うことが適切であった。また、職員ヒアリングによると、時期は特定できないが、立入検査に関して事前通告して行う場合もあったとの証言があった。同通知では、立入検査は原則抜き打ちで行うこととされており、RD 社へ事前通告して行われた立入検査については、不正や違法行為の発見に全く支障がなかったとはいえないと考えられる。

平成７年８月末に木くずおよび廃プラスチックならびに残土系廃棄物 50 %の是正完了後、残土系廃棄物の残り 50 %の是正は進まなかったが、県は同年 11 月末から約３ヶ月 RD 社への立入りを行わず、状況の把握を怠っていた。その後、平成８年５月まで残りの是正が進まなかったが、県は、平成８年９月に RD 社の産業廃棄物処理業の許可の更新時期を迎えることから、それまで是正の猶予を認めるような対応をしているが、本件不適正保管事案は平成５年から継続している事案であり、平成６年頃には県の担当者が RD 社の管理運営能力に疑問を呈していたことや、本件不適正保管事案以外の過去の廃棄物処理法違反に対する指導の経緯等も踏まえ、是正が早期になされないのであれば、産業廃棄物処分基準違反の処分として、同法第 19 条の３に基づく改善命令または産業廃棄物処理業者に対する業務停止命令の発動を検討すべきであり、一連の県の対応は不適切であった。

２回の火災発生に関しては、RD 社から報告書の提出はあったものの、報告書で第三者に委託したとされる原因究明について、その後報告があったかどうかは明らかではないが、処分場からの火災発生という事態にも係わらず、口頭での指導に留めていたが、火災発生の原因の究明と再発防止策について、廃棄物処理法第 18 条の規定による報告の徴収を行い、また、維持管理基準違反に当たるとして改善命令の発動を検討するなど、法に基づく監督権限の行使を検討すべきであった。

(8) 産業廃棄物処理業の更新許可（平成８年（1996 年）９月７日）

旧ＲＤ社は、平成８年（1996 年）９月６日に産業廃棄物処理業の許可期限が到来することから、同年８月 21 日に産業廃棄物処理業許可更新事前審査願を草津保健所に提出した。草津保健所は同月 22 日に当該事前審査願を県庁環境整備課に進達し、同課は同日これを収受した。その後、環境整備課において、申請書類の内容を事前審査するとともに、同年８月 30 日には許可更新に伴う立入検査が行われ、その結果、更新を認めることとする方針とされた。なお、同日の立入検査時においては、前記の産業廃棄物の不適正保管について、山積み状態は解消されていた。

同年９月４日付けで正式に産業廃棄物処理業許可申請書が受付され、県は廃棄物処理法第 14 条第３項各号の許可基準に適合しているものとして、平成９年(1997 年)９月７日に更新許可をした。

【検証委員会の評価】

県は、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理業の許可基準に適合しているものとして、更新許可を行っているが、前記のとおり、平成５年頃から平成８年までの長期におよぶ産業廃棄物の不適正保管事案があったこと、県の是正指導に対しても RD 社が真摯に対応したとは言い難いこと、それ以前に許可区域外の掘削・埋立ての廃棄物処理法違反を疑われる行為や、ばい煙・ばい塵の苦情等により県の指導を受けている経緯があること、平成６年頃には、県の担当者が RD 社の管理運営能力に疑問を呈していたこと等から、更新許可の審査に当たっては、同法第７条第３

項第４号ホの「その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」という欠格要件、いわゆる「おそれ条項」の適用による不許可処分を検討するべきであった。この「おそれ条項」の適用の可否については、旧厚生省通知『産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可事務取扱要領について』（平成５年２月 25 日付衛産第 20 号）で示されており、その中には廃棄物処理法等の法令に係る違反を繰り返し、行政庁の指導等が累積している場合であって、その資質および社会的信用の面から適切な業務運営を当初から期待できないことが明らかである場合は、不許可処分をすることができるとしている。

なお、この「おそれ条項」の適用に際しては、同通知では、旧厚生省との事前協議を求めており、また、当時は廃棄物処理業の許可は国の機関委任事務であったことから、必ずしも県の意向だけで不許可処分ができるものではないと考えられるが、少なくとも「おそれ条項」の適用を視野に入れた旧厚生省との協議を行う必要があったのではないか。

(9) 改善命令および産業廃棄物処理施設の変更許可等（平成 10 年６月２日～７月３日）

ア　改善命令の発動等

平成 10 年６月２日、県は、旧ＲＤ社に対して許可区域を越えて産業廃棄物が処分され、法面が計画勾配を超え、産業廃棄物の飛散、流出の危険があり、産業廃棄物処理施設の維持管理基準違反にあたるとして、廃棄物処理法第 15 条の３に基づき、維持管理基準に適合するように改善を行うこと、同月８日までに是正計画書を提出し、承認を得ることを内容とする改善命令を行った。同日、旧ＲＤ社は産業廃棄物の超過分の一部を外部へ搬出すること、法面勾配の是正を行うこと等を内容とする是正計画書を提出した。

さらに県は、同日付で、産業廃棄物処理施設の変更許可を受けずに埋立面積および容量を超過したことは遺憾であるとして、改善計画書の提出を求める文書指導を行った。

平成 10 年 11 月 11 日、県が栗東市と共に旧ＲＤ社に立入りを行った際に、第２処分場を 30ｍ× 50 ｍ×深さ 20m にわたり、掘削していた（深掘り）ことが判明し、県は産業廃棄物で埋め戻さないように指示した。その後、当初の是正計画にはなかったこの掘削について、旧ＲＤ社から当初是正計画の変更という形で申し入れがあり、県はこの是正計画の変更を認めることとしたが、同年 12 月１日には旧ＲＤ社より、県の指導に反して深掘箇所に産業廃棄物を投入していたこと、先の当初是正計画の変更の申入れに係る報告書は虚偽の内容であったこと等の報告があった。

この一連の行為に対し、県は同年 12 月 16 日に『産業廃棄物処理施設の改善について』と題した文書を旧ＲＤ社に送付し改善を指導するとともに、今後不誠実な行為があった場合には、産業廃棄物処理業の許可取消しを含む行政処分を行う旨を伝え、これに対し同月 21 日には旧ＲＤ社から誓約書が提出された。

また、同月 17 日、県は深掘箇所の産業廃棄物の搬出および掘削の確認を、同月 25 日には栗東市立会のもと、深掘箇所の良土による埋め戻しを確認した。

イ　産業廃棄物処理施設の変更許可等

RD 社は、平成 10 年６月３日付けで第１処分場および第２処分場の面積および容量拡大に係る産業廃棄物処理施設変更許可事前審査願を、同月４日付けでガス化溶融炉の新規設置に係る産業廃棄物処理施設設置許可事前審査願をそれぞれ草津県事務所に提出した。同事務所は、同日こ

れらの事前審査願を県庁環境整備課に進達し、同課は同日これらを収受した。

その後、環境整備課において事前審査を行った後、同月 12 日付けで正式にこれらの許可申請書が受付され、県はそれぞれ廃棄物処理法第 15 条第２項各号の許可基準に適合しているものとして、平成 10 年７月３日に第１処分場および第２処分場については変更許可を、ガス化溶融炉については設置の許可を行った。

なお、変更許可後の第１処分場の面積は 35,384 ㎡（変更前 23,386 ㎡）、容量は 292,943 ㎥（変更前 183,150 ㎥）、第２処分場の面積は 9,276 ㎡（変更前 8,652 ㎡）、容量は 122,437 ㎥（変更前 59,550 ㎥）の増加となり、変更前に比べると合計では面積で 12,622 ㎡、容量で 172,680 ㎥の増加となっている。

【検証委員会の評価】

廃棄物処理法第 15 条の３は、「都道府県知事は、（中略）期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。」と規定するが、本件改善命令には是正計画書を提出し、県の承認を得る期限は定められているものの、改善の履行期限については定められておらず、適正な改善命令の履行を担保することができないため、その点は不適切であった。

また、前年度である平成９年度の書類が全く残っていないため、本件改善命令に至る経緯については不明であるが、RD 社が提出した是正計画は、許可容量を超過した産業廃棄物の一部を搬出し、残りの産業廃棄物は平成 10 年５月 27 日に埋立てを廃止している第１処分場および第２処分場の規模拡大の変更許可により対応するというもので、事実上、変更許可とセットとなった是正計画である。また、是正計画が改善命令と同日に提出されていることからも、事前に県と是正計画の内容についてすり合わせていることが推定される。

このような、違法行為の追認とも受け取れる是正内容となった理由として、県は、許可容量を超過した産業廃棄物の全量を処分場外へ搬出させることも検討したが、地元自治会と RD 社との間で車両台数の制限があるため、容量超過分の全量を処分場外へ搬出するには約９年半を要し、周辺生活環境への影響が懸念されることや、防災上の観点から重大な支障を及ぼす可能性があることから、RD 社に場外搬出をできるだけ行わせた上で、産業廃棄物の飛散流出を防ぐため、処分のための容量の増加を変更許可したと説明している。

しかし、産業廃棄物の処分場外への搬出に約９年半を要することによる周辺生活環境への影響を考慮して、このような是正計画を認めることは本末転倒であり、むしろ許可容量をはるかに超えた産業廃棄物が処分場内に存在することによる周辺生活環境の影響を重視し、地元住民の理解と協力を得て、許可容量を超過した産業廃棄物の全量撤去を前提とした是正計画を策定させることが必要であったのではないかと思われる。

仮に、許可容量超過分の産業廃棄物について全量撤去を行わせたり、本件改善命令の履行中に RD 社が深掘りを行い、産業廃棄物を埋立てしていた事実から、他にも同様のケースがあるのではないかと RD 社を追及し、調査を行っていれば、最終的に許可容量の 1.8 倍の産業廃棄物が埋め立てられていたという処分場の全貌がこの時点で明らかになっていた可能性もあり、同社の責任をうやむやにするかのような変更許可を行ったことおよび変更許可とセットになった是正計画を受理したことは、ともに失当であったといわざるを得ない。

また、変更許可を受けずに処分場の規模の拡大を行ったことおよび改善命令発動後の RD 社の不

誠実な行為に際しても、県は依然として文書指導に留めているが、処分場の規模の無許可変更は明確な廃棄物処理法に違反する行為であり、また、是正計画の変更に関し虚偽報告を行ったことについては、改善命令に従わなかったものと解することも可能であることから、これらを理由として RD 社に対して業務停止命令を発動するなど、毅然とした対応をとるべきであった。

なお、処分場の変更許可と同時に、RD 最終処分場問題が大きく取り上げられる端緒となったガス化溶融炉の設置許可が行われている。RD 社が、ガス化溶融炉設置許可の事前審査願を県に提出した直後の平成 10 年６月 17 日には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 85 号）が施行される予定となっていた。

この改正法においては、「住民の環境意識への高まりや環境負荷増大のおそれに対する不安の下で、廃棄物処理施設設置をめぐる地域紛争が多発している状況を踏まえ、地元住民等の意向が適切に反映され、個々の施設が地域ごとの生活環境の保全に十分配慮されたものとなるよう、施設の設置許可手続の見直し」（旧厚生省通知『廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について』（平成 10 年５月７日付生衛発 780 号））が行われており、具体的には産業廃棄物処理施設の設置許可の申請に際しての環境影響評価書の添付、許可申請書等の告示および縦覧、利害関係者の意見書の提出等が新たに手続に盛り込まれた。ただし、平成 10 年６月 16 日以前に許可申請があったものについては、これらの新たな手続は適用されず、旧法の手続によるものとされていた。

ガス化溶融炉の設置許可の申請が正式受付されたのは、同月 12 日付けであることから改正法の規定は適用されず、許可申請を受理することに問題はなかったが、当時、ガス化溶融炉はほとんど稼働実績がなかったことや、RD 社の一連の過去の経緯から地元住民の間に不安・不信があったこと等を考慮すると、前記の改正法の趣旨を十分に踏まえて、改正法による産業廃棄物処理施設の設置手続によることを行政指導する等の慎重な対応が必要であったと思われる。

２　硫化水素ガス発生から４項目の改善命令前まで（平成 11 年（1999 年）10 月 11 日～平成 13 年（2001 年）12 月 25 日）

(1) ガス化溶融炉の導入と公害調停（平成 11 年（1999 年）12 月～平成 12 年（2000 年）12 月）

旧ＲＤ社は、平成 10 年（1998 年）６月 12 日付けで第一処分場の廃棄物埋立箇所上にガス化溶融炉を設置しようとする産業廃棄物処理施設設置許可申請を県に提出し、県は同年７月３日に許可を行った。

周辺住民等からは、旧ＲＤ社に対する不信感や新技術であったガス化溶融炉に対する不安等から、平成 11 年（1999 年）12 月頃から翌年 12 月頃まで、ガス化溶融炉の試運転中止の指導や業者を交えた合同説明会開催等の要望・要請が県に多数寄せられた。また、考える会からは 20,255 名もの署名とともに県に陳情書が提出され、住民代表や専門家を含む調査委員会の設置や、ガス化溶融炉に対する地元住民の納得が得られるような安全確認がなされるまで建設を中止し運転させないよう要求があった。（陳情書は巻末資料２(1)に掲載。）

また、旧ＲＤ社は平成 11 年（1999 年）11 月１日、公害紛争処理法(昭和 45 年法律第 108 号）に基づき、滋賀県公害審査会に対し、周辺住民の一部を相手方とし「ガス化溶融炉システムおよび申請人の業務内容の点検、調査等についての然るべき協定の締結」を請求事項とした調停を申し立てた。これに対して、47 名の住民が平成 12 年（2000 年）４月３日、同審査会に対して旧ＲＤ社を相手方にした調停を申し立てた。その後、旧ＲＤ社申立ての調停については９回、住民側申立ての調

停については８回の調停期日を重ね、その中で同年 11 月には調停委員会から中間合意案が提示されたが、結果的にはともに調停申請の取下げという形で不調に終わっている。

【コラム】ガス化溶融炉をめぐる公害調停

ガス化溶融炉をめぐる公害調停については、前述の旧処分場と住民運動について記述された書籍でも触れられており、同書では中間合意案に対する住民の当時の意見が記述されていることから、以下に引用する。

二〇〇〇年秋ごろ、ＲＤは翌年二月にガス化溶融炉を動かす準備をしているという噂がもっぱらであった。それはガス化溶融炉自体をきれいに化粧し、最後の仕上げに入ったと見えたためである。しかしそれよりも確からしいのは、公害調停においてそうした気配がみられたことである。

そのことがはっきりと出てきたのは、十一月二十七日の第六回「公害調停」の日に、調停委員会から提案された「中間合意案」であった。要約すると次のようである。

「ＲＤ、調停委員会、合同対策委員会、滋賀県、栗東町が協議会に参加し、埋立て廃棄物の調査、地下水の調査を行ない（原文ママ）、対策を検討する。全員一致で決める。費用はＲＤが負担。中間合意案が成立した後自粛している営業を再開する。」

これは、いよいよ自粛を解き、ガス化溶融炉の稼働に向かうものであると考えられた。

（中略）

第一回の「調停」は二〇〇〇年一月に行われ、双方から聞き取りがなされた。以後住民側はガス化溶融炉については調停で話し合わないとして出席を拒否してきた。そして四月一日、今後は住民四十七名が「何を焼却し、埋め立てをしたかの管理伝票の提出、処分場内に存在する有害物質の調査の実施、今後の有害物質の管理・除去についての計画など明らかにすること」を求めて、弁護士一名を代理人として「公害調停」を申請した。（中略）

その後「少なくともＲＤ社はきちんと法に従った手続き、許可を取って操業しているし、故意に違法操業を行う意思はまったくない」として、「可能な限りＲＤ社の責任と費用負担でもって解決に当り、回復措置を取りたいと考えている。その意味で早期の方針の策定を願っている」との「準備書面」を十一月二十日に提出した。しかし処分場内に見えているドラム缶をはじめ多くの「違法な」廃棄物の処理についての資料はまったく出されなかった。

そして十一月二十七日に「中間合意案」が提出されたのであった。住民側は、十二月の第七回調停でこの案は受け入れられないという「意見書」を提出した。その理由は、

「ＲＤは加害者であり、住民は被害者である。行政は監督指導責任者である。加害者と被害者が同じテーブルに着くためには、加害者は今までの加害の実態、原因（埋立物の種類、量、時期、場所など）を明らかにし、住民に謝罪すべきである。実態が明らかになっていないのに対策が立てられるはずがない。このような現状で同席することは、ＲＤの今までの態度を認めることにもなり、住民の今日までの努力は水泡に帰するであろう」というものであった。

【このコラムの内容は参考文献⑧による。】



旧処分場とその上に建つガス化溶融炉（住民提供）

一方、住民から県に対しては、平成 11 年 12 月 24 日に産廃処理問題合同対策委員会（小野自治会、赤坂自治会、栗東ニューハイツ自治会、日吉が丘自治会、北尾団地自治会、中浮気団地自治会、考える会で結成。以下「合同対策委員会※」という。）から滋賀県知事に対し県主催の説明会の開催やガス化溶融炉設置の許可に係る経緯の開示等を求めた要求書が提出されている。（要求書は巻末資料２(2)に掲載。）　※合同対策委員会は周辺住民等から「合対」と呼称されることが一般的であった。

このほか、平成 12 年 1 月 19 日には考える会からガス化溶融炉を硫化水素ガスが発生する処分場に建てることの安全性や事故があった際の住民への健康被害や地下水汚染への対応について質問が提出されているが、県は廃棄物処理法に基づいて審査し、適法な施設であるとして許可したという旨の回答をした。（質問と県からの回答は巻末資料２(3)に掲載。）

住民のガス化溶融炉の試運転に対する不安が高まる中で、県は、ガス化溶融炉の稼働の前提となる使用前検査への対応として、新たに滋賀県廃棄物処理施設の使用前検査に係る取扱い要綱を制定し、一定期間の試運転により施設の性能を確認した後に稼働を認めるか判断することとした。また、平成 11 年 10 月および平成 12 年 1 月の硫化水素ガス発生を受けて、硫化水素問題についての理解が得られた上でガス化溶融炉の使用前検査、試運転に当たっていくという方針を打ち出し、事実上、住民の理解が得られない限りは使用前検査を行わないこととした。

結局、ガス化溶融炉は概ね完成したものの、一連の硫化水素問題を受けて旧ＲＤ社が営業を自粛する状況の中、平成 13 年（2001 年）２月７日に旧ＲＤ社からガス化溶融炉を廃止する旨の産業廃棄物処理施設軽微変更届が提出され、ガス化溶融炉は稼働することなく、解体撤去された。

【検証委員会の評価】

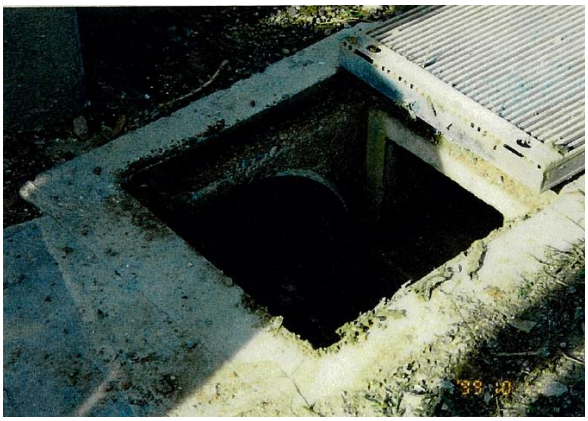
ガス化溶融炉について、県は、産業廃棄物処理施設の設置許可は適正に行われたとしながらも、硫化水素問題による住民の RD 社への不信、ガス化溶融炉への不安の高まりを受けて、新たに要綱を制定したり、事実上、住民の理解が得られない限りは稼働の前提となる使用前検査は行わない方針とするなど、住民に配慮した一定の対応は行っていると思われる。

しかし、使用前検査時に理解を得ることを前提とすることで、今回の住民からの要望に対する回

答等において、具体的な個々の質問にすべて回答されていない場合もあり、十分な説明に欠けていたと思われる点も見受けられ、その点は反省すべきであった。

(2) 硫化水素ガス発生後の対策（平成 11 年（1999 年）10 月～平成 13 年（2001 年） 12 月）

平成 11 年（1999 年）10 月 11 日、住民から警察署および消防署に「有毒ガスが発生している」との通報があり、県は翌 12 日に、栗東市および消防署の立会のうえで現地確認調査を行い、処分場東側の排水溝で 50ppm を超える硫化水素ガスを確認した。





平成 11 年（1999 年）10 月 12 日　旧処分場排水溝の現地調査

県は、住民団体から硫化水素の発生原因を突き止めるなどの緊急申入れを受け、同月 28 日には、住民と共同して処分場内の廃棄物サンプリング調査を行い、旧ＲＤ社に対しては、硫化水素ガスの発生原因が究明されるまでは、改善命令に係る是正工事を中止するよう要請した。また、硫化水素ガスの発生原因の究明と対策のため、同年 11 月 27 日に栗東町小野地先産業廃棄物最終処分場硫化水素調査委員会（以下「硫化水素調査委員会」という。）を設置し、同委員会からの助言を受けながら、同年 12 月 21 日から平成 12 年（2000 年）６月にかけて配水管周辺の準備調査、処分場内２か所でのボーリング調査、ガス抜き管敷設のためのメッシュ調査およびガス抜き作業等を実施させた。同委員会は、平成 13 年（2001 年）５月 16 日まで８回にわたり開催され、硫化水素の発生以降実施された廃棄物掘削調査や地下水調査等の結果をもとに、同年６月に報告書がとりまとめられた。なお、本委員会の報告では、旧処分場における硫化水素の発生原因のうち、石膏ボードに含まれる硫黄が硫化水素の発生原因であることを特定した一方で、地下水の水質については旧処分場内外９地点で調査のうえ、「ダイオキシン類やほう素など少数の例外を除いて、総じて問題はなかった。」と評価されている。（後に県が平成 17 年に実施した地下水調査では環境基準を超えるシス-1,2-ジクロロエチレンやほう素が検出されたほか、平成 19 年に栗東市が実施した地下水調査では環境基準を超える総水銀を検出している。当時の硫化水素調査委員会からの評価について、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、本委員会の設置目的は硫化水素の発生原因の特定であり、水質については十分な調査と議論がされていなかった可能性はあると述べた。また、平成 13 年に硫化水素調査委員会が報告を取りまとめた以降、旧処分場から浸出した浸透水の影響が広がった可能性もある。）

硫化水素調査委員会の調査および硫化水素ガス発生対策

1　調査目的

硫化水素およびメタンガスの発生原因を究明し、かつ発生防止対策を講ずるための基礎資料を得ること。

2　調査内容

(1) 排水管内ガス調査

・[平成 11 年 12 月] 12 地点（全長 130m、10m 毎）

・硫化水素、メタン、酸素

(2) 表層ガス調査

・[平成 11 年 12 月] 30 地点、[平成 12 年 1 月]（追加調査）20 地点、[平成 12 年 1 月]（硫化水素高濃度地点絞り込み調査）29 地点、[平成 12 年６～７月]69 地点

※平成 11 年 12 月および平成 12 年６～７月は削孔に溜まった浸透水の水質も測定した。

・温度、硫化水素、メタン、酸素

(3) ボーリング調査

平成 11 年 12 月の表層ガス調査と平成 12 年 1 月の表層ガス調査の追加調査で硫化水素が高濃度で検出された２地点でボーリング調査を実施した。

ア　廃棄物観察

・[平成 11 年 12 月] ２地点、[平成 12 年７～８月] 1 地点

イ　孔内ガス測定

・[平成 11 年 12 月] ２地点、[平成 12 年７～８月] 1 地点

・硫化水素、メタン、酸素

ウ　孔内温度測定

・[平成 11 年 12 月] ２地点、[平成 12 年７～８月] 1 地点

(4) 浸透水調査

・[平成 12 年 1 月] ２地点、[平成 12 年７～８月] 1 地点

・６項目（水素イオン濃度（pH)、電気伝導度（EC)、全有機体炭素（TOC)、生物化学的酸素要求量（BOD)、硫化物イオン（S^{2-})、硫酸イオン（SO_4^{2-}））

3　調査結果

(1) 排水管内ガス調査

・メタン：４地点検出、硫化水素検出：１地点検出（26.0ppm)、酸素：空気組成に近い

(2) 表層ガス調査

[平成 11 年 12 月]

・温度：調査エリアの中心から西側の斜面にかけて高かった。（最高 64.1℃）

・酸素：温度の高い区域と酸素濃度の高い区域は大まかに重なっている

・メタン：ほぼ全域で検出され、最高 78%で検出された。

・硫化水素：南側の平地で高く、最高 124ppm（No.2 地点）で検出された。

[平成 12 年 1 月]（追加調査）

・硫化水素：前年 12 月に硫化水素が最高濃度で検出された地点（No.2 地点）の南西側を中心に調査を実施したが、高濃度で検出された地点はなかった(最高 47ppm)。なお、同月にメタンが 58%で検出された地点の 5m 西側（No.1 地点）で硫化水素が 109ppm で検出された。

・メタン　：前年 12 月に硫化水素が最高濃度で検出された地点の南西側を中心に調査を実施したが、高濃度で検出された地点はなかった（最高 8%)。なお、同月にメタンが 58%で検出された地点の 5m 西側でメタンが 65%で検出された。

［平成 12 年 1 月］(硫化水素高濃度地点絞り込み調査)

・硫化水素：以下の「(3) ボーリング調査」において、No.1 地点の孔内で高濃度の硫化水素が検出されたことから、その周辺で調査を実施し、高濃度地点の絞り込みを行ったところ、No.1 地点の南西側の地点で硫化水素が最高 820ppm で検出され、その約 20m 四方の範囲では 100ppm 以上で検出された。

［平成 12 年６～７月］

・温度：処分場西側の斜面に近い地点で高い値を示し、最高 73.3℃（I-9 地点）であった。

・硫化水素：平成 12 年 1 月までに実施していない処分場の西側で調査を実施したところ、硫化水素が 1,120ppm の高濃度で検出された。このことから、この地点（K-9 地点）周辺における硫化水素の分布を把握するため、近傍の７地点で追加調査を行ったところ、この地点の 6m 西側の地点（K-9-5 地点）で硫化水素が最高 22,000ppm で検出された。なお、近傍の７地点間の濃度差は顕著であった。

・メタン：処分場南西側で高い濃度を示し、最高 76%（M-8 地点）で検出された。

(3) ボーリング調査

平成 11 年 12 月の表層ガス調査で硫化水素が 124ppm で検出された地点（No.2 地点）と平成 12 年 1 月の表層ガス調査の追加調査で硫化水素が 109ppm で検出された地点（No.1 地点）でボーリング調査を実施した。また、平成 12 年７月の表層ガス調査で硫化水素が 22,000ppm で検出された地点（No.3 地点）でボーリング調査を実施した。

ア　廃棄物観察

No.1 地点で確認された廃棄物は、コンクリート、プラスチック類、ガラス、磁器、金属、布、紙、木片であった。No.1 地点の GL-4m 付近では油分の付着がみられた。No.2 地点で確認された廃棄物は、コンクリート、プラスチック類、磁器、レンガ、ゴム、金属、木片であった。No.3 地点で確認された廃棄物は、アスファルト、レンガ、コンクリート、ビニール、合成繊維、プラスチック類、ゴム、発泡スチロール、木片、金属、紙であった。

イ　孔内ガス測定

・硫化水素：No.1 地点では、GL-6～10m の深度で高濃度の硫化水素が検出され、GL-9m で最高濃度 15,200ppm を示した。No.2 地点では、GL-9～13.5m の深度で硫化水素が検出されたが、GL-13.5m で最高濃度 19.5ppm を示した。No.3 地点では、GL-2m の深度で 15,000ppm と高濃度の硫化水素が検出されたが、他の深度では 0～74ppm であった。

・メタン：No.1 地点では、全深度でメタンが検出され、GL-12.0m で最高濃度 84%を示した。No.2 地点では、３深度でメタンが検出されたが数%程度であった。No.3 地点では、全深度でメタンが検出されたが、十数～数%と比較的低濃度であった。

ウ　孔内温度測定

・No.1 地点では、全深度で 25℃以上であり、最高温度は 39.6℃であった。No.2 地点では、全深度で 25℃以上であり、最高温度は 32.6℃であった。No.3 地点では全深度で 30℃以上であり、最大 50.5℃であった。

(4) 浸透水調査

［平成 12 年 1 月］

・No.1 地点：水素イオン濃度（pH）：7.0、電気伝導度（EC）：376mS/m、生物化学的酸素要求量（BOD）：15mg/L

・No.2 地点：水素イオン濃度（pH）：7.5、電気伝導度（EC）：289mS/m、生物化学的酸素要求量（BOD）：7.7mg/L

・No.3 地点：水素イオン濃度（pH）：8.1、電気伝導度（EC）：407mS/m、生物化学的酸素要求量（BOD）：18mg/L

4　硫化水素調査委員会の結論または調査報告後に県がＲＤ社に命じた対策

(1) 第３回硫化水素調査委員会（平成 12 年２月）の結論に基づき指導した対策

地中の硫化水素が安全な濃度に低下するまで、処分場内の高濃度区域にガス抜き管を敷設させ、ガスの除去処理を実施するよう指導した。

平成 12 年２月に旧ＲＤ社から硫化水素の実施計画が提出され、平成 12 年３月から硫化水素ガス処理対策装置が稼働した。この装置は、孔内ガス調査で 15,200ppm の硫化水素が検出された No.1 地点（孔底 GL-18.5m）の浸透水観測井戸および表層ガス調査で 820ppm の硫化水素が検出された地点に新たに設置された吸引井戸（孔底 GL-16.0m）からガスを吸引し、２％の酢酸亜鉛溶液に硫化水素を吸収させ処理するものであった。

(2) 硫化水素発生原因調査報告書の提出（平成 13 年６月）後に指導した対策

硫化水素発生原因はほぼ解明されたと考えられるものの、その抜本的な対策は着手されていなかったことに加え、浸透水の水質が維持管理の技術上の基準に適合していないこと、浸透水が地下水に漏洩している可能性が大きく周縁地下水の水質悪化のおそれが極めて高いこと、硫化水素等の悪臭が発散するおそれがあるにもかかわらず、生活環境の保全上必要な措置が講じられていないことから、平成 13 年 12 月に改善命令を発出した。改善命令の内容および旧ＲＤ社が実施した対策については、第１部第２章(3)「４項目の改善命令から旧ＲＤ社の破産まで」を参照。

一方、県では、旧ＲＤ社に対し、埋立品目を確認するため、これまでの埋立処分実績等について平成 12 年（2000 年）1 月 21 日に廃棄物処理法第 18 条に基づく報告徴収を行い、また、平成 13 年（2001 年）1 月からは高濃度区域のケーシングによる廃棄物調査やボーリングによる地下水等の調査を実施した。（この調査については後に住民から住民監査請求があった。詳細は 42 ページ。）

県の住民対応については、その主なものとして、硫化水素ガス発生の翌月に知事が処分場を視察し住民代表と面談するとともに、翌年２月の住民集会に参加した。また、個々の住民協議とは別に、県町共催で住民説明会が、平成 12 年（2000 年）２月から平成 13 年（2001 年）７月にかけて３回開催された。

このような経緯を経て、県は、平成13年（2001年）８月29日に対策試案を、また10月11日には対策案を提示し、12月26日に旧ＲＤ社に対して改善命令を発した。

【検証委員会の評価】

1　県の調査等への対応

平成 11 年 10 月の硫化水素ガス発生直後、上記概要のとおり、県は原因者である RD 社をして、種々の発生原因調査を行わせるとともに、自らも、ケーシングやボーリング調査を行った。 また、安定型処分場から硫化水素ガスが発生するという全国的にも例がないことから、県は栗東町小野地先産業廃棄物最終処分場硫化水素調査委員会を設置し、その発生原因の究明やその対策に努めてきた。

また、県の住民対応では、調査の実施においては住民に説明や協議を行うとともに、県町共催の住民説明会が開催され、さらに、RD 社へ改善命令を発する際には、対策試案や対策案を事前に示し住民と協議しており、硫化水素ガス発生後の調査や住民説明については、周辺住民の不安の解消に向けて一定の対応がなされていた。

住民ヒアリングでは、硫化水素ガス発生の確認以前に、処分場の臭いを「近くの工場の臭いや」、「どこの処分場でも臭いはする」などの県職員の問題発言があったとされる発言があったが、ガスが発生していたのか、またその対応がなされたのか、そのような発言の真偽は記録が確認されず、不明であったが、少なくとも、住民と県とのこのようなやり取りについては、住民からの苦情や情報があった場合は、職員個々がその場で対応するだけでなく、その都度その経過および内容をできるだけ詳しく記録、整理し、県が組織として対応すべきであったと考えられ、この観点から、県の当時の住民対応については、不十分ではないか。

2　業者への対応

硫化水素ガス発生後、県は直ちに RD 社に対し、廃棄物処理法第 18 条に基づく報告の徴収を行うとともに、処分場内の是正工事の中止や処分業の自粛要請、また、硫化水素ガス発生原因の究明と対策についての文書指導を行い、メッシュ調査やガス抜き作業等を実施させてきた。

これらの一連の経過を見る限り、業者への指導については順次進められ、一定の対応がなされていた。

県は、当時全国的にも例を見ない硫化水素ガス発生という事態を受けて、「原因者である RD 社の責任において是正させる」ことを前提に、一つひとつの問題の解決に取り組む基本姿勢で臨んできたが、すべての住民要望を直ちに解決することは困難であると考えられるものの、このような住民要望を十分把握し、整理検討したうえ、その内容をしっかり知らせるとともに、適切な対策等を講じながら、問題を解決していく努力が不十分ではなかったのか。

【コラム】硫化水素ガスの発生と考える会の活動

平成 11 年 10 月には、栗東市で考える会が発会された。この会の作成した冊子での硫化水素に係る記述を以下引用する。

一九九九年十月九日の町民集会兼「産業廃棄物処理を考える会」（以下「考える会」）の発会式では、日本農村医学研究所客員研究員関口鉄夫氏の講演を準備した。前日からきていた関口氏は住民といっしょにＲＤ処分場を見に行った。そのとき、処分場から北尾団地の住宅地に向いた排水管を通して卵の腐ったような臭いがでているのを嗅いで、「これは硫化水素である。猛毒なのですぐなんとかしないといけない」と住民に伝えて、いつから臭っているのかと尋ねた。

（中略）

十一日、強くなってきた臭いに危険を感じた住民は、湖南消防署、草津警察署に連絡をした。多くの住民が硫化水素の臭いがきつい排水管の場に集まってきていた。到着した警察署生活安全課の人は「くさい」と言ってその場を離れ、消防署の隊員が検知器を排水管に差し込んだ。

そして「硫化水素は検知しない。こういう廃棄物処理場ではメタンが出やすいのだが」と取り囲んでいた住民やＲＤエンジニアリング（以下ＲＤ）処分場幹部に話した。それを聞いたＲＤ幹部は「メタンだから心配ない」とふれて回った。

（中略）

翌十二日午前、北尾団地住民および考える会メンバー約五十人で、滋賀県環境整備課（二〇〇〇年度より廃棄物対策課と名称変更のため以下は新名称を使う）に押し掛けた。硫化水素の危険性と不安を訴え、ただちに対策をとることを求め、午前中かかって「午後三時に現地調査する」ことを約束させた。その足で消防署へ行き、ここでは玄関に立ったままの交渉で「本日再度調査する」ことにさせた。

三時、現地では強い臭いが流れてきた。硫化水素ガスは、消防署の検知器で五十 ppm の濃度をふりきる高い値を示した。

【このコラムの内容は参考文献⑨による。】

【コラム】硫化水素ガスの人体への影響について

平成 11 年の硫化水素ガスの発生に関して、ヒトが硫化水素ガスに曝露したときの影響については次のとおりである。

硫化水素ガス濃度（ppm）	影響
0.03	臭いの感知の限界度
50	不快臭となる
50～100	気道刺激、結膜炎
100～200	嗅覚麻痺
200～300	１時間曝露で亜急性中毒
600	１時間曝露で致命的中毒
1,000～2,000	即死

【このコラムの内容は参考文献⑩による。】

(3) 硫化水素調査委員会における対応（平成 11 年（1999 年）11 月～平成 13 年（2001 年）５月）

県は硫化水素ガスの発生原因の究明と対策の策定を行うにあたり、専門家の立場から適切なアドバイスを得るため、平成 11 年（1999 年）11 月 27 日に学識経験者３名による硫化水素調査委員会を設置した。

その委員には、廃棄物全般に精通し、県環境審議会の廃棄物部会長や旧厚生省の生活環境審議会の委員を務めた識者などを選任し、委員長は委員の互選により決定された。

調査委員会は、同年 11 月 27 日から平成 13 年（2001 年）５月 16 日まで８回にわたり非公開で開催されたが、その会議終了後、地元住民等に検討結果など概要が説明されている。

なお、同年 12 月の県議会において、硫化水素調査委員会の委員長が旧ＲＤ社の関連会社の事業に関する研究会の座長を務めており適切な人選であったか疑問があると質問があったほか、検証委員会においても住民から旧ＲＤ社に極めて近い人物を委員長にしたことが県の見識を問われるものであると指摘されている。（検証委員会においては、委員長が旧ＲＤ社と繋がりがあることは後から判明したため、当初の任命責任については問えないのではないかとの意見があった。）

【検証委員会の評価】

調査委員会は、硫化水素ガスの原因の究明とその対策を検討するために設置されたものであり、委員は、硫化水素問題などの専門的知識を有する学識経験者から選任されており、調査委員会の設置目的に照らして、委員選任に問題は見当たらない。

調査委員会については、①委員会の意思形成に支障が生じるおそれがある。②公正かつ円滑な議事運営に支障を生じるおそれがあり、自由な意見または情報の交換が妨げられる可能性が高いことから、非公開として会議が運営された。そのため、このことを補完する意味から、当時の「附属機関等の会議の公開に関する指針」（平成 11 年 12 月７日決定)に基づき、県は、委員会終了後、速やかに報道機関および地元代表に会議資料の公開や検討結果の公表、概要の説明を実施している。しかし、調査委員会は、硫化水素ガスの発生原因究明のため、科学的、専門的な見地から、事実解明がなされるものと考えられ、非公開事由とされる委員会の意思形成や自由な意見や情報の交換に与える影響は少ないと考えられる。

また、住民不信を招かないよう、その理解を得るためには、議論の過程から透明性を高めることが必要であり、調査委員会の公開は必要であったのではないか。

(4) 経堂池に係る問題（平成 12 年（2000 年）４月～６月）

旧処分場の下流に位置する経堂池に関して、平成 12 年（2000 年）４月 14 日付けで、小野自治会から県に対して、透明度、水素イオン濃度（ｐＨ)、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）および浮遊物質量（ＳＳ）に関する対策や硫化水素発生原因調査作業による汚水流入対策の要望がなされた。さらに、同年６月２日付けで、経堂池の水を抜いたうえ池の底のヘドロを除去するとともに、処分場からの流入地下水を防ぐための防護壁の設置の要望がなされた。（要求と県からの回答は巻末資料２(4)および(5)に掲載。）

なお、旧処分場からの排水が周辺の生活環境に与える影響を調査するため、栗東市が平成 11 年度（1999 年）から平成 15 年度（2003 年）に底質調査、水質調査、水稲調査および生物調査を行った。

実施した調査

1　経堂池の底泥及び水質調査

調査目的：産業廃棄物安定型最終処分場の排水が流入する経堂池の底質について、公害の未然防止のため底質調査を実施。

調査月日：平成 11 年９月８日と 11 月 17 日

調査概要：ダイオキシン類、重金属、揮発性有機塩素化合物、農薬などの有害物質など 29 項目の調査を実施した。

調査結果：いずれの試験項目も異常は認められなかった。

2　小野地域水質調査

調査目的：記載なし

調査月日：平成 12 年（2000 年）３月３日～３月 22 日

調査概要：６地点で試料を採取し、水素イオン濃度（ｐＨ)、生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ)、化学的酸素要求量（ＣＯＤ)、溶存酸素量（ＤＯ）および電気伝導度（ＥＣ） を分析した。

調査結果：全ての地点で化学的酸素要求量（ＣＯＤ） が農業用水 基準（要望値） を超過し、水素イオン濃度（ｐＨ） および電気伝導度（ＥＣ） は一部地点で農業用水基準（要望値）を超過した。

3　経堂池・三ッ池水質調査

調査目的：産業廃棄物安定型最終処分場の排水が流入する経堂池の水質について、公害の未然防止のため、および三ツ池については、農業用水の適否を調べるため水質調査を実施。

調査月日：平成 15 年２月７日

調査概要：ダイオキシン類、環境基準項目、生活環境項目の水質検査を実施した。

調査結果：経堂池で全窒素が、全ての地点で化学的酸素要求量が農業用水基準を超過した。

4　水稲生育及び玄米含有物質調査

調査目的：旧ＲＤ最終処分場の排水が流入する経堂池の用水による水稲栽培により、水稲の生育と玄米中の有害物質の有無による汚染状況を調査することを目的とした。

調査月日：平成 12 年６月 20 日と 10 月 13 日

調査概要：経堂池からの用水とする水田と、三ッ池からの用水とする水田で耕作者、水田面積、肥料などを同じくした状態にて稲の生育と玄米の含有物質につき比較調査を実施した。

調査結果：水稲生育、玄米含有物質いずれも異常は認められない。

5　経堂池水生底生生物調査（１回目）

調査目的：ＲＤエンジニアリング（株）最終処分場およびその周辺地域から表流水および排水などが流入する経堂池の底質中に生存する小動物を採取・同定し、種類・個体数等を測定し、その結果から経堂池の水質、自然状況などの推定を実施。

調査月日：平成 12 年 11 月 23 日～平成 13 年３月 31 日

調査概要：経堂池の底質中に生存する小動物を採取して種類・個体数等を測定し、その結果か

ら経堂池の水質、自然状態の調査を実施した。

調査結果：上流の２地点では中・下流域３地点とは底生生物環境が異なる環境にあると判断された。これらの上流部の池底質、あるいは水中に生物相の変遷を引き起こす、何らかの要因が作用している可能性があると思われる。

6　経堂池水生底生生物調査（２回目）

調査目的：経堂池の底質中に生存する小動物を採取・同定し、種類・個体数等を測定し、その結果から経堂池の水質、自然状況などの推定を実施。

調査月日：平成 13 年９月 21 日～平成 14 年３月 31 日

調査概要：経堂池の底質中に生存する小動物を採取して種類・個体数等を測定し、その結果から経堂池の水質、自然状態の調査を実施した。

調査結果：①池の底質に含まれる人工物の量が、池が外部から受ける影響の度合いの指標になりうる可能性が示された。

②経堂池上流の２地点では、中・下流域３地点とは底生生物環境が異なる状態にあると推定された。これらの地点の池底質、あるいは水中に生物相に影響を与える何らかの要因が作用している可能性が高いことが改めて確認された。

③この影響は、池の水位が高い状態ほど顕著化する可能性が高いと推定された。

【検証委員会の評価】

地元自治会から経堂池の浄化対策等について、県に要望があったが、経堂池の水質については、栗東町による経堂池や処分場周辺の水質調査や、県が RD 社の破産後に実施した調査においても、いずれも環境基準を満たしていることから、県が RD 最終処分場問題の対策として、経堂池の浄化対策等を実施することは困難と考えられる。

(5) 地下水および掘削委託調査に係る対応（平成 12 年（2000 年）12 月～平成 13 年（2001 年）５月）

硫化水素問題の原因究明等については、調査委員会からの助言を得て旧ＲＤ社に調査を実施させてきたが、平成 12 年（2000 年）７月 13 日に硫化水素ガス発生に係る処分場の実態解明と有害物質の除去など適正な処理に関して県議会で請願書が採択され、県が予備費により委託調査を実施することとなった。

調査は、埋め立てられた廃棄物の分布状況および処分場に起因する地下水への影響等を把握するための地下水等調査業務を約 3,100 万円で、硫化水素ガスの発生原因を究明するための最終処分場掘削調査業務を約 2,900 万円でいずれも同じ調査会社に委託して実施した。

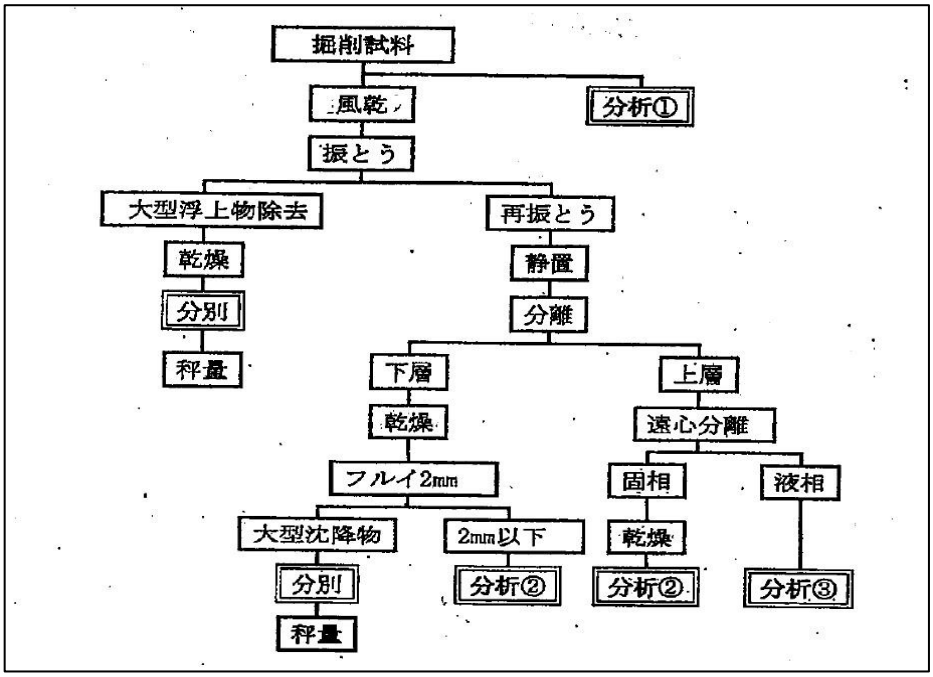
この調査について、次の２点について分析の方法が不適切である旨住民から指摘があり、平成 15 年（2003 年）には複数の住民が連名で滋賀県監査委員に対して住民監査請求を提出している。

ア　揮発性有機化合物の調査にあたり前処理で「風乾」が行われ、その後さらに「乾燥」が行われているが、このような前処理を行った場合には揮発性有機化合物は検体に残らないため、分析結果が実態を表さない。

イ　総水銀やダイオキシン類については「公定法」という国が定めた検査方法があるが、その試料の前処理において公定法にない「乾燥」が行われており、実態を表していない。

（なお、試料の前処理方法は、総水銀については公定法（平成３年８月 23 日付環境庁告示第 46

号付表１）に記載されているが、ダイオキシン類については公定法（平成 11 年 12 月 27 日付環境庁告示第 68 号）に前処理後の試料の抽出以降の測定方法についてしか記載されておらず、環境省の「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成 12 年 01 月 14 日付け環水土 12 号）に記載されている。）



・風乾：30℃を超えない温度で約７日間

・乾燥：105～110℃で約４時間

分析①

項目	方法
ORP	ガラス電極法
水分率	乾燥減量法
溶解性有機炭素	不揮発性有機炭素法
有機酸	イオンクロマトグラフィー（電気伝導度検出器） ガスクロマトグラフィー（水素炎イオン化検出器）
硫酸イオン	イオンクロマトグラフィー（電気伝導度検出器）
硫化物	ヨードメトリー法
硫酸塩還元菌	平板培養法

分析②

項目	方法
炭素・水素・窒素・りん	元素分析法
強熱減量	600±25℃で強熱
二酸化ケイ素・酸化アルミニウム・酸化鉄(Ⅲ)・二酸化チタン・酸化カルシウム･酸化マグネシウム・酸化カリウム・酸化ナトリウム・三酸化硫黄・塩素	蛍光Ｘ線分析法

結晶構造	X線回折法
無機物および有機物の分子構造	フーリエ変換赤外分光光度法 核磁気共鳴分析法
加熱発生成分および熱分解成分の定量	熱分解ガスクロマトグラフィー（質量分析計）
土壌環境基準 25 項目（総水銀・揮発性有機化合物を含み有機燐を除く）・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平成３年８月 23 日付環境庁告示第 46 号に定める方法
ダイオキシン類	高分解能ガスクロマトグラフィー（高分解能質量分析計）

分析③

項目	方法
pH・電気伝導度・BOD・COD・全有機炭素・ナトリウムイオン・カリウムイオン・カルシウムイオン・マグネシウムイオン・重炭酸イオン・塩化物イオン・硫酸イオン	JISK0102 等に定める方法
分子量分布や平均分子量の推定	ゲル浸透クロマトグラフィー（全有機炭素分析計）
脂肪酸の定性分析	ガスクロマトグラフィー（質量分析計）
土壌環境基準 25 項目（総水銀・揮発性有機化合物を含み有機燐を除く）・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平成３年８月 23 日付環境庁告示第 46 号に定める方法
ダイオキシン類	高分解能ガスクロマトグラフィー（高分解能質量分析計）

住民監査請求で指摘のあった調査業務における分析および前処理（調査業務特記仕様書より）

この住民監査請求は、地方自治法第 242 条に規定された 1 年の請求の期限を超過していたため却下されることとなったものの、同年の県議会においては、琵琶湖環境部長が、調査に関する周辺住民への説明について、県の説明責任として配慮に欠けていた旨の答弁をしたほか、検証委員会でも適切さを欠いていたと判断されている。

【検証委員会の評価】

この調査については、県は、硫化水素問題の実態解明にあたり、本来 RD 社を指導し、経費を負担させて対応させるのを原則としていたが、住民の不安解消のため、県議会で請願書が採択され、自ら積極的に地下水調査や掘削調査に緊急に対応した。

処分場の掘削調査について、硫化水素ガスの発生原因を究明するための廃棄物の分析として行われたものであり、発生原因の究明という目的は概ね達成されたと思われる。しかしながら、当時このような事例がなかったため、分析において、分析試料の前処理の方法が、熱風乾燥後に揮発性有機化合物を測るという独自手法で行われており、公定法である JIS の規定によらず、とりわけ揮発性有機化合物等に係る当該分析結果は廃棄物中の含有実態を正確に表していないもの

と住民から抗議を受け、指摘されたもので、このことについては、県議会においても謝罪されており、適切さを欠くものと認められる。

また、住民ヒアリングで、前記の２つの調査業務※の成果物が重複していると指摘されたが、仕様書と成果物を照らし合わせたところ、成果物には参考に添付され重複しているが、両調査に係る分析経費面で重複して計上していないことが認められた。

※ここでいう調査業務は以下の２つ

・栗東市小野地先産業廃棄物最終処分場地下水等調査業務委託

・栗東市小野地先産業廃棄物最終処分場掘削調査業務委託

(6) 埋設ドラム缶の情報に対する対応（平成 13 年（2001 年）２月）

平成 12 年（2000 年）頃、考える会から旧ＲＤ社の元従業員に聴き取った内容として、処分場内に大量のドラム缶や医療系廃棄物、汚泥、焼却灰等が埋め立てられたとの情報が県に寄せられた。

また、県が実施するケーシング調査にあわせ、合同対策委員会から平成 13 年（2001 年）２月１日付けで、埋設場所や証言者の発言テープ、弁護士立会のもと作成した調書を提出する旨の文書が提出されたが、県が証言内容を直接確認することが必要であるとしたことや、具体的な埋立箇所がはっきり特定されないことから、住民の複数回の要求にもかかわらず、結局ドラム缶の調査は実施されず、平成 17 年（2005 年）６月の改善命令の履行期限後に行われた。（合同対策委員会からの文書は巻末資料２(6)に掲載。）

旧処分場に起因する硫化水素の発生や地下水汚染等への不安は、旧処分場の周辺自治会の住民にとどまることなく、平成 13 年４月には栗東市在住の医師や大学教授が中心となり、旧処分場と周辺環境の実態を明らかにすることを求める要望書が 168 人の署名とともに知事および栗東市長に提出された。（要望書と県からの回答は巻末資料２(7)に掲載。）

【検証委員会の評価】

県は、RD 社に掘削を指導するためには、元従業員の証言内容を県が直接確認することが必要であるとし、その確認ができないうちは、ドラム缶の調査を RD 社に指導し、実施させることはできないとしていた。これは、当時は廃棄物処理法に基づく立入検査権限の行使として掘削調査を県自ら行うことができるという解釈が国から示されていなかったこともあって、ドラム缶の調査のための掘削の実施は RD 社に対する行政指導という形にならざるを得ず、そのためには県が直接ドラム缶の埋設情報を確認する必要があるという考え方であったと思われる。

しかし、ドラム缶は安定型品目である金属くずであるものの、RD 社に許可された品目ではなく、それを処分場に埋立てすることは廃棄物処理法違反の疑いが濃厚な行為であるとともに、環境省通知『行政処分の指針について』（平成 13 年 5 月 15 日付け環廃産 260 号）によると、産業廃棄物処理業の取消処分相当の行為と考えられる。また、ドラム缶の内容物によっては、生活環境保全上の支障が生じるおそれもあると考えられる。

平成 13 年 12 月に発動された改善命令の工事完了後の平成 17 年９月に県は RD 社に調査の実施を指導し、RD 社が掘削を行った結果、住民団体からの情報提供どおりの場所からドラム缶が発見されていることから、県は当時、産業廃棄物処理業の許可権者として、また、生活環境保全上の支障の発生を未然に防止するという観点からも、元従業員からの直接聴取にこだわらず、RD 社や許可関係書類から判明している役員および従業員に対する廃棄物処理法第 18 条に基づ

く報告の徴収や任意の照会等により、県としての情報の評価、確認を行うべきであったのではないか。

(7) 産業廃棄物処分業等の更新許可（平成 13 年（2001 年）９月７日）

旧ＲＤ社は、硫化水素ガス発生後、県の自粛要請に応じ平成 12 年（2000 年）1 月 25 日から処分場の所在する小野事業所での産業廃棄物処分業を自粛していたが、産業廃棄物収集運搬業および六地蔵事業所での産業廃棄物処分業（中間処理：破砕）については事業を行っていた。そのような状況の下、産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業（中間処理）の許可の更新時期が到来したため、旧ＲＤ社は、自粛中の小野事業所における中間処理については許可の更新を断念し、産業廃棄物収集運搬業および六地蔵事業所での産業廃棄物処分業について、平成 13 年（2001 年）８月 27 日に産業廃棄物処理業許可事前指導願を湖南地域振興局に提出した。同振興局は同日付けで県庁廃棄物対策課に当該事前審査願を進達し、同課は同日付けでこれを収受した。

県は、産業廃棄物収集運搬業については、同年９月４日付けで産業廃棄物収集運搬業許可申請書を正式受付し、当該許可申請が廃棄物処理法第 14 条第３項各号に規定する許可の基準に適合しているものとして、同月７日付けで更新を許可した。一方、産業廃棄物処分業については、同年８月 31 日、旧ＲＤ社の立会のもとに、許可更新に伴う現地調査を実施し、その結果、申請内容と整合しているとして、同年９月４日付けで産業廃棄物処理業許可申請書を正式受付し、当該許可申請が廃棄物処理法第 14 条第６項各号に規定する許可の基準に適合しているものとして、同月７日付けで更新を許可した。

【検証委員会の評価】

廃棄物処理法第 14 条第３項第１号および第６項第１号は、産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業の許可の基準として、「その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること」と規定し、この規定を受け、廃棄物処理法施行規則第 10 条および第 10 条の５は申請者の能力に係る基準として「産業廃棄物の収集又は運搬（処分）を的確に、かつ、経理的基礎を有すること」と規定している。

この経理的基礎の有無の判断については、必ずしも明確な基準があったわけではないと思われるが、旧厚生省通知『産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて』（平成 12 年９月 29 日付衛産第 79 号）においては、この経理的基礎について「事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が３割を超えていることが望ましいものと考えられる。財政状態については、少なくとも債務超過の状態でないことが相当である」としており、また、環境省通知『行政処分の指針について 』（前掲）においては、産業廃棄物処理業の許可の取消要件の中で「債務超過に陥っている法人等については、経理的基礎を有しないものと判断して差し支えないこと」としている。

本件許可申請においては、添付書類として RD 社の平成 10 年度から平成 12 年度（９月決算）の３年分の決算書類が添付されているが、直前期である平成 12 年９月期においては約２億円の債務超過となっていた。したがって前記各通知に照らし、経理的基礎を有しないものと判断することも可能であったと思われるが、現存する許可関係書類には経理的基礎の有無についてど

のように検討し、判断をしたのかについての記載はない。許可に当たっては、硫化水素ガス発生後の状況や、その後の改善命令の発動までも視野に入れ、原因者である RD 社に費用負担をさせるという観点もあったものと思われるが、許可をするという判断を行うのであれば、少なくとも旧厚生省通知にあるように、金融機関等からの融資の状況を証明する書類や中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させるなど、経理的基礎を有するという確認を慎重に行うべきであり、その点について本件許可申請の審査は不適切であった。

(8) 事業の全部停止命令（平成 13 年（2001 年）９月 25 日）

旧ＲＤ社が処分場隣接地に兵庫県尼崎市の事業場から受託した放射性廃棄物の埋立処分を行ったという情報があり、当該事業所からの事情聴取結果に基づき、平成 12 年６月 22 日、旧ＲＤ社に掘削を行わせたところ、許可区域外に産業廃棄物(チタン酸カリウムの焼成に際して使用された廃トレー)が発見された。調査の結果、当該廃棄物は、平成５年（1993 年）11 月から平成７年（1995 年）５月までに 11 回にわたり約 100ｔの埋立処分を行ったことが判明したため、平成 12 年（2000 年）９月 13 日、県は埋立廃棄物を撤去のうえ適正処理するよう文書指導し、旧ＲＤ社は同年 10 月 13 日に撤去作業に着手した。

放射線量測定の結果は問題なかったが、当該行為に対して、処分場の規模変更届出義務に違反したとして、県は、平成 13 年（2001 年）９月 25 日に、廃棄物処理法に基づく事業の全部停止（30 日間：同年 10 月 25 日から 11 月 23 日まで）を命じた。

なお、県は併せて、同日、小野事業所において、許可期限を残す特別管理産業廃棄物処分業（平成 15 年（2003 年）６月 27 日まで有効）について、社会的に混乱を生ずるおそれがあるため、廃止届を提出するよう文書指導を行った。また、県の指導により、平成 12 年（2000 年）１月から、旧ＲＤ社は当面硫化水素ガスの濃度が低下するまで周辺住民への不安を少なくするため、産業廃棄物処分業（中間処理業）の自粛を実施していた。

【検証委員会の評価】

県は、平成 13 年９月 25 日付けで、処分場の規模を隣接地まで変更したにもかかわらず、変更届をしなかったことにより、処分場の規模変更届出義務に違反したとして、廃棄物処理法第 14 条の３第１項および第 14 条の６に基づく事業の全部停止命令を発動したが、この処分については、『行政処分の指針について』（前掲）の第２第３項(3)「処分内容の決定」に基づきなされており、適正であった。

併せて、平成 12 年１月以降、RD 社により特別管理産業廃棄物処分業も含め、産業廃棄物処分業許可の自粛がなされてきたが、平成 15 年６月 27 日まで有効の特別管理産業廃棄物処分業の許可の廃止届の提出を求める文書指導が同年９月 25 日になされているが、遅くとも産業廃棄物処分業（中間処理）の許可の更新時期の９月７日の際には行われる必要があったのではないか。

３　４項目の改善命令から旧ＲＤ社の破産まで（平成 13 年（2001 年）12 月 26 日～平成 18 年（2006 年）６月８日）

(1) ４項目の改善命令（平成 13 年（2001 年）12 月 26 日）

県は、平成 13 年（2001 年）12 月 26 日、処分場内から発生した硫化水素ガスに対する抜本的な対策が講じられていないことや同年１月に実施した周縁地下水、浸透水調査結果により、水質が維

持管理基準に適合していないこと、また平成 10 年度（1998 年度）に判明した第２処分場内の深掘りによる地下水汚染の可能性が高いことなどから、４項目の改善を命じた。

改善命令の内容および理由

１　命令の内容

（1） 周縁地下水汚染防止のための措置として、平成 10 年に施設設置計画上の深さを超えて掘削が行われた地点において、当該地点の必要な範囲について、掘削により廃棄物を移動したうえで、浸透水の流出防止対策を実施すること。

（2）生活環境の保全上必要な措置として水処理施設を設置し、処分場内の汚濁水および浸透水の水処理を行うこと。

（3）住宅が近接する北尾地区側法面の法すそを 20m 以上後退させるなど、処分場外への悪臭の発散防止のための対策を実施すること。

（4）上記の対策を実施するに先立って、あらかじめ沈砂池を設置し、汚濁水の処理を行うこと。

２　命令理由

（1）処分場浸透水の水質（鉛および化学的酸素要求量）が維持管理の技術上の基準に適合していないにもかかわらず、生活環境の保全上必要な措置が講じられていない。

（2） 平成 10 年に施設設置計画上の深さを超えて掘削が行われた地点において、処分場浸透水が地下水に漏出している可能性が大きく、周縁地下水の水質悪化のおそれが極めて高いにもかかわらず、生活環境の保全上必要な措置が講じられていない。

（3）処分場外へ硫化水素等の悪臭が発散するおそれがあるにもかかわらず、防止のために必要な措置が講じられていない。

この命令に対して、旧ＲＤ社は、平成 14 年（2002 年）２月 23 日、環境省に対し、改善命令(1)を実施することは、浸透水質を悪化させるおそれが大きいこと等から現実的とは言えないとして、原処分の変更を求める審査請求の申立てを行ったが、平成 16 年（2004 年）１月 29 日付けで棄却されている。

同年６月 28 日に、旧ＲＤ社から(2)水処理施設の設置および(4)沈砂池設置に関して、改善命令の履行期限延長願いが出され、県は同年６月 30 日付けで同年 11 月 30 日までの期限の変更承認を認めた。これらの工事は同年８月６日に着工され、11 月に本体工事が完了した。

(3)法面の後退工事については、平成 15 年（2003 年）11 月５日に事前調査を実施し、同年 12 月４日に着工し、翌年３月 10 日に完了した。この工事の実施にあたっては、平成 16 年（2004 年）２月 22 日に知事が現場視察を行ったほか、北尾団地、上向、小野、栗東ニューハイツ各自治会および合同対策委員会との懇談を行った。懇談の中では、住民から廃棄物の現在の高さ等から考えると処分場の許可容量を超えている可能性があるとの指摘があったが、知事は許可範囲内で埋立を行っているはずであり、まずは安全対策が重要であると回答している（県が平成 19 年（2007 年）に実施したボーリング調査では、埋め立てられた廃棄物が許可容量の約 1.8 倍あることが明らかになっている。62 ページ）。

平成 17 年（2005 年）３月 31 日、旧ＲＤ社から(1)深掘是正工事に関して改善命令の履行期限延長願いが出され、県は同日付けで同年６月 30 日までの期限の変更承認を認めた。(1)の工事については、平成 16 年 11 月 25 日に着手され、薬液注入工事が翌年３月８日から開始され、同年４月 27 日に終了し、その後５月６日に埋戻工事が開始され、６月 30 日に完了した。

旧ＲＤ社による改善命令の履行に際して、平成15年９月12日に合同対策委員会からドラム缶等が埋められているか調査すること等の要望があったほか、栗東ニューハイツ自治会地域環境を守る特別委員会（以下「地域環境を守る特別委員会」という。）から周辺住民の安全確保や処分場の徹底的な調査をすること等の要望があった。（要望書と県からの回答は巻末資料２(8)および(9)に掲載。）

【工事の内容等】

1　浸透水の流出防止対策工事（平成16年９月24日に旧ＲＤ社から提出された改善計画に基づく）

(1) 工事内容

・施設設置計画上の深さを超えて掘削が行われた箇所の浸透水流出を防止する工事を行う。

・切土した部分および盛土した部分については、法面整形を行ったうえで覆土する。

・前回是正工事を行った部分まで掘削し、上面に遮水工にて浸透水流出を防止する。

(2) 施工方法

ア　仮設土工

重機・工事車両等の進入路、ストックヤードの設置をバックホウ0.7㎥級、ダンプトラック10tを使用し掘削、積込み、押し土、敷均し作業を行い施工する。

イ　切土

(ｲ) 完了後、改善箇所の上部よりバックホウ0.7㎥級で掘削し積込みダンプトラック10tで盛土箇所に運搬を行いバックホウ0.7㎥級にて盛土作業を行う。（上部より下部に下がっていく。）

ウ　埋戻し

バックホウ0.7㎥級でダンプトラック10tに積込み運搬、押し土した廃棄物を下部よりバックホウ0.7㎥級・31Pブルドーザーで、盛土、転圧、整形作業を行い上部まで仕上げる。（下部より上部に上がっていく。）

エ　覆土

ダンプトラック10tで運搬およびストックした表土を丁張等に従い、下部よりバックホウ0.7㎥級にて盛土し充分に転圧を行い、法面整形作業を行い株まで仕上げる。なお、バックホウ0.7㎥級に法面仕上げバケットを取り付け、転圧しながら法面を仕上げる。

オ　遮水工

保護材：粘土等の土質（透水係数10^{-6}m/s以下）を使用する。

遮水材：遮水シート（塩ビシート、厚み1.5mm以上）を使用する。

計画深さまでバックホウ0.7㎥級により掘削、床付け作業を行い地山部分はゴミなどを削り保護材が密着するように仕上げ、保護材を数回に分け敷均しおよび転圧を行い、品質上問題が出ないように締め固めて、50cm以上に仕上げる。また、強度が得られないと思われる場合には、地盤改良を行い強度確保に努力する。敷均し上面に遮水シートを敷き、遮水シートの防護のために保護材を50cm以上敷き均し作業を仕上げる。

保護材は空隙などがないように施工する。

カ　仮設工

仮設水路を設置し周辺地域に汚濁水が流れないように設置する。掘削箇所の湧水および流入水は、水中ポンプにて沈砂池に流し込む。

キ　その他

覆土等はセットバック工事同様に行い、最終仕上げで種子の吹き付けを行う。

2　沈砂池および水処理施設の設置（平成 14 年１月 31 日に旧ＲＤ社から提出された改善計画に基づく）

(1) 工事内容

ア　沈砂池

・汚濁対策として既存沈砂池に加え、新たな沈砂池を設ける。

・新設沈砂池は、将来的に既存沈砂池の容量に相当する規模の拡大を行い、統合する予定。

イ　水処理施設

・生活環境保全上必要な水質を確保するため水処理施設を設け、処分場に関係する浸透水、地下水、廃棄物と直接接触する汚濁水を処理する。

(2) 水処理の計画

ア　沈砂池

処分場に沈砂池を設け、工事に伴って流出する土砂等を貯留する土砂等を貯留および調整する能力を持たせるものとする。沈砂池の容量については、年間土砂流出量を 1 ha あたり 300 ㎥とし、想定工事区域 2.5ha 分の土砂流出量 750 ㎥を貯留できるよう、余裕を見て 800 ㎥とする。

さらに、平地や窪み部に堰や土嚢を設け沈砂池内に土砂や表面流出水が流入しないよう施工する。表面流出水は堤内貯留し、浸透水として処理する。

イ　水処理施設

(ｱ) 計画水量

浸透水量および汚濁水量　83.7 ㎥/日

地下水量　21.3 ㎥/日

(ｲ) 水質計画

改善命令に示された水質項目について、以下のように計画する。

水質項目	原水	計画処理水	安定処分場維持管理基準
ＣＯＤ	70	40 以下	40
鉛（Ｐｂ）	0.012	0.01 以下	0.01
ダイオキシン類	3.8	1 以下	1 （県指定値）

単位：mg/l　ダイオキシン類は pg-TEQ/l

ダイオキシン類は管理基準に定めがないため、県の指定値を採用

3　北尾側法面の後退工事（平成 16 年９月 24 日に旧ＲＤ社から提出された改善計画に基づく）

(1) 工事内容

・処分場の北尾団地側法面を 20m 後退させる。

・北尾団地北川法面角地については、一段低くし風のとおりがよくなるようにする。

・20m 後退する際に生じた平地については、道路面より 50cm 以上掘削し土砂を入れる。

・20m 後退する際に発生する廃棄物約 24,000 ㎥を敷地内に移動する。

(2) 悪臭対策

ア　工事期間中の対策

吸着剤等を使用する。硫化水素については、ガス吸引処理等により対処する。

イ　工事完了後の対策

北尾団地側の後退後の法面は、50cm の覆土をしたうえで植栽を行う。また、20m 後退により生じた平地についても植栽を行う。

(3) 濁水対策

できる限り降雨の少ない時期に工事を行う。降雨により濁水が発生した場合は、沈砂池と水処理施設の計画に基づき処理を行う。

(4) その他の対策

ア　工事中の安全衛生上の対策として、周囲に万能塀を設置する。

イ　硫化水素が検知された排水管は撤去する。

この工事の実施時は県が処分場の周囲で硫化水素の濃度を測定するとともに風向、臭いの有無等を確認のうえ、隣接自治会の会長に結果を提示した。(硫化水素の測定は、第４章に記載の対策工事終了後においても実施している。)

別添記録票２

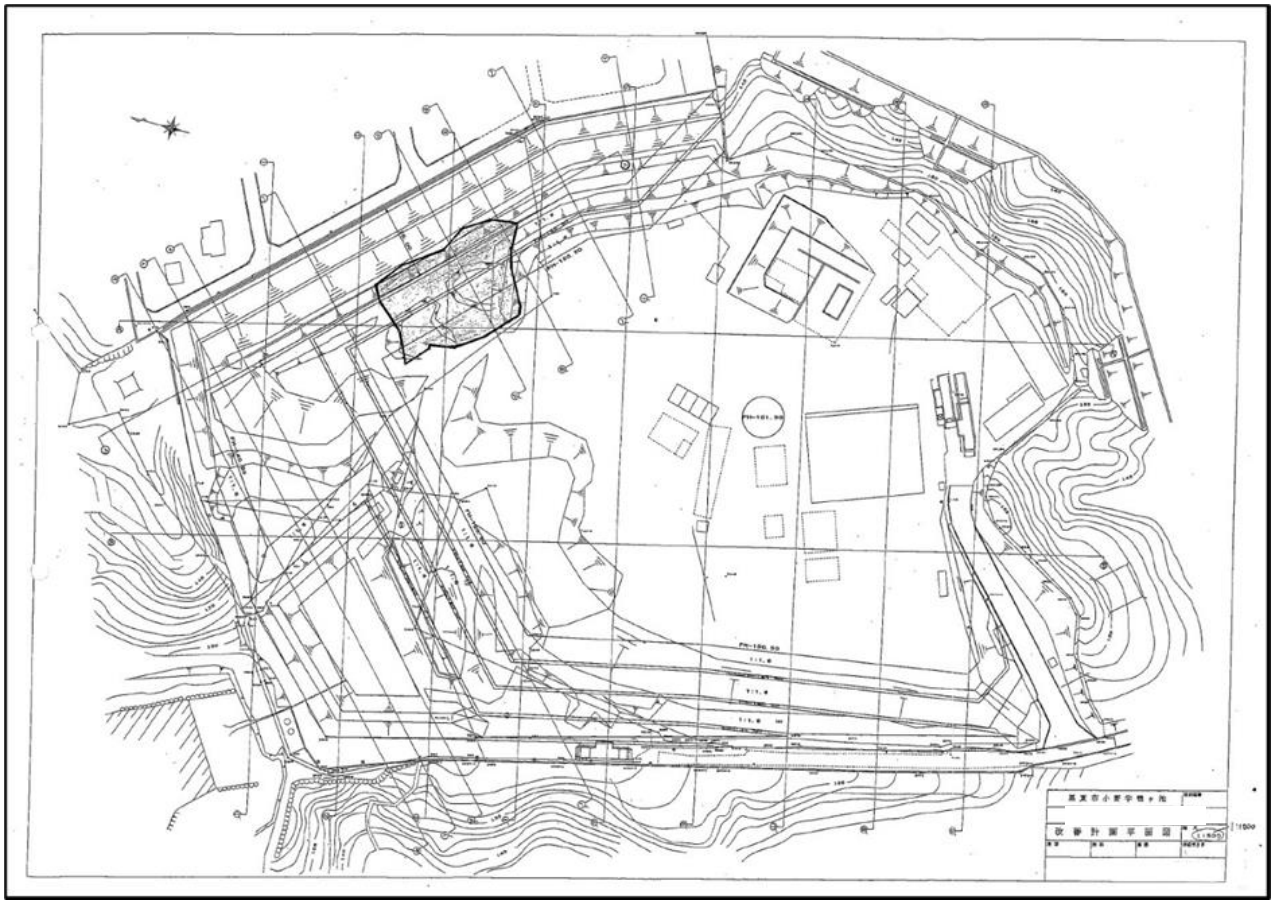
処分場周辺における監視結果記録票

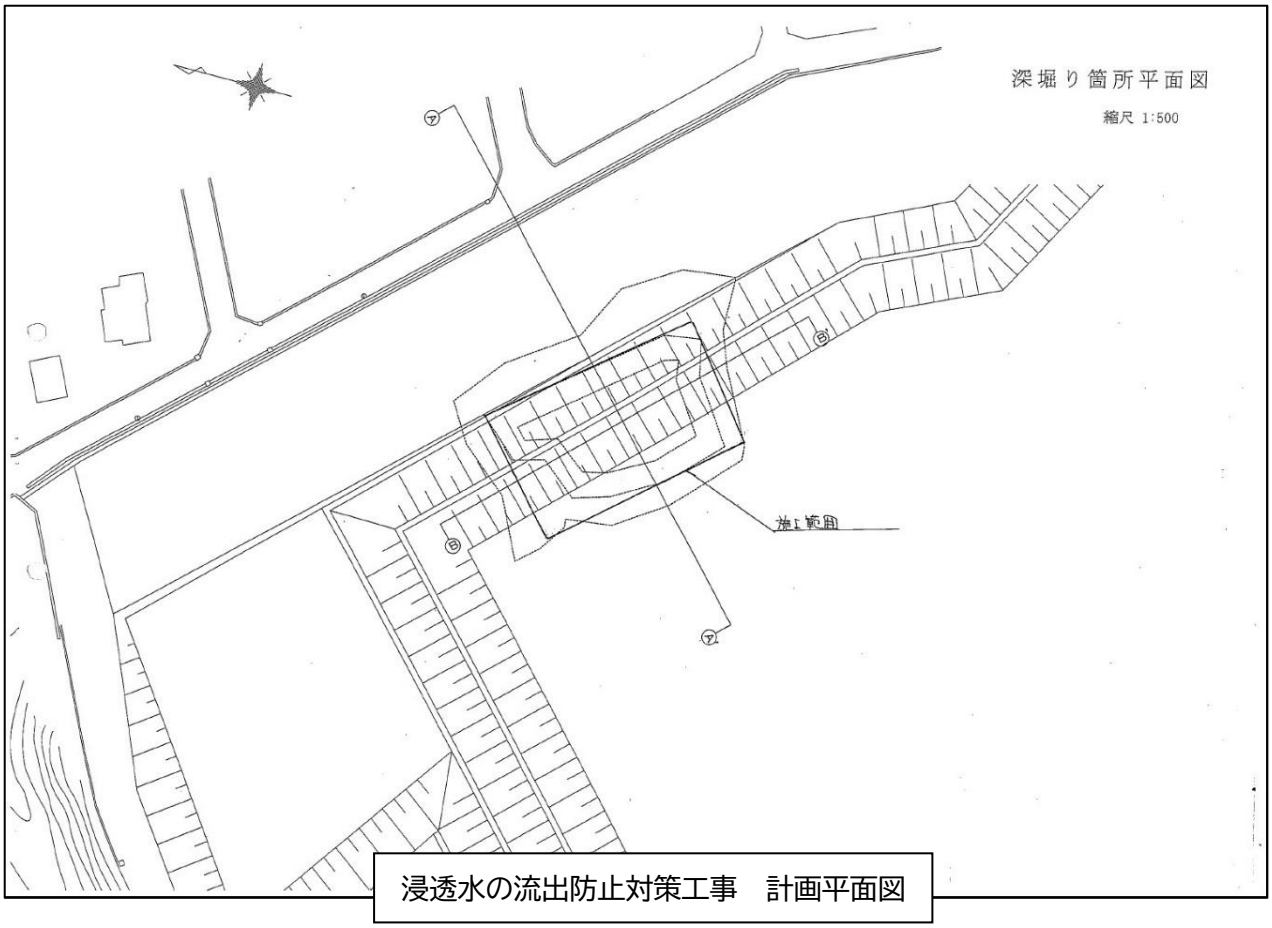
（年月日）　平成 15年 12月 26日（金）

（作業・休業の別）　作業日／休業日

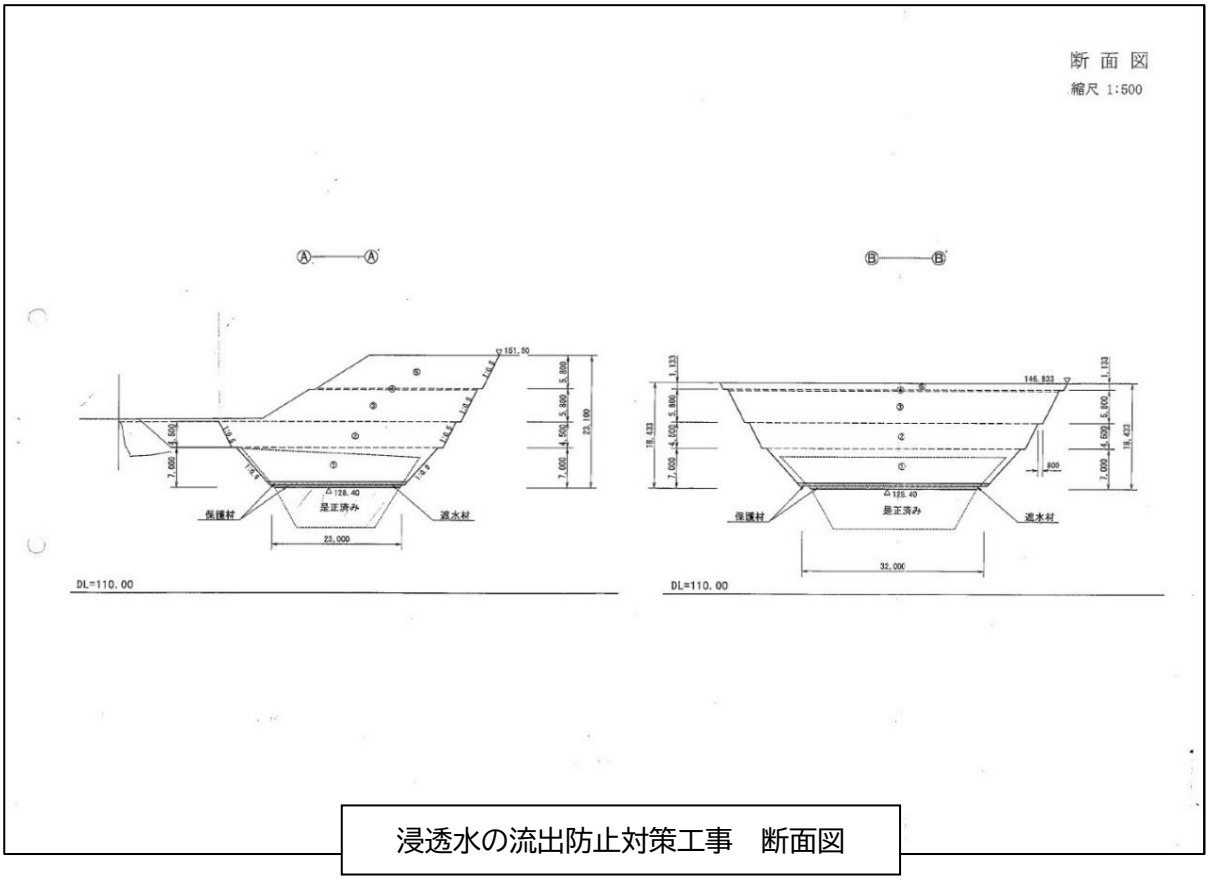
作業状況			作業開始前 作業実施中 作業中止中 作業終了後	作業開始前 作業実施中 作業中止中 作業終了後	作業開始前 作業実施中 作業中止中 作業終了後	作業開始前 作業実施中 作業中止中 作業終了後
（場所名）集会所	測定時刻		7:49	10:27	15:17	17:00
	ガス濃度	位置（1.5m）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
		位置（　）	0 ppm	0 ppm	ppm	ppm
	風向・風の強さ		弱・無	西 弱・無	北 弱・無	北 弱・無
	臭い		無	ゴミ臭有 無	無	無
（場所名）1	測定時刻		7:48	10:25	15:16	16:58
	ガス濃度	位置（1.5m）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
		位置（地表）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
	風向・風の強さ		南 弱・無	北西 弱・無	北 弱・無	北 弱・無
	臭い		無	無	無	無
（場所名）2	測定時刻		7:48	10:25	15:16	16:58
	ガス濃度	位置（側溝中）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
		位置（　）	ppm	ppm	ppm	ppm
	風向・風の強さ		南 弱・無	北西 弱・無	北 弱・無	北 弱・無
	臭い		無	無	無	無
（場所名）3	測定時刻		7:~~50~~49	10:26	15:17	16:59
	ガス濃度	位置（側溝中）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
		位置（　）	0 ppm	ppm	ppm	ppm
	風向・風の強さ		弱・無	北西 弱・無	北 弱・無	北 弱・無
	臭い		無	無	無	無
（場所名）A	測定時刻		7:47	10:24	15:14	16:57
	ガス濃度	位置（1.5m）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
		位置（側溝中）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
	風向・風の強さ		弱・無	弱・無	北 弱・無	北 弱・無
	臭い		無	無	無	無
（場所名）B	測定時刻		7:43	10:19	15:10	16:53
	ガス濃度	位置（1.5m）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
		位置（側溝中）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
	風向・風の強さ		弱・無	南 弱・無	弱・無	北 弱・無
	臭い		無	無	無	無
（場所名）C	測定時刻		7:42	10:18	15:09	16:52
	ガス濃度	位置（1.5m）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
		位置（側溝中）	0 ppm	0 ppm	0 ppm	0 ppm
	風向・風の強さ		弱・無	南西 弱・無	弱・無	北 弱・無
	臭い		無	無	無	無

当時使用していた監視結果記録票

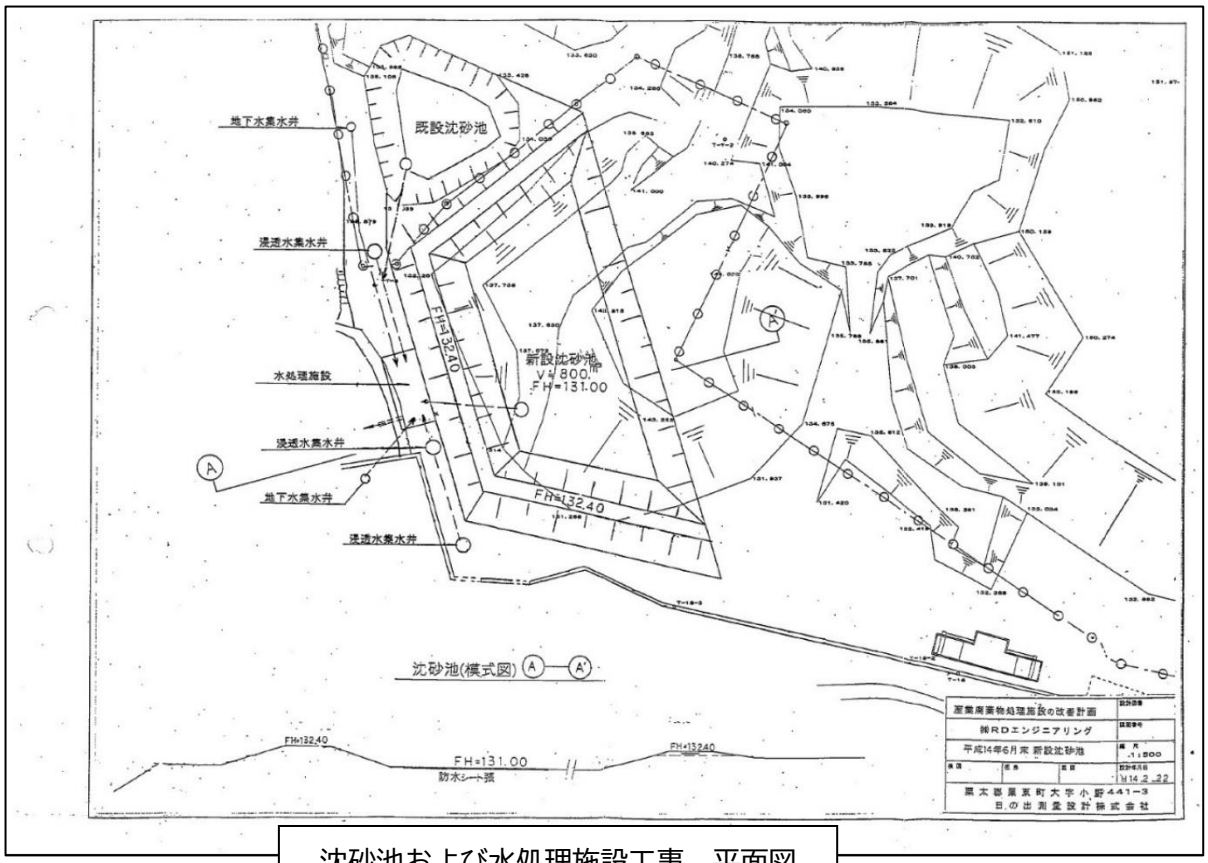




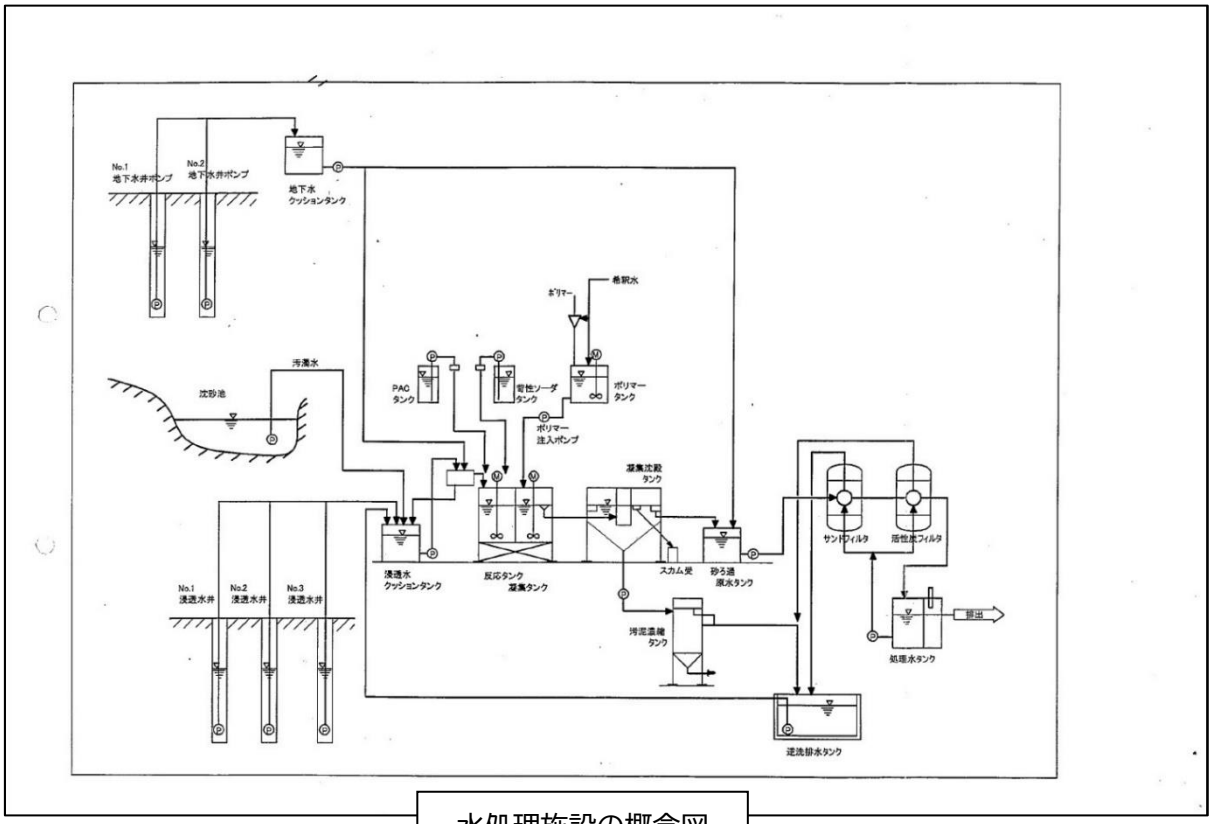
浸透水の流出防止対策工事　計画平面図



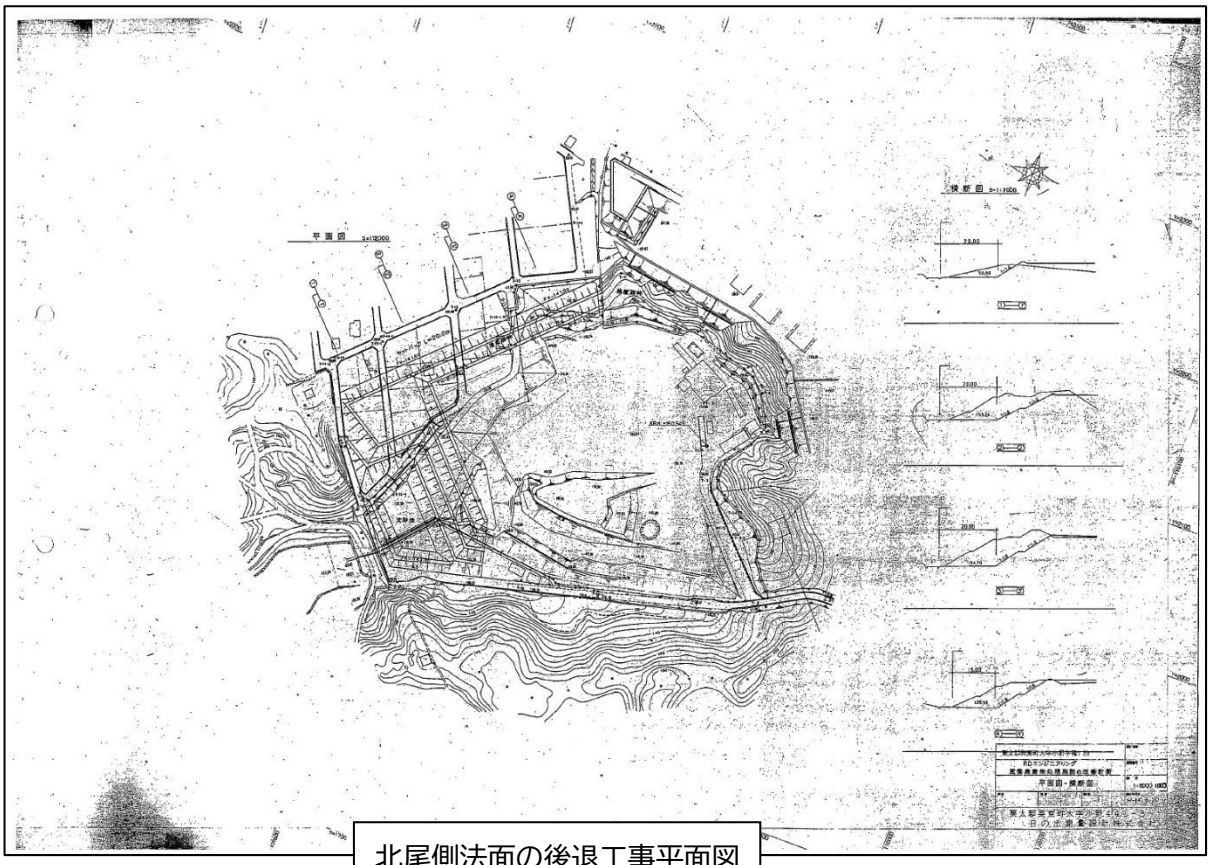
浸透水の流出防止対策工事　断面図



沈砂池および水処理施設工事　平面図



水処理施設の概念図



北尾側法面の後退工事平面図







知事の後退工事視察および自治会との懇談

平成 16(2004 年)年 11 月から平成 17（2005 年）年６月にかけて旧ＲＤ社が実施した深掘是正工事において、県は掘削した廃棄物土を対象に有害物質等の確認を実施した。分析は溶出量試験に加え、周辺住民の要望により含有量試験も実施した。その結果、溶出量はいずれも土壌環境基準を下回り、含有量は一部で鉛が 160～210mg/kg を示し、参考基準である土壌含有量基準（150mg/kg）を超過した。

土壌汚染対策法の規定では、含有量基準を超過した土壌は直接摂取の経路を遮断することが求められること、溶出量の観点からは土壌環境基準に適合しており特に対策を要すると認められるものではないことから、県は鉛の含有量基準を超過した廃棄物土の対策として、直接摂取することがないよう覆土による経路遮断手法で問題ないと判断した。加えて、住民の不安をより無くすとともに地下水への影響を極力防止するため、この廃棄物土に雨水等が接触することがないよう粘性土で囲うような形で埋め戻すことを求め、旧ＲＤ社は県の指導を踏まえ、法面天端付近にこの廃棄物土を埋め戻した。また、深掘是正にかかる埋戻工事については、地域環境を守る特別委員会が平成 17 年３月 23 日に県監査委員事務局に住民監査請求を提出するとともに、同年５月９日に「処分場から掘り出した廃棄物を現行法施行令に定める基準に違反すると知りながら同処分場に埋め戻させた」として知事を刑事告発したが、平成 19 年（2007 年）４月 18 日付けで不起訴となっている。

なお、このときに旧ＲＤ社が設置した水処理施設は、処理後の水の放流先について地元住民の同意が得られなかったことから、稼働することはなかった。

【検証委員会の評価】

平成 13 年 12 月の改善命令は、処分場外への硫化水素等の悪臭が発散の防止のための必要な

措置が講じられておらず、浸透水の水質が維持管理の技術上の基準に適合せず、さらに、深掘箇所からの浸透水が地下水に漏出している可能性が大きく周縁地下水の水質悪化のおそれが極めて高いにもかかわらず、生活環境の保全上必要な措置が講じられていないために支障があるとするものであるが、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた事実は確認されていないことから、県が改善命令を発したのは、不適切ではなかった。

しかしながら、RD 社に命じた水処理施設が完成し、その試運転が平成 15 年２月に行われたものの、処理水の放流先をめぐって RD 社と関係自治会との調整が難航し、処分場内の汚濁水および浸透水の改善のため水処理が必要なのに、現実的に水処理施設の本格稼働が行われない状況が続いた。この点については、改善命令の履行責任は一義的に RD 社にあるものの、その実効性の確保や命令の発動が県と地元との協議を踏まえて行われている点からして、県としても、栗東市の協力を得るなどして、地元に対し理解と協力を得るための説明の努力が必要であったのではないか。

なお、履行期限の延長については、平成 14 年に住民団体や栗東市からそれぞれ県への迅速な解決の要請があったり、県自らも知事をはじめ早期の問題解決を目指していたが、地元住民との調整に日時を要したことや、また工事範囲の拡大や追加工事の発生等の事情により、RD 社から改善命令の履行期限の延長願いが出され、県がそれを承認したのはやむを得ないと考えられる。

さらに、深堀穴改善工事の埋戻しについて、住民団体は、セメントを注入したうえ、掘り出した石膏ボード等をそのまま埋め戻したのは違法と主張したが、その後、知事告発では不起訴処分に終わっており、不適正とはいえない。

(2) 高アルカリ物質の流出等に対する対応（平成 14 年（2002 年）６月～12 月）

周辺住民から寄せられた処分場から高アルカリの排水が流されているとの情報により、平成 14 年(2002 年) ５月 24 日に処分場内の６か所から採水し、分析した結果、1 か所の排水管から pH11.4 の高アルカリの排水が確認された。このため、県は、同年６月 18 日、水処理施設設置工事施工計画や高アルカリ原因調査案について住民への事前説明を行うとともに、旧ＲＤ社に対し、原因の特定と原因物の除去を目的とした調査を行うように指導した。調査は８月６日から 10 月 31 日まで行われ、セメント系廃棄物が高アルカリの原因物質と考えられ、約 1,650 ㎥を撤去させることとした。

また、県は、同年 11 月 26 日、住民団体に高アルカリ調査結果等の説明を行った。住民団体からは 12 月 27 日に、高アルカリ排水原因調査についての今後の県の対応等についての要望書が提出された。

【検証委員会の評価】

県は、平成 14 年８月６日から、RD 社に高アルカリ排水原因の調査および改善命令の沈砂池工事に合わせた原因物の撤去を実施させた。実施にあたっては、事前に原因調査案の説明を行うとともに、撤去後は、その結果を住民団体に説明していることから、一連の高アルカリ排水に対する対応は、概ね妥当であった。しかしながら、原因物の除去後の是正効果については、平成 15 年度から処分場周縁地下水等モニタリング調査を実施して確認しているが、pH 値は全体的に見ると下降傾向にあるものの、依然として比較的高い 9.0 を超える数値を示している。

県は、平成 14 年 12 月 27 日付けの住民団体からの「RD 産廃処分場における強アルカリ排水原因調査についての要望書」に対して、「今後、徐々に pH 値は低下していくものと考えている。浸透水の pH 値が低下するまでの間、周辺環境に与える影響を極力排除するために、水処理施設によって適切に処理を行わせていく」と回答しているが、水処理施設が本格稼働していない状況

にあっては、住民の理解は得られないこととなり、それにかわる対策が必要かどうかを含め、対応を検討をする必要があった。

【コラム】高アルカリ排水原因調査時に採取された黒色物質について

高アルカリ排水の確認後、県は旧ＲＤ社に原因の特定と原因物の除去を目的とした調査を行うように指導した。調査においては、高アルカリ排水が確認された排水管を起点として放射状にトレンチ（溝）を掘ったほか、計 13 か所でつぼ掘りを行った。

この後、平成 29 年（2017 年）に開催された旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会（詳細は 83 ページ。）において、高アルカリ排水が確認された付近地点（以下「Ｂ工区」という。）で県が実施している工事の状況について説明している際、住民から平成 14 年（2002 年）10 月 28 日につぼ掘り箇所で黒いドロッとしたものが出てきたという発言があり、同日に住民が撮影した写真が提供された。（同協議会において、10 月 28 日に撮影された黒色物質は油のような照りがあったこと、旧ＲＤ社代表取締役から旧処分場外への持ち出しを拒否されたこと、県に同物質の調査を依頼したが県は調査しなかったことが住民から主張されている。）

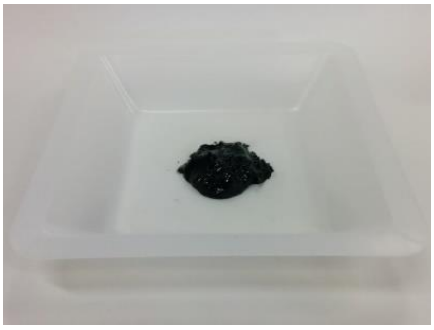
県が実施していた対策工事においても浸透水が湧き出している個所で黒いものが確認されていたこともあり、県が平成 29 年６月 13 日にＢ工区で採取した黒色物質の分析をしたところ、鉄分が多い浸透水に処理場内で発生した硫化水素が反応して硫化鉄が生成し、黒色化したものと推定されるとの見解を示した。

平成 14 年 10 月 28 日撮影



（採取資料なし）

平成 29 年６月 13 日頃採取



項目	単位	分析値
灰分率	wt%	93.1
Si（ケイ素）	wt%	39.701
Fe（鉄）	wt%	33.259
Ca（カルシウム	wt%	10.889
K（カリウム）	wt%	7.192
S（硫黄）	wt%	3.582
Ti（チタン）	wt%	2.566
Ba（バリウム）	wt%	1.115

(3) 旧ＲＤ社への措置命令（平成 18 年（2006 年）４月 12 日）

旧ＲＤ社の元従業員からドラム缶埋設証言が住民団体等になされ、住民不安が広がっていたことから、県は、平成 13 年度（2001 年度）の改善命令を履行した旧ＲＤ社に対し、西市道側付近でドラム缶調査を行うよう指導した。その結果、平成 17 年（2005 年）９月 30 日、圧縮または破損したドラム缶５個が発見されたため、同年 12 月 16 日～22 日、範囲を拡大して旧ＲＤ社に追加掘削調査を実施させたところ、さらに破損し潰れたドラム缶 100 個、一斗缶 69 個、油状内容物の入ったポリタンク１個等を掘り出した。



平成 17 年(2005 年)12 月 16 日～22 日　掘削調査

これに対し、合同対策委員会からは旧処分場の全容解明と無害化を行うこと、早急にドラム缶を除去することを求める要求があった。（要望書と県からの回答は巻末資料２(10)に掲載。）

【コラム】ドラム缶の埋立てに係る元社員の証言

考える会が発行した証言集においては、ドラム缶を埋め立てた旧ＲＤ社元社員への聞き取り調査を実施しており、その記述内容を引用して紹介する。

道路（町道）の右っ側、この辺まで埋めてあるわ。道路より下になっているな。10 年近く前、おれがここへもっていったのは 200～300 本あるわ。大阪の港なんかからもってきた廃油や、これが流れ出したら大変やで。ドラム缶に入れたまま。缶が腐ってきたらもういつ出てくるかわからない。つぶれて穴の開いたやつもようけある。（中略）

しみ出たやつもあった。中は油が多かった。白いものもあった。塗料ではなかった。臭いはなにもかも混じったようなものすごい臭いだった。シンナーのような臭いもする。シンナーが入っていたかどうかはわからない。これが漏れたら大変なことになる。ドラム缶の内側は油で守られているかもしれない。つぶれた汁が、どこへいっているのかそれは分からん。

【このコラムの内容は参考文献⑪による。】

このため、県は、平成 18 年（2006 年）２月 20 日に、違法埋立ての時期や状況を確認するために、旧ＲＤ社に廃棄物処理法第 18 条に基づく報告徴収を求め、同年３月６日に文書回答を得た。

県は、ドラム缶等の違法埋立てが見つかったことに対し、同年４月 12 日、旧ＲＤ社に①見つかっ

たドラム缶、一斗缶、ポリタンクおよび木くずの除去および適正処理を６月 30 日(一部９月 30 日)までに行うこと、②当該ドラム缶等により汚染された土壌および廃棄物等に対し、生活環境の保全上の支障等が生じないよう９月 30 日までに対策を講じること、を求めた措置命令を発令した。

措置命令の内容および理由

1　措置対象の場所

滋賀県栗東市小野７番地２の一部、８番地１の一部

2　措置事項

(1) 上記措置対象地において埋め立てられた安定型最終処分場では埋立処分できない産業廃棄物が入ったドラム缶、一斗缶、ポリタンクおよび木くずを除去し、適正に処理すること。

(2) 当該ドラム缶等の違法な埋立処分により汚染された土および廃棄物等を除去し、適正に処理する等、生活環境の保全上支障を生じないよう対策を講じること。

3　命令を行う理由

(1) 1 に記載する場所において、安定型最終処分場では埋立処分できない産業廃棄物が入ったドラム缶等および木くずを埋立処分した行為は、法第 14 条第 12 項に違反しており、また、当該産業廃棄物の漏出等により、周辺の土および廃棄物等において、油類による汚染や土壌環境基準値を超えているダイオキシン類が認められ、生活環境の保全上支障が生じ、または生じるおそれがある。

(2) この行為は、株式会社アール・ディエンジニアリングにより行われたものと思料され、同社および同社代表取締役である佐野正に対して上記措置を求めたところだが、あなたは在職当時埋立の責任者であり、また同社の取締役にも就任しており、職務を行うにあたり悪意又は重過失がありそのために不適正処分を招いたものと認められるものであって、法第 19 条の５第１項第１号の「当該処分を行った者」に該当するものである。

しかし、この措置命令は履行されないまま、同年６月８日、京都地方裁判所で旧ＲＤ社の破産手続の開始が決定された。県は原因者による是正が見込めない状態となったことを受けて、問題の解決に向けた取組を進めるため、平成 18 年７月 12 日に最終処分場特別対策室（以下「対策室」という。）を設置した。

【検証委員会の評価】

RD 社が安定型最終処分場で本来埋立処分できない産業廃棄物のドラム缶および木くずを埋設処分した行為は、廃棄物処理法第 14 条第 12 項に違反しており、また、当該産業廃棄物の漏出等により、周辺土壌や廃棄物等からは油汚染や土壌環境基準値を超えたダイオキシン類等が認められ、県が周辺住民に生活環境保全上の支障が生じないように、RD 社および代表者佐野正あてに出した、同法第 19 条の５に基づく措置命令は、不適切ではなかった。

第３章　県の対応の経過
（旧ＲＤ社の破産手続開始から一次対策工事の実施合意まで）

１　旧ＲＤ最終処分場問題対策委員会（平成 18 年（2006 年）12 月～平成 20 年（2008 年）３月）

（1）対策委員会の概要

県は、旧処分場から発生する諸問題については、原因者である旧ＲＤ社に是正させるとの基本姿勢で、改善命令等を発してきたが、旧ＲＤ社が経営破綻した厳しい事態を受け、廃棄物処理法の主旨に基づき対応策を検討するため、学識経験者、地域住民の代表、栗東市職員で構成し県を事務局とする「ＲＤ最終処分場問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）」を設置した。

【対策委員会の概要】

目　　的	旧処分場における環境汚染問題および違法に埋められたドラム缶問題等について、対応策を調査検討する。
設置時期	平成 18 年（2006 年）12 月から平成 20 年（2008 年）３月まで（15 回開催） ※　平成 20 年（2008 年）４月に委員会報告（答申）を知事に提出
組　　織	委員 18 名（地域住民の代表５名、学識経験者 12 名、栗東市職員１名） ※　オブザーバーとして、環境省近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課、（財）産業廃棄物処理事業振興財団が参加

【委員名簿】　※職名は当時のもの

役職	氏名	分野	職名	部会員
	池田　こみち	環境計画	（株）環境総合研究所常務取締役副所長	
	乾沢　亮	栗東市	栗東市環境経済部長	
	江種　伸之	土壌・地下水	和歌山大学システム工学部准教授	○
委員長	岡村　周一	行政法	京都大学大学院法学研究科教授	
	尾崎　博明	廃棄物処理	大阪産業大学工学部教授	○
	梶山　正三	環境保全	弁護士	
	勝見　武	地盤工学	京都大学大学院地球環境学堂准教授	○
副委員長	木村　利兵衛	住民代表	（栗東市推薦）	
	島田　幸司	環境経済	立命館大学経済学部教授	
	清水　芳久	環境衛生工学	京都大学大学院工学研究科附属 流域圏総合環境質研究センター教授	○
	高橋　宗治郎	産業経済	滋賀県経済団体連合会会長	
	竹口　正敏	住民代表	（栗東市推薦）	
	田村　隆光	住民代表	（栗東市推薦）	
	當座　洋子	住民代表	（栗東市推薦）	
	早川　洋行	社会学	滋賀大学教育学部教授	
副委員長	樋口　壯太郎	環境工学	福岡大学大学院工学研究科教授	○
	山田　宏治	住民代表	（栗東市推薦）	
	横山　卓雄	地質学	同志社大学理工学研究所名誉教授	○

（参考）

・委員総数 18 名〔内訳〕(1) 栗東市長が推薦する住民　　５人
(2) 学識経験者　　12 人
(3) 栗東市長が推薦する市職員　１人

・専門部会６名　（学識経験者の中から委員長が指名する理工学的事項の専門的な知識を有する者）



第３回対策委員会（滋賀県庁で開催）



第 11 回対策委員会（栗東市立中央公民館で開催）

対策委員会は、平成 18 年（2006 年）12 月～平成 20 年（2008 年）３月に 15 回開催され、県および栗東市が行ってきた各種調査結果に基づき旧処分場の現状評価を実施し、生活環境保全上の支障等の考え方やその除去等（以下「支障の除去等」といいます。）に関する対応策を検討した。これと並行して対策委員会の検討内容の理工学的事項について専門的な検討を行うため、対策委員会に専門部会を設置した。同部会は、平成 19 年（2007 年）３月～11 月に７回開催され、旧処分場の現状評価や対応策について技術的で専門的な検討を行った上で、その検討結果をその都度対策委員会に報告している。

対策委員会および専門部会は公開により行い、延べ 271 人の傍聴があった。その中でも、第 11 回対策委員会は栗東市立中央公民館大ホールで開催され、住民 115 人が同回で実施された意見聴取に参加した。

（2）対策委員会での議事

対策委員会では、県および栗東市の既往の調査に加え、追加調査として平成 19 年５月から８月にかけて旧処分場のボーリングを行い、廃棄物の埋立状況を確認したほか、処分場周辺の地層構成等を把握した。そのうえで、廃棄物処理法上の生活環境保全上の支障またはその生じるおそれを整理し、生活環境保全上達成すべき目標を定めるとともに、支障の除去等の基本方針および対策工法について議論した。ボーリングでは、旧処分場に埋め立てられた廃棄物が 72.6 万㎥あり、許可容量である 40 万㎥を超過していることがわかった。（なお、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、この調査以前には旧ＲＤ社が埋め立てた廃棄物が許可容量を超過しているか否かはほとんど議論がなかったと述べたが、平成３年度には既に住民から県に旧処分場外で埋め立てを行っているとの通報があったほか、平成 16 年２月には住民から知事に許可容量超過に関する指摘がなされている。（第２章３(1)参照。）

支障の除去等に関する対応策については、廃棄物（特定有害産業廃棄物、特定有害産業廃棄物以

外の不適正処理された廃棄物およびこれらに汚染された土壌）を全量撤去したうえで残った土砂を場内に埋め戻す工法（Ａ－２案）と有害な廃棄物のみ撤去し処分場周囲の遮水および地下水・浸透水の揚水による浄化を行う工法（Ｄ案）のいずれかを支持する委員が大多数であったが、最終的に18名の委員のうち最多の８名が推奨したＡ－２案を推奨案として答申した。

なお、平成18年度から平成19年度までの間、県は財団法人産業廃棄物処理事業振興財団と責任追及、処分場の調査方法、産廃特措法の適用の可否等について協議しているほか、平成20年３月には対策委員会の答申のまとめ方についても協議している。同財団と答申内容について協議していたことについて、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、他の不適正処理事案の状況も把握している財団からアドバイスを聞くことを目的としていたと述べた。

(3) 答申の概要

平成20年（2008年）４月９日、ＲＤ最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）が、岡村周一委員長から知事に提出された。その主な内容は次のとおりであった。

【答申の主な内容】

1　処分場の現状把握

廃棄物の埋立ての状況、地質等の状況、浸透水の状況、地下水の状況、ガス・地温の状況、焼却炉内の状況

2　生活環境保全上の支障またはその生じるおそれ

- 社会生活を送るうえでの支障のおそれについて
- 処分場西市道側法面の崩壊による支障のおそれについて
- 廃棄物の飛散・流出による支障のおそれについて
- 汚染地下水の拡散による支障のおそれについて
- 処分場内の有害ガス生成による支障のおそれについて
- ダイオキシン類を含む焼却灰の飛散による支障のおそれについて

3　ＲＤ最終処分場における支障の除去等の基本方針

(1) 地域住民との連携を強化し、互いの合意と納得が得られるようにして問題解決に当たることをすべての対策の大原則とする。

(2) 旧処分場からの生活環境保全上の支障またはそのおそれ（以下「支障等」という。）を除去するため、効果的で合理的かつ経済的にも優れた対策工を実施し、ＲＤ最終処分場問題を早期に解決する。

(3) 旧処分場からの支障等を除去するための対策工は、廃棄物処理法に基き事業者等に措置命令を発し当該事業者等にその是正が見込めない時に、滋賀県が代執行事業として実施する。

(4) 対策工は、支障等の除去または支障等の素因の除去、対策工の成果確認のためのモニタリングおよび対策工実施による二次被害防止のための影響監視とする。

(5) 対策工の実施にあたっては、周辺住民の生活環境を保全するための措置を講じる。

(6) 対策事業は、周辺住民の生活環境を保全するまでに時間を要するため、現在生じている支障の状況を踏まえて、緊急的な対策、恒久的な対策に分けて実施する。

(7) 対策工の終期は、法令上の「安定型最終処分場廃止基準を満足する状態」を目標とし、対

策工の実施後に支障等が認められず、かつ、将来においても支障等を生じないことが確認できる時期を原則とする。

(8) 対策工は処分場の廃棄物の種類、性状のみならず地域状況や地理的条件に十分配意して支障等の除去の実行性や確実性を担保するとともに、産廃特措法ならびに廃棄物処理法に定める支援を受けることが、対策工の計画的で円滑な実施につながる。

4　対策工法について

旧処分場において適用可能な対策工法として、A案～E案の７案を取りまとめた。

このうち、A－１案・A－２案が廃棄物の全量撤去、B－１案・B－２案・C案・D案・E案が現位置での浄化・一部掘削撤去とする案であった。

5　旧処分場において実施されるべき対策工について

対策工実施の基本方針を踏まえ、対策工７案について慎重な議論および審議を行った結果、第14回委員会において委員長を除く出席者11名の過半数である７名の委員がA－２案を支持したため、A－２案をもって本委員会の推奨すべき案とした。

※　第14回委員会を欠席していた委員も含め、各案の支持状況は次のとおりであった。
A－２案８名、D案７名、E案１名、A－２案またはB－２案１名、推奨案なし１名

※　A－２案は、廃棄物全量撤去＋埋戻し（処理土再利用）＋焼却炉の解体撤去を内容とする案であり、D案は、原位置での浄化処理（B－１案・B－２案・C案のいずれか）＋有害な物質の掘削除去を内容とする案であった。

(4) 答申を受けた旧ＲＤ社への措置命令

対策委員会が平成20年（2008年）４月９日に知事に提出した答申の「ＲＤ最終処分場における支障の除去等の基本方針」では、対策工事は廃棄物処理法に基づく措置命令を事業者に発し、当該事業者等にその是正が見込めない時に、県が代執行事業として実施することとされた。

そこで県は、旧ＲＤ社および元代表取締役に対し、埋立廃棄物の飛散流出措置防止や埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれの防止を求めた措置命令を発出した。

措置命令の内容および理由

1　措置対象の場所

滋賀県栗東市小野７番地１ほか33 筆に設置された産業廃棄物最終処分場

2　措置事項

(1) 上記１の場所から埋立廃棄物等が飛散流出しないよう措置を講じること。

(2) 上記１の場所の埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること。

(3) 上記１の場所において発生している高濃度の硫化水素ガス等について、悪臭発生等を防止する措置を講じること。

(4) 上記１の場所における使用が廃止された焼却炉から、残存および付着している燃え殻およびばいじんが飛散流出するおそれを防止する措置を講じること。

3　命令を行う理由

(1) 産業廃棄物の埋立処分を行った上記1の場所において、法面が一部覆土されておらず、また急勾配になっており、法面の崩壊等により埋立廃棄物が飛散流出するおそれがある。また、処分場内に覆土が実施されていない区域があり、表面浸食等により埋立廃棄物が飛散流出するおそれがある。このことについては、法第12 条に定める産業廃棄物処理基準に適合しておらず、周辺生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあるため。

(2) 上記1の場所において行った産業廃棄物の埋立処分について、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物が埋立てならびに混入していることは、法第12 条に定める産業廃棄物処理基準に適合しておらず、浸透水の汚染が認められる。また、汚染された浸透水が周辺地下水に汚染を生じさせるなどの周辺生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあるため。

(3) 産業廃棄物の埋立処分を行った上記1の場所において、硫化水素ガス等の高濃度の発生が認められ、悪臭による支障が生じるおそれがあることについては、法第12 条に定める産業廃棄物処理基準に適合しておらず、周辺環境保全上の支障が生じるおそれがあるため。

(4) 上記1の場所における使用が廃止された焼却炉について、一部損壊して完全に密閉されておらず、また今後のさらなる老朽化等により、残存、付着している燃え殻およびばいじんが飛散流出するおそれがあることについては、法第12 条に定める産業廃棄物処理基準に適合しておらず、周辺生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあるため。

また、県は、旧ＲＤ社が不適正処分を行っていた時期に旧処分場の埋立担当であった役員２名に対しても、同様の措置命令を発出した。

２　実施計画策定の基本方針の公表から予算計上見送りに至るまで（平成 20 年（2008 年）５月～平成 21 年（2009 年）２月）

(1)「原位置浄化策」の提示

県は、平成 20 年（2008 年）５月 11 日、栗東市立中央公民館大ホールにおいて「ＲＤ最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）にかかる住民との意見交換会」を開催した。この会には栗東市内外から 108 名が参加し、県からは知事が出席した。

意見交換会では、当時の県（知事）の対策に不安を抱く出席者も多く、次のような意見が出た。（意見の一部を掲載する。）

・知事として、不適正処理された廃棄物について封じ込めるのではなく全量撤去することを言明されたい。

・飲み水は栗東市だけでなく野洲、守山の住民も利用している。地下水が琵琶湖に入ることも考えられるため、近畿一円の方が関心を持っており、正しい、安心できる解決を求める。

・対策工法のうち、Ｄ案はあいまいであり、特に有害物の撤去について明確ではない。また安定化までの期間が不明確であり、永久に監視を続けなければならないとする学者もあり、有害物が残ることで将来に禍根が残る。Ａ－２案をベースとする全量撤去の対策工を選定してほしい。

・安定型品目以外の廃棄物を安定型処分場にそのまま放置すれば、行政で決めたことを自ら犯すことになる。

・県全体で安定型処分場は 26 箇所あり、県全体で適正にしようとすると数千億円単位で費用がかかる。知事には全県的なガバナンスでこの問題を捉えてほしい。

・産廃特措法が平成 24 年度（2012 年度）で失効することは問題であり、特措法の延長や新たな法律を作る運動が必要である。

その後、県は５月 15 日に原位置浄化策（Ｄ案）をベースとする実施計画策定（対策工選定）の基本方針を公表した。

【実施計画策定（対策工選定）の基本方針（概要)】

● 問題解決に向けた対策工選定の基本的な考え方

(1) 旧処分場から周辺への生活環境保全上の支障またはそのおそれを除去する対策を確実かつ着実に実施し、ＲＤ問題を 1 日も早く解決する。

(2) 対策委員会の報告書では、「ＲＤ最終処分場における支障の除去等の基本方針」を取りまとめており、当該基本方針をもとに、県として実施すべき対策工を選定し決定する。

● 県としての対策工の選定

(1) 対策工の概要

案	内　容	工期	トータルコスト
Ａ－１案	全量撤去（良質土埋戻）	16 年	408 億円
Ａ－２案	特定有害産業廃棄物等全量撤去（処理土再利用）	13 年	243 億円
Ｂ－１案	全周遮水壁＋覆土（土質系）	３年	45 億円
Ｂ－２案	全周遮水壁＋覆土（シート系）	３年	52 億円
Ｃ案	バリア井戸＋覆土（シート系）	２年	36 億円
Ｄ案	Ｂ－１、Ｂ－２、Ｃ案のいずれか＋有害物質掘削除去		
Ｅ案	下流部遮水壁＋粘土層修復＋覆土（土質系）	４年	89 億円

※　なお、全ての案について焼却炉撤去または焼却灰除去の対策工がある。

(2) 対策工の選定

次の各案比較の結果、Ｄ案（Ｂ－１ベース）を基本に実施計画案を策定することとする。

（各案比較）　○：可　△：課題有り　×：不可

区　分	Ａ－２案	Ｄ案（B-1）	Ｄ案（B-2）	Ｅ案
住民同意	○	△	△	○
効果的合理的経済的	×	○	○	×
措置命令・代執行事業	×	○	○	×
対策工の構成	○	○	○	○
周辺影響	×	△	△	×
緊急対策・恒久対策	○	○	○	○
廃止基準のクリアー	○	△	×	△
実行性等の確保、支援	×	○	○	×

なお、具体的なＡ－２案の課題は次のとおり。

○　他に、効果的で合理的、かつ経済的な対策案が有る。従って、代執行事業になり得ない。

○　周辺地域に与える影響が著しい。

・　廃棄物の搬出車両（約 50 台／日）の交通渋滞、騒音、振動、排気ガス

・　廃棄物掘削に係る悪臭の発生

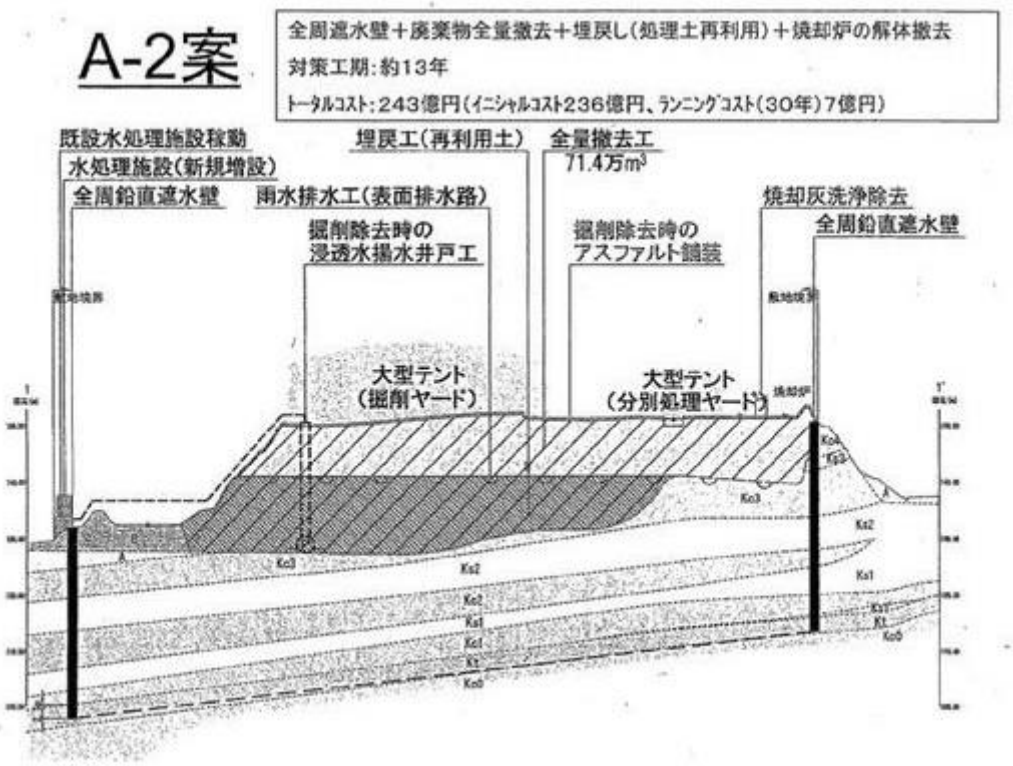
○　支障除去の実行性や確実性に劣る。

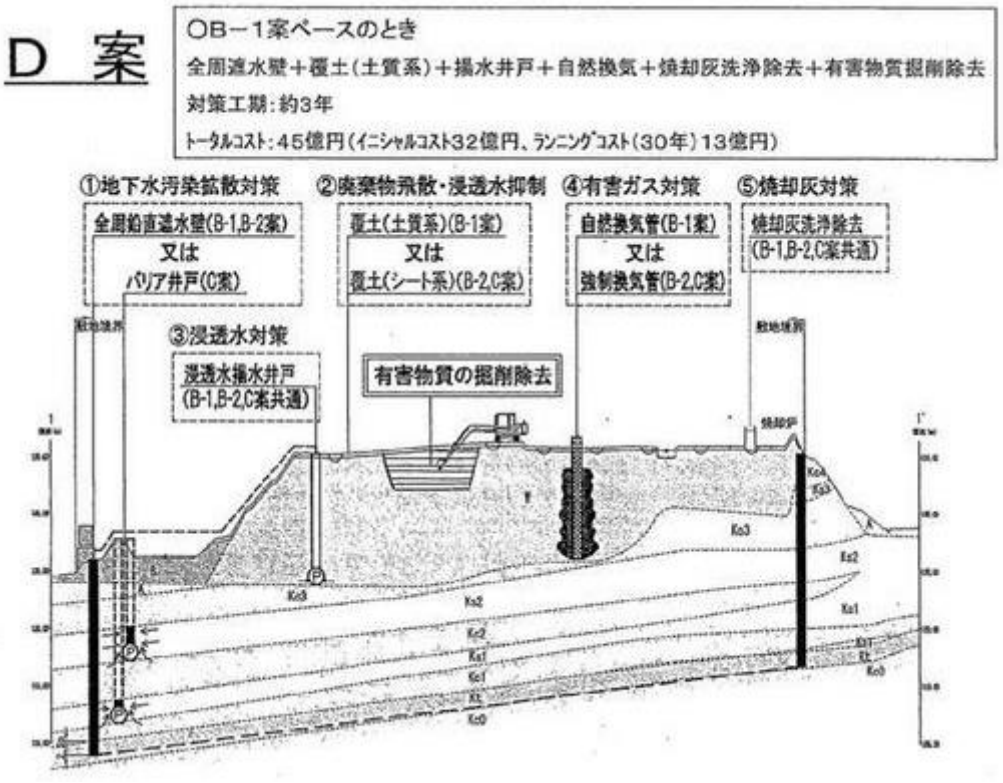
・　廃棄物の受入先の確保

・　掘削ヤードにおける大型テントの設置（基礎の支持力、強風対策等）

・　大型テント内の作業環境の確保

（参考）Ａ－２案およびＤ案のイメージ図





このとき県は、対策委員会推奨案であるＡ－２案の課題として、他に効果的で合理的かつ経済的な対策案（Ｄ案）があるため採用できないこと、廃棄物の搬出車両による交通渋滞や騒音振動による周辺地域への影響が大きいこと、廃棄物の受け入れ先の確保といった支障除去の実効性や確実性に劣ることを挙げている。また、いずれの方法を採ったとしても、対策工を代執行事業として実施するにあたっては県単独で費用を負担することが難しく、産廃特措法に基づく国の財政支援が必要であったが、Ａ－２案は産廃特措法が失効する平成 24 年度末までに事業を完了させることができないことも課題であった可能性がある。（過去県に在籍した職員への聞き取りでは、Ｄ案を対策の基本とする実施計画の基本方針を策定したのは、技術的・経済的に合理的な対策案を県として検討した結果であると述べた。）

【コラム】廃棄物処理法における代執行事業

対策委員会の答申における基本方針において、支障除去のための対策工は廃棄物処理法に基づき滋賀県が代執行事業として実施するとされている。

廃棄物処理法に基づく行政代執行については、同法第 19 条の８において、支障の除去等の措置を命ぜられた者が措置を講じないとき等に、都道府県知事は自らその支障の除去等の全部または一部を講ずることができる旨規定されている。

また、同法第 19 条の５において、措置命令は法に定める基準に適合しない廃棄物の処分等を行った者に対し必要な限度において支障の除去等の措置を命ずることができる旨規定されている。

つまり、行政代執行として実施できるのは、第 19 条の５に基づき命じた支障の除去等の措置なのだが、ここでいう「必要な限度」の解釈は、「経済的にも技術的にも最も合理的な手段」を選択して措置を講ずるように命ずるべきとされている。一例として、浸出液により水質汚染が生じている場合には、遮蔽工事や浸出液処理施設によって生活環境保全上の支障等の発生を防止できるときは、まずその措置を講ずるように命ずるべきで、これらの方法によって生活環境保全上の支障等のの発生を防止できないときに初めて処分された廃棄物の撤去を命ずるべきと示されている。（行政処分の指針について（通知）（平成 17 年８月 12 日環廃産発第 050812003 号）より）

(2) 県と住民のやりとり（説明会の実施等）

県は、平成 20 年（2008 年）５月 28 日から 10 月 29 日までに、周辺７自治会（赤坂・小野・上向・北尾団地・中浮気団地・日吉が丘・栗東ニューハイツ）および合同対策委員会への説明会を行った。

回	時　期	内　容
１巡目	５月 28 日～ ６月 11 日	・　原位置浄化策（Ｄ案）の説明 ・　原位置浄化策（Ｄ案）を選定した理由説明 ・　意見交換
２巡目	８月６日～ ９月 21 日	・　１巡目の住民説明会における技術的な意見や質問に対する説明 ・　意見交換
３巡目	10 月８日～ 10 月 29 日	・　よりよい原位置浄化策（４本柱：「有害物除去」、「対策工事期間中の周辺生活環境への配慮」、「モニタリングと監視委員会」、「処分場土地の

		県有地化検討」）の説明 ・　有害物全量撤去案（Ａ２案）および粘土層修復案（Ｅ案）が実施できない理由の説明 ・　よりよい原位置浄化策に対する同意要請

原位置浄化策（D案）に対して、周辺住民から次のような厳しい意見が寄せられた。

・D案は基本方針の「地域住民との連携強化、合意と納得」の大原則にはずれているのではないか。
・県はD案ありきである。住民無視である。
・基本方針８項目に照らした各案比較表は県に都合のいい○△×である。
・早期に対策してほしいというベクトルは合っているが結論ありきである県のやり方が間違っている。
・全量撤去してほしい。そのためなら 13 年間我慢する。
・住民としては一体何があるのかわからないという思いが非常に強い。
・有害なものがいつまでも残るのは不安である。
・県と住民がどこの有害物をどう取るかを議論して最終決定できるような歩み寄りの方法しかないと思う。
・全量撤去はできないと言うが、ちゃんと指導しなかった県が悪い。報いである。

このような自治会からの意見を受け、県は対策工事の安全を確保するため、①有害物の除去、②対策工実施中の周辺環境への配慮、③処分場のモニタリングの実施、④処分場敷地の県有地化の４つの観点を盛り込んだ「よりよい原位置浄化策」を作成し、周辺自治会に対し同意を要請した。

(3) 予算計上見送り

平成 20 年（2008 年）12 月４日の記者会見で、知事は対策工事の実施にあたっては地元７自治会の合意と納得に加え栗東市の意見も大変重要であること、一般廃棄物の処分場があった時代から深くかかわっている栗東市に汗をかいてもらうのは自然な流れであることに言及した。また、同年 12 月 10 日の県議会一般質問で、今後栗東市および自治会と予定している協議の具体的内容について質問があった際は、今後の地元自治会との協議については、今まで以上に栗東市の果たす役割は大きくなると考えると答弁した。（過去県に在籍した職員への聞き取りでは、他自治体の産業廃棄物不適正処理事案において市長や町長が対策工事実施に係る決断をしたことで進展があった事例もあり、県以上に住民に近い栗東市の意見を聞く目的があったと述べた。）

平成 21 年（2009 年）１月 16 日に栗東市長から知事に対し、次の事項について早急に回答するよう文書により要望があり、県は１月 21 日付けで文書により回答した。

【栗東市の要望事項と県からの回答】

○周辺7自治会の合意と納得を得るための行動計画を示されたい。

→現時点ではすべての自治会から同意をいただいているわけではありませんが、今後とも引き続き、自治会の協力を得て同意いただけるよう努力します。貴市の協力がいただけますようお願いします。

また自治会とは、双方協議の上、覚書を締結します。また、対策工や詳細設計に関する説明会等を開催します

○　全量撤去案（Ａ２）・粘土層修復案は廃掃法及び産廃特措法の適用が受けられないとする理由並びに対策工として採用出来ない理由を明確に説明されたい。

→廃棄物の不適正処分等により生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去（以下「支障の除去等」という。）を行う必要があると認められるときは、県は、廃棄物処理法に基づいて、事業者等に是正を求める措置命令を発出し、是正措置が講じられる見込みがない場合は、事業者

等が行う是正措置の全部または一部を代執行事業として行い、あわせて、産廃特措法に基づく財政支援が受けられます。

この県が事業者等に命じる措置命令は、支障の程度および状況に応じその支障を除去し、または、発生を防止するために必要であり、かつ経済的にも技術的にも最も合理的な手段を選択して措置を講じるよう命じなくてはならないとされています。

全量撤去案や粘土層修復案の手法についても産廃特措法に基づく支障の除去等の方法のひとつとして認められているものですが、ＲＤ処分場の事例においては、経済的、技術的な観点から県が考えております「よりよい原位置浄化策」が最も合理的な手段と判断されます。各対策案ごとの採用できない理由は次のとおりです。

① 全量撤去案（Ａ２）は、掘削ヤードにおける大型テントの設置や有害廃棄物の分別など技術的に大変難しい課題があり、加えて、工事中の悪臭や廃棄物の飛散など周辺環境に与える影響は大きく、経費的にも、原位置浄化策にくらべて多額となることは明らかです。さらに、廃棄物処理法に基づく措置命令を発する場合の妥当性を欠くなどの制度的な課題があります。

② 粘土層修復案ですが、修復箇所をしっかり特定するためには、掘削廃棄物の仮置き場を設置して廃棄物を全量掘削する必要があることから、全量撤去案（Ａ２）と同様に、技術的、制度的な課題や周辺環境に与える大きな課題があります。また、仮に、全量掘削しない方法を採用する場合は、特に、地下水汚染の拡散防止について対策工の成果を確認できる担保が無く、対策工施工後に地下水汚染が残った場合、これを修復することが大変難しいと判断しています。経費的には、ＲＤ最終処分場問題対策委員会のＥ案では、９０億円の経費が試算されているところです。さらに、廃棄物処理法に基づく措置命令を発する場合の妥当性を欠くなどの制度的な課題があります。

○　処分場の全容解明に係る詳細設計の範囲と内容について具体的に示されたい。

→本年度予算計上している詳細設計は、県が考えております「よりよい原位置浄化策」に必要な遮水壁、水処理施設、浸透水揚水井戸および自然換気管などの施設整備に関する詳細な設計を業務委託しようとするものです。この業務委託が完了しますと、具体的な対策工事に着手することができることになります。なお、昨年度に実施した設計では、対策工の概略数量を以下のとおりとしております。

①遮水壁　：最大深さ４０ｍ、延長９６０ｍ

②揚水井戸　：１０本

③自然換気管：２５本

また、住民の皆さんは、ＲＤ社によるドラム缶を始めとする違法な埋立に起因する有害物を大変心配されています。県としましては、このようなご心配を解消していくため詳細設計

において、ドラム缶等の有害物の調査を実施します。

この有害物調査は、処分場全体の高密度電気探査や、未調査区域を中心とした１０本程度のケーシング掘削調査を考えております。有害物調査も含め、詳細設計では、住民の皆さんのご意見をしっかりと調査に反映していくよう十分に配意して実施します。

○　有害物質の定義とその除去方法について具体的に示されたい。

→有害物の定義は、産廃特措法の基本方針に有害産業廃棄物として規定されております。有害産業廃棄物の定義ですが、特別管理産業廃棄物に該当する廃油、廃酸・廃アルカリ、廃 PCB 等、感染性産業廃棄物、廃石綿、石綿等、および特別管理産業廃棄物に相当するヒ素、水銀、ダイオキシン類などの 24 項目の有害物質が判定基準を超えて、溶出または含有する汚泥、ばいじん等が該当します。このような廃棄物がかたまって見つかった場合は、除去します。

処分場内の有害物除去は、平成１７年度の西市道側平坦部における掘削調査に引き続き、昨年２月に実施しました掘削調査により、あわせて２４０本を超えるドラム缶の除去を行いました。この違法な埋立は、本来は焼却炉で処分すべき廃油・廃酸や汚泥などを違法に埋立処分していたことが元従業員の証言などで明らかになっています。

このような有害物の除去対策としまして次のような３点の対策を考えており、１点目は、処分場を粘性土で覆土し、雨水を浸透させて汚染浸透水や地下水を水処理施設で処理し、有害物を除去する方法です。２点目は、詳細設計での高密度電気探査や、ケーシング掘削調査等を行い、かたまって存在する有害物が確認できた場合は、その範囲を特定した上で撤去を基本として対処することです。

さらに、対策工事の完了後は、水処理施設を稼働させるため、設置した処分場内の複数の揚水井戸を利用して水質の改善状況を分析・比較検討することとしておりますが、併せて有害物の存在を調査し、必要に応じてこれらの効果的な除去を図ります。分析・比較検討は、住民の皆さんにも協力いただき監視委員会を設置し、この委員会で検討していただくことが最も適切と判断しています。

○　処分場取得の時期と範囲、及び跡地活用について明確に示されたい。

→処分場土地の県有地化については、関係者や関係機関の協力を得て課題の解決を図り、対策工事の完了後において、速やかに県有地化を図ります。

跡地活用については、公益性があり、地域住民の皆さんに歓迎される活用を貴市と十分に協議します。

○　処分場の安定化までのプロセスとスケジュールを示されたい。

→処分場を安定化し、処分場土地の再利用を行っていくためには、廃棄物処理法に定める廃止基準をクリアーする必要があります。この廃止基準では、大きくは１３項目の基準が定められており、ＲＤ処分場においては、特に、地下水質の基準、浸透水の水質要件、処分場の地中温度要件およびガスの発生要件などを基準に適合させていく必要があります。

このため、廃棄物層に雨水を浸透させ浸透水や地下水を水処理施設で浄化していくことや、自然換気管を設置し、空気を流入させることにより有機物の分解を進め、嫌気分解によるガスの発生を防止していくことが必要となります。また、有害物を直接取り除き地下水等の汚染源を取り除くことも、処分場の早期安定化に繋がるものと考えています。

このような対策を対策工実施時やそれ以後のモニタリング監視時に監視委員会のご意見をもとに適切に講じることにより、処分場の安定化を図ります。

安定化に必要な期間は、燃え殻等が埋設されている管理型処分場の場合で平均１８年であり、最大でも３５年という調査結果（「最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドライン」による。）がありますが、１日も早く安定化が図れるよう努めます

○　遮水壁の安全性の確保と緊急時の対応について具体的に示されたい。

→ソイルセメント遮水壁は、地下水汚染の拡散を防ぐために設置するもので、このため処分場の全周に設置する必要があると考えています。遮水壁の耐震性、耐久性および遮水性については次のとおりです。

① 耐震性については、遮水壁は土中の構造物であり、壁の両側から土圧と水圧によって押さえられており、地上構造物に比べて地震時には破壊されにくいこと、また、遮水壁の材料等、配合を考慮することにより、地盤の動きに合わせて動くことによって損傷を受けにくくすることが可能と考えています。

② 耐久性については、ソイルセメントは３０年以上の実績があり、また、調査によりソイルセメントの強度が築造後２７年間経過してもなお上昇することが確認されており、このことから、通常のコンクリート構造物と同程度の５０年程度の耐久性があると評価されています。

③ 遮水性ですが、期間の経過とともに、ひび割れ等が生じるリスクは高くなりますが、処分場内の水位を周辺よりも下げ、浸透水等の流向を周辺から処分場内にすることによって、有害物質の流出を防止できるものと考えています。

したがって、遮水壁が破損した場合でも、有害物質が流出することはないものと考えております。また、モニタリング等により破損が疑われる状況が確認されれば、ただちに高密度電気探査や地下水追跡調査、ボーリング調査等によって破損箇所を特定したうえで、地盤改良等により破損箇所の修復を行います。

④ ソイルセメント遮水壁を施工するにあたっては、詳細設計において、現地の土を試験し適合する材料の配合設計を行い、確実な施工管理を行うことによって安全性を十分に確保します。

○　産廃特措法の延長についての県の考え方を明らかにされたい。

→ＲＤ処分場問題は平成１１年からの大変長期間におよぶ深刻な問題であり、１日も早く対策工を着実に実施することが県の使命と考えており、産廃特措法の期限内に事業が終了できるよう、現行法の期限に合わせて事業スケジュールを組むことが県の責任と考えています。

なお、昨年１１月に国に対して期限延長の要望を行いました。この要望は、住民の皆さんとの話し合いに要する期間を確保することや、対策工実施に当たり不測の事態による遅延の心配がありますことから、延長の要望を行ったものです。今後、仮に、産廃特措法が延長されたとしても、現在県が考えております支障除去等の事業内容が変更されるものでないと理解しています。

同年１月 28 日、栗東市議会においては、対策工（よりよい原位置浄化策）を産廃特措法に規定する実施計画策定の基本としていくことについて、総合的見地からやむを得ないと判断する旨の議決がなされた。なお、この議決には付帯決議が付された（全文は 160 ページ。）。

一方、県は、よりよい原位置浄化策に関する説明会を行い、11 月４日付けで周辺７自治会に同意要請の文書を送付したが、「よりよい原位置浄化策」に同意したのは１自治会のみであった。

このように、栗東市の同意は得たが、地元自治会の同意の状況が大変厳しかったことから、現時点で対策工を実施することは難しいと判断し、合意と納得に向け地元とさらに話し合いを尽くすこととして、対策工の平成 21 年度（2009 年度）当初予算計上を見送った。

なお、抜本対策の着手までにはある程度の時間が必要と考えられるが、その間の放置できない生活環境保全上の支障等について、平成 21 年度（2009 年度）に緊急対策を実施することとし、同年度当初予算には緊急対策工事、事業者責任追及、処分場施設管理および周辺環境影響調査に要する費用を計上した。

(4) 情報公開請求への決定に対する訴訟

平成 19 年 10 月に旧処分場周辺地域に居住する住民が、旧ＲＤ社元従業員から県が聴き取り調査を行った内容に関し情報公開請求を実施した。これに対し県は、旧ＲＤ社元従業員への聞き取り調査に関する書類のうち「当該職務に関する不適正処分に係る記述部分」については、公にすることで県の事務に支障を及ぼすとして非公開とした（以下「一部公開決定」という。）

このとき県は、旧ＲＤ社元従業員から証言、供述を得つつ、措置命令を発出できるか検討していたところであり、不適正処分に係る記述についてこの時点で公開すると以降の供述を得ることが困難になるおそれがあったことから非公開としたのだが、この決定に対し情報公開請求を行った住民は、一部公開決定を不服として異議申立てをしたため、県は情報公開審査会に諮問をした。

その後、県は旧ＲＤ社元代表取締役の刑事確定訴訟記録の調査結果に基づき措置命令の対象を決定したことから、非公開とした事由が消滅したことおよび、地元自治会から証言を公開してほしいと強く要請があったことを理由に、一部公開決定の８か月後に非公開とした部分を新たに公開した。また、一部公開決定に係る諮問については、非公開とした箇所を新たに公開したことにより申立ての利益が無くなったとして、同審査会への諮問を取り下げたうえで異議申立てを却下した。そのため、当該住民は平成 21 年２月に県が一部公開決定を行ったことおよび８か月間非公開部分を公開しなかったこと等を違法として、大津地方裁判所（以下「大津地裁」という。）に訴訟を提起した。

この訴訟について大津地裁は、県の主張には不合理な点がないこと等を理由に、平成 23 年９月 20 日に住民の請求を棄却している。

(5) 対策委員会委員との訴訟

対策委員会の一部の委員は、事務局による対策委員会の運営方法が特定の委員に不利な恣意的なものであるとの疑念を持ち、委員会の審議の場において疑義を呈することがあった。委員会の委員の１名は、この対策委員会を事例として取り上げ、学識経験者や一般住民が政策決定過程に関わる際の行政側の対応の問題点を明確化すること等に関する論文を執筆し、平成 21 年７月に滋賀大学環境総合研究センターが発行する学術研究誌で発表した。この論文においては、対策委員会における三つの事件として委員長の選任、会議の日程調整、Ａ－２案を支持する委員に対する技術的質問に係る連絡の不備の３つの事例を取り上げてその実情等についての見解が示されている。

この論文を受けて県は、滋賀大学に対し、論文に記述された３つの問題点は事実と異なる主張であるため検証をしてほしい旨の文書を提出したほか、委員本人に抗議文を送付し、その概要を県の

ホームページに掲載したところ、委員は県からの大学に対する検証の依頼等により学問の自由や名誉等を侵害されたこと等を違法であるとして、平成 22 年（2010 年）２月 17 日に大津地裁に訴訟を提起した。なお、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、委員への抗議や県ホームページでの公表は、この論文に対策委員会の他の委員の名誉に関わる内容が含まれており、県として対応する必要があると判断したためであると述べた。（県からの抗議において、当該論文で委員の名誉が棄損されているとの明確な記述はない。）

大津地裁は翌年１月 25 日に、学問の自由や名誉等を侵害されたとの委員の主張は採用できないとして請求を棄却したが、委員は大阪高等裁判所に控訴した。同年９月８日の高裁判決においては、地裁判決は相当として委員の控訴を棄却したが、一方で、委員が名誉感情を害されたであろうことは容易に推認できるものであるとも判示している（ただし、国家賠償法上の違法性については認めなかった。）。

３　緊急対策工事の実施と恒久対策に向けた話し合い（平成 21 年（2009 年）２月～平成 22 年（2010 年）８月）

(1) 緊急対策工事の実施

県は、平成 21 年（2009 年）４月 30 日にＲＤ最終処分場問題に関する周辺自治会長会議を、５月 29 日にはＲＤ最終処分場問題についての周辺自治会合同説明会を開催し、これまでの経過と平成 21 年度（2009 年度）予算の概要を説明するとともに今後の地元協議の進め方について意見交換を行った。その際、県は中立的な第三者を交えた協議の場の設置を提案したが、対策委員会が推奨する対策工法（Ａ－２案）とは異なる工法を取ろうとしている中で、第三者を交えた協議の場を設置しても同じような結果になるという意見が多く、合意には至らなかった。

その後、老朽化した焼却施設の倒壊によるダイオキシン類の飛散防止等を目的とした緊急対策工事の実施に向け、県は９月４日に赤坂自治会、小野自治会、上向自治会、中浮気団地自治会、日吉が丘自治会および栗東ニューハイツ自治会によって構成されたＲＤ問題周辺自治会連絡会（以下「周辺自治会連絡会」という。）との話し合いを、11 月２日および同月 24 日には周辺自治会連絡会説明会を開催して説明および意見交換を行った。説明会では、比較的処分場に近傍の自治会を中心に解体工事中のダイオキシン類の飛散流出を懸念する意見があり、過去に焼却炉から発生したばい塵による被害があったことを理由として挙げる住民もいた。また、廃棄物の飛散防止を目的とした覆土については、恒久対策でないにもかかわらず覆土をすることで、今後県が廃棄物の掘削をしなくなるのではないかとの声も上がった。最終的に焼却炉の撤去については住民も同意したが、覆土を実施することについて合意に至らなかったため、結果として、緊急対策工事では実施しなかった（後述の二次対策工事で覆土は実施されることとなった。）。

このような話し合いを経て、県は、平成 22 年（2010 年）１月 28 日に焼却炉の解体撤去工事に、同年２月 16 日に既設水処理施設修繕工および下水道への接続工事等に、同月 17 日に仮設シート工等の工事に着手した。なお、詳細は工事編に記載している。

ア　焼却施設撤去

老朽化した焼却施設の倒壊によるダイオキシン類の飛散を防止するため、焼却施設（２基）の撤去を行った。（平成 22 年（2010 年）１月 28 日～７月 23 日）



南側焼却炉解体撤去前



南側焼却炉解体撤去後

イ　水処理施設修繕工

汚染地下水拡散の軽減を図るため、汚染浸透水等の浄化ができるように既存水処理施設の修繕を行った。(平成 22 年（2010 年）２月 16 日～６月 22 日)

ウ　その他緊急対策工事

仮設シート工、室内仮置廃棄物保管対策工、水路補修工、環境改善工を行った。(平成 22 年(2010 年）２月 17 日～８月 10 日)

(2) 恒久対策に向けた話し合い

周辺自治会と県は、緊急対策工事の実施に向けた準備や話し合いとともに、恒久対策に向けた話し合いを行ってきた。

周辺自治会連絡会は、平成 21 年（2009 年）５月 27 日に恒久対策として有害物の除去を求める旨の「ＲＤ安定型産業廃棄物最終処分場の対策工（有害廃棄物の除去）についての要望」を県に提出し、11 月 24 日には有害物の除去を基本として将来にわたり安全で安心できる対策工の実施を求める旨の「ＲＤ安定型最終処分場の対策工実施への基本要求」を取りまとめて県に提出した（「基本要求」は県ＨＰに掲載している。ＵＲＬは巻末資料２(10)に掲載。)。

県は、恒久対策の検討に際し、住民と話し合うとともに環境省および産業廃棄物処理事業振興財団と相談して助言を受けてきており、11 月 22 日には田島一成環境副大臣（当時）が来県して現地視察および地元住民との意見交換会を行った。意見交換会においては、地元住民から旧処分場への法的な規制に係る質問や有害物の除去に係る要望があったほか、副大臣からは産廃特措法の期限をどの程度延長する必要があるか等について発言があった。また、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、副大臣の来県時に環境省から有害物を積極的に取り除くよう助言があったと述べた。

その後、県は「環境省からの助言等を踏まえたＲＤ事案に関する今後の県の対応について」(以下このページでは『「県の対応」』という。全文は巻末資料２(3)に掲載）を取りまとめ、平成 22 年(2010 年）１月 23 日に開催した話し合い（環境省も出席）で周辺自治会に説明した。

ここでは、有害物（特別管理産業廃棄物相当および特別管理産業廃棄物相当ではないが土壌環境基準を超過するところ）をできる限り除去することを盛り込んだ対策工法を最終決定するための最後の調査として詳細な有害物調査等を行うこと、学識者による有害物調査検討委員会を設置すること、除去後になお残存すると考えられる有害物は浸透水等を揚水処理し浄化することを考えること、有害物調査の結果や有害物調査検討委員会からの助言を踏まえて周辺自治会と話し合い、県として

の対策工法を最終決定すること等を盛り込んでいた。

県は、周辺７自治会に対し３月までに「県の対応」に同意するよう求めたが、３月の時点で同意したのは２自治会にとどまったため、４月からは「ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い」と題した周辺自治会代表者との話し合いの場を設け、話し合いを継続することとなった。「話し合い」は概ね月１回程度開催されており、出席者からは有害物の調査方法が適切であるか等の意見が度々出たものの、６月には、北尾団地自治会が同意して県と「ＲＤ最終処分場問題の解決に向けた今後の対応に関する確認書」を締結するとともに、周辺自治会連絡会が有害物調査に係る予算執行に同意した。８月には周辺自治会連絡会も県の対応に同意し、県と「ＲＤ事案の解決に向けての覚書」を締結した。(確認書および覚書は県ＨＰに掲載している。ＵＲＬは巻末資料２(10)に掲載。)

４　旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会（平成 22 年（2010 年）10 月～平成 24 年（2012 年）９月）

県は、有害物調査について周辺自治会の同意を得たことを受けて、有害物調査および対策工基本方針の検討にあたり、理工学的事項について専門的な意見を反映させるため、「旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会（以下「有害物調査検討委員会」という。）」を設置した。

有害物調査検討委員会は、平成 22 年（2010 年）10 月から平成 24 年（2012 年）９月までの間に８回開催され、廃棄物および地下水等の調査の実施ならびに調査結果の評価、支障の除去等に係る効果的かつ合理的な対策工基本方針の検討等について助言を受けた。特に、既往の調査結果は採水方法に問題があり地下水や浸透水の SS（懸濁物質）の値が非常に高く、観測井戸のたまり水やその下に溜まっている SS 分や土の影響をできるだけ受けないような形で採水しないと、分析結果から適切な評価ができないとの指摘を受け、それ以降の県の水質調査では、水中ポンプを使い井戸の孔内水量の 4 倍量程度汲み上げ水質（水温、pH、電気伝導度等）が安定したことを確認してから採水する方法に変更することとなった。

その後、有害物調査として、平成 22 年（2010 年）10 月から平成 23 年（2011 年）12 月にかけて一次調査を、平成 24 年（2012 年）１月から９月にかけて二次調査を実施した（有害物調査の内容については、廃棄物編第２章に記載している。）。

【委員会の委員】

氏　名（五十音順）	専門分野	所属等（委員会設置時点）
大嶺　聖	地盤工学	九州大学大学院　准教授
小野　雄策	廃棄物処理処分工学	日本工業大学　教授
梶山　正三	環境科学	弁護士、理学博士
大東　憲二	環境地盤工学、地下水工学	大同大学　教授
樋口　壯太郎	廃棄物工学	福岡大学大学院　教授

※　氏名五十音順

【委員会の開催状況】

回数	年月日	内　容
第１回	平成 22 年 10 月 30 日	・委嘱状交付 ・委員会設置要綱、委員長等選出について ・既存データおよび調査計画案の説明 ・調査計画案に対する周辺住民意見聴取
第２回	平成 23 年１月 23 日	・有害物調査（一次調査案）について

		・追加分析実施にあたっての考え方について ・議事内容に関する周辺自治会からの質疑
第３回	平成 23 年３月 20 日	・有害物調査（一次調査）について ・今後のスケジュールについて ・議事内容に関する周辺自治会からの質疑
第４回	平成 23 年６月 19 日	・一次調査結果について ・対策工の基本的な考え方について ・議事内容に関する周辺自治会からの質疑
第５回	平成 23 年８月 23 日	・一次調査の評価（案）について ・対策工の基本的な考え方（案）について
第６回	平成 24 年２月 12 日	・一次調査結果の評価について ・周辺地下水調査について
第７回	平成 24 年６月 17 日	・二次調査結果について ・二次対策工（案）について
第８回	平成 24 年９月 12 日	・二次対策工（案）について

有害物調査検討委員会では、「環境省からの助言等を踏まえたＲＤ事案に関する今後の県の対応について」で定義された有害物である特別管理産業廃棄物に加え、土壌環境基準超過物ならびに一次対策工事で掘削除去の対象としたドラム缶、一斗缶およびドラム缶等から漏出した廃有機溶剤等の液状廃棄物が浸潤した廃棄物や土砂等（液状廃棄物浸潤土砂等）をまとめて有害物と定義した。

５　一次対策工事に係る合意と実施（平成 22 年（2010 年）７月～平成 24 年（2012 年）10 月）

(1) 一次対策工事に係る話し合いと合意

県と周辺自治会は、「環境省からの助言等を踏まえたＲＤ事案に関する今後の県の対応について」に係る説明後も、有害物調査の具体的方法等の話し合い、平成 22 年６月 28 日には環境省を、同年８月 24 日および９月８日には学識経験者を招いての意見交換や講演等を行った。また、対策工の基本的な考え方についても有害物調査検討委員会での議論を踏まえて話し合った。



平成 22 年８月 24 日　滋賀県と周辺自治会の皆さんとの話し合い



有害物調査検討委員会の梶山委員による勉強会（開催日時点は委員就任前）

有害物調査および対策工への県と周辺自治会の合意形成は長期にわたり、平成 22 年７月に県が有害物調査および対策工の今後のスケジュールについて説明してからも、有害物調査等に関する議

論のため月１回程度の頻度で話し合いが開催され、見直し後のスケジュールが発表されるまでに約１年かかった。県は、少しでも早く対策工に着手すること、産廃特措法が失効する平成 24 年度末までに対策工の実施計画を作成し同法に基づく財政支援を受けることを目指していたこともあり、平成 23 年（2011 年）６月に発表された見直し後のスケジュールでは、平成 24 年度末までに第一段階の対策工事を完了させ、平成 25 年度以降に第二段階工事を実施するという２段階に分けた対策工を実施することを提案した。

この見直し後のスケジュールに対し、県と周辺自治会は調査の詳細等については引き続き議論が必要な点はあるものの、概ね見直し後のスケジュールに基づいて調査と対策工を実施することで合意した。

これらの話し合いを経て、旧処分場における支障の除去等の工事は一次対策工事とそれ以降の対策工事に区分し、一次対策工事においてはこれまでの調査で確認されたドラム缶や医療系廃棄物、特別管理産業廃棄物等の掘削除去を行うこととなり、平成 23 年（2011 年）11 月 14 日、周辺６自治会と県が「ＲＤ最終処分場問題解決に向けた一次対策工事の実施にあたっての協定書」を、北尾団地自治会と県が「旧ＲＤ最終処分場一次対策工事に関する確認書」を締結した（協定書は 162 ページ、確認書は 163 ページ。）。

【コラム】産廃特措法とは

平成 15 年（2003 年）６月、平成 10 年（2008 年）６月以前に行われた不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、10 年間の時限立法として産廃特措法が制定された。環境省が平成 13 年に実施した調査では、全国で約 1,300 万㎥の廃棄物が不法投棄されたまま放置されていたのだが、このうち平成 10 年６月以前に不法投棄された廃棄物は、約 1,100 万㎥と大半を占めていた。また、国内最大級の不法投棄である青森・岩手県境における不法投棄事件では不法投棄された 82 万㎥の産業廃棄物の排出者の大半が首都圏の事業者であったこと、この原状回復の行政代執行を行うべき青森・岩手両県だけでは処理費用を負担しきれない等の理由により、都道府県等に対する財政的な支援を行う必要が高まってきており、こうした社会背景をもとに、都道府県等が自ら支障の除去等の事業を行う場合に必要な経費について国が支援措置を講ずることとされた。

この法律は、都道府県等が同法に基づく実施計画を策定し、環境大臣の同意を受けて実施する行政代執行事業（特定支障除去等事業）に対し、平成 25 年（2013 年）３月 31 日までの間、国が国庫補助および地方債の起債の特例等の支援を講ずるものであった。その後、都道府県等が同日までに特定支障除去等事業を完了させることが困難な事案があること、本事案を含め新たに都道府県等が支援対象とすることを希望している事案があることから、都道府県等が行う特定支障除去等事業を迅速かつ着実に完了させるため、平成 24 年（2012 年）に改正され、支援期間が平成 35 年（2023 年）３月 31 日まで延長された。

【このコラムの内容は参考文献⑫による。】

(2) 産廃特措法に基づく特定支障除去等事業実施計画の策定

対策工に要する費用を確保するため、県は産廃特措法に基づく国の財政支援を受けて対策を行うこととし、一次対策に係る実施計画を策定した。実施計画では、旧ＲＤ社による不適正処分の経緯および様態を整理したうえで、生活環境保全上の支障の除去等事業を実施する必要があること

を示し、地元自治会との話し合いの中で固めた対策工法についてまとめられている。また、実施計画策定にあたって住民の意見等が反映されるための措置についても定めており、一次対策工事の実施にあたっての協定書等を取り交わしたことに加え、今後も引き続き周辺自治会との話し合いや、栗東市との意見交換を行うとともに、会議の公開やモニタリング結果等の情報の公開を行うことにより、自治会住民等の理解と協力の増進に努めることを明記している。

策定された計画は、平成 24 年（2012 年）６月７日付けで環境大臣の同意を受けたことで、県による対策事業に要する費用の大部分について国の財政支援（事業費の 90%の起債が認められ、その元利償還金の 50%が特別交付税として措置される）を受けられることとなった。

実施計画の策定にあたり、栗東市から平成 23 年（2011 年）12 月５日付けで次の意見が提出された。

【栗東市の意見】

① 対策工実施については、ＲＤ問題周辺自治会連絡会との協定書および北尾団地自治会との確認書を遵守すると共に、粉塵の飛散・悪臭・騒音防止等の周辺環境対策ならびに有害ガス等に対する安全対策を十分に講じること。

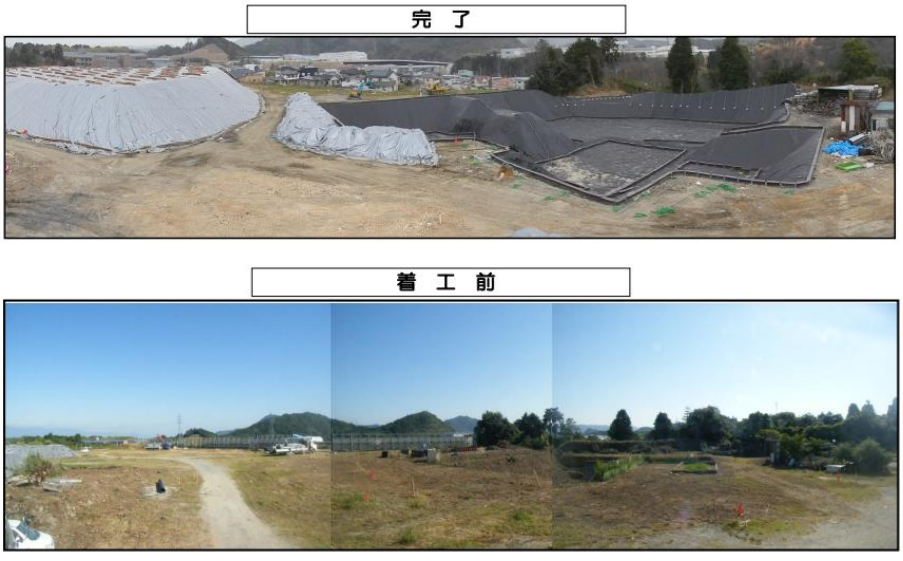
② 住民の不安解消のため、引き続き周辺自治会の合意と納得のもと、有害物除去及び地下水汚染の拡散防止等の恒久対策を早急且つ確実に実施すること。

③ 旧ＲＤ最終処分場跡地を早期に県有地化し、住民の安全・安心の確保に努めること。

実施計画は平成 25 年（2013 年）に二次対策工事を追加する形で変更（同年３月 26 日付け環境大臣同意）され、さらに平成 29 年（2017 年）に当初想定できなかった事由（大型の鋼材等、施工上支障となる廃棄物の出土）への対策等のため変更（同年 11 月 29 日付け環境大臣同意）されている。

(3) 一次対策工事の実施

平成 24 年（2012 年）８月から平成 25 年（2013 年）３月にかけて、生活環境保全上の支障等のうち、地下水の汚染拡散のおそれの一部を除去するために、生活環境保全上の支障等の原因となっている廃棄物および当該廃棄物により汚染された土砂であって一次調査の時点で東側焼却炉付近に存在することが確認できたものの掘削除去ならびに地下水汚染拡散軽減措置として既設水処理施設を活用した浸透水揚水処理を行うための井戸の設置等を実施した。なお、詳細は工事編第３章に記載している。



第４章　県の対応の経過（二次対策工事の実施合意以降）

１　二次対策工事に係る合意と実施

(1) 二次対策工事に係る話し合いと合意

周辺自治会と県では、一次対策工事への合意以降も、調査や二次対策について有害物調査検討委員会での議論を踏まえて話し合いを続けてきた。

一次対策工事への合意以降 13 回の話し合いを経て、平成 24 年（2012 年）10 月３日、県と周辺５自治会（赤坂・小野・上向・日吉が丘・栗東ニューハイツ）は、「ＲＤ最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書」を締結し、旧処分場における支障等の除去のため同協定別紙に定める二次対策工事基本方針に基づいて工事を実施すること、その具体的方法については引き続き話し合うこと等を定めた（全文は 164 ページ。以下「二次対策工事協定書」という。）。

二次対策工事協定書の締結にあたっての話し合いにおいては、対策工事の検討当初から廃棄物の全量撤去を望んでいた周辺自治会が最終的には県の提案する「有害物等の掘削除去」という方針に同意するということになった。しかし周辺自治会からは、今回の対策工事では廃棄物を残置することで水処理がいつまで続くかわからず、地下水の汚染を止められるといった期待される成果がないときには全体を掘削する旨を協定書に入れてほしいとの意見があった。これを受け、協定書では二次対策工事完了後５年を目途に対策工の有効性を確認し、有効でないと確認されたときは、県が調査を行った上で、一次対策工事または二次対策工事において掘削しなかった部分の掘削を含めて必要な追加対策を検討し実施することが明記された。

同日、県と北尾団地自治会は、北尾団地自治会が二次対策工事基本方針に基づく工事の実施に同意するとともに、県が同自治会から提出された「旧ＲＤ最終処分場二次対策工事について」およびこれに対する県の回答の内容を尊重して一日も早い問題解決に努める旨の「旧ＲＤ最終処分場二次対策工事に関する確認書」を締結し、これにより二次対策工事が実施されることとなった。

なお、中浮気団地自治会は、平成 24 年９月の話し合いにおいて、対策工事への基本要求への県の対応が不十分であり、二次対策により将来の安心が十分に確保されていないとして、二次対策工事に同意しないことを決定した。（この基本要求のうち「不法投棄廃棄物（約 31 万㎥）を掘削撤去すること」や「不適切に処理された許可品目以外の廃棄物を掘削撤去すること」については、県の提案する対策工では達成されるものではなかった。）

基本要求での要求事項	県の対策工事における方針
許可容量超過分の約 31 万㎥を掘削撤去すること	生活環境保全上の支障等の除去を目的としており、許可容量や許可品目に対策内容は影響されない。約 26 万㎥を掘削し、有害物を含む約６万㎥を場外に搬出する。 （生活環境保全上の支障等の除去を目的としていた理由は 68 ページの【コラム】廃棄物処理法における代執行事業参照）
不適切に処理された許可品目以外の廃棄物を掘削撤去すること	

(2) 二次対策工事の実施

二次対策工事では、次の図のア～カの内容を実施した。なお、詳細は工事編に記載している。

ア　有害物等（原因廃棄物）の掘削除去および搬出処分

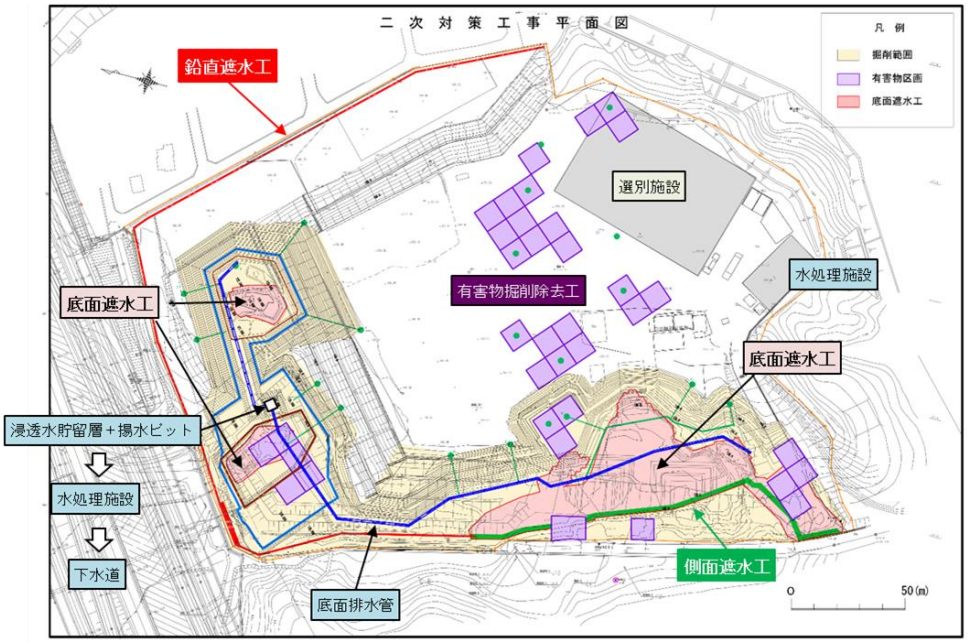
イ　周辺地下水の汚染防止（廃棄物土層と地下水帯水層が接している箇所の遮水工事）

ウ　遮水工事に伴う掘削により発生した廃棄物土の選別および選別した廃棄物（再生資源および選別土を除く）の搬出処分

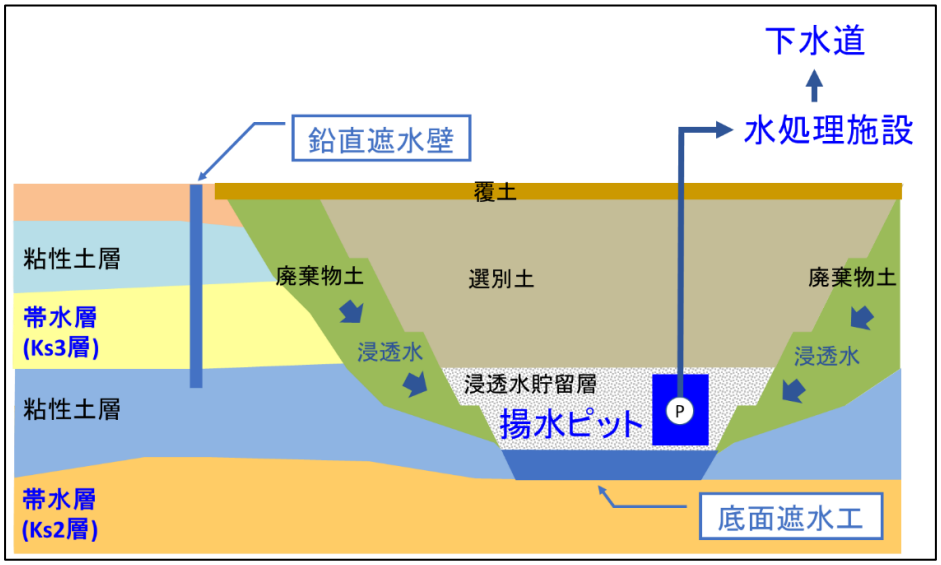
エ　廃棄物の飛散流出防止（法面整形および覆土）

オ　浸透水の流動性の改善（浸透水集排水管、浸透水貯留層、浸透水揚水ピットの設置）

カ　浸透水の揚水・浄化、モニタリング



【遮水の概念図】



【一次対策および二次対策の費用】

特定支障除去等事業（一次対策および二次対策）に要した費用は、合計で約 79 億円である。なお、費用の９割について起債が認められ、その元利償還金の５割について特別交付税により国からの支援を受けることとなった。しかし、産廃特措法失効後は国からの支援が見込めず、場内の水処理や周辺環境モニタリングといった継続的な取組に要する費用については、県が単独で負担することとなるおそれがあった。

この問題は滋賀県のみならず、産廃特措法に基づく支援を受けていた自治体共通の課題であったことから、同法の支援を受けていた自治体は、国に対し同法失効後の財政支援を講ずるよう繰り返し要望を重ねていった。

その結果、環境省は、特措法失効後も生活環境保全上の支障等がない状態を継続させるために対策を行う自治体を対象に、水処理や周辺環境モニタリングに要する費用の一部を補助する「特定支障除去等維持事業」を開始し自治体支援を継続した。

区分	一次対策事業 （平成24年度）	二次対策事業 （平成25年度～令和４年度）	合計
工事費	147,725,550円 (175,200,000円)	4,945,666,121円 (4,923,000,000円)	5,093,391,671円 (5,098,200,000円)
廃棄物処理費	58,245,158円 (116,000,000円)	1,455,427,303円 (1,764,000,000円)	1,513,672,461円 (1,880,000,000円)
管理作業費	34,157,739円 (50,400,000円)	1,215,697,592円 (1,379,000,000円)	1,249,855,331円 (1,429,400,000円)
事務費	0円 (6,800,000円)	12,274,706円 (14,000,000円)	12,274,706円 (20,800,000円)
総事業費	240,128,447円 (348,400,000円)	7,629,065,722円 (8,080,000,000円)	7,869,194,169円 (8,428,400,000円)

※　上段は事業費（実績）　下段は計画事業費

※　この他県単独費で実施した事業がある。（緊急対策工事、追加モニタリング等。合計約 333 百万円）

【コラム】改善命令で埋め戻した鉛含有廃棄物土

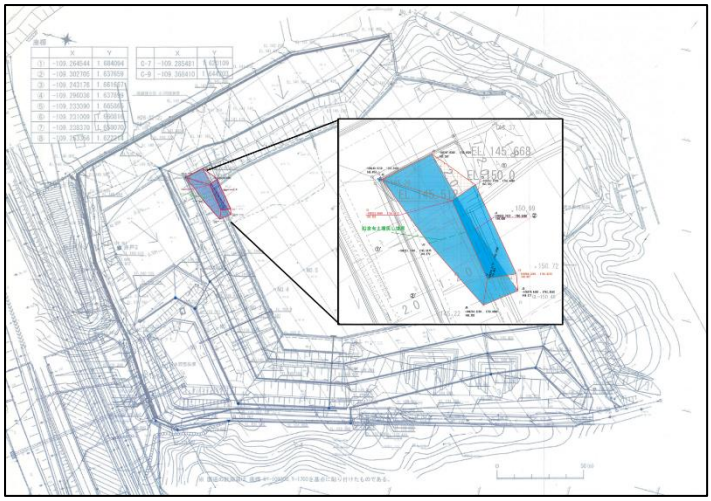
二次対策工事における掘削範囲に、平成 17 年度に粘性土で包み込んだ鉛含有土の分布範囲が一部含まれていることから、県と地元自治会で今後の取扱いについて検討した。地元自治会からは、二次対策工事基本方針から外れる対応を行う場合には新たに住民との合意が必要である、掘削した鉛含有廃棄物土は、場外搬出を要望するといった意見が挙がったことを受け、県は専門家の意見も踏まえたうえで、平成 27 年 12 月 22 日に県は鉛含有土に以下の方針で対応することとした。

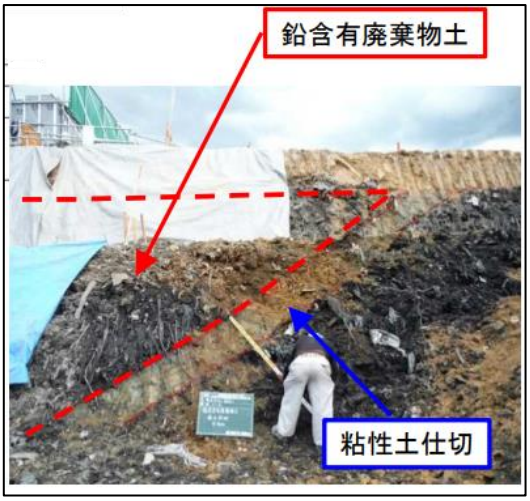
・掘削した鉛含有廃棄物土は「選別」を行い、廃プラスチックや木くず等の埋戻しできない「選別回収廃棄物」は、場外に搬出し処分する。
・選別土はその他の廃棄物土と同様に「適合確認分析」を行い、埋戻し基準に不適合の「選別土」は、場外搬出し処分する。
・「再生資材」および埋戻し基準に適合する「選別土」は、基本方針ではそのままの状態で埋戻すこととしているが、鉛含有廃棄物土由来の「再生資材」および埋戻し基準適合「選別土」は、残置し

ている他の鉛含有廃棄物土（約 4,500 ㎥）と同様に粘性土で包み込み、その位置情報を記録・保管する。

・鉛含有廃棄物土由来の「再生資材」や「選別土」が、粘性土で包み込み措置した場所から流出しないよう、目視や浸透水モニタリングで監視する。

鉛含有廃棄物土の埋戻し場所





2　旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会の設置

(1) 旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会の概要

平成 24 年（2012 年）２月に開催された二次対策工事に係る県と周辺自治会との話し合いの中で、どのような対策工を取ることとなっても、対策工と併せて対策工の効果に対する客観的な評価をするためのシステムを作るべきであり、そこには栗東市と住民も参画するようなトータルプランニングを出してほしいとの意見が住民から出た。また、同年６月に開催された第７回有害物調査検討委員会においても、２次対策工以降に追加の対策工が必要かをどの段階で確認すべきか住民から質問があった際に、委員の一人からモニタリングデータ等を公開して施工者および県と話し合う公的な組織を作っておく必要があるとの発言があった。

こうした意見を踏まえ、県は同年７月の周辺自治会との話し合いにおいて、住民と学識者および市・県で構成する組織の設置をする方針を明らかにした。

二次対策工事協定書においてもこの方針を明記し、協定書第６項に基づき、周辺６自治会（赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツ）、栗東市および滋賀県は、ＲＤ問題について、次に掲げる内容に関する情報を共有して意見を交換することを目的として、旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置した。

・二次対策工事の具体的方法
・二次対策工事実施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認
・一次、二次対策工事の有効性の確認
・その他二次対策工事実施に起因する問題等

この連絡協議会では、有害物調査検討委員会の委員であった５名の学識経験者（第３章４参照）にアドバイザーに就任いただき、理工学的事項について随時アドバイスを受けることとした。

なお、中浮気団地自治会は、二次対策工事協定書を締結しなかったことから連絡協議会の構成員とならないことを決定した。しかしその後も、中浮気団地自治会の住民は、連絡協議会の傍聴、現場見学会や「住民と知事の意見交換」への参加、現場事務所に併設した情報公開室での工事状況の確認、県との意見のやり取り等によりＲＤ問題の解決に向けた取組に参加してきた。



平成 25 年８月８日経堂池採水地点から旧処分場を望む



周辺環境への対策工事の影響を調査するため経堂池で採水する様子

(2) 旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会での話し合い

連絡協議会は、平成 25 年（2013 年）５月 28 日に第１回会議を開催した。平成 26 年（2014 年）８月 29 日に開催された第９回連絡協議会では知事が出席し、近隣住民に対しこれまで心配と負担をかけてきたことを謝罪するとともに、ＲＤ問題を先進事例として環境行政を改善・前進させていく旨表明している。（第９回連絡協議会へ知事が出席した後も、連絡協議会において住民から同協議会への知事の出席を求める意見が繰り返し寄せられた。）以後、現在までに 56 回、概ね年４回開催してきた。これまでの開催日については年表（148 ページ）に記載している。

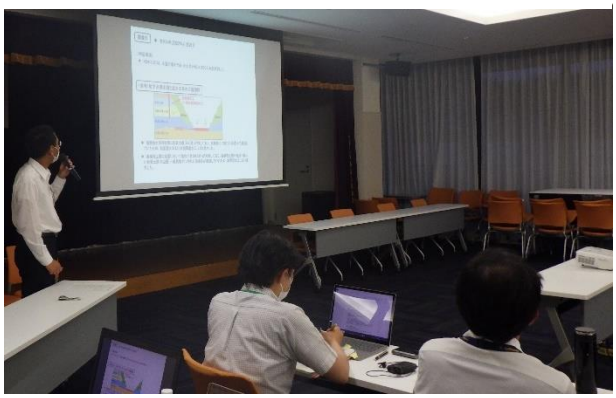
連絡協議会は、栗東市内の会場で開催し、事務局（県）が二次対策工事の進捗状況やモニタリング結果等について報告し、６自治会の住民や市と活発に意見交換を行ってきた。県は、定例的な議題だけでなく、二次対策工事の状況についても連絡協議会で報告し、住民と情報を共有し意見を交換したうえで対策を進めるよう努めてきた。また、平成 26 年（2014 年）３月から令和２年（2020 年）11 月にかけて二次対策工事の様子を現地で説明するため現場見学会を開催し、22 回の見学会に延べ 213 人が参加した。

なお、連絡協議会は、周辺６自治会の近辺の栗東市が所有する施設等での開催が多いが、令和２年（2020 年）以降の新型コロナウイルスが流行する中にあっては、書面開催といった新たな開催手法を取り入れながら、従来どおり年４回定期的に開催したほか、令和３年度からは「旧ＲＤ最終処分場跡地利用協議会」が設置された（詳細は後述）。

【連絡協議会の主な議題】

・二次対策工事の進捗状況（別途、住民向けの現場見学会を開催）
・工事の施工方法（新たに判明した現場の状況に対応するための工法の変更等）
・モニタリング調査結果（定例的な調査の結果報告、特徴的な結果に係る解析や今後の対応等）
・旧処分場施設の維持管理の状況
・生活環境保全上の目標の達成状況
・対策工の有効性の確認に係る具体的な手法　等

【連絡協議会で県の職員が説明する様子】



3　住民と知事の意見交換

令和２年（2020 年）12 月 23 日に、「旧ＲＤ最終処分場問題に係る住民と知事の意見交換」を開催した。この会では、周辺自治会の住民から事前に 21 題の質問や意見が寄せられ、その内容等について住民と知事が直接意見交換を行った。

【「旧ＲＤ最終処分場問題に係る住民と知事の意見交換」の開催概要】

日　　時	令和２年（2020 年）12 月 23 日　19 時～20 時 48 分
会　　場	栗東市老人福祉センターなごやか　集会室
出 席 者	14 名（小野・赤坂・上向・北尾団地・中浮気団地・日吉が丘・栗東ニューハイツの住民） 三日月知事、県の関係職員 野村市長、藤村副市長、市の関係職員 （このほか、傍聴者として住民・県議会議員・市議会議員・報道機関　19 名）
主な内容	周辺自治会の住民から寄せられた質問や意見（21 題）に係る意見交換 なお、意見交換は質問や意見を次の３テーマに分けて行った。 テーマ①　着工前の県の対応について（調査方法、住民への対応、情報公開等） テーマ②　対策工について（廃棄物の封じ込め、有効性の確認等） テーマ③　将来に向けて（跡地利用、アーカイブ、再発防止等）



知事による冒頭の挨拶



住民と知事が意見交換する様子

４　旧処分場敷地の県有地化

旧処分場敷地については、平成 18 年（2006 年）の旧ＲＤ社の破産手続開始以降、県が取得して適正に管理するよう周辺自治会から要望されてきた。

県では、住民の安心を確保するとともに、県による対策を円滑に実施し、かつ対策工の終了後も適正に管理する必要があること等を踏まえ、旧処分場敷地を取得（県有地化）することとし、二次対策工事協定書において「甲（県）は、旧ＲＤ最終処分場の土地について、二次対策実施計画に対する環境大臣の同意後、土地の権利に関する法的整理がつき次第、県有地化を図る」との内容を盛り込んだ。

その後、関係者の協力を得て土地の境界その他の権利関係を整理し、平成 26 年度（2014 年度）９月 30 日までに全ての土地を県が取得した。

取得した土地の範囲は、県による行政代執行事業の対象区域の全体（旧処分場の区域<埋立の許可区域>内の土地およびこれに隣接する旧ＲＤ社所有地<沈砂地の設置場所等>の範囲と一致する。実測面積 53,260.99 ㎡）である。

土地の取得に当たっては、旧ＲＤ社および個人（第三者を含む。）から全て寄附採納により取得し、抵当権者にも無償での抵当権の解除等の協力を得た。

５　生活環境保全上の目標の達成

実施計画では、令和５年（2023 年）３月までに達成すべきものとして次の①から③の目標を定めており、これまでの工事およびモニタリングにより全ての目標について達成していることを確認した。

目標の達成については有識者（アドバイザー）の同意を得るとともに連絡協議会、県議会環境・農水常任委員会および滋賀県環境審議会で説明し、最終的に国に報告した。

なお、住民から残置廃棄物に起因する支障等が発生するおそれに関し、今後もモニタリング等を継続すべきとの強い要望があり、国への報告の中でも連絡協議会（地元住民）への説明結果として県が要望を受けたことを明記したうえで提出している。

目　　標	達成状況
①　旧処分場から廃棄物が飛散流出するおそれがないこと	二次対策工事において覆土等が設計どおり適正に施工されたことから、達成を確認した。
②　旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質によって下流地下水が環境基準を超過しないこと ※　旧処分場周縁の井戸の地下水水質が２年以上連続で地下水環境基準を満足すること等で判断	工事終了後、四半期ごとに年４回のモニタリングを実施し、評価地点６箇所において年平均値で２年連続して旧処分場に起因する環境基準の超過はなかったことから、達成を確認した。 ※　評価地点のうち１箇所（No.3-1 地点）では、ひ素が環境基準を超過していることから原因を調査し、アドバイザーの見解をもとに、旧処分場由来ではなく自然由来であるとの調査結果を取りまとめた。
③　旧処分場に起因する臭気が、悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例の基準を超過するおそれのないこと ※　覆土、硫化水素発生条件の除去、敷地境界での臭気基準の満足等で判断	次の状況から、達成を確認した。 ア　覆土等が設計どおり適正に施工された。 イ　浸透水のモニタリング等により、硫化水素発生条件が除去されていることを確認した。 ウ　敷地境界４箇所で年４回モニタリングを実施し、２年間連続して硫化水素は検出されなかった。

【参考：目標②に係る地下水調査の概要】

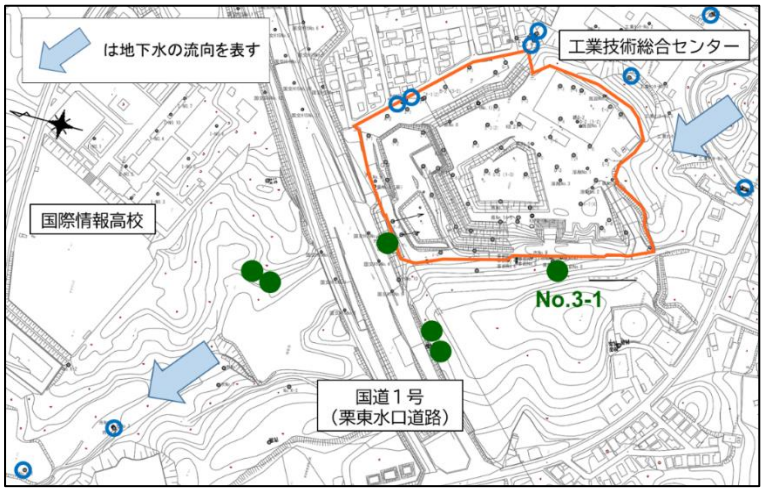
・　頻度　　年４回（工事完了後２年間で計８回実施）

・　地点数　６箇所（目標の達成に係る評価地点。図●印）

※　この他に、９地点（図○印）で、周辺環境への影響および対策効果を把握するため調査を実施

・　主な分析項目数　24 項目（ひ素、ほう素、鉛等）

《調査地点》



6　対策工の有効性の確認

県と周辺自治会が交わした二次対策工事協定書において、工事完了５年後（令和７年度（2025 年度）末）を目途に工事の有効性を確認し、有効でないと判断されたときは必要な追加対策を検討し実施することと定められている。

対策工の有効性を確認するためには、評価方法およびその判断について設定する必要があり、実施計画においては対策工が旧処分場の外部への支障等を除去することを基本方針としていたことから、実施計画の目標が達成された状態が継続していることを確認することとした。

ここでいう実施計画で定められた目標は次の３点であるが、これらはいずれも旧処分場からの生活環境保全上の支障等が外部に拡散しないことを目的としたものである。

【遮水工の外部の評価指標】

ア　旧処分場から廃棄物が飛散流出するおそれがないこと。 イ　旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質（塩化ビニルモノマー※、1,4-ジオキサン等）によって下流地下水が環境基準を超過しないこと。 ウ　旧処分場に起因する臭気が、悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を超過するおそれのないこと。 ※平成 29 年 4 月 1 日からクロロエチレンに名称変更

一方、対策工で有害物等を含め廃棄物土を掘削除去しているが、遮水工の内部には廃棄物土が残ることから、掘削範囲に管理型処分場の構造および維持管理の仕組みを取り入れ機能させることによって安定化を促進している。このことから、連絡協議会では対策工によって旧処分場はどのように変わったのか通常のモニタリングにプラスαで調べてほしいと意見があった（第 43 回連絡協議会）。

安定化の考え方として、「この内部の廃棄物土は長期的に安定化していかないといけない、無機質

など分解しにくいものは雨水等で薄く洗い出して少しずつ外部に排出していくのはやむを得ないし、その状況をみていく必要がある。」とアドバイザーからご意見をいただいた。このご意見を踏まえると、有効性を確認する時点では安定化はその途上であることから、次の二点の指標から安定化へのプロセスの状況を確認していくこととした。

【遮水工内部の評価指標】

ア　遮水の内部全体の廃棄物土の状況（浸透水の水質、発生ガスの流量および濃度）
イ　廃棄物土に含まれる有機物の分解の進行度合い（内部温度および水温、地表面の沈下）

これらの目標を達成し、対策工の有効性およびその先の旧処分場の安定化を確認できるまで継続したモニタリング等が必要になるため、今後も県は引き続き旧処分場の監視および維持管理を行う必要がある。

第５章　栗東市の対応の経過

第５章については、旧ＲＤ社に係る問題が発生して以降の栗東市の対応経過を記述します。

１　旧ＲＤ社に係る苦情対応

地元住民から、平成元年（1989 年）から平成６年（1994 年）までの間、旧ＲＤ社の廃棄物処理事業に対し、粉塵・ばい塵の飛散、騒音、悪臭および電波障害の苦情があったが、市は産業廃棄物処理施設である旧ＲＤ社に対する指導は県の管轄であるとの判断から、主体的に取り組むことを控えてきた。しかし、住民からの頻発する苦情を受けて市もその対応を改め、平成７年（1995 年）からは市としても県と共に立入調査等の対応を行った。

以下に平成７年（1995 年）以降、市が対応した主な苦情対応を示す。

(1) 平成７年（1995 年）５月 10 日、地元住民から県に対してばい塵の苦情が入り、市も県の現場確認、立入調査に同行する。ばい塵発生の原因としては、バーナーの不完全燃焼の可能性が高いと判断し、調査の上、原因対策を報告するよう指導した。後日、旧ＲＤ社から調査結果と対策について報告書が県に提出された。

(2) 平成７年（1995 年）７月 14 日、地元住民から７月 12 日から同 13 日にかけて著しくばい塵が飛散した苦情があり、県、市で旧ＲＤ社に立入調査を実施した。焼却炉の使用を中止し、至急精密点検を行うよう指示した。同年９月 13 日、旧ＲＤ社から報告書が提出され焼却炉の改善を確認した。

(3) 平成８年（1996 年）５月７日、地元住民から重機の深夜操業について苦情が入り、市単独で現場確認を実施した。深夜作業については同年４月 30 日に発生した火災の後処理作業であり、取り急ぎ実施されたものではあったが、周辺住民の迷惑とならないよう作業することを指導した。

(4) 平成８年（1996 年）６月 12 日、地元事業者からススの様なものの飛散について苦情が入り、県、市で立入調査を実施した。排ガス処理設備の不具合が疑われたことから、その後、旧ＲＤ社から設備の改善計画について報告を受け、早期着工するよう県から指導があった。

以後も、平成 11 年（1999 年）まで粉塵飛散、夜間操業音、悪臭、車両からの廃棄物落下等の苦情通報が度々入り、市単独または県と共同で立入調査等による指導を実施した。

２　硫化水素ガス発生後の対応等

旧ＲＤ社がガス化溶融炉の建設を平成 10 年（1998 年）に計画した後、平成 11 年（1999 年）９月９日に住民団体「栗東町安全な産廃処理を求める会（準備会）」から、市に対し申し入れ書の提出があった。申し入れの内容は、市が旧ＲＤ社との公害防止協定締結に向けて動いている情報を受け、安全の保障がないガス化溶融炉の建設について、住民に十分な説明がないまま、運転を前提とした協定を結ぶことがないよう要請するものであった。

その後、平成 11 年（1999 年）10 月 11 日に住民から旧ＲＤ社における悪臭ガス発生の通報が消防署に入り、市は消防署からの報告を受け、消防署、警察署と共に現地確認を行うこととなった。現地では、処分場境界の排水口から強い悪臭が漂っていることが確認され、消防署が臭気を検知器で測定した。消防署からは、現地に集まった住民の問いかけに対し「メタン系のガス」であるとの回答があり、当日は住民に害を及ぼさないよう、応急的に排水口を封鎖させることとした。

翌日 12 日に県、市、消防署が現地調査にてガスの再調査を行い、排水口において濃度 50ppm を超える硫化水素ガス検出を確認した。

硫化水素ガス発生を受け、平成 11 年（1999 年）10 月 14 日午前に、住民団体「産業廃棄物を考える会」(「栗東町安全な産廃処理を求める会（準備会)」から名称変更、以下「考える会」という。）70 人が町役場に来庁され、緊急措置を要請する申し入れ書が市に提出された。同日午後に、市から県に対し、ガス発生に対する緊急措置を含めた早期対処を要請し、県からは、関係法令に従い適切に産業廃棄物の処理をするよう厳しく指導するとの回答を得た。

以後も、県、市、考える会の三者で要請事項、措置計画について度々協議を重ね、市としても周辺の環境調査等を実施することとなった。また平成 11 年（1999 年）11 月には、考える会と旧ＲＤ社周辺の地元６自治会から結成された合同対策委員会が発足され、同委員会の協力を得ながら平成 12 年（2000 年）２月から平成 13 年（2001 年）７月にかけて、３回の県市共催の住民説明会を開催した。

硫化水素ガス発生後から平成 13 年（2001 年）７月に開催された住民説明会までに係る市等の主な対応概要について、以下に示す。

年月日	概要
平成 11 年（1999 年）10 月 27 日	硫化水素発生排水管の調査を県および事業者が市、考える会立ち会いのもとに実施した結果、排水管の破損があり地中より硫化水素の発生が判明。この日から毎日、検知管による硫化水素を測定する。
平成 11 年（1999 年）11 月４日	悪臭防止法に基づき、市から旧ＲＤ社に対し硫化水素の発生原因の究明およびその対策を実施するよう通告する。
平成 11 年（1999 年）11 月８日	県知事に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、旧ＲＤ社の硫化水素発生の対策および産業廃棄物の適正処理を早期に実施させるよう文書にて要請する。
平成 11 年（1999 年）12 月２日	合同対策委員会が町長への要請のため来庁する。同時に町議会議長にも要請する。 要請内容 住民が操業の安全性に対して納得して同意するまで、滋賀県が旧ＲＤ社に交付している産業廃棄物に関する全ての免許を停止することを、関係機関に働きかけること。
平成 11 年（1999 年）12 月８日	考える会約 60 人が住民署名を添えた要請書をもって、町長および町議会議長への要請のため来庁する。 要請内容 (1) 硫化水素の発生原因を滋賀県と共に調査し明らかにすること。 (2) 埋立地全面にわたる地質、水、ガスの調査を行い、すべての実態を明らかにして対策をたてること。 (3) ガス化溶融炉を安全性が確定されるまで運転させないこと。
平成 11 年（1999 年）12 月 27 日	考える会を中心とする住民が市内をデモ行進され、その後、同会から市に対して「ＲＤエンジニアリングの硫化水素の早期措置と産業廃棄物の違法処理について調査し、それまで全ての操業を停止させよ。」と要求する。

平成 12 年（2000 年） 1 月 20 日	12 月に受理した要請に対する回答・協議のため、市が考える会との住民交渉を実施する。 回答内容 （1）各種調査について県と共に分担して調査を実施している。 （2）ガス化溶融炉の安全性については県議会で県の方針が明らかにされている。使用前検査等安全性を確実に実施されるよう強く県に要望する。
平成 12 年（2000 年） 1 月 28 日	市から旧ＲＤ社に対し、一般廃棄物処分業の自粛を要請する。
平成 12 年（2000 年） 2 月 18 日	県市共催による硫化水素発生原因に係る住民説明会を実施する。 （住民参加　約 300 人）
平成 12 年（2000 年） 2・3 月	県議会議員、町議会議員、国会議員および合同対策委員会代表者が旧ＲＤ社の現地視察を行い、県、市も同行する。
平成 12 年（2000 年） 3 月 1 日	町区長連絡協議会から硫化水素検出に対する対応について要望を受ける。 要望内容 （1）住民の声を受け止め、安心して暮らせる環境を取り戻せるよう、積極的な対応を願う。 （2）住民の不安解消のため、情報の提供と希望地域における説明会の開催を願う。
平成 12 年（2000 年） 3 月 30 日	合同対策委員会から市主催の住民に対する説明会の開催およびガス警報器の設置について要求を受ける。
平成 12 年（2000 年） 4 月 7 日	3 月 30 日に受けた合同対策委員会からの要求に対し、住民説明会を県と連携し開催すること、旧ＲＤ社に対しガス警報器の設置を指導する旨回答する。
平成 12 年（2000 年） 4 月 13 日	市から旧ＲＤ社に対し、硫化水素の警報機器設置による常時監視について要請する。
平成 12 年（2000 年） 4・5 月	県、市、合同対策委員会により住民説明会に向けての事前調整協議を実施する。
平成 12 年（2000 年） 5 月 19 日	県、市合同による旧ＲＤ社に係る住民説明会を実施する。 （住民参加者　約 350 人）
平成 12 年（2000 年） 6 月 28 日	合同対策委員会、市が厚生省へ実情報告を行う。
平成 12 年（2000 年） 7 月 17 日	合同対策委員会から町長に対する公開質問状を受理する。 内容 （1）全国産廃問題市町村連絡会への加盟検討を願う。 （2）町長自身が問題解決に向けて県に働きかけ、また、合同対策委員会との会議の場にも町長が出席してほしい。
平成 12 年（2000 年） 7 月 31 日	町長から合同対策委員会代表に公開質問状の回答を手渡す。 回答内容

	(1) 全国産廃問題市町村連絡会への参画を検討し、解決に向けて取組む。 (2) 合同対策委員会と協議を進め、関係性を密接にして問題を打開していく。
平成 12 年（2000 年） ８月	市による㈱ＲＤエンジニアリング産業廃棄物最終処分場環境調査委員会（以下、「環境調査委員会」という。）を発足する。
平成 12 年（2000 年） ９月６日	葉山東学区区長・自治会長から町長に対し、ＲＤエンジニアリング早期解決について緊急要望書が提出される。 要望内容 住民の不安をできるだけ早く取除き安全に生活が送れるよう至急対策を講じるよう要望する。
平成 12 年（2000 年） ９月２８日	９月６日の緊急要望書について回答書を提出する。 回答内容 設置した環境調査委員会にて、学識者の学術的意見を踏まえた委員会からの提言を受け、環境調査を実施していく。
平成 13 年（2001 年） ７月	広報りっとうにて、地下水汚染の心配から井戸水の飲用を控えるよう掲載する。
平成 13 年（2001 年） ７月８日	県、市合同による旧ＲＤ社に係る住民説明会を実施する。 （住民参加者　約 350 人）

３　市の調査

市はＲＤ問題が発生して以降、周辺の生活環境に与える影響を調査するために、河川の水質・底質調査、地下水水質調査、経堂池の水質・底質・生物調査、水稲生育調査、ガス調査等を行った。

各調査については、市が設置した環境調査委員会にてその内容、仕様、結果評価等の細部を主体的に検討し、当該環境調査委員会の提言を受けながら、市が行ったものである。なお、環境調査委員会については、次項に記載する。

【経堂池の底泥及び水質調査】

調査目的：旧ＲＤ社最終処分場の排水が流入する経堂池の底質・水質について、公害の未然防止のため水質調査を実施。

実施年月：平成 11 年（1999 年）９・11 月

調査概要：経堂池の底質中の有害物質、ダイオキシン類について溶出試験、含有量試験を実施
経堂池の水質の有害物質、ダイオキシン類について濃度分析を実施

調査結果：底質の溶出試験、含有量試験、及び水質分析についても異常は認められなかった。

【敷地境界での硫化水素濃度確認】

調査目的：旧ＲＤ社最終処分場での硫化水素流出後、周辺環境への影響確認を行う。

実施年月：平成 11 年（1999 年）10 月 27 日から毎日

調査概要：処分場敷地境界付近において市職員がガス検知器により測定。５箇所の定点測定から始め、測定点を追加し計９箇所の定点にて測定を実施。

調査結果：検知管による測定範囲以下であった。

【児童遊園砂場等のダイオキシン類調査】

調査目的：旧ＲＤ社排ガス等に係る周辺影響の確認

実施年月：平成 12 年（2000 年）１月 12 日

調査概要：小野北尾児童遊園土壌、栗東ニューハイツ児童遊園砂場、大宝西保育園砂場の砂等について、ダイオキシン類の調査を行う。

調査結果：いずれの地点においても環境基準を十分に満足するものであった。

【地下水水質調査】

調査目的：処分場内廃棄物による周辺地下水への汚染の有無、並びに汚染状況の確認を行う。

実施年月：平成 12 年（2000 年）１・４月、平成 13 年（2001 年）６月から平成 20 年までの間、２・３箇月に１回実施

調査概要：市・県が掘削した観測井、周辺農業用井戸について定期的に採水、分析を実施した。

調査項目　ｐＨ、電気伝導度、ＣＯＤ、臭気、ひ素、ベンゼン、水銀、ほう素、ふっ素、鉛、ダイオキシン類等

調査結果：継続調査の結果、処分場からの影響により地下水が汚染されていることが判明した。何層もある地下水が流れる地層の内、第２帯水層に処分場廃棄物から金属、塩類、有機物等が地下水に溶け込んでいることがわかった。地下水下流部（処分場北西）の一部の観測地点において、総水銀、ひ素、ほう素、ふっ素、鉛、ＣＯＤ、シス-１．２ジクロロエチレンが環境基準を超過する結果となり、特に総水銀については、著しく高い値を示した地点があった。ダイオキシン類は環境基準値以下ではあるが、一部検出された。また、環境ホルモンの一種と疑われているビスフェノールＡについて、環境基準が設定されていないものの一部で検出された。

【周辺における松枯れ状況調査】

調査目的：旧ＲＤ社周辺における松枯れについて、同社の影響によるものか確認を行う。

実施年月：平成 12 年（2000 年）２月

調査概要：旧ＲＤ社周辺の松材と金勝地域の松材について、松枯れの要因となるマツノザイ線虫の数について比較する。

調査結果：旧ＲＤ社周辺の松材と金勝地域の松材のいずれにも、数量の差異はあるがマツノザイ線虫が確認された。

【経堂池・三ツ池水質調査】

調査目的：旧ＲＤ社最終処分場の排水が流入する経堂池の水質について、公害の未然防止のため、また三ツ池については農業用水の適否を調べるため水質調査を実施。

実施年月：平成 12 年（2000 年）３月、平成 15 年（2003 年）２月、平成 16 年度（2004 年度）から平成 24 年度（2012 年度）までは年１回実施

調査概要：以下の水質検査を実施。

経堂池…ダイオキシン類、環境基準項目、生活環境項目
三ツ池…生活環境項目

調査結果：経堂池についてはＣＯＤ、全窒素が、三ツ池については全窒素が農業用水基準を超過することがあったが、その他の項目については農業用水基準を満足していた。

【水稲生育および玄米含有物質調査】

調査目的：旧ＲＤ社最終処分場の排水が流入する経堂池の用水による水稲栽培により、水稲の生育と玄米中の有害物質の有無による汚染状況を調査することを目的とした。

実施年月：平成 12 年（2000 年）６月、平成 12 年（2000 年）10 月

調査概要：経堂池からの用水による水稲の生育調査を実施し、これに対する比較として三ツ池からの用水による水稲の生育調査を実施した。実施条件として、それぞれの水田における面積、苗、肥料、耕作者は同一とし、用水のみ異なることを設定した。また、玄米中の有害物質の含有調査を、前述の両水田における試料と、比較田として十里地先水田における試料について実施した。

調査結果：経堂池からの用水による圃場および比較対象圃場ともに水稲生育、玄米含有物質のいずれも異常は認められなかった。

【野外環境汚染状況確認調査】

調査目的：旧ＲＤ社最終処分場周辺の自然環境調査を行い処分場からの流出水、周辺の表流水、生物等の異常存否の現状確認を行う。

実施年月：平成 12 年（2000 年）11 月～平成 13 年（2001 年）３月

調査概要：処分場周辺での水質調査、臭気調査、樹木調査を実施

調査結果：処分場からの流出水、周辺表流水において、著しく高い電気伝導度を示す箇所があることが確認できた。臭気については、処分場からの一部排水管にて弱い腐敗性臭気が確認されたが、その他の場所では感知されなかった。樹木の枯死・衰退状況は処分場近傍、離れた箇所での松枯れ率を比較したが、大きな差はなかった。
汚染状況の結論付けが困難なことから、水質における電気伝導度の高い箇所について引き続き調査を実施することとなる。

【経堂池水生底生生物調査】

調査目的：旧ＲＤ社最終処分場およびその周辺地域からの表流水および排水などが流入する経堂池の底質中に生存する小動物を採取・同定し、種類・各個体数等を測定し、その結果にから経堂池の水質、自然状況などの推定を実施。

実施年月：１回目　平成 12 年（2000 年）11 月～平成 13 年（2001 年）３月
２回目　平成 13 年（2001 年）９月～平成 14 年（2002 年）３月

調査概要：経堂池の底質中に生存する小動物を採取して種類・個体数等を測定し、その結果から経堂池の水質、自然状態の調査を実施した。

調査結果：池の底質に含まれる人工物の量が、池が外部から受ける影響の度合いの指標になり得る可能性が示された。

経堂池上流の２地点では、中・下流域３地点とは底生生物環境が異なる状態にあると推定された。これらの地点の池底質、あるいは水中の生物相に影響を与える何らかの要因が作用している可能性が高いことが確認できた。
この影響は、池の水位が高い状態ほど顕著化する可能性が高いと推定された。

【排水管水質調査】
調査目的：処分場外に排出される排水管について水質調査を実施し、汚染の有無を調査する。
実施年月：平成 12 年（2000 年）12 月
調査概要：以下の水質調査を実施。
人の健康の保護に関する環境基準に定める項目から 23 項目、滋賀県公害防止条例に掲げる項目から 5 項目、及びダイオキシン類
調査結果：一部の排水管水質において、ＣＯＤ、ヒ素の値が基準値を超過。ｐＨと電気伝導度が高い地点が 1 か所あり。

【周辺住民生活影響調査】
調査目的：旧ＲＤ社最終処分場を原因とした、周辺住民の生活への影響を把握することを目的とする。
実施年月：平成 13 年（2001 年）８月
調査概要：北尾団地・中浮気団地・北の山の世帯と事業所を対象とし、出会うことができた方から質問紙法により調査を実施。うち 99 世帯・事業所から回答を得る。
調査結果：物理的被害…ばい煙・臭気による被害は平成３年頃から発生しており、特に平成７年頃に黒い粘着質の灰が降るという大きな被害が発生していたことがわかった。
どの地区も共通して半数以上の方が「臭った」と回答している。
騒音については、平成７年からひどく、深夜に重機が稼動する音に悩まされたという声が多かった。また平成７年頃から、自宅や近隣で動植物や水の異常が見られたと指摘する声もあった。
社会的被害…自宅に客を招けない。住所を言いにくい。他人からいろいろ中傷されるなどの声が聞かれた。
問題解決への対応をめぐる住民間の意見対立、家族内部での意見対立など、この問題によって人間関係上の支障があったとする回答がどの地区からも聞かれた。
精神的被害…臭いに敏感になる。窓を開け放しにできない。神経がピリピリしているなど精神的苦痛を指摘する声が焼却施設の運転停止後にもかかわらず多く聞かれた。
身体的異常…直近の地区では、処分場が原因と思われる身体的な異常を訴える率がかなり高いことがわかった。
対策要望　…有害埋め立て物の撤去、地下水調査や排水調査の継続を求める声が多くあった。県が提案した「埋め立てられた物はそのままで硫化水素の発生を押

さえるために覆土する」案は、周辺住民からはほとんど支持が得られなかった。

その他　…これらの他に自由回答の意見として、旧ＲＤ社に対する批判、市や県の責任を指摘する声、生活や健康、将来へ不安を訴える声が多く聞かれた。

【周辺地質調査】

調査目的：地下水の流動する帯水層の特徴と形状を明らかにし、地下における地下水の挙動と周辺の自然環境への影響を解析する基盤として不可欠な地質状況を明らかにすることを目的とする。

実施年月：平成 14 年（2002 年）２月～平成 15 年（2003 年）２月

調査概要：滋賀県工業技術センター敷地内（上砥山地先）に、深度 135ｍまでの機械によるボーリング作業を行い、土質標本を採取。採取した試料を基に、当該地での地質状況を調査する。

調査結果：調査により地質図を作成。処分場の地下には、５層の地下水が流れる地層（帯水層）があり、廃棄物の下底が達している帯水層が判明した。

【周辺ガス調査】

調査目的：大気汚染防止法における有害大気汚染物質に関して、硫化水素および環境基準が設定されている４種のガスについて、ＲＤ最終処分場周辺の現状を調査することを目的とする。

実施年月：平成 14 年（2002 年）７月、８月

調査概要：発生源（処理前、処理後）、処分場敷地境界（風上、風下）、および周辺地域である北尾団地、北の山、中浮気団地における大気ガスを吸引し、硫化水素、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼンの４種について大気中濃度を測定する。

調査結果：周辺地域およびＲＤ処分場内のガス濃度は国の環境基準に比べて特に高濃度ではなかったが、処分場地下には、大気の環境基準に比べ高濃度のベンゼン、塩化水素が存在していることが判明した。

【住民健康診断および処分場周辺住民健康調査】

調査目的：健康不安を訴えられた方がいたことから、不安を解消する目的のため、市の判断で行なったもの。

実施年月：平成 14 年（2002 年）12 月、平成 15 年（2003 年）８月

調査概要：健康診断…対象となる方の血液中または尿中における、鉛、カドミウム、マンガン、ダイオキシン類の濃度を測定する。

健康調査…処分場周辺３地区の住民を対象に健康への影響および生活への影響をアンケート形式で調査する。

調査結果：周辺住宅地の住民を対象に行った健康診断結果から、血液中または尿中おける人の健康に対して有害金属とされる鉛、カドミウム、およびマンガンについて、すべて許容される範囲内であり、健康への影響は認められなかった。また血液中のダイオキシン類の測

定結果からやや高い濃度で検出された方が１名いたが、ただちに健康に影響が認められるレベルではなかった。
アンケートによる健康調査では、周辺３地区とも高い割合で身体の異常を訴える結果となり、対象群と比べてかなり高い有意差があることがわかった。

【下流域地下水調査】
調査目的：市観測井の一部において総水銀が検出されたことから、下流域の既設井戸について状況を確認する。
実施年月：平成 15 年（2003 年）８月から平成 24 年度（2012 年度）まで年１回
調査概要：下流域８箇所の既設井戸について、総水銀、ｐＨ、電気伝導度、ＣＯＤ、浮遊物質量、ひ素について調査。
調査結果：各井戸において総水銀は検出されなかった。その他の項目は、一部の井戸において電気伝導度が農業用水基準を超えることがあり、また、平成 19 年度（2007 年度）、平成 20 年度（2008 年度）の調査において、１箇所の農業用井戸で環境基準を超えるひ素が検出された。しかし、ひ素の値は農業用水基準以下であり、その井戸周辺の家庭用井戸を調査した結果、異常はなかった。

【旧鴨ヶ池付近の土壌中ガス調査】
調査目的：処分場敷地内（旧鴨ヶ池付近）における土壌中ガスの状況を把握する。
実施年月：平成 16 年（2004 年）６月
調査概要：対象地の合計６箇所において、６～８ｍの深さのボーリングを行い、ガス調査を実施。
調査結果：多くの種類の揮発性有機化合物が含まれていることが判明し、特にトルエン、ベンゼンが大気環境基準並びに土壌汚染対策法の基準などを参考にすると高い数値を示した。

４　㈱ＲＤエンジニアリング産業廃棄物最終処分場環境調査委員会（平成 12 年（2000 年）８月～平成 21 年（2009 年）１月）

(1) 環境調査委員会の概要

市は、旧ＲＤ社最終処分場内の汚染物調査と除去を求める住民の要請および住民の生活と安全を守る観点から、旧ＲＤ社最終処分場周辺の調査を実施し、その結果を検討し必要な措置に関する調査検討機関として、学識経験者、住民の代表、市が必要と認める者で構成した環境調査委員会を設置した。なお、環境調査委員会は、合同対策委員会から市に対して設置に係る要望があり、内容、人選について市と同委員会が協議を重ねた上で設置に至った。

【環境調査委員会の概要】

目　　的	市が実施する旧ＲＤ社最終処分場周辺の調査内容を提案し、調査結果を基に必要な措置について調査検討する。
設置時期	平成 12 年（2000 年）８月から平成 21 年（2009 年）１月まで（49 回開催）
組　　織	委員 15 名以内（学識経験を有する者、住民を代表する者、町長が必要と認める者）

【委員名簿】（設置当時のもの）

役職	氏名	職名等	専門部会員
委員長	早川　洋行	産廃処理問題合同対策委員会	
副委員長	小林　圭介	滋賀文化短期大学教授	○
委員	山田　淳	立命館大学理工学部教授	○座長
	横山　卓雄	同志社大学理工学研究所教授	○座長職務代理者
	関口　鉄夫	㈶日本農村医学研究所客員研究員	○
	河合　利夫	住民代表	
	社納　潔	住民代表	
	仁科　喜三郎	住民代表	
	松井　尚之	住民代表	
	宮原　俊夫	住民代表	
	太田　敏夫	産廃処理問題合同対策委員会	
	中井　美雄	産廃処理問題合同対策委員会	
	和田　守	産廃処理問題合同対策委員会	
	山口　弘幸	産廃処理問題合同対策委員会	
	高谷　清	産廃処理問題合同対策委員会	

住民代表については、区長連絡協議会役員会にて委員選出後、第２回目から参加。

● 専門部会（学識経験を有する者および必要により委員長が認めた専門知識を有する者）
環境調査委員会で環境調査等を検討していく上で、学術的、専門的な調査の骨子を作成する。

環境調査委員会の委員は任期を２年と定めるが、再任することができるものとした。環境調査委員会を全 49 回、専門部会を全５回開催した間に、上記の設置当時の方を含め合計 25 名の方々に委員として参加いただいた。

(2) 環境調査委員会の活動

環境調査委員会は、平成 12 年（2000 年）８月から平成 21 年（2009 年）１月までに全 49 回開催され、市が行う各種環境調査について、その方針、内容、結果に基づく評価を実施し、住民の生活と安全を守るために必要な措置を検討した。これと並行して環境調査委員会での学術的、専門的な調査を行うため、専門部会を設置した。専門部会は、平成 12 年（2000 年）10 月から平成 13 年（2001 年）11 月までに全５回開催され、環境調査の専門的な検討を行った上で、その検討結果を環境調査委員会に報告している。

環境調査委員会の検討内容については、市広報誌である「広報りっとう」に開催の都度掲載し、広く市民に周知を行った。

また、環境調査委員会は委員会の活動等を体系的にとりまとめ、平成 15 年（2003 年）７月１日と平成 18 年（2006 年）８月１日に広報誌を２回発行し、市内各戸に配布した。この広報誌配布と併せて、住民説明会を平成 15 年（2003 年）７月 26 日と平成 18 年（2006 年）８月 19 日の２回開催し、説明会開催日までの経過報告と質疑応答を実施し、市外からの参加者を含め多くの方々が参加した。

環境調査委員会広報誌および住民説明会

広報誌1回目　平成15年（2003年）7月1日発行

記載内容　㈱ＲＤエンジニアリング産業廃棄物最終処分場に関する経過報告

ア　処分場内ガス調査とその結果について

イ　地下水の調査でわかったこと

ウ　自然環境への影響調査

エ　生活影響調査

オ　問題発生からの経過と今後の対策に向けて

住民説明会1回目　平成15年（2003年）7月26日開催　131人参加

【説明会での主な質疑、意見（⇒回答)】

①150種類のガスが出ているようだが、それぞれが環境基準以下であっても150種類が重なった場合、身体に影響があるのではないか。

⇒少量であっても多数のガスが存在している場合は人体に影響がある。特にベンゼンに関しては有害であり、高濃度で発生している。薄まって微量であっても多種類で長時間さらされた場合は、人体にどういう影響があるかは現在わからない。

②経堂池から流れる水は農業用水として安全だろうか。

⇒経堂池には処分場からの水が現在流れこんでおり、農業用水に利用されている。処分場に排水処理施設を作ったが、農業用水の利用者から排水処理施設からの処理水を池に流してほしくないとの意見があり、現状は施設稼働していない。環境調査委員会としては、排水処理施設を稼働した方が水質改善されることから、一日も早く稼働させたいと考えている。

池の上流に流れ込む水は生物に悪影響を及ぼしているが、池から流れ出す下流側の水は稲に特に影響を与えるレベルではない。

③市の水稲調査で玄米中の有害物は認められないという結果であった。しかし、農業用水では基準をオーバーしている項目がある。1回きりの調査で安全宣言をされても地元の農家は納得していない。改めてしっかりと調査を願いたい。

⇒調査を行うことはできるが、問題は対策をとらなければ調査をやっても意味がない。早めの対策をとるのが大事であり、水処理施設を作って経堂池に流れる前に浄化する対策を打ったが、経堂池に処理水を流すことに地元から反対がある。水の安全性を考えるのであれば一日も早く、水処理施設を稼働させていただきたい。

④最近の異常気象での大雨や、大きな地震発生の可能性が高いとされている中、大雨での地滑りや地震で地割れがあった場合、地中のガスが一度に地上に出て人体に影響を及ぼす可能性があると思う。そのことを考えると、処分場内の全てを取り除くことが一番の解決策と思うが、それは可能か不可能か、また、可能であれば費用は幾らぐらいかかるのか。

⇒大災害で大雨が降った場合どうなるかについては、基本的にわからない。また、処分場内の全てを取り除く場合、少なくとも100億円、もしかしたら1000億円の資金確保ならびに受入先が確保できれば可能と考える。

⑤地下水汚染が浸透している。飲料水として７割近くを地下水源に頼っている水道事業者である市長の対応が甘いのではないか。ＲＤ社に出した改善命令だけで十分なのか。

⇒このような問題は改善命令が出て、それをやれば良いという問題ではない。当然、地下水が

奇麗になり、自然環境が元に戻ったという確認が取れて初めて対策が打てたということになる。改善命令が第一歩と考えている。

水道水源に対しては、水道法において年１回の水質検査が義務付けられているところ、安心して水道水を利用いただくために年２回の検査を行っている。更により良い水道水の指標となる項目についても、追加検査を実施している。水道水源については安全でおいしい水を供給するために水質には万全を期しているため安心して飲んでいただきたい。

広報誌２回目　平成 18 年（2006 年）８月１日発行

記載内容　㈱ＲＤエンジニアリング産業廃棄物最終処分場に関する経過報告

ア　前回説明会からの経過報告

イ　ＲＤ処分場の現状について

ウ　地下水汚染について

エ　今後の展望とまとめ

住民説明会２回目　平成 18 年（2006 年）８月 19 日開催　93 人参加（市外の方含む）

【説明会での主な質疑、意見（⇒回答)】

①問題の対策としては浸出水の処理や地下水の浄化が最優先のように提案されているが、まずは有害物の撤去を進めるべきではないか。

⇒前例の豊島などを参考にすると、ごみの搬出、水処理、雨水対策なども同時にやっている。環境調査委員会としても、有害物撤去と同時に他の対策を行っていかなければならないと思っている。

②国会議員が環境大臣にＲＤ問題について質問され、環境大臣は住民が安心安全で一日も早く解決する必要があることから、国は県に対して指導の強化を行うと言っていたが、県や市の対応が生ぬるいと思う。

⇒県は硫化水素問題調査委員会を立ち上げ、覆土案を住民側に提示し、地下水に対しては総じて問題なしと報告した。これに対し、市は自分達で調査をすべく環境調査委員会を立ち上げて調査を行った。但し、市には処分場内の立入権限がないことから、周辺の調査しかできない中でやるべき調査は行ってきた。我々は、当事者から多少距離があり、そこが難しいところであることをご理解いただきたい。

③ＲＤ処分場には有害物が埋められているにも関わらず、問題発生から７年が経過しようとしている。直接責任を負う立場にある県は根本的な対策について手を付けていないことが、住民の苛立ちであると考える。処分場の有害物を段階的に撤去していくことが恒久対策になると考えるが、全面解決に向け良い対策を進めていただきたい。

⇒今後の対策については、議論をお聞きした上で改めて総括的に返答したい。

④浄水場の近くで電気伝導率が高くなっていると聞き、危機感を感じ飲み水が汚染されているのではないかと心配している。是非、有害物の段階的除去を要望する。地下水への影響をなくす方法で考えていただきたい。

⇒地下水への健康不安として、現在、市の上水道については有害物が検出している状況ではない。一定で推移しているが、健康を予防するためには有害物質の除去が必要と考える。

解決する方法としては、有害物質を全部撤去できれば解決できると思うが、そのためには有

害物質が何処にどれだけあるか推定しなければならない。

⑤問題発生から７年になるが、いまだ汚染がくい止められていない状況であるので、県と市で意見や調査結果をすり合わせて協議願いたい。また、塩類の電気伝導度の汚染拡大、環境ホルモンであるビスフェノールＡに関し、下流域の農業用井戸等でどの程度調べられているのか。総水銀の発生源調査について今後どのようにされる予定か。

⇒ビスフェノールＡについては、下流域農業用井戸等で調査は行っていない。調査項目としては水銀とダイオキシン類、その他の物質である。総水銀が市の観測井で出ており、処分場周縁内外でもいくつか確認しているが、原因物質がここだと断定には至っていない。

県と市の関係については、現在、県・市連絡協議会の中で調査データのすり合わせや対策・調査等について協議し連携を図っている。

対策案に関しては環境調査委員会でも十分な議論はできていない。大きな問題は二つあり、一つは資金の段取りであり、もう一つは地域住民の合意である。

県が旧ＲＤ社に対する対策工案の計画段階に入ると、環境調査委員会から滋賀県知事および県のＲＤ最終処分場問題対策委員会に対し、対策工内容に係る要望・要請を行った。環境調査委員会としては、基本的には処分場内の廃棄物全面撤去を希望するが、仮に全面撤去が行われない場合についても、有害物の全量撤去および廃棄物と接している地下水帯水層を粘土で修復することを要請する内容である。また、同内容について県知事への要請が実現するために、市も努力するよう市長に対しても要望書が提出された。

県の対策工案について、環境調査委員会としてのこれまでの議論の検討を行い、「①有害物を撤去する。②廃棄物の底面で地下水帯水層に接している部分は粘土層で修復する。③処分場内に有害物が残されることは、将来汚染が拡散する恐れがあり、住民の安心・安全を保障するため、継続的に監視すること。」と集約され、平成 21 年（2009 年）１月 23 日にＲＤ最終処分場問題についての報告書（答申）として環境調査委員会から市長に提出された。

(3) 環境調査委員会の終了

市は、県が実施しようとする対策工案（よりよい原位置浄化策）を特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に規定する実施計画策定の基本としていくことについて、ＲＤ問題の早期解決、市民の安心安全の確保を最優先することが先決とした総合的見地から、同意をやむを得ないと判断し、市議会の議決を得た。

以後は、県が設置を予定している有害物調査検討委員会等により各議論をされたいとして、平成 20 年度（2008 年度）をもって環境調査委員会を終了することとした。

５　栗東市議会　産業廃棄物最終処分場対策特別委員会

旧ＲＤ社の廃棄物処理運営について、周辺住民からの同社に対する不信感や住環境に対する不安が広がる中、ガス化溶融炉の建設計画が平成 10 年（1998 年）に示された。それ以降、市議会では平成 11 年（1999 年）９月定例会から、旧ＲＤ社に係る多くの一般質問がなされるようになった。周辺住民に十分な説明がないままでのガス化溶融炉建設を前に、市が旧ＲＤ社との公害防止協定締結に向けて動いていたことに始まり、周辺住民の考え方と市の動きがかみ合わないことにより、住民の不安が募ったこと等への指摘・意見、旧ＲＤ問題解決への市の考え方等様々な内容での質問であった。これら

の質問を受け、市は、環境調査委員会での検討内容、各調査結果を踏まえ、対策の進捗状況等を随時報告した。

平成18年（2006年）９月25日、市議会において産業廃棄物最終処分場特別委員会が設置され、旧ＲＤ問題の早期解決に向けた対策について審査が行われることとなった。当該特別委員会は、対策の進捗状況、県・市の連携等について審査を継続し、２次対策工事が施工されるに至った後、特別委員会としての一定の役割を果たせたことから、平成27年（2015年）３月３日に終結した。後の対策等の進捗については、市議会環境建設常任委員会にて審査することとなる。

６　滋賀県知事への要請・要望

市は旧ＲＤ社での硫化水素発生以降、周辺住民の不安払拭を求め、県に対し同社への指導について随時要請・要望を行った。また、環境調査委員会での検討結果を踏まえ、周辺環境への汚染防止、問題解決への調査等対策の実施についての要請を行ってきた。

県に対する要請等の各概要については、以下のとおりである。

日付：平成11年（1999年）11月８日
件名：硫化水素発生に係る処理場への早期適正指導について（要請）
内容：平成11年（1999年）10月11日に処分場から硫化水素が発生したことに関し、早期原因究明とその対策が講じられるようＲＤ社に対する指導要請

日付：平成12年（2000年）12月６日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場環境調査委員会への出席と処分場内ガス成分分析調査の実施について（依頼）
内容：処分場内ガス成分分析調査に係る依頼項目
Ⅰ．定性分析
①ボーリングによる吸引作業実施地点（３地点）における原ガス調査の実施
②測定方法は、ガスクロマトグラフ質量分析方法にて行うこと
③ガス圧（ガス量）について調査の実施
Ⅱ．定量分析
・定性分析に基づいて調査項目の定量分析の実施

日付：平成12年（2000年）12月22日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング廃棄物処理施設（ガス化溶融炉）の安全性確保について（要請）
内容：ＲＤ社が建設中の廃棄物処理施設（ガス化溶融炉）について、法律に基づく使用前検査が予定されているが、ガス化溶融炉の安全性の確保を徹底されるよう強く要請

日付：平成13年（2001年）６月８日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場内におけるガス定量分析について（要請）
内容：処分場内のガス定量分析を実施するよう要請
分析要請項目　平成13年（2001年）５月16日付け、滋廃第526号の分析結果で「存在が確認された物質（27種）」のうち、ＰＲＴＲ法における第１種指定物質11種類

日付：平成 13 年（2001 年）８月 24 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分業及び収集運搬業許可について （要請）
内容：ＲＤ社の処分業及び収集運搬業許可が９月６日で期限を迎え、当該業の更新申請が予想されるが、更新申請があった場合は、的確に且つ継続して行いうるものであることを厳正に審査されるよう要請

日付：平成 13 年（2001 年）10 月 16 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場に関する地下水対策および排水処理対策の実施について（要請）
内容：環境調査委員会において地下水が廃棄物からの影響を受けていると結論が出されたことから、処分場汚水の流出防止および地下水への影響排除対策を早期に実施するよう要請

日付：平成 14 年（2002 年）３月 29 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場に関するガス対策の実施について（要請）
内容：環境調査委員会の結果を踏まえ、処分場からのガス発生防止およびガス対策について、さらなる取組を行うよう要請お盆

日付：平成 14 年（2002 年）12 月 26 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリングへの改善命令の早期履行について（要請）
内容：県からの改善命令について、「沈砂池及び水処理施設の設置」以外の改善命令事項の早期履行に関し、ＲＤ社に対する指導の徹底についての要請

日付：平成 15 年（2003 年）６月６日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場に存する焼却炉の撤去指導について（要請）
内容：ＲＤ社に対し、周辺住民の不安が一日でも早く払拭されるよう、滋賀県より処分場に存する焼却炉が早期に撤去されるよう指導要請

日付：平成 15 年（2003 年）10 月 14 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場の問題解決に向けて（要請）
内容：①北尾側環境改善工事に関し、配慮されたい事項の要請
②市が実施する各種調査等について、県の協力要請と事業者指導の実施
③県が実施する各種調査に関し、県民が疑惑を抱くことのないよう実施されることの要請

日付：平成 15 年（2003 年）11 月 26 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場の問題解決に向けて（要請）
内容：北尾側環境改善工事に関する安全対策や監視体制等に関する協議を要請

日付：平成 16 年（2004 年）９月２日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場問題の早期解決について（要請）

内容：地下水を汲み上げ処理するなどの対策が必要であり、改善命令の早期完全履行の必要性と滋賀県が予定している調査（場内ボーリング調査）に関し、市と十分な協議調整が図られるよう要請

日付：平成 17 年（2005 年）４月 22 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場の問題解決について（要請）
内容：地下水汚染防止対策工事に関する地下水の安全検証と新規改善策の確立等について
改善計画の見直し事項として、薬液注入による凝固壁の遮水効果の確認及び下流地下水の改善効果確認方法や、現穴から汲み上げが予定されている排水の水処理施設の本格稼働、場内で実施計画中のコアボーリング調査の早期実施とその手法等を検討のうえ、安定型産業廃棄物最終処理場として適切な改善計画となるようＲＤ社に指示し、新規改善策を提示するよう要請

日付：平成 17 年（2005 年）10 月 27 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場の問題解決について（要請）
内容：９月 30 日の坪堀調査において許可品目以外のドラム缶が確認されたことを受けて、場内の調査と撤去等適切な措置が講じられ、分析結果により有害物質が検出された場合は、その全容を解明され、適切な措置が早期に講じるよう要請
また、処分場近接井戸で水銀が基準を超えて検出され、当該処分場の影響であると考えられることから、状況を十分に踏まえ早期に対処することを依頼。

日付：平成 20 年（2008 年）６月 30 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場対策について（要請）
内容：対策委員会報告（答申）の対策工実施の基本方針に基づき、地域住民との連携および合意と納得を原則に市民への説明を行い、住民の意見を尊重した対策工案を策定し早期に実施されるよう要請

日付：平成 21 年（2009 年）１月 16 日
件名：産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について（要望）
内容：処分場の対策にあたっては、周辺住民の合意と納得をすべての大原則とする対策工実施の基本方針に基づき、市民の安全・安心が図れる対策を一日も早く実施するよう要請
また、下記事項について文書の回答を求める。
①周辺７自治会の合意と納得を得るための行動計画を示されたい
②全量撤去案（Ａ２）・粘土層修復案は廃掃法及び産廃特措法の適用が受けられないとする理由並びに対策工として採用出来ない理由を明確に説明されたい
③処分場の全容解明に係る詳細設計の範囲と内容について具体的に示されたい
④有害物質の定義とその除去方法について具体的に示されたい
⑤汚染土壌や違法廃棄物の撤去方法について具体的に示されたい
⑥処分場取得の時期と範囲、および跡地活用について明確に示されたい

⑦焼却炉の撤去方法および時期について具体的に示されたい
⑧処分場の安定化までのプロセスとスケジュールを示されたい
⑨対策工事中および産廃特措法終了後の監視体制を示されたい
⑩対策エ実施時の周辺環境対策について具体的に示されたい
⑪遮水壁の安全性の確保と緊急時の対応について具体的に示されたい
⑫産廃特措法の延長についての県の考え方を明らかにされたい
⑬市民説明会の開催時期を示されたい

県からの回答内容（平成 21 年（2009 年）1 月 21 日回答）については、本アーカイブ（総括編）第３章　県の対応の経過、２「原位置浄化策」の提示から予算計上見送りに至るまでに記載。

日付：平成 21 年（2009 年）２月 19 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場問題の早期解決について（要請）
内容：地元住民の意向を十分に尊重され、自らが掲げられた「対策エ実施の基本方針」に基づき、周辺７自治会の合意と納得を大前提に住民の安心安全が図れる対策を早急に講じるとともに、下記事項について誠心誠意取り組まれるよう要請
①住民の合意と納得が得られるよう更なる取り組みを行うこと
②住民意見を踏まえた有害物調査を実施し、有害物の除去を行うこと
③対策エを安全且つ着実に履行するための覚書締結などの措置を講ずること
④対策エ実施中及び実施後の監視と監視委員会による評価に基づく対応策を迅速に実施すること
⑤行政対応検証委員会報告を真摯に受け止め、再発防止策を策定すること
⑥処分場への早期安定化への取リ組みを確実に実施し、処分場を廃止すること

日付：平成 21 年（2009 年）４月 24 日
件名：㈱ＲＤエンジニアリング産廃処分場問題の早期解決について（要請）
内容：周辺自治会の合意と納得を基本に、解決のための本格的な対策工を早期に決定、取り組まれるよう改めて強く要請

日付：平成 23 年（2011 年）12 月５日
件名：特定産業廃棄物に起因する支障の除去等事業に対する意見について（意見）
内容：対策工事（一次対策工）に係る実施計画を定めるにあたり県からの市に対する意見照会に対する回答
①対策工実施については、ＲＤ問題周辺自治会連絡会との協定書および北尾団地自治会との確認書を遵守すると共に、粉塵の飛散・悪臭・騒音防止等の周辺環境対策ならびに有害ガス等に対する安全対策を十分に講じること。
②住民の不安解消のため、引き続き周辺自治会の合意と納得のもと、有害物除去及び地下水汚染の拡散防止等の恒久対策を早急且つ確実に実施すること。
③旧ＲＤ最終処分場跡地を早期に県有地化し、住民の安全・安心の確保に努めること。

日付：平成 24 年（2012 年）11 月 27 日
件名：特定産業廃棄物に起因する支障の除去等事業に対する意見について（意見）
内容：二次対策工事の基本方針が決定し、実施計画を二次対策工事の内容等を付加する変更案に対する県からの意見照会についての回答
①対策工実施については、旧ＲＤ最終処分場周辺自治会との協定書および確認書を遵守すると共に、粉塵の飛散・悪臭・騒音防止等の周辺環境対策ならびに有害ガス等に対する安全対策を十分に講じること
②住民の不安解消のため、引き続き周辺自治会の合意と納得のもと、有害物除去及び地下水汚染の拡散防止等の対策を確実に実施すること
③旧ＲＤ最終処分場跡地の利用に関しては、市および周辺自治会等と協議すること

7　地元および県との関係性

基礎自治体である市は住民に一番身近な行政である。それゆえ市は、基本的方針として地元住民に寄り添って、RD問題の解決に向けて県との連携を進めてきた。しかしRD問題は、長い協議と対策を必要とするものとなった。この間、市としては、解決に向けた主体的努力を惜しむものではなかったものの、いくつかの反省点を残す結果となった。

市は、県に先駆けて地元住民および地元以外の栗東市民が委員を務める環境調査委員会を立ち上げ、問題に関する議論を進めてきた。この環境調査委員会は、単なる学識経験者だけの専門的な組織ではなく、市民参画組織だった。それゆえ、科学的な議論にとどまらず、市民の意見が直接行政に届く場となった。また、市広報誌などを通じて環境調査委員会の開催状況を積極的に発信した結果、環境調査委員会の仕事内容や旧処分場の現状を市民全体に詳細に伝達することができた。環境調査委員会は、各種調査を行って環境汚染の状況を明らかにしたほか、必要な措置や対策についての協議が行われ、県の調査内容に対して反論や異論あるいは代替案を提示する場ともなった。

対策工事の検討において、市は当初、地元住民が求める廃棄物の全量撤去案を望んでいた。しかし、県が原位置浄化策を採用する方針を打ち出したこと、地元住民の同意を得て対策工事を実施するという当初の方針があったものの地元合意に難航することとなり、知事が記者会見において「栗東市の意見も大変重要だと思っている。」と表明したことにより、市としては、地元住民の意向と県の方針のいずれをとるかの決断を迫られる事態に至った。そこで、臨時市議会が開催され、費用や工期を含めた総合的な判断により、現実的かつ効果的とされた原位置浄化策を採用することが決定された。この過程において、市は地元住民と県との間で板挟み状態に陥り、苦渋の決断をすることとなった。

こうした対応を迫られた要因の一つは、市は廃棄物処理法上、旧RD社への行政処分や行政代執行を市自身で行う権限を有していなかったことにある。このことが足かせになって、問題発生当初、ばい煙等への苦情や旧RD社の不適正処理への対応について、市が主体的に動くことはなかった。市は問題を注視し、住民に助言する対応を行い、県に対する要望等の形で住民の声を県に届けるよう努めてきたが、それだけでは問題が解決しないばかりか、これまでにない住民運動が起こる事態を招いてしまった。

住民に最も近い立場の自治体として、市は問題発生の初期段階から、もっと住民の声を真摯に受け止め、地元住民との連携を深め、主体的に旧処分場の実態を把握し、県への要望を実現させる強い努力を重ねるべきであったとの反省が残った。

第２部　振り返り

第６章　第三者委員会による行政対応の総括と再発防止・責任追及に係る県の取組

１　ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会での検証

(1) ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の概要

県は、ＲＤ問題に対する県の一連の対応に係る問題点と行政上の責任を明らかにするとともに再発防止策について提言を得るため、平成 19 年（2007 年）２月、学識経験者４人で構成し、総務部総務課に事務局を置く「ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会」を設置した。


【検証委員会の様子】

検証委員会では、廃棄物処理法を所管する本庁と地方機関の対応について、旧処分場に係る産業廃棄物処理施設設置届出がなされた昭和 54 年（1979 年）11 月 12 日から、旧ＲＤ社の破産手続開始決定の公告があった平成 18 年（2006 年）６月 19 日までの間を対象として、主として次の３つの観点から、評価、検証が行われた。

ア　廃棄物処理法その他関係法令に基づく権限を適正に行使したか。

イ　住民および住民団体等からの苦情や要望への対応は適切であったか。

ウ　ＲＤ問題の究明のために適切な対応を行ったか。

検証委員会は地元住民からのヒアリング１回（発言者13名・住民同席者10名））、県の関係職員からのヒアリング３回（延べ９名）を含め13回開催され、平成20年（2008年）２月に検証結果に基づく報告書（再発防止策を含む。）が知事に提出された。なお、検証委員会はヒアリング等の例外を除いて公開で行われた。

【検証委員会委員】　※職名は当時のもの

役　職	氏　名	分　野	職　　名
委員長	池田　敏雄	行政法	関西大学法学部教授
	木邊　美	その他の学識経験者	(社)ガールスカウト日本連盟滋賀県支部育成会常任理事（元滋賀県公安委員長）
	宮本　融	公共政策	北海道大学公共政策大学院特任准教授
委員長職務代理者	渡部　一郎	法律実務	弁護士

【検証委員会開催概要】

回　数	開催日	議事の内容
第１回	平成 19 年 ２月 27 日	委員長の選任等 ＲＤ問題の概要の確認（現地確認を含む。） 検証の進め方の確認
第２回	４月 23 日	ＲＤ問題の概要の確認 論点整理の全体概要の確認
第３回	５月 21 日	地元住民からのヒアリング （発言者 13 名・住民同席者 10 名、３時間 55 分）

第４回	６月 25 日	論点の整理
第５回	７月 26 日	県からの事実確認 論点の整理
第６回	８月 31 日	関係職員からのヒアリング（７名、４時間 30 分）
第７回	10 月 11 日	関係職員からのヒアリング（１名、１時間 30 分）
第８回	11 月 15 日	関係職員からのヒアリング（１名、１時間 10 分）
第９回	12 月３日	県の対応に対する評価の整理
第 10 回	12 月 18 日	県の対応に対する評価の整理
第 11 回	12 月 25 日	県の対応に対する評価
第 12 回	平成 20 年 １月 31 日	県の対応に対する総合的な評価
第 13 回	２月 14 日	再発防止策の検討 報告書（案）の検討および取りまとめ
－	２月 25 日	報告書の知事への提出

(2) 検証の結果

検証委員会による検証の結果（評価）は次のとおりであった。

（検証委員会の報告書を抜粋。なお、「ＲＤ社」の表記は原文のまま。）

【県の対応に対する総合的な評価】

(1) 処分場の立地の特性についての認識

本件処分場は、栗東市小野地区の丘陵地にＲＤ社により設置し、拡張されてきたもので、一般的に集落から離れた山林や原野等の設置とは異なり、新興住宅団地が隣接し、既存集落からも比較的近いところにある。

このため、県は、処分場周辺の住民からばい煙等の苦情があれば真摯に受け止めるとともに、近隣住宅地への生活環境上の支障が生じないよう、保全への配慮が通常以上に必要な処分場であり、ＲＤ社に対する指導監督については厳しく対応すべきであるとの認識を持つべきであった。

(2) 事業者に対する認識

当時、ＲＤ社については県の許可後、法人格を取得し、前向きに事業に取り組む姿勢を持っており、他業者と比べて比較的問題の少ない事業者という認識をしていたことが、職員ヒアリングで明らかになっている。これは、周辺住民からのばい煙やばい塵、悪臭に対する苦情があったり、違反行為はあったものの、県の行政指導には応じていることから、当時はまだＲＤ社が悪質であるとの認識は持っていなかった。

しかし、その後、住民からの批判があるように、不適正保管の問題のあった平成７年から８年以降は、ＲＤ社に対して厳しい認識を持ち、対応する姿勢を見直すべき時期に来ていたにもかかわらず、これまでどおりの対応が続けられていたことは、ＲＤ社に対する県の認識は甘いと言わざるを得ず、またこの問題が大きくなった一因ともなったのでないか。

一方、最終処分場は受入量が多ければ多いほど経済的利益が大きくなり、県の使用前検査を済ませた後、許可時の底面より深掘りし、許可容量を超える廃棄物の持ち込みが行われやすいことから、県としては、ＲＤ社に対して指導監督を行うなど厳しい姿勢で臨むべきものであるとの認識を持つべきであった。

さらに、ＲＤ社は、産業廃棄物最終処分業の許可だけでなく、収集運搬業や中間処理業（焼却）、特別管理産廃物処分業の許可をそれぞれ取得し、以降、その許可品目を拡大しながら、同一場所で、廃プラスチック、ガラスくず等の安定型許可品目以外の汚泥、廃油、廃アルカリ、木くずなど多様な産業廃棄物の収集運搬や中間処理を取り扱うことになることから、最終処分場に許可品目以外の産業廃棄物が埋め立てられる可能性は高くなると思われ、こうした認識に立って、県は指導監督する必要があったのではないか。

(3) 指導監督権限の行使の妥当性

都道府県知事は、廃棄物処理法上の監督権限として報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令および許可の取消しの権限を付与されている。また、法的効果はないものの、廃棄物処理法上の監督権限を背景として、適宜必要な行政指導を行うことも可能である。

県は、現状把握の手段として任意の行政指導としての報告をたびたびＲＤ社に求めているが、報告拒否および虚偽報告について罰則が適用される同法第 18 条に基づく報告の徴収については、平成 12 年に硫化水素ガス発生に伴い、処分場の埋立廃棄物を確認するために実施されるまでその権限が行使されることはなかった。しかし、ＲＤ社の現状を的確に把握し、監視するため、任意の報告徴収にとどまらず、積極的に法に基づく報告徴収を求めるべきであった。

また、立入検査については、県が定期的な立入検査を行っていたかは、必ずしも明らかではないが、定期的にＲＤ社に立入検査を行い、処分場の残余容量の確認その他廃棄物処理法の遵守状況を確認し、記録を残すなどの対応が必要であったのではないか。

一方、行政指導は、一般的に行政処分に比べ、問題に対し迅速かつ柔軟に対応することが可能であることから、多用されている手段であり、産業廃棄物行政においても、環境省通知『行政処分の指針について』（前掲）に「行政指導を継続し、法的効果を伴う行政処分を講じない場合も見受けられる」との指摘がなされていることや、ＲＤ社に対して最初の行政処分である改善命令が発動された平成 10 年度における全国の産業廃棄物処理業者に対する行政処分は 74 件、産業廃棄物処理施設に対する行政処分は 40 件（旧厚生省「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（平成 10 年度実績）について」より）であったことから、全国的にも違反行為への対応が行政指導により行われていたケースが多いことが窺える。

ＲＤ社については、長年にわたり、種々の廃棄物処理法違反の行為が確認されているが、平成 10 年６月の改善命令の発動まで、一度も行政処分は行われておらず、この改善命令も同年５月の埋立終了後に行われたものであって、それまで違反行為の是正については行政指導の継続により対応している。このことについては、前記の通り当時は行政指導による対応が全国的な傾向であったこと、国は、旧厚生省通知『産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強化について』（前掲）において、必要な場合は積極的に行政処分を行うことを指導していたが、一方で具体的な処分基準を示していなかったこと、産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の許可とは異なり、行政処分の要件の認定やその発動には一定の裁量があること等、一定考慮すべき事情もあるとはいうものの、県は行政処分に消極的であったのではないか。

県の個別の対応に対する評価の際に述べたとおり、ＲＤ社は違反行為を繰り返してきており、また、県の行政指導に従わないこともあった。これまでのＲＤ社に対する指導記録等や対応方針が整備されて、もっと早期の段階で改善命令や業務停止命令を発動していれば、その後のＲＤ社

の姿勢が変わった可能性もあり、行政処分権限をより適切なタイミングで行使しなかったことが結果として事態を悪化させる一つの要因となったことは否めない。

このような県の対応が、ＲＤ社に対し、違反をしても、県の指導にある程度対応しておけば大丈夫だという誤った認識を植え付けてしまったとも考えられる。

(4) 住民等との連携

ＲＤ社によるばい煙やばい塵、悪臭等の苦情やガス化溶融炉の導入問題に対する県の対応が十分でなく、住民と県との間に信頼関係が崩れたことにより、本来の地元で被害を受けた住民と権限を行使できる県が力を合わせて、ＲＤ社に対してその対応を求めていく形態から、いつしか、ＲＤ社への指導を強く県に求める住民と、ＲＤ社に対しては法令等の範囲内での指導監督しかできないとする県との間で溝が生じてしまい、連携によるＲＤ社への監視等の機能が十分働かなくなり、問題のスムーズな解決が難しくなってしまった。

このような状況にあって、少しでも問題を解消するためには、県が、この処分場は、住民が近接して生活しているため、生活環境の保全の必要性が高く、処分場の影響も受けやすいという立地の特性を認識し、ＲＤ社に対してＲＤ社自身の住民に対する説明責任を果たすように指導するとともに、県としても情報公開を積極的に行い、県の対応等について説明責任を果たすことが重要であった。その上で、処分場の動きや地域のことは、地元住民が最も分かっていることから、地域から苦情や情報を行政対応に活かすという認識に立って、住民からの情報等をもっと真摯に受け止めるとともに、収集した情報の内容を十分検討する姿勢が必要であったのではないか。

また、県は栗東市と、硫化水素ガス発生後、地下水等のモニタリング調査での監視活動の分担や、住民説明会の合同実施等の連携を行っており、平成 18 年３月には、定期的な会議として、ＲＤ問題対策県・市連絡協議会を設置するが、密接な連携を図るために、このような意見交換の場をもっと早い時期に設置してもよかったのではないか。

(5) 県の組織体制と内部対応

ア　廃棄物行政の体制

平成元年度から平成８年度までは、本庁の廃棄物担当課では、平成５年度に不法投棄班が別に設置されているが、産業廃棄物担当は、５名しか配置されておらず、当時、本庁が行っていた許可件数からみると、平成５年度以降は平成元年度の２倍以上となっていた。質、量ともに、膨大な廃棄物行政の事務を少ない人員でこなすなかで、ようやく平成９年度以降本庁では少しずつ増員され、また、平成 13 年度には、設置された各地域振興局に許可事務が本庁から移管され、体制の充実が図られるなど、行革の中にあって、一定の対応がされているものの、それまでについては、当時の人員で本件事案の処分場の監視等の対応は十分でなく、必要な人員の確保に努めるべきであった。

イ　組織内の対応

最終処分場問題は、長期間にわたっていることから、既に保存期間満了により廃棄されたものも多く、関係書類が現存しないことは必ずしも問題となるわけではないものの、保存期間の到来していない平成９年度の書類については、ほとんど保管されていないなど、書類の保管状況が十分とは言いがたく、それまでの具体的な経緯が分からなくなり、その後の指導監督にも支障をき

たすおそれもある。また、ＲＤ社に対して行政指導を行った記録は多数確認されたが、最終的にその指導結果について是正や改善を確認した旨の記録がない事例も散見された。このことからも、人事異動等により担当者が交代した際の継続的な指導監督に支障をきたすおそれがあった。このように、ＲＤ社に対する指導や改善等の記録の作成、整理、適正な保管等の情報の共有化や引継ぎが十分でなく、また、検査指導対応マニュアルの整備が十分でなく、この状況では、ＲＤ社に対する過去の経過を踏まえたきめ細かい継続的な指導監督対応が十分できないのは明らかであり、事務処理の整備面で、十分な対応がなされていなかった。

ウ　県の対応に係る基本的な考え方

県は、必要な都度、調査や行政指導、行政処分を行い、ＲＤ社に是正させるなどして、一つひとつの問題に精一杯、着実に対応していくことを基本的な姿勢としていた。

平成 12 年には、硫化水素ガスや有害物質による住民不安を解消し、住民の安全を確保するために、処分場の実態解明と有害物の除去など適正な処理を求める請願が、県議会で採択された。このため、県は予備費で、地下水等委託調査および掘削委託調査を実施し、調査委員会による硫化水素発生原因調査も行われ、また、改善命令に基づきＲＤ社により改善対策が進められたが、請願にある処分場全体の全容解明や有害物質の適正な処理までには至っていない。

結果として、ＲＤ社が破産して、問題が残され、県として対策を講じなければならなくなっていることを考えると、原因者に経費を負担させ、違法行為を改善させるということを基本原則としつつも、一つひとつの問題に対応するだけでは、必ずしも処分場の全容解明を含めた抜本的解決には至らないことを認識した上で、問題を長期化させないというような対応を検討すべきであったのではなかったか。

【結論】

以上のとおり、ＲＤ最終処分場問題については、周辺地域に生活環境上の支障が生じたことの責任は、ＲＤ社にあることはいうまでもないが、県のこれまでの行政対応を検証すると、次のような点に問題があったと考えられる。

住宅地に隣接していることから、生活環境上の支障への配慮が必要な処分場であるという特性の認識が十分持たれず、住民からの苦情等への対応が十分でなく、信頼関係が構築できなかった。また、ＲＤ社が行政指導に従っていたことから、比較的問題の少ない事業者という認識が持ち続けられ、県はＲＤ社に対して基本的な認識が甘かった。また、県の組織体制として、人員増が行われた平成９年度頃より以前は、膨大な廃棄物行政の事務を抱えながら、人員の確保が十分ではなく、また、ＲＤ社に対する報告徴収や立入検査など監視が行き届かず、より適切なタイミングで指導監督権限を行使しなかったことが事態を悪化させる一つの要因となった。

このように、ＲＤ最終処分場問題では、県の組織としての対応が十分であったとはいえず、ＲＤ社による違反行為を抑止できないままに、この問題を大きくかつ長期化させる結果となった。

ゆえに、ＲＤ社を十分指導監督できなかった県の組織としての対応の不十分さもその遠因の一つとなっており、県に行政上の責任があることは否めない。このため、このようなことが二度と起こらないよう、県は、指導監督体制の強化等の再発防止に努める責任がある。

2　再発防止および事業者責任追及に係るＲＤ最終処分場問題行政対応追加検証委員会での検証

(1) 再発防止および事業者責任追及に係るＲＤ最終処分場問題行政対応追加検証委員会の概要

県は、検証委員会による検証から３年余を経た平成 23 年（2011 年）11 月に、検証委員会の検証対象期間後に県の講じている措置について検証を行うため、検証委員会の委員を中心とする学識経験者４人で構成する「再発防止および事業者責任追及に係るＲＤ最終処分場問題行政対応追加検証委員会」（以下「追加検証委員会」という。）を設置した。

追加検証委員会では、検証委員会の検証対象期間の終期である平成 18 年（2006 年）６月 19 日から追加検証委員会の設置の日である平成 23 年（2011 年）11 月１日までの間を対象として、主として次の２点に係る取組状況について、評価、検証が行われた。

ア　検証委員会で示された再発防止策について適切に取り組んでいるか。

イ　ＲＤ問題に係る関係事業者等の責任追及について適切な措置を講じているか。

追加検証委員会は３回開催され、平成 23 年（2011 年）12 月に検証結果に基づく報告書が知事に提出された。

【追加検証委員会委員】

役　職	氏　名	分　野	職　　名
委員長	池田　敏雄	行政法	関西大学名誉教授（行政法）
	磯村　篤範	行政法	島根大学大学院法務研究科教授
	木邊　美	その他の学識経験者	(社)ガールスカウト日本連盟滋賀県支部育成会常任理事（元滋賀県公安委員長）
委員長職務代理者	渡部　一郎	法律実務	弁護士

【追加検証委員会開催概要】

回数	開催日	議事の内容
第１回	平成 23 年 11 月 18 日	委員長の選任等 再発防止策およびＲＤ最終処分場問題に係る事業者等に対する責任追及の状況の確認 検証の進め方の確認
第２回	12 月３日	県の取組状況の確認 質疑応答および議論
第３回	12 月 10 日	報告書（案）の検討および取りまとめ
－	12 月 20 日	報告書の知事への提出

(2) 検証結果の概要

検証の結果は次のとおりであった。

ア　再発防止策に係る追加検証委員会による検証の結果

再発防止策に係る県の取組の状況および今後県が講じようとする措置ならびにそれらに対する追加検証委員会による検証の結果は、３のとおりであった。

イ　特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任追及に係る検証結果

納付命令に係る債権の回収については国税滞納処分の例による強制徴収が行われており、また、その他の事業者についても調査検討が進められているなど、現に責任追及のための措置が講じら

れているといえるが、県が入手している書類等のなかには個別の詳細な調査分析の対象となっていないものもあり、引き続き調査を行われたい。

旧処分場における行政代執行には巨額の費用を要すると見込まれるなかで、当該代執行に係る産業廃棄物の不適正処分につき責任が認められる処分者等に対しては、最大限の負担を求めていくべきである。排出事業者の責任の追及には困難を伴うことも想定されるものの、旧ＲＤ社の関係者等からの回収も含め、法的に可能な最大限の措置を執るとの観点から、個別の対応の検討にあたっては、県庁内の債権徴収担当部局との連携はもとより法律実務に精通した外部の専門家の助力を得つつ進めていくなど、効果的な手法を講じて確実な回収に努められたい。

３　再発防止に係る県の取組

(1) 行政対応検証委員会で示された再発防止策

行政対応検証委員会は、評価を踏まえ、次に掲げる事項についての再発防止策を示した。

ア　職員の意識の研鑽

産業廃棄物行政においては、優良な産業廃棄物処理業者の育成が重要であり、そのためには事業者との相互理解や信頼醸成が必要であるが、一方で許認可権者として、事業者との一定の緊張関係を保つことも必要である。

そのためには、先入観にとらわれず、客観的な情報等に基づいて事業者に対する正しい認識を持つことが大切である。また、環境配慮に対する高い規範意識を持つとともに、些細なことから違反行為の兆候を察知できるように、行政としての感覚を研鑽していく必要がある。また、それらの兆候を総合的、有機的にとらえるとともに、客観的に把握して、迅速、的確な対応ができるように、職員研修の充実を図ることも必要である。

イ　指導監督体制の強化

(ｱ) 指導監督権限の適正な行使

許可容量を超える埋立てや許可品目以外の違法な埋立てなどの不適正処分を疑わせるような行為や住民からの通報等があった際には、早期発見、早期対応が重要であることから、廃棄物処理法に基づく立入検査、報告徴収を適切かつ厳正に行うとともに、日頃から法令の遵守状況等の定期的な報告により県内の事業者の全体的な状況を的確に把握し、立入検査を実施するなど、継続的で効果的な監視手法を検討することが必要である。また、職員が統一的で公正な指導ができるように、その具体的な方法などを明示した行政指導マニュアルを整備するとともに、公正で厳格な行政処分をタイミングよく行使し、県による不作為が生じないようにするために、国の行政処分指針に基づき、行政指導に従わない事業者や、指導には従うものの過去に同様の指導を繰り返している事業者に対する措置等を明記した行政処分マニュアルを整備することが必要である。

なお、策定したこれらのマニュアルについては、事業者に周知することも必要である。

(ｲ) 必要な情報の整備

組織として迅速かつ的確に指導監督を行っていくためには、個々の事業者ごとに、これまでの当該事業者に対する苦情対応をはじめ、行政指導、行政処分等の経過や今後の対応方針を明確に記録整備したうえで、情報を共有し、きちんと引き継いでいくことが必要である。

また、指導監督権限の行使や不行使を意志決定する際には、その結論だけでなく、事実経過

や根拠事由など意志決定の過程が明確となるような文書を残すことが必要である。

(ｳ) 執行体制の充実

組織内体制として、当該処分場の監視等の対応に人員が不足していたことを考え合わせると、的確な廃棄物行政を遂行できる体制づくりが求められ、関係法令に精通し、化学や土木の専門知識等を有する人員や住民等との折衝で誠意を持って粘り強く対応できる人員の適正配置について、できるだけ配慮されることが望まれる。

ウ　住民等との連携強化

生活環境上の不安の解消を図るためには、情報公開についての重要性を強く認識し、積極的に公開を行うとともに、県の対応について、説明責任をしっかり果たすことが必要である。また、住民からの苦情や情報を把握、評価し、適切な対応を行うことで、住民の信頼を得る努力を行うことが必要である。

住民は、絶えず処分場を監視しており、県が得られない情報を有していることが多く、県は、より一層積極的に情報収集に努め、これらを通じて、不適正処分の未然防止や早期発見につなげていくため、組織として、住民とのよりよき連携のあり方を探る必要がある。

また、現場の地方機関や他の部局との情報交換の促進に努めることも必要である。

(2) 追加検証委員会での検証結果

ア　職員の意識の研鑽

【県の取組】

・産業廃棄物アカデミー、九州環境技術創造道場への参加
・本庁地方機関間での事例研究、意見交換会の開催
・近畿ブロック研修会への参加
・本庁地方機関間での研修会の開催
・外部研修への講師としての出席

【県が今後講じようとする措置】

各種研修への参加について、引き続き積極的な施策と位置づけて実施していくとともに、本庁と地方機関との連絡会や研修会についてもその充実を図る。

【追加検証委員会における意見および評価】

職員の意識の研鑽については、各種の研修の機会の拡充を通じて一定の対応を執っているものと認められる。ただし、産業廃棄物処理業等の指導監督には専門的な知見や経験が必要とされる部分が大きいと考えられるところ、自治体においては、定期の異動により職員の知識経験の蓄積が組織として継承されにくいことも懸念される。

この点、技術系の職員に関しては、職種の特性上、その異動の範囲は比較的限定されているところであるが、一般行政職の職員についても異動や配置にあたり必要な配慮がなされるべきである。

イ　指導監督体制の強化

【県の取組】

(ｱ) 指導監督権限の適正な行使

・立入検査の年度計画等の策定、年間目標立入検査率の設定
・立入検査に係るマニュアルの作成、立入検査票の設定

・内規の策定による行政処分に係る具体の基準の設定
・処分基準の策定
・スカイパトロールの実施
・路上抜き打ち検問の実施
・休日、夜間を含む監視の実施
・要綱、処分基準の県ホームページ上での公表

(ｲ) 必要な情報の整備
・要綱等による規定整備

(ｳ) 執行体制の充実
・専門的職員の増員その他の人員体制の強化
・本庁による施設関係の一元的監視指導
・処理施設の新規・変更許可時のアセスメント結果の審査体制の拡充
・職員の専門的能力向上のための研修の実施
・非常勤嘱託職員の設置による人員の拡充
・委託事業による体制整備

【県が今後講じようとする措置】

立入検査については、「産業廃棄物処理施設等立入検査方針」において積極的な目標を定めるとともに、効果的な重点方針を定め、これを厳正に実施する。

また、積極的に人員の確保に努めるほか、嘱託員あるいは委託といった形での体制の拡充をより積極的に処理施設の監視業務に活用するなど、限られた人員の中で効率的な執行を行う方策を進める。

【追加検証委員会における意見および評価】

指導監督体制の強化については、特に立入検査について、その充実を図るため具体的な方法等を示したマニュアルを整備し、また、収集運搬業者の積替保管施設を含む県内の許可施設すべてを対象に、例外を設けることなく少なくとも年間１回は立入調査を実施することとしていることは、前回の検証の結果を踏まえた対応がなされているものと認められる。

ただし、不適正処分の把握に際しての実地の調査の重要性に鑑み、立入検査の拡充およびそのより効果的な実施に関して、今後とも一層の努力がなされるよう期待する。

行政処分に関しては、近年の件数比較では増加しているが、法制度の変更の影響や平成21年度の大津市の中核市移行に伴う対象施設の減少といった要素も考慮すると、定量的な評価はしにくいところである。ただし、最近の状況をみると、平成20年度（2008年度）には措置命令に従わない業者に対して処理施設設置許可の取消処分を行い、平成19年度（2007年度）には地元市からの連絡で発覚した排出者の処理基準違反について改善命令を発して是正させ、また、立入調査の結果判明した維持管理基準違反について処分業者に施設の改善命令を発して是正させているといった状況があること、さらに行政処分に携わる担当職員間での意見交換等の機会の拡充が図られていることなどから、一定、積極的な対応が執られていることが窺われるところである。今後も、関係するマニュアルや規定の充実を進めるとともにその趣旨を徹底して、違反行為等に対しては厳正に対処されたい。

廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収については、前回の検証委員会の報告書においてその

積極的な活用が求められているところであるが、その後の平成22年度（2010年度）には大幅な件数増加が見られるなど、その趣旨が反映されていると見ることができる。

なお、法の強制力を背景とした措置までは至らないケースについても、事業者に対して行った行政指導や指摘に関し、その記録等の整理、解析を通じて今後の事業者への指導に活用するなどして、不適正処分等の予防の観点からの早期の段階での指導監督の強化を図られたい。

執行体制の充実に関しては、環境衛生指導員の資格保持者の配置の強化がなされているほか、前回の検証委員会の報告書で不十分であったと指摘された平成９年度（1997年度）前の人員体制に比べて増員、強化がなされており、また、直近においても一般行政部門の職員総数の減少に比して相対的な人員体制の充実が見られるなど、必要な対応がなされているものと評価できる。

ウ　住民等との連携強化

【県の取組】

・行政処分の事実の公表
・処分基準の公表
・一定の施設変更時の説明会開催等の指導
・不法投棄対策での事業者との通報協力の協定
・不法投棄対策での「地域協働原状回復事業」の実施
・専用通報電話（不法投棄１１０番）の設置
・本庁と地方機関間での研修会の開催
・大津市との間での職員派遣および意見交換会
・本庁と地方機関間での担当者会議の開催
・地方機関単位での主に不法投棄対策についての地域との連携

【県が今後講じようとする措置】

情報公開については、立入検査の結果や処理施設に係る測定データの公表など、一層積極的に公開することで透明性を高める。

県の説明責任を果たす観点からは、現在公開している要綱や基準等を活用し、県の産業廃棄物行政についての方針を明示するとともに、住民の不安、疑問等に対して早期に解消するよう対応する。

また、住民からの情報に基づく立入検査等については、機会を捉えて通報制度についての情報を提供するほか、違反事実の覚知につながる情報等の入手について、より効果的に収集できる方策を研究する。

【追加検証委員会における意見および評価】

住民等との連携強化に関しては、行政処分についての情報提供や、地域連携事業といった取組がなされていると認められる。今後はさらに、違反発見者からの通報制度の周知その他の情報把握の措置に関し、一層の充実を図る方向で取り組まれたい。

また、産業廃棄物に係る許認可権限のない大津市以外の市町との連携についても、違反事実の早期の発見につながるよう情報収集、情報交換等を積極的に行い、事案の早期解決に努められたい。

(3) 追加検証委員会以降の取組

職員の意識の研鑽に関する事項については、環境省主催の研修やＮＰＯ法人主催の専門人材育成

課程への職員派遣や、本庁地方機関間での研修会、研究・意見交換会等を継続して実施しているほか、対策工事の現場見学を実施し、不適正処分がなされた処分場の実情や県の指導の経緯等について認識を共有するとともに、様々な課題についての検討、意見交換の機会としている。

指導監督体制の強化については、再発防止の観点から過去の問題事例を踏まえて重点的検査事項を設定しており、例えば平成 29 年度（2017 年度）においては、産業廃棄物処理施設が維持管理計画に従い適正に管理されているかという点、また、産業廃棄物の処理状況および許可業者に適切に委託されているかという点を重点的検査事項としている。

なお、平成 27 年度（2015 年度）における廃棄物処理法第 18 条第 1 項に基づく照会の件数は９件、行政処分件数の実績は、許可の取消しが９件、改善命令が 1 件であった。

人員体制については、一般行政部門の職員総数が平成 19 年度（2007 年度）に比べて大幅に減少する中、廃棄物部門に関しては、専門職の増員など一層の充実を図っている。また、警察本部との全面的かつ緊密な連携の下、不法投棄対策等を実施するため、引き続き警察からの派遣職員を配置している。

住民等との連携強化については、不法投棄 110 番の設置や警備会社によるパトロール等、住民や民間業者と連携して取り組む監視取締体制を整備している。また、警察や市町等の関係機関や、近隣府県市と連携した監視パトロール、ドローン・監視カメラ等を活用した監視を行い、不適正処分の未然防止および早期発見に努めている。

また、不法投棄防止に関する街頭キャンペーンや、排出事業者・処理事業者への電子マニフェスト普及等の啓発活動、産業廃棄物運搬車両の路上検問等、引き続き地域全体で不法投棄を許さない環境づくりに努めている。

そのほか、特定支障除去等事業に関係する全国の県市で構成する「産業廃棄物不適正処分事案関係自治体連携会議」に参加し、積極的な意見交換を通じて各県市の経験や知見の集積と共有を図り、再発防止や早期解決に向けた取り組みに生かすこととしている。

４　責任追及

(1) 行政代執行費用の回収

県による行政代執行の費用については、請求が可能となったものから順次納付命令を発しており、これまでに総額8億円余（詳細は次の表のとおり）を請求した。

旧ＲＤ社からは、破産財団の残余財産の全額をもって弁済を受けた。また、元代表取締役および元役員からは、国税徴収法に基づく滞納処分（預金等財産の差押え）等の方法により随時回収を行っており、令和６年８月末時点での回収額は 5,111 万円余である。今後も回収を進めていく。

【行政代執行費用に係る納付命令の状況】

命令日	旧ＲＤ社	旧ＲＤ社元代表取締役	旧ＲＤ社元埋立担当役員２名
平成22年（2010年）10月22日	内容：緊急対策工事費用（焼却施設撤去、廃棄物飛散流出防止措置等） 命令額：94,117,579円		

命令日	旧ＲＤ社	旧ＲＤ社元代表取締役	旧ＲＤ社元埋立担当役員２名
平成25年（2013年）９月９日	内容：緊急対策工事費用（焼却施設撤去、廃棄物飛散流出防止措置等） 内容：主に一次対策工事に係る費用（水処理施設修繕および下水道接続、有害物調査、地下水調査、原因廃棄物の掘削除去および処分等） 命令額：709,029,725円		
平成27年（2015年）１月23日		内容：二次対策工事に係る費用で平成25年度に支出したもの（原因廃棄物掘削除去および処分、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等 命令額：331,547,689円	内容：H25.9.9付け納付命令と同じ（地下水汚染防止措置に係る費用に限る） 命令額：703,005,433円 内容：左記に同じ（地下水汚染防止措置に係る費用に限る） 命令額：330,917,689円
平成27年（2015年）10月23日		内容：二次対策工事に係る費用で平成26年度に支出したもの（原因廃棄物掘削除去および処分、廃棄物選別施設設置、新水処理施設設置、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等） 命令額：1,222,957,196円	
平成28年（2016年）11月７日		内容：二次対策工事に係る費用で平成27年度に支出したもの（原因廃棄物掘削除去および処分、土質調査<県単>、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等） 命令額：816,546,851円	
平成29年（2017年）11月２日		内容：二次対策工事に係る費用で平成28年度に支出したもの（原因廃棄物掘削除去および処分、土質調査<県単>、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等） 命令額：928,101,994円	
平成30年（2018年）11月21日		内容：二次対策工事に係る費用で平成29年度に支出したもの（原因廃棄物掘削除去および処分、土質調査<県単>、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等） 命令額：1,123,988,743円	

命令日	旧ＲＤ社	旧ＲＤ社元代表取締役	旧ＲＤ社元埋立担当役員２名
令和元年（2019年）12月３日		内容：二次対策工事に係る費用で平成30年度に支出したもの（原因廃棄物掘削除去および処分、土質調査、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等）	
		命令額：1,187,290,954円	
令和３年（2021年）１月６日		内容：二次対策工事に係る費用で令和元年度に支出したもの（原因廃棄物掘削除去および処分、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等）	
		命令額：1,197,849,855円	
令和３年（2021年）12月２日		内容：二次対策工事に係る費用で令和２年度に支出したもの（原因廃棄物処分、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等）	
		命令額：624,462,948円	
令和４年（2022年）11月14日		内容：二次対策工事に係る費用で令和３年度に支出したもの（水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等）	
		命令額：51,882,623円	
令和５年（2023年）11月22日		内容：二次対策工事に係る費用で令和４年度に支出したもの（水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等）	
		命令額：53,806,900円	
合　計	－	8,341,583,057円	8,240,811,186円

(2) 施設設置許可の取消し

平成20年（2008年）５月28日付けの措置命令により、旧ＲＤ社が産業廃棄物の不適正処分により生活環境保全上の支障等を発生させたことが明らかとなったことおよび旧ＲＤ社の破産手続の開始につき破産管財人から廃棄物処理法第９条第６項に基づく届出が提出されたことから、同年５月28日付けで産業廃棄物処理施設の設置の許可を取り消した。

(3) 刑事訴訟法第 239 条第２項に基づく刑事告発

平成20年（2008年）５月28日に発した措置命令について、着手期限を徒過しても着手しなかったことから、同年11月17日に元代表取締役を滋賀県警察本部長あて刑事告発した。

本事件は大津区検察庁により起訴され、大津簡易裁判所において、同年12月25日に100万円の罰金が確定している。

(4) 排出事業者に対する責任追及

現存する資料を収集した結果、排出事業者に対する調査のための基礎資料として、産業廃棄物処理事業実績報告書、旧ＲＤ社保有の契約書等の一部、県が過去に旧ＲＤ社に照会した際の処理実績の報告等が得られた。

上記資料を基に、旧ＲＤ社に処理を委託した排出事業者（中間処理に係る委託契約対象者を含

む）を特定し、生活環境保全上の支障等との関連が疑われる廃油または汚泥の処理を委託した記録の残る者に対する照会および違法な埋立てが疑われる時期に締結された契約書の記載の確認により、処理を委託した時期、品目、処理方法、委託量等の確認を行ったほか、これらの情報から委託基準に違反した委託をしている疑いが強いと考えられた排出事業者について立入調査を行った。

さらに、平成10年（1998年）５月の旧ＲＤ社栗東事業所に係る最終処分業廃止届の提出後における同事業所での産業廃棄物の搬入、処理等の状況について、破産時に旧ＲＤ社が保有していた文書（廃止届提出後の一部時期に係る契約書、請求書等および経理関係の社内文書）を精査し、当該時期における排出事業者および受入れの状況を調査した。

その結果、この期間においては、旧最終処分場においては中間処理のみが行われ、最終処分は他の施設で行うこととしていたものと認められた。

また、関係書類からは契約金額に係る情報も得られた。委託金額の多寡について相対比較を行うことは容易でないものの、滋賀県が他者に委託した処理の事例に比して低廉な額での委託であるとみるべき事情は確認されず、この点について排出事業者に故意または注意義務違反等があったとの事実は窺われなかった。

以上のことから、現時点での調査結果によっては措置命令の根拠としうる事実が確認されたとはいえないことから、排出事業者および収集運搬業者からの行政代執行費用の徴収はない。

なお、旧処分場内において、表示により製造販売業者その他の情報が確認できた産業廃棄物（不適正処分、生活環境保全上の支障等のいずれにも関連しないもの）がわずかながら発見された。これについては、関係者による自主的な対応として、無償で撤去および処分が行われた。

第７章　ＲＤ問題を振り返って

１　県と周辺住民の関係性

ＲＤ問題がこれほどまで地域社会の生活環境に影響を及ぼし社会問題に発展した背景には、様々な要因があると考えられる。行政対応検証委員会でも指摘されているように、周辺住民から旧処分場からのばい煙やばい塵、悪臭等に対する苦情に対し、県は、必要な都度調査や行政指導、行政処分を行い、旧ＲＤ社に是正させるなど、一つひとつの問題に対応していくことを基本的な姿勢として対応に当たっていた。しかし、その結果として県内でも前例のない大規模な産業廃棄物の不適正処理事案に対し、県は廃棄物処理法上の行政処分を行う権限を有する立場にありながら、行政処分の処分基準が国から具体的に示されていなかったこと、人員体制が不十分であったことから、行政処分に踏み切るまでに時間を要することとなった。旧ＲＤ社への指導・対応について、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、不法投棄をはじめとする不適正処分が横行する中で、不適正処理を行ったものの行政指導に従う旧ＲＤ社を悪質性が低い、比較的問題が少ないと捉えていた可能性があるほか、体系的な行政指導の方法がなく試行錯誤しつつの対応であったと述べた。しかし、旧ＲＤ社が倒産して、旧処分場に残された生活環境保全上の支障等を県が対策しなければならなくなったことを考えると、一つひとつの問題に対応するだけでは必ずしも抜本解決には至らないことを認識し、行政指導だけでなく早期の段階で行政処分を行うなど問題を長期化させないような対応を検討すべきであった。

また県は、処分場の動きや地域のことを最も把握している周辺自治会や住民団体からの要望・情報に対して、地域の声をもっと真摯に受け止め、十分検討すべきであった。すべての住民要望を直ちに解決することは困難だとしても、その内容を十分把握して整理検討したうえで適切な対策等を講じながら問題を解決していく努力が必要であった。

旧ＲＤ社破産後の対策工法の選定にあたっても、県は対策委員会の推奨する工法（全量撤去）と異なる対策案（原位置浄化策）を基本方針とし、廃棄物の全量撤去を求めていた住民と合意形成をすることができなかった。原位置浄化策を基本方針とした背景について、行政代執行は効果的で合理的かつ経済的なものとする必要があるほか、過去県に在籍した職員への聞き取りでは県の財政的な制約や搬出先の確保が困難といった問題もあった可能性があると述べた。こうした県の事情や制約を住民と十分共有できず、県と住民の考え方の溝を埋めることができなかったことが合意形成を困難にしたことも考えられる。

よりよい原位置浄化策に地元自治会の同意が得られなかった時点以降は、それまで以上に県から周辺自治会への説明の機会を増やし、時には１か月に複数回の話し合いを実施し、平成 21 年（2009 年）に取りまとめた「環境省からの助言等を踏まえたＲＤ事案に関する今後の県の対応について」に地元自治会が合意し、大きく前進することとなった。また、平成 22 年（2010 年）５月の住民説明会においては、県の部長が駆け引きを排除して県としてどこまでできるかを明確にしたいという姿勢を明らかにしたほか、部長や管理監が住民と直接接触し声を聞きとったことで関係改善が進み、一時対策工事および二次対策工事の実施に繋がった。過去県に在籍した職員への聞き取りでは、旧処分場に対する県の現状評価と住民の期待を合致させることが難しかった、様々な思いを持つ住民の意見を拾うために協議体のようなものを作りたかったができなかったと述べたが、様々な形で県から住民への積極的な情報公開およびコミュニケーションを図ることが周辺住民との合意形成に必要であったと思われる。

2　社会の動き

(1) 産業廃棄物不適正処分の社会問題化

ＲＤ事案と同時期に、青森・岩手県境事案や香川県豊島事案等、大規模な産業廃棄物不適正処分事案が発生して社会問題となった。産廃特措法の適用を受けた産業廃棄物の大規模な不適正処分事案は、ＲＤ事案を含めると 15 自治体で 19 事案が発生している。

これらの不適正処分事案の発生は、生活環境保全上の支障等を生じさせるばかりか、投棄された産業廃棄物が国民の目に見える形で長期間放置されることにより、通常の産業廃棄物処理に対しても、同様に不適正処分がされている、されるのではないかとの国民の不信感を引き起こす等、循環型社会の形成を阻害する要因となった。

こうした大規模事案を引き起こさないためにも、廃棄物処理法の改正による規制強化が図られた。

(2) 石膏ボードの埋立規制

平成 11 年（1999 年）に旧処分場で硫化水素ガスが発生した原因は、硫化水素調査委員会により石膏ボードの埋立てであると結論づけられた（詳細は 34 ページ。）。また、同年には福岡県筑紫野市の安定型最終処分場で埋め立てられた石膏ボードを原因として硫化水素ガスが発生し、作業員が硫化水素中毒で死亡する事故が発生した。

当時の廃棄物処理法上、安定型最終処分場への石膏ボードの埋立ては規制されていなかったが、平成 10 年（1998 年）には環境省から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について（平成 10 年 07 月 16 日環水企 299 号）」が発出され、安定型最終処分場に埋め立てる際は付着した紙を除外することとされたほか、平成 18 年（2006 年）には、環境省から「廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの取扱いについて(平成 18 年６月 1 日環廃産発第 060601001 号)」が発出され、紙を除外した石膏ボードについても安定型最終処分場に埋め立てることが規制されることとなった。

3　地域社会の取組

ＲＤ問題の特徴の一つとして、周辺自治会や住民団体その他の周辺住民が問題解決に向けて独自に取り組んできたことが挙げられる。

これらに対する県の対応には、現在の時点から振り返れば必ずしも十分でなかった部分もあるが、その反省も踏まえて連絡協議会等で情報共有や意見交換を行い、調査や工事の地点や方法について周辺住民の意見を反映させ、周辺住民と県とのコミュニケーションを図りながら対策に取り組んできた。周辺住民の主な取組として以下のようなものがある。

(1) 周辺自治会の活動

周辺自治会では、考える会の発足と時を同じくして、主婦層を中心に「有志の会」が結成され、自治会単位での運動のきっかけとなった。各自治会は、県への要望や質問状の提出をはじめ、会報や自治会のホームページで情報を発信するなどの活動に取り組んだほか、第２章で記述したとおり、知事の刑事告発といった法的な手段も用いて問題解決に向け取り組んできた。

また、県による対策工事の実施に当たっては、現場見学会への参加、県が現場事務所に設置した情報公開室の利用等により、対策の進捗状況等を把握するとともに県との情報共有や意見交換を行ってきた。

現在においても、周辺自治会の住民は、連絡協議会および跡地利用協議会にほぼ毎回出席し、情

報共有や意見交換を活発に行っている。

（(1)の内容は参考文献⑬による）

(2) 住民団体の活動

平成 11 年（1999 年）10 月、周辺自治会や栗東市内等の住民が考える会を設立し、旧処分場周辺の住民や旧ＲＤ社の従業員の証言をとりまとめた証言集（全３集）の発行、専門家を招いた学習会の開催等に取り組んだほか、第２章で記述したとおり、旧処分場で硫化水素が発生した際には、県に調査を求め、これをきっかけに旧処分場から硫化水素が発生していることが明らかになった。

また、同年 11 月には合同対策委員会が組織され、住民運動や旧処分場の実態把握等に取り組んだ。合同対策委員会は、平成 12 年（2000 年）２月には、町民大集会を主催し、900 人を超える参加者を集めたほか、同年３月には知事に対し 3,653 筆の請願書名を提出し、環境の汚染解明と復元および違法操業解明と全面撤去を要求した。署名を持参した住民に対し知事は、ガス化溶融炉は住民の理解がない限り操業させないことおよび処分場の全面調査に入りたいとの回答をした。このほか、合同対策委員会は同年６月に厚生省と面談し、旧処分場で発生する硫化水素に関し実情把握、原因究明、原因物質撤去の支援を要望した。

平成 21 年（2009 年）５月 11 日には「ＲＤ問題周辺自治会連絡会」が発足し、「ＲＤ安定型産業廃棄物最終処分場の対策工（有害廃棄物の除去）についての要望」や「ＲＤ安定型最終処分場の対策工実施への基本要求」で恒久対策としての有害物の除去や対策委員会答申にある対策工実施の基本方針の順守を求めた。また、周辺自治会連絡会は県と地元自治会との話し合いの場として機能し、緊急対策工事の実施に係る話し合いでは、連絡会事務局の住民が司会を務めることもあった。

（(2)の内容は参考文献⑭による。）

(3) 住民個人の活動

周辺住民は、県の調査に立ち会いや、自身で水質の調査を行ったほか、ＲＤ問題についての情報を取りまとめて資料を作成し、住民等に配布するとともに県にも情報提供してきた。また、平成 18 年（2006 年）から開催された対策委員会では、住民代表として選任された委員が作成した資料も委員会で配布し、審議を行った。

これに留まらず、周辺住民がＲＤ問題についての書籍を執筆・出版しており、代表的なものを出版年順に列挙する。

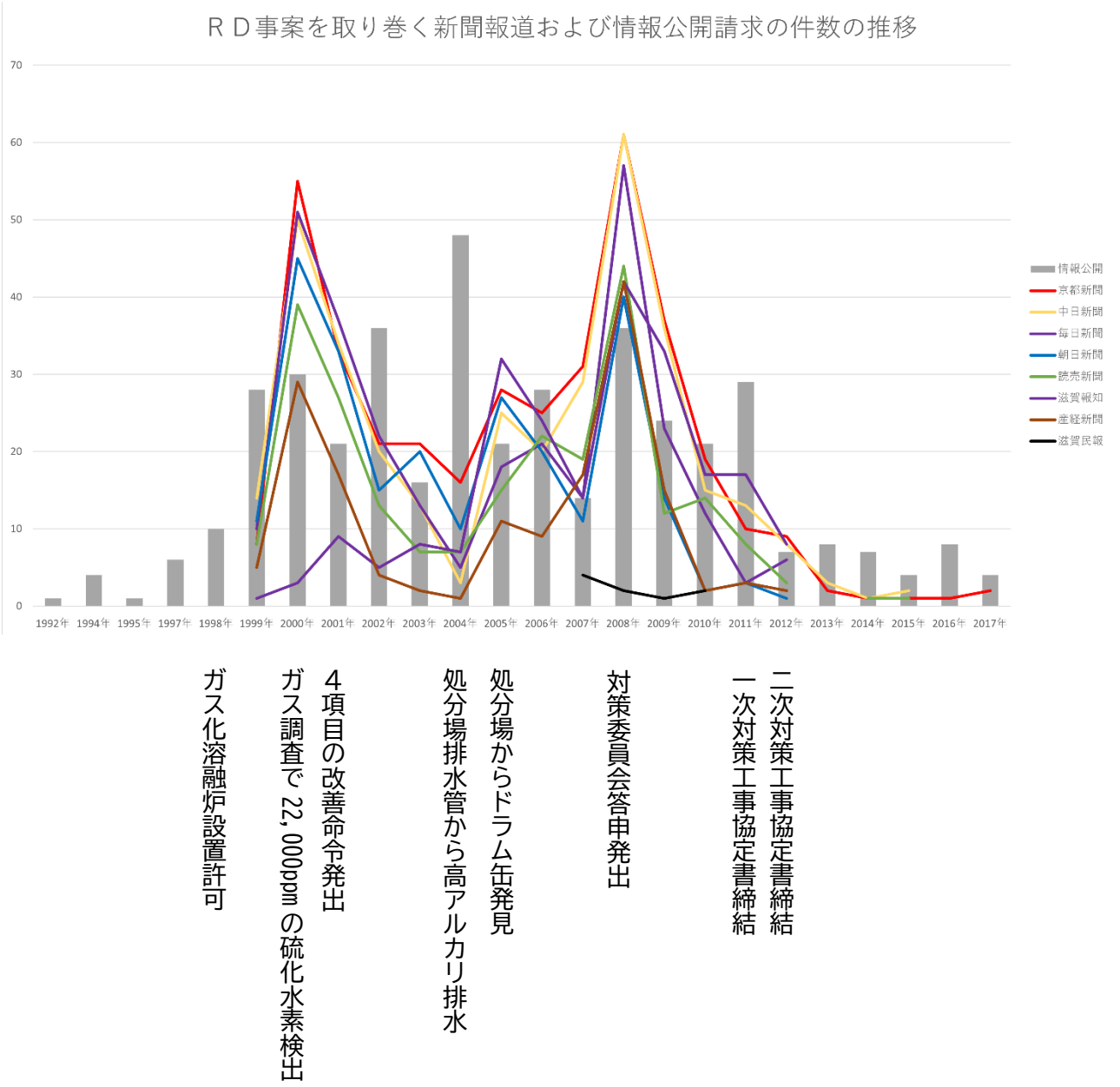
出版年	著者（敬称略）	図書名	出版社名
平成 13（2001）年	高谷清	埋め立て地からの叫び	株式会社技術と人間
平成 19（2007）年	早川洋行	ドラマとしての住民運動　社会学者がみた栗東産廃処分場問題	株式会社社会評論社
平成 24（2012）年	早川洋行	虚飾の行政－生活環境主義批判	株式会社学文社

4　マスメディアと情報公開請求におけるＲＤ問題

平成 11 年（1999 年）頃からＲＤ問題が新聞で取り上げられるようになり、旧処分場のガス調査の結果が公表された時期や、旧処分場でドラム缶等の埋立てが発覚した時期は、連日多くの新聞社がＲＤ問題に係る記事を掲載した。また、平成 12 年（2000 年）には日本放送協会（以下「ＮＨＫ」とい

う。）や民放各社が旧処分場の硫化水素発生について報じたほか、平成 20 年（2008 年）にはＮＨＫおよびびわ湖放送が対策委員会から答申された対策工事の内容等について報じた。

一方で、周辺住民をはじめとする多くの県民や住民団体等から県に対して、ＲＤ問題に関する文書の情報公開請求が行われており、住民が主体的にＲＤ問題に関する情報を収集してきたと考えられる。



注１：新聞の件数は、県で保存していた新聞記事の件数により集計しています。

注２：情報公開請求の件数は、本庁における廃棄物関係業務を所管する所属が担当した件数を集計しています。（ＲＤ問題に関する文書以外の情報公開請求も含んでいます。）

5　行政の改善

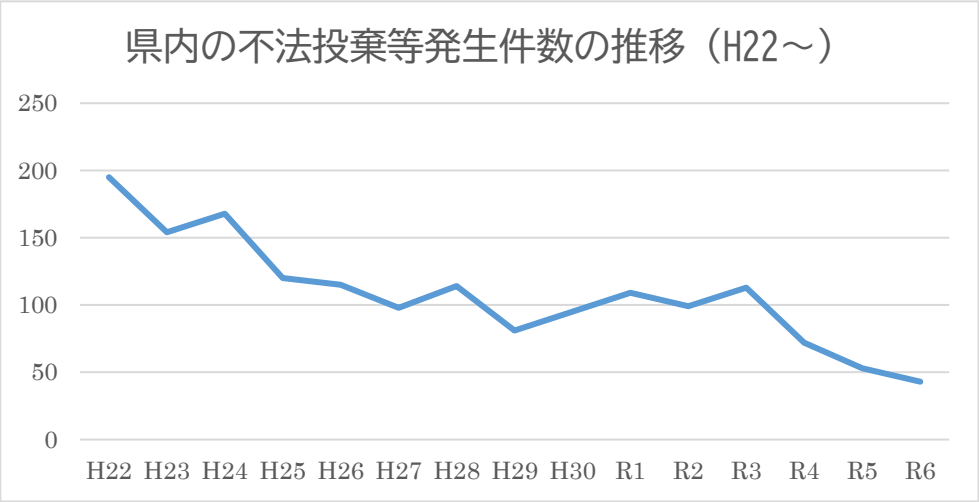
(1) 行政の改善

ア　県の取組

県では、第６章３のとおり再発防止策に取り組んできた。これにより、産業廃棄物の不法投棄等の件数は、平成 22 年度（2010 年度）の 195 件に対して近年は 100 件前後に減少している。

しかし、未だ根絶に至っていないことから、住民、警察、市町、近隣府県市等と連携し、監視パトロールや路上検査、通報窓口（不法投棄通報 110 番）の設置、無人航空機（ドローン）による上空監視、監視カメラの活用、建設・解体工事現場での啓発・指導の強化など効果的な監視取締活動により、不法投棄の未然防止対策や早期発見、早期解決に引き続き取り組んでいく。

【県内での不法投棄等不適正処分事案の発生件数】　※　大津市の件数を除く。



また県では、検証委員会の指摘を受けて平成 21 年（2009 年）４月に滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱を定めた。この要綱では、周辺地域の生活環境の保全上支障が生じないよう処理業者等に適切な指導、助言、監督を行うため、県が毎年度、重点的に検査を行う事項等を定めた立入検査の実施方針を策定し、検査を計画的に実施させるものとしている。また、処理業者等の環境保全、情報公開等への取組を支援すること等を県の責務として定めている。

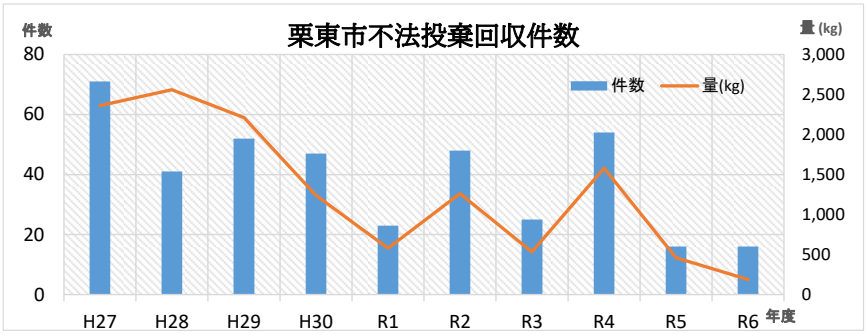
加えて、廃棄物の処理状況等について積極的に情報開示を行い、地域住民との信頼関係の醸成に努めることを処理業者の責務として定めている。産業廃棄物処理業の許可申請等にあたっては、地元とのリスクコミュニケーションを図り相互理解を深める中で廃棄物処理に対する地元の安心感・信頼感を高めながら事業を進めてもらうことを目的に許可申請等の前から事業計画や生活環境影響調査について地元に説明することや、関係市町長の意見を踏まえた指導に対する報告が適当と認められた後に許可申請等の手続きを経ておく旨を定めている。

イ　市の取組

市は、ＲＤ問題が発生した後、問題解決に向けて県との協議を随時行ってきた。平成 18 年度（2006 年度）からは、県と市がより密接な連携を図るため、ＲＤ問題対策県・市連絡協議会を設置し、定期的に会議を開催して意見交換を行ってきた。

また市では、廃棄物の不法投棄防止対策の一環として、市内各地域に不法投棄監視員を設置し、不法投棄を早期発見および未然防止に取り組んでいる。不法投棄監視員は担当するエリアごとに

分担し、それぞれ月２回以上のパトロールを実施しており、これにより地域の生活環境の保全および公衆衛生の向上を図っている。なお、不法投棄件数は平成 27 年度（2015 年度）に 71 件を記録していたが、令和５年度（2024 年度）、令和６年度（2025 年度）では 20 件を下回るまでに減少した。



(2) 国の取組

ア　廃棄物処理法の改正

廃棄物処理法は、制定以来累次にわたって改正され、不法投棄等不適正処理の実態を踏まえて規制が強化されてきた。とりわけ平成９年（1997 年）以降の改正では、全国的に大規模な不適正処理事案が発覚してきたことを背景に、次のような改正がなされてきた。

○　排出事業者責任の徹底
- マニフェスト制度の強化
- 原状回復命令の拡充（対象者および対象行為の拡大）
- 建設系廃棄物の処理責任の元請一元化　　等

○　不適正処理対策
- 硫酸ピッチの不適正処理の禁止
- 処理業者･施設の許可要件の強化
- 罰則強化（不法投棄罪罰則引き上げ　懲役５年､罰金１千万円　法人重課３億円等）　等

○　適正な処理施設の確保
- 廃棄物処理施設設置手続きの強化・透明化
- 優良な施設整備の支援
- 都道府県知事等による５年ごとの定期検査義務づけ　等

イ　産廃特措法の制定と廃棄物処理法に基づく原状回復の支援

全国的に大規模な不適正処理事案が頻発したことにより、生活環境保全上の支障等が生じるとともに、これらの産業廃棄物が長期間放置されることにより、産業廃棄物処理に対する国民の不信感が生じ、循環型社会の形成が阻害される要因となっていった。このことを受けて、国は、都道府県等が実施する支障の除去等の措置（行政代執行）について財政支援制度を設けた。

(ｱ) 産廃特措法による支援

ＲＤ事案をはじめ、平成 10 年（1998 年）６月 16 日以前に行われた不法投棄等については、平成 15 年（2003 年）に産廃特措法を制定し、環境大臣が支障の除去等の実施計画に同意した全国の 19 事案を対象として、都道府県等の行政代執行費用を支援してきた。

同法は、平成15年６月に公布・施行され、平成25年（2013年）３月末までの時限立法とされていたが、本県を含む全国の関係自治体が延長を要望し、令和５年（2023年）３月末まで効力が延長された。

また、ＲＤ事案をはじめ、同法の失効後も水処理やモニタリングの継続を要する事案があることから、本県を含む全国の関係15自治体が財政支援の継続を要望し、産業廃棄物適正処理推進費補助金（特定支障除去等維持事業）として、最長で令和10年（2028年）３月末まで水処理やモニタリングの費用に係る財政支援が継続されることとなった。

(ｲ) 廃棄物処理法（産業廃棄物適正処理推進センター基金）による支援

平成10年（1998年）６月17日以降に行われた不法投棄等については、廃棄物処理法第13条の15の規定を設け、国の補助に加えて、社会貢献の観点から産業界からの協力も得て造成した産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金により、都道府県等の行政代執行費用を支援しており、令和２年度（2020年度）末までに88事案に対して支援を行っている。

ウ　不法投棄の減少

こうした取組により、全国的にも不法投棄等不適正処分の件数は減少してきている。しかし、未だ根絶には至っておらず、国や都道府県等により更なる取組が行われている。

6　今後の取組

(1) 旧処分場の安全および安心の確保に向けた取組

対策工の終了後も、県はモニタリングや水処理等周辺住民の安全・安心の確保に向けた取組、行政代執行費用の求償等を継続している。

また、旧処分場の適切な維持管理を継続することにより、覆土下にある廃棄物の分解と雨水等による洗い出しを進め、安定化（周辺環境に影響しない状態になること）の状況を確認する。安定化には少なくとも対策工事の終了から10年程度の期間が必要と見込まれる。

なお、県は、地元自治会との協定に基づき、場内浸透水の水質については安定型最終処分場の廃止基準を、周縁地下水の水質については地下水環境基準をそれぞれ安定して下回っていることが確認できるまでモニタリングを継続することとしている。場内浸透水の水質は、廃棄物が安定化すれば安定型最終処分場の廃止基準を下回ると見込まれる。今後も旧処分場が種々の基準を満たし安全と言える状態になることを目指すとともに、住民、市および県で相互に情報を共有し、この地域の安心を確保できるようにしていく。

(2) 跡地利用

旧処分場跡地は寄附採納によりすべて県が取得し、県有地となっている。一般的な廃棄物の最終処分場の跡地は公園や太陽光発電所等として活用されている例があり、旧処分場についても跡地の利用を検討している。

跡地利用に向けて、令和３年度（2021年度）に周辺自治会、滋賀県、栗東市で構成する旧ＲＤ最終処分場跡地利用協議会を設置して、先行事例等の情報共有を行っている。

今後、対策工事の有効性を確認し、また安全性を確保したうえで、利活用のあり方を検討していく。

(3) 未来世代に向けた取組

本協議会においては、協議会での話し合い等を行いながら、このアーカイブの作成を行ってきた。また県では、今後も産業廃棄物処理施設への監視指導や不法投棄等への対策をいっそう強化し、同様の事案の再発防止に努めていく。

県のＲＤ問題への対応の不十分さによって住民の行政への信頼が失われ、対策工事への合意までに長い時間を要したように、一度環境を破壊してしまうと、回復には膨大な時間を要する。このアーカイブの内容を住民、市および県が共有し、ＲＤ問題の教訓を後世に伝えていくことで、今後の持続可能な社会を作り上げていきたい。

おわりに

住民・行政・アドバイザーからのメッセージ

住民からのメッセージ（提出のあった自治会のみ五十音順に掲載）

【赤坂自治会住民】

反省から明るい未来へ

それは思わぬことから始まりました。ＲＤの敷地にガス化溶融炉が建設されるとの事でした。自治会での説明会では、不安から住民はいくつかの疑問を投げかけましたが、納得のいく答えは得られませんでした。その前年、海外での事故が大きく報じられていたからです。赤坂自治会ではこの問題に取り組む委員会を立ち上げ、周辺自治会と市民団体と共に問題解決に向け取り組みました。

そんな中、ＲＤの敷地内には危険なものが埋められているのではないか、との不安を感じる証言や材料が集まってきました。不安を取り除く為、県に調査を行うようお願いをしましたが、なかなか前には進みませんでした。周辺自治会と１住民団体の粘り強い交渉でようやく有害物の除去と対策工事が進められるところまで来ました。将来に誇れる対策だろうか、この対策で大丈夫ですか、との不安の声もありましたが、県が土地を所有していることから受け入れる事としました。

ここまで来るには、構成団体の持ち味を生かした取り組み、専門の先生方の助言・ご協力が大きかったと思います。ただ、四半世紀以上もの年月を要したのは、問題発覚当時の知事が後ろ向きな姿勢であった、それが問題を長引かせた大きな原因だったと思われます。又、私達も少し考えが合わないとして一部の構成団体を遠ざけるなどした事は残念な事でした。色々な角度から見ることで、気付かなかった事が見えてくるように思えるから。度量が足りなかった。

問題が起きると解決までに長い歳月を要します。その反省から、二度とこのような問題を起こしてはならないのです、決して。孫の代には、どの地域からもこのような事が起きない明るい未来を迎えたい。隠さない、人のきれいな心を信じて。

【日吉が丘自治会住民】

問題発覚の 1999 年 10 月より約 26 年が経過しました。国松知事は、2001 年２月 10 日の住民集会で「全国の模範となる解決方法をとりたい」と約束されました。現時点で振り返ると、住民が求めている、安全･安心からは、及第点の 60 点に及ばず、半分の 30 点ぐらいではないかと考えます。まず、有害物である鉛含有土が、除去されず粘土にくるまれて場内に埋め戻されています。また、モニタリング結果の数値としては、いわゆる“基準“以下でも、採水方法改善（変更）前には確認されていた自然由来と考えにくい”有害物“が、処分場内外のどこかに依然として有るのではとの不安も残ります。

今後のモニタリング確認がどのような形でいつまで必要かの判断も難しく、後世にも課題を残すことになった工事完了ではと考えます。今後、このような事案の再発は起こさない行政運営を行うこと、また、もし万が一類似事案があったときは、県民が安心できる解決方法をとることを強く望みます。私たちは、地元であるがゆえに自治会として、皆様と一緒に”ＲＤ問題“の解決

に努力してまいりましたが、当問題解決に関わってくださった方々や滋賀県民に自信を持ってご報告できる結果には程遠く、大変心苦しい思いです。

県には、世代が替わっていっても、適切なモニタリング監視や不測事態発生への対応ができるシステムを構築したうえで、対応をしていただきたいと考えます。

（なお、日吉が丘自治会からは、別文書で「日吉が丘自治会での『ＲＤ問題』の解決活動を振り返って」を県に提出しています。当メッセージ文は提出文書の「６．おわりに」からの抜粋です。当該文書は滋賀県のホームページでアーカイブと併せて公開されています。）

【栗東ニューハイツ自治会住民】

この事件は、栗東ニューハイツ自治会にとって多くの試練をもたらしました。それは、第一に当自治会内の出来事、第二に他自治会や運動団体との関係、第三に行政との関係に関わって生じたものです。

自治会内では住民同士の対立が生まれ、集会が何度も開催され、特別委員会の設置、自治会規約の改正、会長選挙が行われました。他の地域団体との関係においては、数度の合従連衡がありました。そして、滋賀県と栗東市との間には、対立と融和が繰り返されました。まさに民主主義が問われる出来事でした。

しかし、それらの経験によって、お互いの理解が深まったという良い面もあったと思います。

この事件は、私たちに、一度壊された自然環境を元に戻すことがとても困難であること、他者に正直に接し相手の意見に耳を傾けることがとても大切であること、そして、正義の実現のためには財源や法律の壁があることを教えてくれました。

私たち栗東ニューハイツ自治会は、一貫して歴史に恥じない住民運動を行い、地域自治を実現してきた。この四半世紀の歴史を振り返って、胸を張って今そう言えることを誇りに思っています。

この問題の発生からアーカイブの完成までの間に約 30 年の年月が経ちました。その間、周辺自治会の会長や専門委員をはじめ、数多くの住民が行政への要望や住民間での勉強会、専門家等との意見交換、連絡協議会への出席といった形で問題解決に向けて主体的に活動してきました。しかし、問題に関わってこられた住民の中には、アーカイブの完成を見ずに亡くなられた方もいます。

自らの住まう地の周囲で環境問題が発生し、それに対し声を上げた住民が確かにいました。そうした方々がいたことを、本事案の教訓とともに後世に伝えていきます。

アーカイブの完成にあたり、この問題に関わってこられた全ての方々の御尽力に対し敬意を表すとともに、このアーカイブを見ることができなかった方々に心より哀悼の意を捧げます。

滋賀県知事メッセージ



ＲＤ問題においては、長きにわたり住民の皆さまに多大なる御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。また、この問題の解決に向けて御尽力いただいてきた住民の方々、栗東市、専門家、環境省および公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の皆さまに深く感謝申し上げます。

私がこの問題に関わり始めてから 20 年以上が経過しましたが、この問題の当初から周辺住民の声が最も重要であると考えており、住民と直接意見交換を重ねてまいりました。当時国会では、平成 17 年（2005 年）に国に対し旧処分場から汚染が周辺に広がっており早急に対策を取るべきだと訴えましたが、国の動きは鈍く、誰のための環境行政なのかとやるせない思いを持ちました。

平成 21 年（2009 年）３月に民主党環境部門の方々と現地を視察した際には、県職員とともに旧処分場に同行してくださった住民の方に教えられるとおりに通気管に手をかざして嗅いだ硫黄臭や、ドラム缶をはじめとする大量の廃棄物が保管されていた光景を今でも覚えています。住民の皆様の納得を得るには有害物の除去以外にはありえないと考えていたため、県が有害物をできる限り除去する方針を表明したことで、ようやく事態が一歩前進したと感じました。

度重なる現地視察や住民の皆様や行政との協議を経て、国会では何度も産廃特措法の延長を訴えてきました。環境省の賛同を得ることは非常に困難でしたが、地元の実情を繰り返し国に訴え、ようやく理解を得ることができました。その後、平成 24 年（2012 年）には私が中心になって取りまとめた産廃特措法延長に係る法案が国会で可決され、いよいよ対策工事を進めることができるようになりました。知事への就任後も、引き続き旧処分場の対策工事に取り組み、令和２年度には工事を完了することができました。工事は県がＲＤ問題に真正面から向き合って取り組んだことで進めることができたものですが、完了を迎えられたのは住民の皆様の深い御理解、栗東市、国など数多くの助けがあったからこそできたもの、と実感しております。

この問題を通じて、一度環境が失われてしまうと、回復までには何倍もの時間と労力がかかることを痛感しました。第二のＲＤ問題の発生をいかに防ぐかが今後の県としての責務であると考えています。このような問題を二度と起こしてはならないという決意を持ち、廃棄物の不適正な処分を許さない社会づくりに取り組むとともに、持続可能な循環型社会を作り上げていく所存です。そして、この問題から得られた最も重要な教訓は、地域住民の声を真摯に受け止めること、率直に意見を交わすことの重要性です。これはＲＤ問題のような廃棄物行政に限らず、県政すべてに共通する姿勢とすべきものです。ＲＤ問題という一つの課題に対しても、住民の皆様と行政で立場によって見方や考え方は異なりますが、異なる立場にある者同士が本音で話し合い、解決方法を探っていく営みこそがよりよい未来を作り出せると考えています。

これからもＲＤ問題の歴史を背負う知事として、ＲＤ問題の教訓を将来に残し、よりよい滋賀県を作っていくための指針としてまいります。

令和８年（2026 年）３月　　滋賀県知事　三日月大造

栗東市長メッセージ



旧ＲＤ最終処分場問題につきましては、問題の発生以来、市民の皆さま、とりわけ地元住民の皆さまに多大なるご心配、ご負担、長年にわたるご苦労をおかけしてまいりました。

また、地元住民の皆さまには問題解決に向けた様々な活動において、行政と連携いただいたことに心より感謝申し上げます。

皆さまのご協力のおかげで処分場跡地の活用方法について検討を進める段階に至りました。さらに、事案の記録をアーカイブとして残すことを旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会にて取り組んでいただきました。

問題発生当初は、産業廃棄物処理施設に関する課題であったため、市として十分に主体的な取り組みができず、県および市の連携不足なども相まって、地元住民の皆さまに不安を抱かせる対応となったことについて、行政として深く反省すべき点が多々ございました。この事案を通じて、住民と行政の関係性が問われる貴重な経験をアーカイブに残すことで、本事案は単なる廃棄物の不適正処理問題にとどまらず、住民と行政の関係性を考えるうえで多くの課題を提供するものであり、その対策を講じる過程で得られた教訓を次世代に引き継ぐとともに、再発防止に役立ててまいります。

令和８年（2026 年）３月　　栗東市長　竹村 健

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団からのメッセージ

「RD 事案に係る当財団の関わり」

当財団と本事案との関わりは、平成 18 年に環境省受託事業の一環として、専門家チームを派遣して最終処分場の汚染状態の調査や、その対策の実施についての助言を行ったことに始まります。その後、県が産廃特措法に基づく支障除去事業として対策を実施する際には、実施計画の環境大臣同意に先立つ調査会での審査を担当しました。この調査会は、対策工事の技術的な有効性や、経済合理性などの妥当性について検討を行い、県と専門家が意見交換を行うことで効果的な計画策定を促進するものです。

これを踏まえて平成 24 年には第一次対策工事、平成 25 年には第二次対策工事についてそれぞれ特定支障除去等事業実施計画の環境大臣同意が行われ、県による生活環境保全上の支障を除去する対策が始まりました。当財団としても産廃特措法支援事業として、事業実施状況の確認等の支援を行ってきたほか、環境省受託業務の一環として、毎年現地での調査と進捗状況の確認を実施してきました。

産廃特措法の失効後も県では特定支障除去等維持事業として、水処理施設の運転・管理と環境モニタリングを継続されているところですが、早期に廃棄物が安定化し、地域住民の皆様が心から安心されることを期待しております。

アドバイザーからのメッセージ（五十音順）

旧 RD 最終処分場有害物調査検討委員会に参加して

長崎大学大学院工学研究科　教授　大嶺　聖

私は、地盤工学分野のアドバイザリーとして、2010 年から旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会に参加した。委員会に参加した最初の印象は、早急に対策を行う必要であるということだった。大量のドラム缶や医療系廃棄物が埋まっているということが発覚し、被害の大きさに驚いた記憶がある。県による二次対策が完了したのが 2023 年 3 月なので、その間かなりの調査や対策工法の検討に時間を要したことになる。

住民との話し合いでは、高度な技術的課題を議論したことが印象に残っている。処分場内に溜まっている地下水・浸透水の採取方法や廃棄物の溶出試験の条件など、研究レベルで議論されるような特殊な条件下での調査が求められて、委員会でも議論が行われた。それらは貴重なデータであるので、調査結果や工法の比較検討資料などを記録として残して、必要に応じて公表できるようにしてほしい。

最後に、負の遺産であった旧ＲＤ最終処分場の跡地を地元住民等の意見を聞きながら、環境教育にもつながるような有効活用法を検討していただきたいと考えている。

旧ＲＤ処分場問題の教訓

駒ヶ岳法律事務所　弁護士　梶山　正三

地域のことは地域で決める。地方自治体の自立と自律、地域の環境保全は県や市町村の固有事務というのが、私の信念である。その意味で、国が定める環境基準や行政基準については、常に批判的な目で見てきた。

ＲＤ処分場の件に関わって感じたことは、第１に、県のＲＤ社に対する当初の乱脈な対応は地域の自治意識の欠如が為すものではないか。第２に、特措法に拠らざるを得なかったことは、悪者の尻拭いに多額の公金を費消することに大いに無念を感じた。そして、対策工事の基本的な方針を決めるにも、環境省の掌で踊らざるを得ないこともとても無念であった。最後に、県が最終的に地域住民と見事な協働を示したことは本件の最大の収穫であった。

担当された県の皆さん及びコンサルの皆さんには感謝申し上げます。私に取っても大いに学ぶことがありました。

廃棄物処理行政における住民との対話の重要性

大東地盤環境研究所　所長　大東　憲二

私が旧ＲＤ最終処分場問題に関わるようになったのは、平成 22 年（2010 年）10 月に設置された「旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会」からである。当時、以下のような愛知県、岐阜県、名古屋市の廃棄物処分に関わる多くの委員会等に関わっていたために、この委員会の委員として呼ばれた。

「旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会」は、平成 18 年（2006 年）から平成 20 年（2008 年）3 月まで設置されていた「旧ＲＤ最終処分場問題対策委員会」での検討結果を着実に実施するために設置されたが、最初は、周辺住民の行政不信感が強く、委員会での議論の結果が周辺住民に受け入れられるかどうか心配した。しかし、平成 24 年（2012 年）9 月の委員会の設置期限までに、滋賀県の職員の方々の適切な情報公開と周辺住民との真摯な対話のおかげで、一次対策工事に係る合意ができたことはとても嬉しかった。環境省の産廃特措法の申請にも間に合い、さらに平成 25 年（2013 年）以降の二次対策工事でも周辺住民との合意ができた。

私の専門は環境地盤工学で、主に地下水に関わる環境問題に取り組んで来た。旧ＲＤ最終処分場問題において、私の経験を生かすことが出来たことは大変嬉しい。平成 25 年（2015 年）に設置された「旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会」では、アドバイザーとしてモニタリング結果等にコメントしてきた。

このアーカイブは、廃棄物処理行政における住民との対話の重要性を記録したもので、とても貴重な資料である。多くの方々に読んでいただきたい。

ＲＤ事案に関わって

福岡大学名誉教授　樋口壯太郎

ＲＤ事案発覚とほぼ同時期に福岡県筑紫野市の処分場で浸透水サンプリング中の作業員 3 名が硫化水素中毒のため亡くなられた事故があり、当時、最終処分場における硫化水素問題は大きな社会問題となった。福岡大学では環境庁（当時）の委託により、その原因と対策を調査するため、北九州の研究所で大型模擬埋立槽による実証研究を行っており、私はこの実証に関わっていた。その結果、硫化水素の主な発生源が廃石膏ボードであり、嫌気的条件下で硫酸塩還元菌により発生し、通気等により発生抑制を行うことができること等を明らかにした。そのこともあり、硫化水素の発生が大きな問題となっていたこの事案に関係することとなった。

当時の最終処分は高度経済成長に伴い発生した廃棄物を処分する場としての機能しかなく、環境配慮のために管理制御する埋立技術に欠けていた。このため修復に多くの時間とコストを費やすことになった。この事案を通して強く感じたのは、修復は技術とコストをかけることによりある程度は可能だが、住民の方の不安払拭のためにはリスクコミュニケーションが重要だということである。特に、事案場所と住居が隣接した本事案における住民、行政等、関係者の方々のリスクコミュニケーションに対する真摯な取り組みには敬意を払いたい。

小野 雄策(日本工業大学 ものづくり環境学科教授※ 令和6年(2024 年)5月 28 日 御逝去)

小野雄策先生は、平成 22 年（2010 年）から有害物調査検討委員会委員および連絡協議会アドバイザーとして、有害物調査から対策工法に至るまで廃棄物処理処分工学の観点から専門的な数多くの御助言をいただき、産廃特措法に基づく実施計画の目標達成の確認の際には対策工事の技術面および安全性の面について御評価いただくとともに、対策工事を進める中で構築してきた管理体制の今後についてもご意見いただいておりました。これまでの小野委員からの御指導に改めて感謝申し上げるとともに、心より哀悼の意を表します。

※有害物調査検討委員会当時

巻末資料

1　ＲＤ問題関係年表（詳細）

（1）旧ＲＤ社の破産手続開始まで

「類型」は次のとおり。

①県→旧ＲＤ社　②旧ＲＤ社→県　③県→住民（団体）　④住民（団体）→県
⑤県→市　⑥市→県　⑦旧ＲＤ社→住民（団体）　⑧住民（団体）→旧ＲＤ社

年月日	類型	内　容	備　考
S54.12.26	①	産業廃棄物処分業許可（最終処分業）	（個人）
S55.1.21		佐野産業株式会社設立	
S55.3.1	①	産業廃棄物処理施設設置届受理（最終処分場）	（個人）
S57.7.13	①	産業廃棄物処理施設廃止届受理（最終処分場）	法人化に伴う廃止
S57.7.13	①	産業廃棄物処理施設設置届受理（最終処分場）	法人化（佐野産業㈱）
S57.7.13	①	産業廃棄物処理業許可（最終処分業、収集運搬業）	
S59.9.21	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加
S59.10.30	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（破砕業）	
S60.6.7	①	産業廃棄物処理業変更届受理（最終処分業）	処分場拡張
S61.4.21	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加
S61.9.17	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加
S61.12.5	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（焼却業）	
S63.2.29	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加
S63.4.21	①	産業廃棄物処理業変更届受理（破砕業）	破砕施設の追加
H1.1.17	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（焼却業、収集運搬業）	品目追加
H1.7.14		佐野産業株式会社から株式会社ＲＤエンジニアリングに社名変更	
H1.8.10	①	産業廃棄物処理業変更届受理（社名変更）	
H1.12.6	①	産業廃棄物処理業許可（最終処分業、中間処理業、収集運搬業）	更新許可
H2.10.5	①	産業廃棄物処理業許可（焼却業）	品目の追加
H3.2.28	④	産業廃棄物搬出時の悪臭について苦情	
H3.9.7	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（乾燥業、焼却業、収集運搬業）	焼却、収運：品目追加 乾燥業：新規
H3.9.7	①	産業廃棄物処理施設設置届受理（乾燥施設）	
H3.9.7	①	産業廃棄物処理施設設置届受理（焼却施設）	
H3.9.7	①	産業廃棄物処理業変更届（焼却業）	焼却量の増加
H3.9.11	④	掘削・埋立について苦情	

H3.11.2	④	掘削・埋立について苦情	
H3.12.3	④	掘削・埋立について苦情	
H3.12.6	④	許可区域外埋立の疑いについて苦情（栗東市に対し要望書提出）	
H3.12.24	④	搬入廃棄物の調査について要望書受理	
H4.1.13	④	許可区域外の埋立について苦情	
H4.2.1	①	旧ＲＤ社に対し、許可区域外埋立等についての適正処理を文書指導	
H4.2.20	②	ＲＤ、是正計画書提出	
H4.2.25	①	是正計画書の受理および適正履行について文書送付	
H4.5.29	④	悪臭について苦情	
H5.2.18	④	騒音及び悪臭について苦情	
H5.3.11	②	ＲＤ、改善措置について報告書提出	
H5.6.28	①	特別管理産業廃棄物処理業許可（焼却業）	
H5.6.28	①	特別管理産業廃棄物処理業許可（収集運搬業）	
H5.9.8	④	悪臭について苦情	
H6.6.10	④	ＲＤ使用地へのドラム缶保管について苦情	
H6.7.13	④	焼却炉からの黒煙について苦情	
H6.9.1	①	ＲＤ、廃棄物の収集運搬に当たり、別法人に再委託が発覚。	
H6.9.7	②	ＲＤより収集運搬の再委託の処理に当たって、排出事業者との契約問題の関係上是正に時間がかかるため、是正を確約する旨文書提出	
H6.9.7	②	ドラム缶保管（H6.6.10 苦情）に対し、顛末書提出	
H6.9.27	②	ＲＤ、黒煙（H6.9.27 苦情）について顛末書提出	
H6.9.29	①	産業廃棄物処理業変更届（最終処分業）	第２処分場の追加
H6.9.29	①	産業廃棄物処理施設許可（最終処分場）	第２処分場
H6.9.30	②	収集運搬再委託の処理など産業廃棄物処理、処分における是正、改善計画書提出	
H6.10.17	④	焼却炉からのばい煙について苦情	
H6.11.9	②	ＲＤ、ばい煙について報告書提出	
H7.5.10	④	焼却炉からのばい煙について苦情	
H7.5.19	②	ＲＤ、ばいじんについての報告書提出	
H7.5.24	②	平成５年頃より処分場内に不適正保管（野積み保管）された廃棄物の改善、是正計画書提出	
H7.6.5	④	焼却炉からのばいじんについて苦情	
H7.6.16	②	ＲＤ、ばいじんについての報告書提出	
H7.7.14	④	焼却炉からのばいじんについて苦情	
H7.9.13	②	ＲＤ、ばいじんについての調査及び改善に関する報告書提出	
H7.10.31	①	産業廃棄物処理業変更届（焼却業）	焼却炉更新
H8.2.5	①	特別管理産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加
H8.4.30		廃プラ保管場所において火災（ぼや）が発生	
H8.5.17	②	火災事故について報告書提出	
H8.5.22	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加

H8.6.12	④	焼却炉からのすす（ばいじん）について苦情	
H8.9.7	①	産業廃棄物処理業許可（焼却業、乾燥業、破砕業、最終処分業）	更新許可
H8.9.7	①	産業廃棄物処理業許可（収集運搬業）	更新許可
H9.12.16	①	特別管理産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加
H10.2.18	②	ＲＤ、焼却炉の裏にある松が枯れていることに対して、旧ＲＤ社焼却炉の影響を調査する旨の書面を提出	
H10.5.27	①	産業廃棄物処理業廃止届（最終処分業）	埋立終了
H10.6	②	ＲＤ、是正計画書提出	
H10.6.2	①	旧ＲＤ社に対し改善命令発令	
H10.6.12	②	ＲＤから産業廃棄物処理施設変更許可申請	
H10.6.28	①	特別管理産業廃棄物処理業許可（収集運搬業）	更新許可
H10.6.28	①	特別管理産業廃棄物処理業許可（焼却業）	更新許可
H10.7.2	④	汚水の排出について苦情	
H10.7.3	①	ＲＤに対し産業廃棄物処理施設許可申請	
H10.7.3	①	産業廃棄物処理施設変更許可（最終処分場）	第１処分場：面積・容量の増
H10.7.3	①	産業廃棄物処理施設変更許可（最終処分場）	第２処分場：面積・容量の増
H10.7.3	①	産業廃棄物処理施設許可（焼却、乾燥）	ガス化溶融炉
H10.11.11	④	焼却時の悪臭について苦情 立入調査により第２処分場側の深堀工事が判明	
H10.11	②	旧ＲＤ社が深堀工事に関する見解文書を提出	
H10.12	②	ＲＤ、深堀工事における廃棄物埋立を認め、是正計画書を提出	
H10.12.16	①	ＲＤに対し、速やかな改善命令の履行を行うよう文書通知	
H10.12.25	①	深堀箇所の良質土による埋め戻し等確認	
H11.10.12		住民通報により、処分場東側雨水側溝排水マス内の硫化水素ガス測定 22～50ppm 強を検出	
H11.10.18	④	硫化水素発生原因を突き止める等の緊急申し入れ書受理	
H11.10.20	①	住民要請により、県から RD に対し是正工事の中止を要請	
H11.10.25	①	産業廃棄物処理施設軽微変更届（焼却施設、乾燥施設）	休止届
H11.10.25		硫化水素調査計画（案）にかかる住民団体との協議	
H11.10.28		県、住民共同による処分場内廃棄物サンプリング調査	2/18 結果公表
H11.10.29	④	硫化水素発生に伴う申し入れ書受理	
H11.11.1	⑦	旧ＲＤ社、住民を相手方とし公害調停を申し立て	
H11.11.4	①	旧ＲＤ社に対し、最終処分場の硫化水素発生原因の究明と対策について文書指導	
H11.11.8	⑥	処分場への早期適正指導に関する要請書受理	
H11.11.16	⑥	早期適正指導についての意見書受理	
H11.11.27		第１回硫化水素調査委員会開催	
H11.12.1	④	旧ＲＤ社免許停止に関する要請書受理	
H11.12.8	④	調査対策等を求める要望書、署名受理	
H11.12.20		知事、処分場視察、住民代表と面談	

H11.12.21		排水管周辺のボーリング調査のための準備調査実施	22 日まで
H11.12.24	④	ガス化溶融炉に関する要求書受理	
H12.1.5	④	住民団体と知事との交渉申入書受理	
H12.1.6		第 2 回硫化水素調査委員会開催	
H12.1.13	④	住民への説明会開催の申入書受理	
H12.1.14		硫化水素発生原因調査（ボーリング調査）を２地点で実施 うち、１地点で深さ９ｍにおいて硫化水素 15,200ppm を検出	
H12.1.19	④	ＲＤのガス化溶融炉についての質問書受理	H12.2.17 回答
H12.1.24	①	旧ＲＤ社に対し、文書により産業廃棄物処分業の自粛要請	
H12.1.25	④	ガス化溶融炉公開説明会開催の申入書（督促）の受理	
H12.1.25	④	旧ＲＤ社ボーリング調査の採取物厳重保管に係る申入書受理	
H12.1.25		ボーリング調査データおよび調査委員会のコメントを公表	
H12.1.25		ＲＤ、中間処理業の自粛	
H12.1.26		硫化水素高濃度発生区域を特定するためのメッシュ調査（29 地点）実施	
H12.2.1		第 3 回硫化水素調査委員会開催	
H12.2.13		町民大集会（住民団体主催）開催	
H12.2.18	③	県、栗東市による第 1 回住民説明会開催（約 300 人参加）	
H12.2.23	②	旧ＲＤ社硫化水素除去実施計画受理（24 日、県条件を付し承認）	
H12.2.23	④	旧ＲＤ社、硫化水素除去のための処分場内作業を無断着手し、住民団体より苦情	
H12.2.24	④	処分場からの重機撤去等の緊急要請書受理	
H12.2.24	②	旧ＲＤ社処分場内作業にかかる顛末書受理	
H12.3.8		ガス抜き開始	
H12.4.3	⑧	住民、旧ＲＤ社を相手方として公害調停を申し立て	
H12.4.14	④	水質浄化等に関する要請書受理	
H12.4.26	②	ＲＤ、硫化水素発生に伴う掘削調査実施計画書提出	
H12.5.8		第 4 回硫化水素調査委員会開催	
H12.5.9	④	ガス化溶融炉に関する要請書受理	H12.5.16 回答
H12.5.19	③	第 2 回住民説明会開催	
H12.6.2	④	経堂ヶ池の水質浄化に関する要求書受理	
H12.6.14	④	原因究明・除去求める署名受理（約 3 万 6 千人分）	
H12.7.4		県議会に実施解明求める請願書提出（7/13 採択）	
H12.7.4		地下２ｍの表層ガスの全体調査（6/22 の続き） １地点から硫化水素ガス 22,000ppm を検出	
H12.7.6		第 5 回硫化水素調査委員会開催	
H12.7.17	②	ＲＤ、掘削調査および硫化水素除去装置設置にかかる計画書提出	
H12.7.26		22,000ppm を検出したポイントにおいてガス抜き管敷設のためのボーリング開始	
H12.9.11	④	ガス化溶融炉部分の建築許可等に関する質問書受理	H12.9.29 回答
H12.9.21		第 6 回硫化水素調査委員会開催	
H12.10.5	④	硫化水素調査委員会の運営に関する質問書受理	H12.10.25 回答
H12.10.13		区域外で廃トレー撤去作業実施、放射線量確認	

H12.11.8		知事、定例会見で高濃度区域の掘削、地下水調査の実施を表明	
H12.12.4	④	県が行う調査の実施に係る協議公開等の要望書受理	
H12.12.8		第7回硫化水素調査委員会開催	
H12.12.22	⑥	ＲＤ最終処分場廃棄物処理施設における安全性の確保要請書受理	
H13.1.11		高濃度区域掘削のための準備工開始	
H13.1.12	④	住民協議への出席要請書受理	H13.1.19 回答
H13.1.24		知事、掘削作業を視察、住民代表と面談 高濃度区域のオール・ケーシングによる掘削	
H13.2.1	④	ドラム缶埋立に係る掘削場所についての見解書受理	
H13.2.2		掘削廃棄物の一般公開	
H13.2.6		地下水調査のためのボーリング開始	
H13.2.7		ＲＤ、ガス化溶融炉断念を公表	
H13.2.7	①	産業廃棄物処理施設軽微変更届（焼却、乾燥）	ガス化溶融炉の廃止
H13.2.10		住民集会、知事出席	
H13.2.23		地下水採水、二次元電気探査実施、現場作業終了	
H13.2.23	②	ＲＤ、ガス化溶融炉の解体撤去計画を提出	
H13.4	④	処分場および周辺環境の実態を明らかにし、対策を実施する要望書受理（約168名）	H13.5.15 回答
H13.4.16	⑥	原因究明および排水対策実施に係る要請書受理	
H13.4.27	①	産業廃棄物処理施設使用届（破砕）	
H13.5.16		第8回硫化水素調査委員会開催	
H13.5.21		知事、定例会見で住民不安解消のため、必要最小限の掘削継続を表明	
H13.6.8	⑥	処分場内のガス定量分析に係る要請書受理	
H13.6.21	⑤	栗東市に対し、㈱ＲＤエンジニアリング産業廃棄物最終処分場環境調査委員会と県調査委員会との連携について依頼	
H13.6.25	④	住民説明会に先立つ質問事項等に係る文書受理	H13.6 回答
H13.6.29	④	経堂ヶ池の水質保全に係る要求書受理	H13.8.17 回答
H13.7.8	③	第3回住民説明会開催	
H13.8.6	④	深堀地点の対策について緊急要望受理	
H13.8.22	④	旧ＲＤ社許可更新および早期解決等についての要望書受理	
H13.8.24	⑥	業許可に係る厳正審査の要請書受理	
H13.8.27	④	図面提出に際しての県の対応に対する意見書受理	
H13.8.29	③	県、対策試案を住民に提示	
H13.9.7	①	産業廃棄物処理業許可（収集運搬業）	更新許可
H13.9.7	①	産業廃棄物処理業許可（破砕業）	更新許可
H13.9.7		収集運搬業、処分業（破砕）について更新許可、焼却は失効	
H13.9.25		廃トレーの埋立処分に関して10/25～11/23の営業停止処分公表	
H13.10.11		県、8/29の試案に基づく対策案を提案	
H13.10.16	⑥	地下水対策および排水対策の実施に係る要請書受理	
H13.11.27		県、対策を法に基づく改善命令で行わせるよう回答	

H13.12.25	④	是正対策に係る申入書受理	
H13.12.26		住民団体と 11/27 協議時の確認書調印	
H13.12.26	①	ＲＤに対し改善命令発令	
H14.2.6	③	水処理施設、沈砂池設置に係る改善計画について住民団体に説明	
H14.3.13		ＲＤが改善命令（廃棄物の移動）について、環境大臣に審査請求書を提出していた事が明らかになる	
H14.3.17	③	改善命令についての住民説明会開催	
H14.3.25		環境大臣への審査請求に関する説明会開催	
H14.3.29	⑥	ガス対策の実施に係る要請書受理	
H14.4.5	③	掘削移動、北尾法面後退に係る改善計画について住民団体に説明	
H14.4.11	④	北尾地区側法面後退に係る要望書受理	
H14.6.28	②	ＲＤ、改善命令の履行期限延長願提出	
H14.6.30	①	改善命令の 6 月 30 日期限を 11 月 30 日に変更を決定	
H14.7.2	④	改善の実施と具体的に実施していくための計画書についての要望兼質問書の受理	H14.7.19 回答
H14.8.6		処分場外旧鴨ヶ池において高アルカリ排水原因調査実施 調査と並行して改善命令の沈砂池、水処理施設設置工事	
H14.11.15	①	産業廃棄物処理施設軽微変更届（焼却施設、乾燥施設）	施設の廃止
H14.11.26	③	住民団体に対して、高アルカリ調査、浸透水・土壌分析結果について説明	
H14.12.26	⑥	改善命令の早期履行に関する要請書受理	
H14.12.27	④	強アルカリ排水原因に関する要望書受理	H14.12　回答
H15.2.14		ＲＤ、水処理施設試運転	
H15.3.27	④	北尾地区側法面後退工事における有害廃棄物等の分析検査にかかる要望受理	
H15.6.5	④	調査対策等を求める要望書受理	
H15.6.6	⑥	焼却炉の撤去指導に係る要請書受理	
H15.7.1		栗東市が㈱ＲＤエンジニアリング産業廃棄物最終処分場環境調査委員会（栗東市設置）の経過報告を広報（特集版）	
H15.7.16	④	県調査に係る検体前処理に関する質問書受理	H15.7.31 回答
H15.7.26		栗東市による住民説明会開催	
H15.8.25	④	県調査に係る検体前処理に関する質問書(2)受理	H15.9.16 回答
H15.9.12	④	北尾地区側法面後退工事等に関する要望書受理	
H15.9.24		県が H13.1～5 月に実施した掘削・廃棄物採取、周縁地下水・浸透水の分析にかかる２つの調査について住民監査請求	
H15.10.14	⑥	指導強化の要請書の受理	
H15.10.17	①	産業廃棄物処理施設軽微変更届（最終処分場）	第 1 処分場：面積・容量の変更
H15.10.17	①	産業廃棄物処理施設軽微変更届（最終処分場）	第２処分場：面積・容量の変更
H15.10.29	④	ＲＤ問題の早期解決を求める要望書受理	H16.1.27 回答

H15.11.5		北尾側環境改善工事にかかる事前調査として、切土区域については硫化水素、盛土区域については揮発性有機化合物について表層ガス調査および表層ガス検出地点等についての重機を用いた坪堀調査を実施	
H15.11.26	⑥	ＲＤ産業廃棄物最終処分場の問題解決に係る要請書受理	H15.11.26 回答
H15.12.3		北尾側環境改善工事にかかる県の対応について住民監査請求	
H15.12.4		北尾側環境改善工事着工	
H15.12.22		９月に実施した周縁地下水・場内浸透水等に係る水質結果公表	
H16.1.7	④	有害物除去のための基本的全体的計画の立案等の要望書受理	H16.2.13 回答
H16.1.29		ＲＤが出していたいわゆる深堀穴修繕工事に対する行政不服審査請求に対して、環境省が棄却採決	
H16.2.22		知事、北尾側環境改善工事現場視察および地域住民と懇談	
H16.3.10		北尾側環境改善工事の切土工、廃棄物の移動工、盛土工、法面の整形、覆土工等の工事が一定完了	
H16.4.21	④	住民立会に関する異議申入書受理	
H16.4.22		北尾側平坦部下の確認調査（表層ガス調査）を実施	
H16.4.27	④	ダイオキシン対策についての要望書受理	
H16.5.24		北尾側平坦部下の確認調査（重機坪堀調査）を実施	
H16.7.16		重機坪堀調査結果（溶出・含有試験）を公表	
H16.8.4	④	現時点の重点的取組に関する要望書受理	H16.8.27 回答
H16.9.2	⑥	早期解決への要望書受理	
H16.9.24	②	旧ＲＤ社が、深堀箇所の是正工事計画書を提出	
H16.9.27	④	知事回答が不服として、不服表明書提出・受理	
H16.11.29	④	深堀箇所の完全修復を求める要望書受理	
H16.12.20	④	処分場内の工事と調査に関する要望書受理	H17.3.22 回答
H17.2.16		周辺住民の工事状況（底面）見学会（36 名参加）	
H17.2.22		是正底部簡易ボーリング調査	
H17.3.8		薬液注入工事開始（3/14 まで）	
H17.3.11	④	改善工事についての質問書受理	H17.4.15 回答
H17.3.14	④	住民団体知事面会（計画変更の申入書受理）	
H17.3.22		「埋め戻し容認は違法」として、知事告発と住民監査請求を表明	
H17.3.23		監査委員事務局に滋賀県職員措置請求書（住民監査請求）提出	
H17.4.1	④	深堀穴改善命令実施に関する質問状受理	H17.4　回答
H17.4.22	⑥	ＲＤ最終処分場の問題解決の要望書受理	
H17.5.9		埋め戻し容認について知事告発	
H17.6.28	⑥	地下水汚染防止工事における確認事項受理	
H17.6.30		是正工事完了	
H17.7.13	④	アスベスト処理に関する申入書受理	
H17.7.26	④	深堀工事等に関する公開質問状受理	H17.8.31 回答
H17.9.12	④	深堀工事等に関する公開質問状再提出・受理	H17.10.11 回答
H17.9.30		ドラム缶掘削調査	
H17.10.11	④	ＲＤ最終処分場の全容解明と無害化の計画立案と実行に係る要望書受理	H17.12.15 回答

H17.10.13	④	実体解明と有害物撤去等の適正な措置を求める公開質問状受理	H17.12.15 回答
H17.10.27	⑥	ＲＤ最終処分場問題解決の要請書受理	
H17.12.16		ドラム缶追加掘削調査（12/22 まで）	
H17.12.26	④	ドラム缶分析に係る要望書受理	
H18.1.16	④	ドラム缶と汚染廃棄物・土壌撤去に関する申入書受理	
H18.1.25	⑥	栗東市議会知事に意見書提出	
H18.3.1	①	産業廃棄物処理業廃止届（収集運搬業）	
H18.3.15	④	掘削したドラム缶等の保全申し入れ書受理	
H18.3.23	④	危険物撤去等に関する要請書受理	
H18.3.31	①	産業廃棄物処理業廃止届（破砕業）	
H18.4.12	①	旧ＲＤ社に対して措置命令発出	
H18.5.12	④	ＲＤ最終処分場の有害物撤去についての要望書受理	
H18.5.17	④	ＲＤ最終処分場問題に対する行政対応についての質問書受理	H18.8.9　回答
H18.6.19		ＲＤ破産手続開始決定官報公告 副知事による緊急記者会見	

（2）旧ＲＤ社の破産手続開始以降

年月日	概　要
H18.6.22	滋賀県ＲＤ問題対策会議設置
H18.8.17	環境省の不法投棄等事案対応支援事業に基づく「専門家チーム」の来県
H18.10.6	対応方針（案）の公表（環境・農水常任委員会(県議会)で説明）
H18.12.26	ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H19.1.29	第 2 回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H19.2.27	ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.3.12	専門部会の開催
H19.3.27	第 3 回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H19.4.23	第 2 回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.5.7	ＲＤ最終処分場問題対策委員会第 2 回専門部会の開催
H19.5.8	ＲＤ最終処分場追加調査（ボーリング調査）の実施（～8 月 28 日）
H19.5.17	第 4 回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H19.5.21	第 3 回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.6.1	ＲＤ最終処分場追加調査における高アルカリ地下水の検出(記者公表)
H19.6.18	ＲＤ最終処分場問題対策委員会第 3 回専門部会の開催
H19.6.25	第 4 回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.6.28	第 5 回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H19.7.26	第 5 回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.7.30	ＲＤ最終処分場問題対策委員会第 4 回専門部会の開催
H19.8.4	ＲＤ最終処分場の追加調査（ボーリング調査）の現地説明会の開催
H19.8.21	第 6 回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H19.8.31	第 6 回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.9.26	第 7 回ＲＤ最終処分場問題対策委員会資料（ＲＤ最終処分場追加調査結果等）の概要について(記者会見)

H19.10.3	第1回ＲＤ最終処分場問題対策委員会協議会の開催
H19.10.11	第7回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.10.15	ＲＤ最終処分場問題対策委員会第5回専門部会の開催
H19.10.25	ＲＤ最終処分場問題対策委員会第6回専門部会の開催 第7回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H19.10.30	ＲＤ最終処分場追加調査（掘削調査）の実施（11月2日中止）
H19.11.12	ＲＤ最終処分場問題対策委員会第7回専門部会の開催
H19.11.14	第8回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H19.11.15	第8回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.12.1	第9回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H19.12.3	第9回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.12.18	第10回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.12.25	第11回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.12.27	第10回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H20.1.14	第11回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H20.1.31	第12回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H20.2.4	ＲＤ最終処分場追加調査（掘削調査）の実施（～3月11日）
H20.2.9	ＲＤ最終処分場問題対策委員会第8回専門部会の開催（雪のため中止）
H20.2.14	第13回ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H20.2.23	第12回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H20.2.25	ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会報告書を知事に提出
H20.3.15	第13回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H20.3.21	第14回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H20.3.26	第15回ＲＤ最終処分場問題対策委員会の開催
H20.4.9	ＲＤ最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）を知事に提出
H20.5.11	ＲＤ最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）にかかる知事と住民との意見交換会
H20.5.15	実施計画策定（対策工選定）の基本方針の公表（環境・農水常任委員会(県議会)で説明）
H20.5.28	ＲＤ最終処分場地元説明会の開始（～６月12日） ５月28日北尾団地自治会、５月31日小野自治会、６月２日上向自治会、６月５日中浮気自治会、６月10日赤坂自治会・日吉が丘自治会、６月11日栗東ニューハイツ自治会、 ６月12日産廃処理問題合同対策委員会
H20.5.28	旧ＲＤ社および元代表取締役に対して措置命令 １　埋立廃棄物等が飛散流出しないよう措置を講じること。 ２　埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること。 ３　発生している高濃度の硫化水素ガス等について、悪臭発生等を防止する措置を講じること。 ４　使用が廃止された焼却炉から、残存および付着している燃え殻およびばいじんが飛散流出するおそれを防止する措置を講じること。 着手期限：平成20年(2008年)7月28日　履行期限：平成23年(2011年)9月27日
H20.6.4	旧ＲＤ最終処分場への措置命令の公告
H20.6.20	環境・農水常任委員会でＲＤ最終処分場の地元自治会長らが参考人招致

H20.6.27	ＲＤ最終処分場の周辺自治会長と県との会議の開催
H20.7.24	旧ＲＤ社元役員等3名に対する措置命令 埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること。 着手期限：平成20年(2008年)12月24日　履行期限：平成23年(2011年)9月27日
H20.8.6	ＲＤ最終処分場地元説明会の開始（２回目）（～9月21日） ８月６日上向自治会、９月２日赤坂自治会、９月３日栗東ニューハイツ自治会、９月４日中浮気団地自治会、９月５日日吉が丘自治会、９月11日産廃処理問題合同対策委員会、９月21日小野自治会
H20.9.17	旧ＲＤ社元代表取締役に対する刑事告発
H20.10.8	住民説明会を順次実施 10月８日中浮気団地自治会、10月10日小野自治会（役員会）、10月17日日吉が丘自治会、10月18日赤坂自治会、10月24日栗東ニューハイツ自治会、10月28日上向自治会、10月29日小野自治会（総会）、10月30日産廃処理問題合同対策委員会、12月３日北尾団地自治会臨時総会（知事出席）
H20.11.4	各自治会に「よりよい原位置浄化策」に対する同意要請の文書を送付
H21.1.16	栗東市長から知事あてに要望書を提出
H21.1.21	知事から栗東市長あてに回答書を提出
H21.1.28	栗東市議会における議決（実施計画策定の基本とすることについて同意：付帯決議あり）
H21.2.5	現時点における県の対応を説明（環境・農水常任委員会(県議会)で説明）
H21.4.30	ＲＤ最終処分場問題に関する周辺自治会長会議
H21.5.12	「ＲＤ最終処分場問題に関する周辺自治会長会議」（4月30日開催済）を欠席された自治会への説明
H21.5.27	周辺自治会連絡会からの「ＲＤ安定型産業廃棄物最終処分場の対策工（有害廃棄物の除去）についての要望」
H21.5.14	ＲＤ最終処分場問題についての合同対策委員会に対する説明会
H21.5.29	ＲＤ最終処分場問題についての周辺自治会合同説明会
H21.7.29	産業廃棄物最終処分場焼却施設撤去実施設計業務委託業務着手 産業廃棄物最終処分場支障除去緊急対策工実施設計業務委託業務着手
H21.9.4	ＲＤ問題周辺自治会連絡会との話し合い
H21.11.2	ＲＤ問題周辺自治会連絡会に対する説明会（緊急対策工事等）
H21.11.22	環境副大臣現地視察・地元住民との意見交換会
H21.11.24	ＲＤ問題周辺自治会連絡会に対する説明会（緊急対策工事等） 周辺自治会連絡会からの「ＲＤ安定型最終処分場の対策工実施への基本要求」提出
H22.1.23	ＲＤ最終処分場問題解決に向けた今後の対応方針にかかる話し合い
H22.1.28	産業廃棄物最終処分場焼却施設撤去工事着手
H22.2.15	「今後の県の対応」に対するＲＤ問題周辺自治会連絡会からの確認事項等に対する回答内容についての説明会
H22.2.16	産業廃棄物最終処分場水処理施設修繕工事着手
H22.2.17	産業廃棄物最終処分場緊急対策工事着手（仮設シート工、環境改善工、室内仮置廃棄物保管対策工、水路補修工）
H22.3.29	「環境省からの助言等を踏まえたＲＤ事案に関する今後の県の対応について」に関する周辺自治会代表者会議

H22.4.20	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.5.17	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.5.28	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.6.17	「今後の県の対応」に対する北尾団地自治会からの同意書の提出
H22.6.20	「今後の県の対応」に対するＲＤ問題周辺自治会連絡会からの見解書の提出
H22.6.22	産業廃棄物最終処分場水処理施設修繕工事完了
H22.6.28	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.7.23	産業廃棄物最終処分場焼却施設撤去工事完了
H22.7.26	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.8.5	ＲＤ事案の解決に向けての覚書の締結
H22.8.10	産業廃棄物最終処分場緊急対策工事（仮設シート工、屋内仮置廃棄物保管対策工他）完了
H22.8.24	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.9.8	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.10.13	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.10.30	第１回旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会
H22.11.24	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.12.27	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.1.7	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.1.23	第２回旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会
H23.2.3	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.3.7	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.3.20	第３回旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会
H23.3.28	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.4.12	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.5.12	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.6.19	第４回旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会
H23.6.29	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.7.13	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.8.23	第５回旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会
H23.9.5	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.9.15	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.10.27	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.11.14	「ＲＤ最終処分場問題解決に向けた一次対策工事の実施にあたっての協定書」を交わす。 「旧ＲＤ最終処分場一次対策工事に関する確認書」を交わす。
H23.11.18	第１回再発防止および事業者責任追及に係るＲＤ最終処分場問題行政対応追加検証委員会
H23.11.30	環境審議会廃棄物部会（実施計画案についての意見とりまとめ）
H23.12.3	第２回再発防止および事業者責任追及に係るＲＤ最終処分場問題行政対応追加検証委員会
H23.12.5	実施計画案についての栗東市からの意見報告
H23.12.8	実施計画案についての環境審議会からの意見報告
H23.12.10	第３回再発防止および事業者責任追及に係るＲＤ最終処分場問題行政対応追加検証委員会
H23.12.13	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い

H23.12.20	環境審議会廃棄物部会(実施計画案についての意見書の採択)
H23.12.26	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.1.10	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.1.25	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.2.12	第 6 回旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会
H24.2.21	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.5.16	二次対策基本方針の公表（環境・農水常任委員会(県議会)で説明）
H24.5.21	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.5.31	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.6.6	環境審議会廃棄物部会
H24.6.7	滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画に環境大臣同意
H24.6.12	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.6.17	第 7 回旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会
H24.7.2	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.7.9	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.7.24	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.8.2	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.8.21	一次対策工事（廃棄物土掘削、浸透水揚水井戸設置）の契約締結
H24.9.11	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.9.12	第 8 回旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会
H24.9.20	一次対策で発生する廃棄物の運搬・処分委託の契約締結 北尾団地自治会が県に二次対策工事に対する要望書を提出
H24.9.26	北尾団地自治会からの要望に対する県の回答を提示
H24.10.3	「旧ＲＤ最終処分場二次対策工事に関する確認書」を交わす 「ＲＤ最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書」を交わす
H24.10.18	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.10.29	環境審議会廃棄物部会
H24.11.26	環境審議会廃棄物部会
H24.12.6	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H25.1.31	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H25.3.21	旧ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H25.3.26	滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場（旧ＲＤ最終処分場）に係る特定支障除去等事業実施計画に環境大臣同意
H25.3.27	環境審議会廃棄物部会
H25.5.28	第 1 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H25.8.5	第 2 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H25.10.22	第 3 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H25.11.27	第 4 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H25.12.20	二次対策工事（廃棄物土・有害物掘削工、廃棄物選別工、汚染地下水拡散防止対策工、浸透水処理施設工)の契約締結
H26.1.15	第 5 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会

H26.2.17	第 6 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H26.3.25	旧ＲＤ社破産手続廃止決定の公告（官報）
H26.4.28	第 7 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H26.8.11	第 8 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H26.8.29	第 9 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H26.11.27	第 10 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H27.1.29	第 11 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H27.5.14	第 12 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H27.9.1	第 13 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H27.12.22	第 14 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H28.3.14	第 15 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H28.6.27	第 16 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H28.9.5	第 17 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H28.12.22	第 18 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H29.3.16	第 19 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H29.6.12	第 20 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H29.9.11	第 21 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H29.11.24	第 22 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H29.11.29	滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場（旧ＲＤ最終処分場）に係る特定支障除去等事業実施計画に環境大臣(変更)同意
H30.2.13	第 23 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H30.6.11	第 24 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H30.9.10	第 25 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H30.10.22	第 26 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H31.1.11	第 27 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
H31.3.13	第 28 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R1.6.10	第 29 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R1.9.13	第 30 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R1.11.18	第 31 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R2.2.13	第 32 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R2.3.11	県議会環境・農水常任委員会報告「ＲＤ問題の解決に向けた取組の実施状況について」
R2.6	第 33 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会(新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催)
R2.8.27	第 34 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R2.11.20	第 35 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R2.12.15	県議会環境・農水常任委員会報告「ＲＤ問題の解決に向けた取組の実施状況（令和２年９月末）について」
R2.12.23	旧ＲＤ最終処分場問題に係る住民と知事との意見交換
R3.2	第 36 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会(新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催)
R3.6	第 37 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会(新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催)
R3.6	第 1 回旧ＲＤ最終処分場跡地利用協議会(新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催)
R3.9	第 38 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会(新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催)

R3.11.26	第 39 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R4.2	第 40 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会(新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催)
R4.2	第 2 回旧ＲＤ最終処分場跡地利用協議会
R4.3.9	県議会環境・農水常任委員会報告「旧ＲＤ最終処分場問題の解決に向けた取組状況について」
R4.6.10	第 41 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R4.9.6	第 42 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R4.11.25	第 43 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R4.11.25	第 3 回旧ＲＤ最終処分場跡地利用協議会
R5.2.7	第 44 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R5.3.8	県議会環境・農水常任委員会報告「旧ＲＤ最終処分場における産廃特措法事業の完了および今後の取組について」
R5.6.9	第 45 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R5.9.12	第 46 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R5.11.24	第 47 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R5.11.24	第 4 回旧ＲＤ最終処分場跡地利用協議会
R6.2.8	第 48 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R6.3.8	県議会環境・農水常任委員会報告「旧ＲＤ最終処分場における産廃特措法事業完了後の取組について」
R6.6.7	第 49 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R6.9.9	第 50 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R6.11.25	第 51 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R6.11.25	第 4 回旧ＲＤ最終処分場跡地利用協議会
R7.2.4	第 52 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R7.3.11	県議会環境・農水常任委員会報告「旧ＲＤ最終処分場における産廃特措法事業完了後の取組について」
R7.6.9	第 53 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R7.9.3	第 54 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R7.11.18	第 55 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R7.11.18	第 5 回旧ＲＤ最終処分場跡地利用協議会
R8.2.10	第 56 回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会
R8.3.11	県議会環境・農水常任委員会報告「旧ＲＤ最終処分場における産廃特措法事業完了後の取組について」

2　地元自治会、住民団体からの要望等

地元自治会や住民団体から県に提出された要望書等のうち、第2章で記述したものを掲載する。なお、掲載にあたって文章は原文どおり記述しているが、一部段落構成等を修正している。

(1) 陳情書（考える会）

アール・ディ・エンジニアリング社の埋め立て処分場の調査と「ガス化溶融炉」の安全を確認させる陳情書（平成 11 年（1999 年）12 月８日付）

陳情の趣旨

現在の埋め立て処分場および焼却施設については、住民の複数の代表や専門家を含む調査委員会を設置し、具体的な調査をして下さい。また、「ガス化溶融炉」については、地元住民の納得が得られるような安全の確認がなされるまで、建設を中止し試運転をさせないで下さい。

陳情の理由

栗東町小野地先にある産業廃棄物処理アール・ディ・エンジニアリング社は、「ガス化溶融炉」を安全の保障のないまま稼動させようとしています。ガス化溶融炉は、現在まで、実用プラントでの稼動実績はなく、ガス漏れ事故の危険性も指摘されているにもかかわらず、住民には十分な説明はありません。ガス化炉の運転は、原発並みの慎重さが要求される複雑でデリケートな炉です。廃棄物研究財団の技術評価書には、『炉内状況の急激な変化における一酸化炭素を含む高温度ガスの噴出などの可能性に対し、実用炉では安全性に万全を期すことが必要である。』と書かれています。県行政は業者に対し即刻建設を中止し、住民の納得が得られるような安全の確認ができるまで、ガス化炉の試運転をさせないで下さい。

また、近隣の地域住民は、二十年にわたりアール・ディ・エンジニアリング社が行ってきた産業廃棄物の焼却と埋め立て処分によって、生活も環境も破壊されてしまうという不安がつのっています。現在この処分場近くの住宅地にある配水管の調査では 143 ppm の硫化水素、300ppm 以上の一酸化炭素、その他可燃ガスが検知されています。二十年来のこれら違法な埋め立ての結果が、高濃度の硫化水素の噴出となって現れたのは明らかです。県行政は責任をもって、住民の複数の代表と専門家を含めた調査を処分場全体でして下さい。そして住民の健康と生まれてくる生命に対して責任ある対策を実施されますよう要望いたします。

知事におかれましては、以上のことを真摯に受けとめられ早急に対処されるよう求めます。

(2) 要求書（合同対策委員会）

要求書（平成 11 年（1999 年）12 月 24 日付）

＜要求事項＞

栗東市小野地先に於いて、(株)RDエンジニアリングが建設中の「ガス化溶融炉」の件に関し、下記の3項目を要求致します。

(1) 滋賀県主催において、(株)RDエンジニアリング、産業廃棄物処理問題合同対策委員会、栗東町を交えた合同説明会を開催し、安全性、事故の責任追及及び補償問題、危険性などの十分な説明と討議を行うこと。

(2) (株)RDエンジニアリングによる「ガス化溶融炉」新設の許認可に至る経過及び全て環境資料の開示及び提出。

(3) 上記項目を速やかに行い、住民が安全を納得しない限り「ガス化溶融炉」の試運転及び運転を許さないことを(株)RDエンジニアリングに命ずること。

(3) （株）ＲＤエンジニアリングのガス化溶融炉について（考える会）

ア　県に提出された文書

（株）ＲＤエンジニアリングのガス化溶融炉について（平成 12 年（2000 年）１月 19 日付）

表題について日頃は格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

つきましては,本設備の仕様及び安全性に関し詳しい説明を得ておりません。

今回,差し当たり別紙のとおり質問事項をまとめましたので,ご多忙の中,申し訳ありませんが平成 12 年1月 29 日までに書面にてご教示くださいますようにお願い申し上げます。

以上

別紙

1 炉の設置場所及び耐震強度などについての質問

＊現在建設されている荏原製流動床ガス化溶融炉(以下ガス化炉という)の設置場所は,以前に廃棄物が埋め立てられていた場所で埋立地からは可燃性ガス及び有毒ガスが検出されているが大丈夫なのか？ また,阪神淡路震災規模の災害時,基礎及びガス化炉本体の強度は大丈夫なのか？

2 県が認識する事故の定義及び責任の所在についての質問

＊ダイオキシンの排出は,1 ナノグラムと説明されているが,それ以上のダイオキシンを排出した場合は事故であるのか？又は国の排出基準以下であるならばよしとするのか?

＊天災。人災及び人為的ミスによるなどあらゆる場合において施設外に有毒ガスが漏洩した場合は,事故であるのか,過失であるのか?

＊事故発生時,許認可権者の責任範囲は?

＊地下水汚染及び近隣河川の汚染が判明した場合の対応策を明確に説明していただきたい。

3 事故時の全面補償に関する質問

＊地域住民の健康保障はどのように考えているのか?

＊農作物などの補償は考えているのか?

＊全面補償のための保険の加入はさせるのか?

4 県のガス化炉に対する認識についての質問

＊直接溶融炉と熱分解溶融炉の違いを認畿しているのか?

＊県が認識している安全性を述べていただきたい。

＊当該ガス化炉と同様のシステムのガス化炉が事故を起こしているが,危険性の認識はあるのですか?

5 その他本稼動及び試験運転についての質問

＊近じか行うとしている試運転では稼動時と同条件で廃棄物を焼却しデーターを取るのか?単一品目の焼却でデーターを取るのか？試運転時に事故が発生した場合,県知事及び県議並びに県職員は責任をとって頂けるのか?

＊硫化水素発生原因の調査結果が出ていない状態や可燃性ガス及び一酸化炭素が埋立地から出ている状態で試運転は可能であるのか？

イ 県からの回答

株式会社アール・ディエンジニアリングのガス化溶融炉について（平成 12 年（2000 年）２月 17 日付）

平成 12 年1月 19 日付けで当課冨板参事に依頼のありましたこのことについては、下記のとおり回答いたします。

記

平成 10 年 7 月 3 日付で許可した(株)アール・ディエンジニアリングのガス化溶融施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。) に照らして審査し、適法な施設であるとして許可いたしました。

今後、施設完成後の使用前検査につきましては、一定期間の試運転により施設の機能が廃棄物処理法に定める性能を有していることを確認のうえ、実地稼働を認めることとしております。

また、施設稼働後の維持管理につきましては、定期的な監視指導を実施しその適正を期したいと考えております。

(4) 要請書 (小野行政区)

要請書 (平成 12 年 (2000 年) 6月2日付)

栗東町小野地先にあります,(株)RD エンジニアリングの産業廃棄物処分場から大量の硫化水素が発生し,調査に当たられました関係者の方々は大変であったことと思います,又近隣の住民も大変な不安を感じて毎日の生活を送っています。又県.町におきましてはその後,安全を確保するための処置を取られて一日も早く硫化水素発生の原因究明と処理をされることと思いますが,私たち小野区民も一日も早くこの問題の解決に向けて,県.町が一日の努力をされることを強く要望致します。

さらに.ご存じのことと思いますが小野には産業廃棄物処分場の下に経堂ケ池があります.この池が数年前から汚れが酷くなり小野区民からも心配の苦情も出ていますし,とくに農家の方々からは農産物に悪影響が出ないのかと言った心配がありましたので関係機関にお願いして経堂ケ池の水質調査をしていただきました又小野行政区としても独自で調査を行ないました,その結果,県.町は人体にも晨作物にも影響が無いと安全宣言をされました又小野行政区が行ないました水質調査の結果を見ましても農産物には影響が無い結果が出ました。しかし双方の調査資料からは共通して汚れた水であることが実証されました。それは県.町が調査されました資料では透視度が 24 センチしか無く琵琶湖南湖よりはるかに悪く又小野行政区が調査した資料では.水素イオン濃度(pH).化学的酸素要求量(CODmn) 浮遊物質量(SS)の値が高い結果が出ています,この結果から見て経堂ケ池の水が非常に汚れていることが実証されました。小野行政区としては今すぐにでもこれ以上の水質悪化を防ぐ為に県.町に対して水質浄化対策に至急取り組まれることを強く要請します。さらに県が予定されております産業廃棄物処分場の硫化水素発生原因究明の為の今後の作業において予想される処分場からの汚水が経堂ケ池に流れ落ちないよう細心の対策を立てられるよう重ねて要望します。

追記 小野三ツ池の水質について,経堂ケ池と同様三ツ池についても年々水質の悪化が日立つようになっています,この問題についても昨年から町関係者と話を進めてまいりましたが,協議するに至らず今のところ解決策が見いだせないままになっています,現状では三ツ池.にごり池の上に住宅地その他があり,そこから流れ出る排水が直接池に落ちていて池を汚しているのと周辺の環境も悪くこのままにしておくと三ツ池の水も人体.農産物にも影響が出てくるものと心配しています,小野行政区としても水質調査をして見る必要があると思いますが,まず汚れの原因を追求して根本的に解決策を講じなければならないと思います,そうしたことから三ツ池.にごり池の水質浄化の為の対策も含めて,県.町においても早急取り組んでいただくよう重ねて要請いたします。

以上

(5) 要求書（小野行政区）

要求書（平成 12 年（2000 年）６月２日付）

栗東町小野地先にあります,(株)RD エンジニアリングの産業廃棄物処分場から長年にわたって流れ落ちた汚水及び汚泥によって処分場の下にある経堂ケ池の水質悪化と汚泥流入によるヘドロの蓄積により有害物質発生の原因となっています,私たち小野行政区住民はこのことによって非常に不安を感じています,過去を思い起こしますと今から約 30 年程前には経堂ケ池の水は山仕事に行った時には飲料水として利用し又現在の年配者が少年の頃には水泳もし,入札し池に魚を養殖して育てその魚を食料として住民の方々に利用してもらっておりましたが,栗東町が経堂ケ池の上にありました鴨ケ池に約 10 年間一般廃棄物等ゴミの捨て場として使用し,その周辺又は上に今度は産業廃棄物の処分場として約 20 年の間,現在の(株)RD エンジニアリングがゴミの処分をして来ました,その間約 30 年の間処分場から経堂ケ池に流れ出る汚水及び汚泥に対する防護対策をせず,垂れ流しの状態で今日まで来ておりましたが昨年の 8 月頃から環境問題が取り沙汰されるようになり今日では経堂ケ池の水質及び土壌の問題が大きく取り上げられ,農産物はもとより人体に悪影響を及ぼす有害物質が多量に含まれているのではないかと言われています,私たち小野の住民はこのまま放置しておけば更に大変な事態が予想されますので,その対策を早急に立て実行に移さなければならないと判断致しました,その結果,今年の 9 月中頃には経堂ケ池の水を全部放流して池の底に溜まっている有害物質を含んだ堆積物を全部取り除き更に処分場から池に入っていると予想される地下水を防ぐための防護壁を作ることを,滋賀県と栗東町に要求致します。

以上

(6) ケーシング法による追加掘削調査について（合同対策委員会）

ケーシング法による追加掘削調査について（平成 13 年（2001 年）２月１日付）

お尋ねの件について、以下のように返答致します。

複数の関係者の証言によれば、ドラム缶を埋めた場所は①旧焼却炉の下②鴨が池跡地③町道側の 3 カ所あります。このうち①の場所は技術的に不可能であり、②の地点は今後排水管調査で掘削される可能性が高いと思われます。そこで、③町道側の処分場内で調査していただくのが良いと判断致します。

証言者からは、この場所を 20～30 メートル掘削して埋めたと聞いております。ただし、この場所はこれまでの是正工事で一部改変されているため、すでにドラム缶が撤去されている恐れもあります。

証言者の名前は、本人の了解をとることが期限までに不可能であるために、現時点では申し上げられません。しかし、証言者の発言テープと弁護士立ち会いの下で作成した調書を提出することはできます。また、町道側壁面にドラム缶があることは写真等ではっきりしていますので、それを証拠として提出することや撮影者等の名前を出すことは可能です。

われわれとしては、この調査でドラム缶が発見されなかった場合、それをもって掘削調査が終了することを恐れています。以前から申し上げていますように、今回の調査では、的確にドラム缶を採取し、残留物の分析をしていただきたいと願っています。知事のご発言のように、今後も継続的に調査を行い徹底的な調査と対策を講じることを節に希望致します。

(7) 要望書（栗東市民 168 名の署名）

ア　県に提出のあった文書（平成 13 年（2001 年）４月付）　※県には５月 10 日着

栗東町では、産業廃棄物問題が大きくクローズアップされています。この問題は産廃処理業者である「(株)RDエンジニアリング」が、その営業活動(焼却、破砕、埋立てなど)によって、周辺の住民に被害を与えてきたために起っているものです。

RDエンジニアリングの処分場は「安定型処分場」であり、ここには「ガラス・陶磁器、コンクリート、廃プラスチック、ゴム」の四品日、つまり「埋めても変化しないもの」しか埋められません。これだけですと周辺の環境や住宅には影響がないはずです。

ところが、処分場から硫化水素などいろいろな有毒ガスがでて、住民は悪臭に悩まされ、不安をもって生活しています。処分場内では二二〇〇〇ppmという、致死量の二七倍もの硫化水素が検出されました。埋めてはいけない有機物を大量に埋めているためと考えざるを得ません。RD元従業員の「証言」によると、廃油が入ったドラム缶をそのまま埋めたり、医療機関や会社、研究所からの廃液をそのまま埋立地に流し込んだりしていたということです。

この有害物は、処分場からの排水によって近くの池や川に入っています。また地下に浸みこんで地下水に入る恐れがあります。このようなことになれば、栗東町の水系は破壊され、水道水の七割を地下水に依拠している町や住民はどうなるか心配です。

私は、滋賀県と栗東町がRD産廃処分場の実態(埋立物、浸透水、ガスなど)と周辺の環境の実態(地下水など)を早急に明らかにして、必要な対策を立てていただくことを強く要望するものです。

イ　県からの回答（平成 13 年（2003 年）５月 15 日付）

要望書を拝見いたしました。

平成 11 年 10 月の硫化水素の発生以来、私は近隣の住民の皆さんのご不安を一刻も早く解消することが行政の最大の責務であると考え、直ちに専門家による調査委員会を設置し、ガス吸引処理を行うとともに、処分場全体の表層ガス調査やボーリング調査、コア分析調査など原因究明のための調査や対策を種々実施してまいりました。

ただ、全国的にも初めての経験であり、思わぬ日時を要する結果となっていますが、今年1月には、硫化水素が高濃度で発生した地点2箇所について、硫化水素の発生原因を突き止めるための掘削調査に踏み切り、そこにどんな廃棄物が埋まっているのか、多くの住民の皆様にその場でご覧いただいたところであります。

まもなく調査結果が明らかになり、それについて5月 16 日には調査委員会の検討、評価をいただいたうえで住民の皆様方にご説明させていただくことにいたしております。その調査結果をもとに、さらに今後の調査の方向や具体的な対策を明らかにしてまいる考えでおりますし、これらについても住民の皆様とご協議をさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、一日も早く地域の住民の皆様の不安を解消し、生活環境の安全確保ができるよう引き続き精一杯の努力をしてまいりたいと考えております。

(8) 北尾環境改善工事と覆土に関する要望書（合同対策委員会）

北尾環境改善工事と覆土に関する要望書（平成 15 年（2003 年）９月 12 日付）

私たち合同対策委員会はRD問題の早期解決に向けて取り組み、4年になろうとしています。知事には何回か直接お会いし、「住民が健康で安心して暮らせるために有害なものを取り除いてください」という私たちの願いをさまざま要望し、そのことに積極的に対応していただいてきました。このたび「改善命令」

の一環として北尾環境改善工事が計画されています。この実施に伴って下記のことを要望いたします。

1） 北尾法面後退に伴う「廃棄物を含む土壌」の移動先に予定されている場所の調査を行ってください。その場所に有害物がないことを確認したうえで移動させてください。とくに市道側には、「ドラム缶を埋めた」という証言があり、掘削し確認除去することを要望します。「知事はドラム缶の掘削、確認除去すると約束された」と私たちは信じて、期待しずっと待ち続けてきました。私たちは「今、県が実行に移す時が来た」と思っています。

ドラム缶が埋められている根拠としては、ベンゼンなど 150 種類ものガスの検出、市道側の県観測井の地下水から環境基準の 2.3 倍のダイオキシン検出などがあり、また市の調査委員会の調査結果では地下水が常に酸性（最高 pH4.4）を示し、水温も異常に高い（最高 28.5℃）状態が続き、総水銀も検出されています。さらに国際機関（オランダ）に依頼した検査では、石油類も検出されています。このような現状を理解していただき、ドラム缶等が埋められたかどうかの掘削調査、除去をしていただくことを改めて要望いたします。また、移動予定の他の場所には揮発性有機化合物が存在している可能性も高く、これらをあわせて早急に調査計画を立てて、実行してください。

2） 後退させる北尾法面の工事に伴って、同場所に存在している可能性のある有害物の調査と除去が必要です。その場所からベンゼン等が検出されています。この場所の調査は「確認書」で約束したことであり、法面工事に伴って調査をすることになっており、いよいよその時がきたものです。早急に事前調査計画案を出してください。

3） 北尾法面後退工事と整備は私たちも早急に行われることを希望するものですが、前記(1)と(2)はそれに伴って絶対的に必要なことです。そのことがなされたあとで、北尾法面工事の最終整備となる覆土用土壌は処分場内にある土壌で行うべきです。今回県から定期された覆土用の土（トラック 2330 台分、14000 ㎥）の搬入は認められません。以上の具体的な内容については合対との協議をしてください。

(9) 要望書（地域環境を守る特別委員会）

ア　県に提出のあった文書（平成 15 年（2003 年）10 月 29 日付）

日々、県民の幸福の増進のためご活動されていることに感謝申し上げます。

さて、1999（平成 11）年 10 月硫化水素が発生していることが露見したことで、一気に県民の注目を集めるようになった（株）RDエンジニアリングの産廃処分場問題（以下、RD問題）は、その後 2000 年7月議会において「実態の解明と有害物質の除去など適正な処理を求める」請願が採択され、これまで違法な放射性廃棄物や高アルカリ水原因物質の撤去等が行われてきました。また 2001 年1月には知事が同地を訪れ「精いっぱい原因の究明をやらせてもらう。業者の責任も考えていく」（京都新聞1月25 日付）「全国的にいい例となる結果を出したい」（中日新聞同日付）と住民に約束するとともに、12 月には業者に対して改善命令を出したことにより、処分場の改善は、一気に進むかと期待されました。

ところが、御承知のようにそれから2年が経とうとし、問題発生より4年が経つにもかかわらず、改善命令は履行されず処分場は一向に改善されておりません。そればかりか、栗東市の調査委員会の調査によって、処分場周辺において、水銀や砒素、ビスフェノールAなど新たな有害物が発見されても、県は問題可決に積極的に動こうとしていません。

これ知事の言う「精いっぱい」やった結果であり、「全国的にいい例」なのでしょうか?

地域住民はRD問題によって、身体的被害ばかりでなく精神的、経済的そして社会的被害を受け続けています。なかでも、直近の住宅地の住民の苦痛は大変なものがあります。一日も早く解決を図るべきです。そして、その責任の大きな部分は、産廃処分場の監督官庁である県にあることは言うまでもありません。

私たちは、地域最大規模の自治会の意思として、これまで以上の強いリーダーシップのもとで、この問題の解決に当たることを要望します。

具体的には、以下の対応をお願いします。

1. 周辺住宅地住民の生活上の安全確保を最優先して問題解決にあたってください。

まず救済されるべきは、被害を直接被っている周辺地域の住民です。問題発覚後、4年にもなろうとする今日、処分場の調査を理由にして、被害を放置する事は許されません。人命と人権の尊重をすべてに最優先してください。

2.周辺住宅地住民の生活上の安全が一定確保された段階で、処分場の徹底的な調査と安全対策を実施してください。

これまでの県が行って来た処分場調査の不備が指摘されています。また栗東市の調査では、処分場周辺から水銀や砒素、ビスフェノールA等が検出されています。議会決定された「実態の解明と有害物質の除去など適正な処理」はまだ終了していないのは明らかです。こんどこそ、徹底的な調査と安全対策を行ってください。

3.本格的な処分場の調査と安全対策については、新たに地域住民と専門家が参加した「(仮称)RD問題対策会議(以下、対策会議)を設置して、この問題の解決を進めてください。

この問題の解決が滞っている原因の一つは、廃棄物対策課が、対策原案を一方的に作り住民側がそれを批判するという構図が続いてきたことにあります。この際、住民側も信頼することのできる対策会議を作り、そこで対策を検討すべきだと思います。もちろん、対策会議の委員の人選に当たっては、地域自治の原則に則って、周辺住民の総意を反映した構成にしてください。

以上。

イ　県からの回答（平成16年（2004年）1月27日付）

株式会社アール・ディエンジニアリング(以下、「RD社」という。）の最終処分場につきましては、平成11年10月の硫化水素ガスの発生以来、県では、周辺住民の方々のご不安を払拭すべく、原因究明の調査をはじめ、処分場内の浸透水や周縁地下水の調査、ガス調査等、様々な角度から調査を実施し、これらの調査結果を踏まえ、また、地元住民の方々とも協議を重ね、理解をいただきながら、平成13年12月に、RD社に対して改善命令を発したところであります。

この命令に基づく改善工事の実施に際しましても、地元住民の方々と協議を重ね、必要な調査等も行い、一定ご理解をいただきながら進めて参ったところであります。昨年度には、水処理施設と沈砂池の設置を完成させ、また、北尾側環境改善工事につきましても、現在順調に取り組ませており、改善に向け着実に前進させていただいてきたものと思っております。

私は、今後も住民の不安をなくしていくという姿勢で、問題解決にあたってまいる所存であり、貴委員会からのご要望につきましては、下記のとおり対応してまいりたいと考えております。

なお、回答が遅れましたことにつきましては、申し訳なく思っております。今後とも、RD問題、さらには

県政全般につきまして、一層のご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1について

ご要望にもありますとおり、県としては、これまで周辺住民の皆様の安全確保と生活環境の保全を第一に考えて問題解決に当たってまいりましたし、今後も、この姿勢を基本に対処してまいります。

ただ、問題発覚後、4 年という長い期日を要したことにつきましては、原因究明のために実施しなければならなかった必要な調査や、これを踏まえた改善命令の履行等について、住民の方々と協議を重ね、ご理解をいただきながら対応をしてきたこと等もあって、時間がかかったことにつきましては申し訳なく思っており、こうした経緯はご理解いただきたいと思います。

2について

問題解決には、まずは、県が発しました改善命令を着実に履行させていくことが何より大切であり、改善工事に順次取り組ませてきたところであります。

特に北尾側環境改善工事におきましては、事前調査として表層ガス調査を実施するとともに、移動廃棄物につきましても、目視確認や必要に応じサンプリング分析を行うなど、きめ細かな対応を進めているところであります。

また、この工事以外にも、これまでの調査結果や住民の方々との協議結果等を踏まえ、必要な調査を実施してまいります。

なお、これら調査により有害な廃棄物の存在が明らかとなった場合には、当然のことながら適正に除去させてまいります。

3について

今回の改善命令は、周辺住民の皆様とも協議を重ね、一定ご理解を得た上で発したものでありますことから、一方的に対策案を作ったものでないことをご理解いただきたいと思います。

今後も、周辺住民の皆様と協議を行い、理解をいただきながら、問題解決に向け適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、ご要望にありました「対策会議」の設置につきましては、貴重なご意見として承らさせていただきますが、現時点ではその設置は考えておりません。

(10) 要望書　ＲＤ産廃処分場の「全容解明」と「無害化」の計画を立て、実行してください（合同対策委員会）

ア　県に提出のあった文書（平成 17 年（2005 年）10 月 11 日付）

RD 産廃処分場には、多くの有害物、違法物が埋められ、その結果周辺環境は重大な汚染をきたしています。その有害物や環境汚染の状況は今日までの調査で明らかでありましたが、最近の調査でもさらに明確になってきています。だが県は、その有害物の存在や汚染の実態を軽視し、有害物と汚染を放置したままにしています。

処分場内には 150 種ものガスが発生しており、処分場下流の地下水には、水銀、鉛、ダイオキシン、ビスフェノールＡなどが高濃度に検出されています。

私たちは、何度も要望を繰り返してきましたが、いまだ根本的な対策がなされていません。処分場の有害物、周辺環境の汚染が一層明らかになった今、改めてRD処分場の「全容解明」と「無害化」を要望します。知事は「全国のモデルになるような解決をする」と言明されてからすでに5年を経過しています。いま実行する責任があります。

2004 年 12 月から始まった深掘地帯での水質の検査放棄、地下水（帯水層）が以前の「埋戻し土」より上部にあるとの専門家の指摘を無視、さらに信頼性のない不十分な調査のまま埋戻しがなされました。処分場の実態はなんら変わっていません。住民の要望に誠意ある回答がなされず、協議を疎かにし、一方的な措置によって、住民の県に対する信頼は著しく低下しています。

緊急にドラム缶の除去を求めます

9月 30 日になされた市道側調査では、元従業員の証言通り悪臭を伴うドラム缶が現出しました。処分場全体の「無害化」が必要ですが、証言による大量の全ドラム缶の除去を緊急にRDに命じるか県で行ってください。またこうした事実が判明した現在、知事は住民に直接会い、全面的な解決への姿勢を示してください。

以上を要望いたします。今月末までに返事をお寄せくださるように求めます。

イ　県からの回答（平成 17 年（2005 年）12 月 15 日付）

アール・ディエンジニアリング社最終処分場問題につきましては、数多くの住民の皆さんにご心配をおかけしておりますが、この最終処分場問題を解決していくために、現在まで周辺住民の皆さんとは解決に向けた話し合いを行い、当処分場の掘削や廃棄物調査を実施し、原因者である（株）アール・ディエンジニアリング社に改善命令に係る工事を順次行わせてきました。

本年 6 月にこれらの是正工事が終了し、一定の改善が図られ、効果が期待できる状況になったものと思っております。

今後は、周縁の地下水モリタリング調査で是正工事の効果を確認していくこととし、水処理施設を1日も早く本格稼働させていくことが大変重要であると考えています。また、埋立廃棄物のさらなる状況を確認するために、県としてボーリング調査を予定しております。これらの調査を継続し、実施していくことが、住民の皆さんのご不安にお応えしていくものであり、違法な廃棄物の発見や新たな状況等が判明すれば、詳細な調査を行うことやこれら違法廃棄物を除去させていくことは当然のことであります。なお、当処分場の西市道側一帯は、埋立廃棄物の実態と地下水への影響を明らかにしていくことが課題であり、実態解明に向けた必要な対応を行う考えであります。

次に、県がアール・ディエンジニアリング社に指導し実施させた先の掘削調査で、ドラム缶が発見されました。現在、ドラム缶内の廃棄物等の分析を行っていますが、このようなドラム缶が発見されたことは誠に遺憾であります。ドラム缶の埋立状況については掘削区域を広げて追加調査をさせ、その実態を見極めた上で法に基づく厳正な対応を講じる考えであります。

こうした措置を講じ、住民の皆さんの不安解消に向けて今後も引き続き課題解決に努力をしていく考えであります。

3　関係資料

ＲＤ問題に係る協定書等の全文を掲載する。（基本的に原文のまま全文を掲載しているが、住民の氏名については削除している。また、字体やレイアウトを改めた部分がある。）

(1) 滋賀県知事が実施しようとする株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場の対策工に係る同意要請に対する判断について（栗東市議会　平成 21 年（2009 年）１月 28 日議決）

滋賀県知事が実施しようとする株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場の対策工に係る同意要請に対する判断について

滋賀県知事が株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場に対して実施しようとする廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 19 条の８第１項の規定に基づく、生活環境の保全上の支障の除去等の措置として、対策工（よりよい原位置浄化策）を特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）第４条第１項に規定する実施計画策定の基本としていくことについて、総合的見地からやむを得ないと判断する。

なお、対策工は決定権者である滋賀県知事自らの責任のもとに決定されるものであり、地元住民の意向を十分に尊重し、対策工実施の基本方針に基づき周辺７自治会の合意と納得を得られたい。

(2) 議案第２号滋賀県知事が実施しようとする株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場の対策工に係る同意要請に対する判断につき議会の議決を求めることについての付帯決議（栗東市議会　平成 21 年（2009 年）１月 28 日決議）

議案第２号滋賀県知事が実施しようとする株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場の対策工に係る同意要請に対する判断につき議会の議決を求めることについての付帯決議

本市における株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場問題は、高濃度硫化水素発生から 10 年が経過し、ようやく県による最終的な対策工が決定されようとしている。

今日まで県は、ＲＤ最終処分場問題対策委員会から、「有害物の全量撤去と旧焼却炉の解体撤去を基本とする推奨すべき案（Ａ－２）」の答申やＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会からは、「県の指導監督の不備が問題の悪化と長期化を招いた」と指摘する報告書を受けられた。

本市議会においては、昨年６月 27 日全会一致で県に対して、「対策委員会の答申にある対策工実施の基本方針を遵守し、対策工法策定にあたっては、地元住民との相互理解を図り、合意と納得の得られるよう最大限の努力をすること」などの決議をおこなった。

このような状況の中で、県は「原位置浄化策（Ｄ案）」を実施すべき対策工の基本とし、周辺自治会に対して３回の説明会を開催した。その後、住民の意見や要望を踏まえ、処分場用地の県有化や焼却炉の解体撤去など４項目を新たに盛り込んだ「よりよい原位置浄化策」を提示し、改めて周辺自治会及び市に対し同意を求めた。

しかし、地元自治会からは、有害物が存在し続けることへの不安や地下水が汚染されていること、また今日までの県の対応への不信などから、県案に対し１自治会は同意の方向、１自治会は未回答、５自治会は同意できない旨の回答がなされた。本市議会としては、県が周辺自治会の同意を今日まで得ることができなかったことは誠に遺憾である。

よって、市は、対策工実施の基本方針に掲げた住民の合意と納得を大原則とし、以下の点について誠心誠意取り組まれるよう県に要請されるよう決議する。

記

１．住民の合意と納得が得られるよう更なる取り組みを行うこと

２．住民意見を踏まえた有害物調査を実施し、有害物の除去を行うこと
３．対策工を安全且つ着実に履行するための覚書締結などの措置を講ずること
４．対策工事実施中及び実施後の監視と監視委員会による評価に基づく対応策を迅速に実施すること
５．行政対応検証委員会報告を真摯に受け止め、再発防止策を策定すること
６．処分場の早期安定化への取り組みを確実に実施し、処分場を廃止すること

(3) 環境省からの助言等を踏まえたＲＤ事案に関する今後の県の対応について(平成 22 年(2010 年) 1月 23 日　話し合い資料)

環境省からの助言等を踏まえたＲＤ事案に関する今後の県の対応について

県は環境省の助言を真摯に受け止め、次のとおり対応したい。

1　基本方針

①　県は当該事案の区域内の有害物をできる限り除去することを盛り込んだ対策工法を最終決定するための最後の調査として、これまでに実施してきたボーリング調査等に追加して、新たなボーリングによる詳細な有害物調査および既存井戸の浸透水・地下水等の測定を行う。
②　当該調査により見つかった有害物は、対策の一環として除去する。
③　調査の実施に当たっては、学識者による有害物調査検討委員会を設置する。
④　有害物除去を実施しても、なお残存すると考えられる有害物は、浸透水および地下水を揚水し、水処理し、浄化することを考える。
⑤　平成 22 年度予算には、有害物調査、既存井戸の浸透水等測定および有害物調査検討委員会の運営に必要な予算を計上する。また、産廃特措法の支援を受けるために、実施計画書策定のための検討調査費を計上するとともに、平成 21 年度から実施している緊急対策の残余工事費を計上する。

2　有害物の調査・除去
①　ここでの有害物は特別管理産業廃棄物相当とする。対象廃棄物としては、汚泥、焼却灰、ドラム缶等とする。
②　今回実施するボーリング調査は、30ｍメッシュおよび必要により 10ｍメッシュのボーリング調査を実施する。
③　有害物調査により特別管理産業廃棄物相当を超えないが、環境基準を超過する有害物がまとまって存在しているところが見つかった場合は、事案の区域の早期安定化の観点から、当該有害物の除去を検討する。

3　その他
①　有害物調査の結果や有害物調査検討委員会からの助言を踏まえて、周辺自治会と話し合いを進め、県としての対策工法の最終決定を行う。
②　これまでのボーリング調査等の調査結果については、わかりやすく整理し、今後の関係者との調整等の場における説明の際に活用する。

③　上記１基本方針および２の有害物調査・除去に関する平成 22 年度予算は、周辺自治会の同意なしには執行しないものとする。

４　平成 22 年度予算措置について

①　対策工を確定させるための調査検討費

ア　有害物調査費

・　ボーリング調査・分析調査費

・　既存井戸浸透水・地下水分析費

イ 有害物調査検討委員会費

②　実施計画書検討調査費

③　緊急対策費（下水道接続工、西市道法面工、地下水揚水工）

④　その他（周縁モニタリング、責任追及等）の経費

(4) ＲＤ最終処分場問題解決に向けた一次対策工事の実施にあたっての協定書(平成 23 年(2011 年) 11 月 14 日締結)

ＲＤ最終処分場問題解決に向けた一次対策工事の実施にあたっての協定書

ＲＤ最終処分場問題解決に向けた一次対策工の実施にあたり、滋賀県知事（以下「甲」という。）とＲＤ問題周辺自治会連絡会（以下「乙」という。）は、平成 22 年８月５日に取り交わした「ＲＤ事案解決に向けての覚書」（以下「覚書」という。）第１条で尊守するとしている「ＲＤ産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」３の項を踏まえ、以下のとおり協定を締結する。

１　旧ＲＤ最終処分場における支障除去対策および支障の恐れの除去対策は、一次対策工事とそれ以降の対策工事に区分して実施する。

２　甲は、図に示す掘削範囲を、一次対策工事における掘削の基本区域（以下「一次対策工事掘削区域」という。）とする。

３　一次対策工事において掘削して場外に搬出するものは、これまでの調査により確認されたドラム缶、医療系廃棄物、特別管理産業廃棄物相当の廃棄物、それらによって汚染された土砂等（以下「場外搬出対象物」という。）とする。

４　甲は、情報公開に積極的に取り組むこととし、一次対策工事実施期間中、一次対策工事に係る進捗状況、調査結果等の情報を適宜公表するとともに、一次対策工事の現場を適宜公開する機会を設けるものとする。

５　一次対策工事掘削区域を掘削した後に、掘削場所の底面または側面において掘削面に露出している場外搬出対象物があるときは、当該場外搬出対象物も一次対策工事において場外に搬出する。ただし、除去にあたり、地下水汚染の拡散のおそれがある、あるいは除去のための工事に長期を要することとなると県と住民双方がみとめたものについては、一次対策工事ではなくそれ以降の対策工事において場外に搬出する。

６　３または５の規定により一次対策工事において場外に搬出されるもの以外の掘削物については、旧ＲＤ最終処分場のその後の対策工事において適正に処理することとし、それまでの間は場内で適正に管理する。

7　一次対策工事掘削区域掘削後の底面については、場外搬出対象物が存すると疑われる場合にはその後の対策工事において掘削する。
8　東側焼却炉跡の基礎コンクリート下の部分についても、当該基礎コンクリートを撤去した上で、場外搬出対象物が存すると疑われる場合にはその後対策工事において掘削する。
9　一次対策工事の実施に当たっては、掘削等によって新たに生活環境保全上の支障が生じることのないよう、適切な汚染拡散防止対策や臭気対策を講じる。
10　一次対策工終了後の旧ＲＤ最終処分場の対策工事の実施については、引き続き、甲乙協議を行うものとする。
11　前各項の詳細について必要があるときは、別途甲乙が誠意をもって協議を行うものとする。
12　本協定を締結した証として本協定書を計７通作成し、甲１通乙を構成する自治会各１通これを保有するものとする。

平成 23 年 11 月 14 日

甲　滋賀県知事　　嘉田　由紀子

乙　ＲＤ問題周辺自治会連絡会

滋賀県栗東市	赤坂自治会	会長
	小野自治会	会長
	上向自治会	会長
	中浮気団地自治会	会長
	日吉が丘自治会	会長
	栗東ニューハイツ自治会	会長

(5) 旧ＲＤ最終処分場一次対策工事に関する確認書（平成 23 年（2011 年）11 月 14 日締結）

旧ＲＤ最終処分場一次対策工事に関する確認書

乙は、旧ＲＤ最終処分場の一次対策工事の実施に同意するものとする。
甲は、平成 23 年 11 月 14 日付けで、乙から提出された「旧ＲＤ最終処分場一次対策工事について」を尊重し、1 日も早い問題解決に努めるものとする。

平成 23 年 11 月 14 日

甲　大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事　　嘉田　由紀子

乙　栗東市小野
北尾団地自治会
会　長
副会長
まちづくり委員会
委員長

(6) ＲＤ最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書(平成 24 年(2012 年) 10 月３日締結)

ＲＤ最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書

ＲＤ最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たり、滋賀県知事（以下「甲」という。）と滋賀県栗東市赤坂自治会、小野自治会、上向自治会、日吉が丘自治会および栗東ニューハイツ自治会（以下「乙」という。）は、平成 22 年８月５日に甲とＲＤ問題周辺自治会連絡会が取り交わした「ＲＤ事案解決に向けての覚書」第１条で遵守するとしている「ＲＤ産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」３の項を踏まえ、以下のとおり協定を締結する。

1　旧ＲＤ最終処分場における支障除去および支障のおそれの除去のため、別紙の基本方針に基づいて二次対策工事を実施する。

2　二次対策工事の具体的方法（廃棄物土の分別方法、埋戻しの判定方法、工事に伴う周辺環境対策等）については、本協定の締結後も、引き続き甲乙が話し合いを行う。

3　甲は、二次対策工事の実施に当たっては、掘削等によって生活環境保全上の支障が生じることのないよう、適切な汚染拡散防止対策や臭気対策等を講じる。

4　甲は、情報公開に積極的に取り組むこととし、二次対策工事実施期間中、二次対策工事に係る進捗状況、調査結果等の情報を適宜公表するとともに、二次対策工事の現場を公開する機会を設けるものとし、日時等を一週間以上前に乙に連絡するものとする。

5　甲は、旧ＲＤ最終処分場のモニタリングについて、浸透水水質については安定型処分場廃止基準を、地下水の水質については地下水環境基準を、それぞれ安定して下回っていることが確認できるまでの間、継続して実施する。併せて、甲は、当該モニタリングの結果の情報を、甲が結果を得てから一週間以内に公開する。

6　甲は、二次対策工事実施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認や、一次対策工事および二次対策工事の有効性の確認を行うことを目的として、甲、周辺自治会、栗東市および学識者で構成する（仮称）ＲＤ最終処分場問題連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

7　連絡協議会は、二次対策工事完了後５年を目途に、対策工の有効性を確認するものとする。その結果、有効でないと判断されたときは、甲は、調査を行った上で、一次対策工事または二次対策工事において掘削しなかった部分の掘削を含めて必要な追加対策を検討し、実施する。

8　二次対策工事実施期間中に不測の事態が生じたことにより、周辺環境に悪影響が発生し、または発生することが想定される場合には、甲は、直ちに連絡協議会に連絡して、対策等について協議を行う。また、事態の原因や状況等について把握した情報を適宜公表する。

9　甲は、二次対策工事の実施に当たっては、旧ＲＤ最終処分場に隣接する経堂ヶ池の農業用水としての機能の回復・維持に配慮するものとする。

10　甲は、旧ＲＤ最終処分場の土地について、二次対策実施計画に対する環境大臣の同意後、土地の権利に関する法的整理がつき次第、県有地化を図る。

11　前各項の詳細について必要があるときは、別途甲乙が誠意をもって協議を行うものとする。

12　本協定を締結した証として本協定書を、甲１通乙を構成する自治会各１通これを保有するものとする。

平成２４年１０月３日

	甲	滋賀県知事	嘉田由紀子
	乙　滋賀県栗東市	赤坂自治会	会長
		小野自治会	会長
		上向自治会	会長
		日吉が丘自治会	会長
		栗東ニューハイツ自治会	会長
	立会人	栗東市長	野村昌弘

(7) 二次対策工事基本方針

二次対策工事基本方針

滋賀県は、旧ＲＤ最終処分場に起因する生活環境保全上の支障またはその生じるおそれを除去するため、一次対策工事に引き続き、二次対策工事を実施するが、その基本方針は次のとおりである。

1 有害物等の掘削除去

有害物等の除去として、次に掲げる廃棄物等を掘削除去する。

① これまでの調査により、位置が確認され、または推定された、次のアまたはイに該当する廃棄物等

ア 廃棄物土（廃棄物、土砂およびそれらの混合物をいう。以下同じ。）であって、土壌環境基準を超える有害物が溶出することにより地下水汚染の原因となるおそれのあるもの（以下「有害廃棄物土」という。）

イ ドラム缶、一斗缶その他これらに類する容器（以下「ドラム缶等」という。）、その内容物および当該内容物が浸潤したと判断される廃棄物土（以下「ドラム缶関連廃棄物土」という。）

② 今後の沈砂池部分の調査により確認された有害廃棄物土

③ 二次対策工事の際に確認された有害廃棄物土およびドラム缶関連廃棄物土

④ 一次対策工事掘削区域掘削後の底面および東側焼却炉跡の基礎コンクリートを撤去した部分について、その下に存することが疑われた有害廃棄物土またはドラム缶関連廃棄物土等場外に搬出すべき廃棄物土

2 旧ＲＤ最終処分場の西側および北側において廃棄物層の底面または側面と接する透水層の遮水

(1) 旧ＲＤ最終処分場の西側および北側において、次の対策を講じる。

① 廃棄物層（旧ＲＤ最終処分場に埋め立てられた廃棄物の存する層をいう。以下同じ。）の底面における遮水層（粘性土層）の欠如により、廃棄物層より下位の透水層（砂層）へ浸透水（廃棄物層に存する水をいう。以下同じ。）が漏洩している箇所の遮水

② 廃棄物層の側面に透水層（砂層）が接しており、側方へ浸透水が漏洩している箇所の遮水

(2) (1)の遮水は、廃棄物層を掘削し、遮水が必要な箇所を露出させた上で遮水材を設置することにより行う。

(3) (2)により掘削した廃棄物土は、分別施設を設置して分別し、有害廃棄物土およびドラム缶関連廃棄物土ならびに廃プラスチック類、木くず等の廃棄物については、旧ＲＤ最終処分場外に搬出して処分する。

(4) (3)の分別により、埋戻し材として有効利用できるものについては旧ＲＤ最終処分場内に埋

め戻す。

3　これまでの掘削調査や一次対策工事に伴って発生した場内仮置廃棄物土の適正処理

これまでの掘削調査や一次対策工事に伴って発生した場内仮置廃棄物土については、上記２の(3)および(4)に準じて分別し、処分および埋め戻しを行う。

4 北尾団地側平坦部における遮水

(1) 旧ＲＤ最終処分場の北尾団地側平坦部において、廃棄物層側面に透水層（砂層）が接しており、側方へ浸透水が漏洩している箇所の遮水を行う。

(2) (1)の遮水は、ソイルセメント等による鉛直遮水壁築造により行う。

5 浸透水水位の低下のための措置

(1) 浸透水流向の下流にあたる沈砂池付近に浸透水貯留層を設け、そこから浸透水を揚水して浸透水水位を低下させることにより、硫化水素やメタン等のガス発生を抑制するとともに、浸透水の周辺地下水への漏洩を防止する。

(2) 浸透水貯留層への浸透水の集水を促進するため、２(2)の掘削部分にドレーンパイプ（集水管）を設置する。

6　揚水した浸透水の処理

５で揚水した浸透水は、水処理施設を設置して処理し、公共下水道に放流する。

7　地下水の流入抑制

２および４における透水層が廃棄物層に接している部分等の遮水により、地下水の廃棄物層への流入を抑制することで浸透水の揚水量を低減する。

8　覆土

旧ＲＤ最終処分場の表面の覆土により、廃棄物の飛散流出を防止し、硫化水素やメタン等のガスの大気中への漏出を抑制するとともに、雨水の浸透を抑制することで浸透水の揚水量を低減する。

9　法面整形

２の掘削および埋め戻しの際に法面を整形し、安定勾配とすることにより、法面崩壊に伴う廃棄物の飛散流出を防止する。

10　工事中のモニタリング

二次対策工事の実施に伴って生じる生活環境保全上の支障を防止するため、浸透水、地下水の水質および騒音、振動、粉じん等のモニタリングを行う。

また、モニタリング井戸の位置については、土壌汚染対策法に定める指定基準を超過して鉛が含有されている箇所を考慮して決定する。

なお、水質のモニタリングは二次対策工事完了後も必要な期間実施する。

11　その他

これまでの周辺自治会との話し合いの内容を尊重して、二次対策工事を行うものとする。

(8) 旧ＲＤ最終処分場二次対策工事に関する確認書（平成 24 年（2012 年）10 月３日締結）

旧ＲＤ最終処分場二次対策工事に関する確認書

乙は、甲が別紙の基本方針に基づいて旧ＲＤ最終処分場の二次対策工事を実施することに同意す

るものとする。
甲は、平成 24 年９月 20 日付けで乙から甲に提出された「旧ＲＤ最終処分場二次対策工事について」および平成 24 年９月 26 日付けで甲が乙に示した「旧ＲＤ最終処分場二次対策工事実施にあたっての貴自治会からの要望事項について（回答）」の内容を尊重し、一日も早い問題解決に努めるものとする。

平成 24 年 10 月３日

甲 大津市京町四丁目１番１号
滋賀県知事 嘉田由紀子
乙 栗東市小野
北尾団地自治会
会　長
副会長
まちづくり委員会
委員長
まちづくり委員会
事務局長

(9) 二次対策工事の実施に当たっての協定書への署名にあたり（日吉が丘自治会）（平成 24 年（2012 年）10 月３日）

「ＲＤ最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書」
への署名にあたり

問題が発覚して約 13 年がすぎ、やっと対策が始まるかとの思いです。滋賀県の監督不足により起こったことにもかかわらず、住民が提案した基本要求に沿った対応でなく、産廃特措法の範囲内での対応（生活環境保全上の支障の除去。有害物でも溶けださないものは除去しない。）では、安全・安心につながるのか、納得はできない状況です。しかし、今も処分場から有害物が流れ出ている恐れもあり、一刻も早く対策を行う必要があると考え、この協定書に署名することにいたしました。
工事の効果については、本当に心配するところです。具体的な工事内容は住民や栗東市と協議の上、合意と納得のもとに行っていただきたくお願いします。
また、工事終了後の結果についての責任は県が負われますが、もし効果が不十分な場合は、特措法範囲にとらわれず、住民が納得する対応（全体掘削や除去の検討をも含めた、思い切った対応）をとっていただくようにお願いします。

2012 年 10 月３日
日吉が丘自治会

(10) この他の関連資料

次の資料については、県ホームページで公開している。なお、掲載に当たり個人名を伏せる等の編集をしている場合がある。また、特記のない資料は県または県が設置した機関が作成した資料である。

タイトル	作成年月日	県ホームページの掲載ＵＲＬ（※５）
ＲＤ最終処分場問題行政対応検証委員会報告書	平成 20 年(2008 年)２月 25 日	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/22602.html
ＲＤ最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）	平成 20 年(2008 年)４月９日	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/22575.html
産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について（要望）（※１）	平成 21 年(2009 年)１月 16 日	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13961.html
ＲＤ最終処分場問題の早期解決についてのご要望について(回答)	平成 21 年(2009 年)１月 21 日	
ＲＤ安定型処分場の対策工実施への基本要求（※２）	平成 21 年(2009 年)11 月 24 日	https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/50546.pdf
ＲＤ最終処分場問題の解決に向けた今後の対応に関する確認書（※３）	平成 22 年(2010 年)６月 17 日	https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/50548.pdf
ＲＤ問題の解決に向けた覚書（※４）	平成 22 年(2010 年)８月５日	https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/50550.pdf
再発防止および事業者責任追及に係るＲＤ最終処分場問題行政対応追加検証委員会報告書	平成 23 年(2011 年)12 月 20 日	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13838.html
滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場(旧ＲＤ最終処分場)に係る特定支障除去等事業実施計画	平成 24 年(2012 年)６月７日	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/342052.html
【参考】県ホームページ「旧ＲＤ最終処分場問題」（ＲＤ問題に係る経緯や関係資料を広く掲載している。）	随時更新	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/20109.html

※１　栗東市が作成し、県に提出した資料。

※２　ＲＤ問題周辺自治会連絡会が作成し、県に提出した資料。

※３　北尾団地自治会と県が締結した確認書。

※４　周辺６自治会と県が締結した覚書。周辺自治会連絡会が６月に県に提出した「ＲＤ産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」が付随している。

※５　令和８年３月時点のＵＲＬ

４　用語の解説

廃棄物

占有者が自ら利用し、または他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいう。

廃棄物処理法第２条第１項において、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。」と定義されている。

産業廃棄物

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物であって政令に定める範囲に該当するもの（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等）をいう。

なお、事業活動に伴って生じた廃棄物であっても一般廃棄物に該当する場合がある。

一般廃棄物

廃棄物のうち産業廃棄物でないものをいう。一般の家庭から出た廃棄物はすべて一般廃棄物である。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物および一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状のあるもの（灯油類、血液、注射針等のほか、特定有害産業廃棄物（廃水銀、廃石綿、ダイオキシン類を含む産業廃棄物））をいう。

中間処理

廃棄物を減量化・安定化・安全化することをいう。具体的な方法としては、脱水・乾燥・焼却・中和・破砕等がある。

最終処分

廃棄物を自然に還元することをいう。具体的な方法としては埋立処分と海洋投入処分があるが、ほとんどが埋立処分されている。

安定型最終処分場

有害物や有機物が付着しておらず、雨水等にさらされてもほとんど変化しない安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず、がれき類等）を埋立処分する最終処分場をいう。

ガス化溶融炉

廃棄物をガスと固形分に分離して燃やす焼却炉の１種。残った灰を溶融してできるスラグ等を再利用できるほか、高温で燃焼させることができるためダイオキシンの発生を抑制できるなどのメリットがある一方、適切な維持管理に高度な技術を要する。

環境基準

人の健康の保護および生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準をいい、行政上の政策目標である。有害物質の環境基準は、人の健康の保護にかかる基準として設定され、その濃度の水を１日２Ｌ、70 年間毎日飲んでも健康に悪影響がない、あるいは発がん等のリスクの増加が 10 万分の 1 のレベルとされている。

この事案では、処分場に起因する有害物質による地下水汚染を環境基準以下にすることを目標に対策を実施した。

有害物質

ここでは、主に地下水において人の健康の保護にかかる環境基準が設定されている物質のことを言う。具体的には、カドミウムや鉛等の重金属類、テトラクロロエチレンや 1,4-ジオキサン等の有機化合物がある。

硫化水素（H_2S）

無色、腐乱臭のある有毒気体。天然には火山ガスや鉱泉に含まれ、硫黄を含むタンパク質の腐敗によっても生じる。種々の金属と硫化物をつくりやすい。水溶液は弱酸。

揮発性有機化合物

地下水において人の健康の保護に係る環境基準が設定され、常温で揮発性のある有機化合物の総称である。ドライクリーニングの溶剤、精密機器や部品の加工段階で用いた油の除去、熱可塑性合成樹脂などを製造する際の溶剤として使われたり、他の塩素系溶剤の原料として使われたりしている。

ＳＳ（懸濁物質）

水の中の懸濁物。量と測定する水質の総括指標であり、旧処分場では1μｍ の孔径のろ紙に捕捉される物をSSとしている。

電気伝導度

水中の総イオンを対象として電気の流れやすさを示す総括指標。旧処分場では地下水の汚染の拡散を確認する指標の一つとして計測していた。現地で値を測定することも可能であり、測定の簡便さや結果の即時性といった点に優れる一方で、特定の物質の正確な濃度・量を表すものではない。

公定法

主に試験、分析、測定等に関して国等の公的な機関が定めた正式な方法や基準。JIS（日本産業規格）等や国の告示で示されている。

ボーリング（調査）

地面に円筒を打ち込む地盤調査方法の1つ。地盤強度のほか、採取した試料から地質等の情報を得ることができる。この事案では、廃棄物の埋まっている深さなどを調べるためにも実施された。

改善命令

産業廃棄物の収集・運搬・処分（以下「保管等」という。）が法令に基づく基準に適合せずに行われた場合に、再び違法な保管等が行われないようにするため、基準に適合するように保管等の方法を変更すること等を都道府県知事等が命ずるもの。

違反した場合には罰則（３年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金、またはこの併科）が科せられる。

措置命令

産業廃棄物の処理が基準に適合しないで行われた場合に、現に発生した生活環境保全上の支障を除去するための措置を講ずるように命じ、または支障を生ずるおそれという具体的な危険を避けるため、支障の発生を防止するための措置を講ずるように都道府県知事等が命ずるもの。

違反した場合には罰則（５年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金、またはこの併科）が科せられる。

行政代執行（廃棄物処理法に基づくもの）

産業廃棄物の処理が基準に適合しないで行われたことによって生活環境保全上の支障またはそのおそれが生じ、措置命令を発出したが従わない場合等、一定の要件を満たした場合に、都道府県知事が自ら支障の除去等の措置を講じるもの。

要した費用は原因者に負担させることができるが、原因者の経済力が乏しく、実際にはその多くを徴収できない事案が多い。

公害調停

公害紛争処理法に基づく紛争処理制度のひとつ。公害紛争処理機関の委員が当事者の間に入り、調停案の提示などにより双方の互譲による合意に基づく紛争解決を図る。国内においては、香川県の豊島事案において地元住民が香川県を相手方として調停を申し立て、是正に係る方針等の合意を成立させたことがよく知られる。

情報公開請求

行政機関が保有する公文書の公開を請求することができる制度。この請求があったとき、行政機関は公開請求のあった公文書のうち個人情報等の非公開情報を除いて公開しなければならない。

浸透水

ここでは、旧処分場内の廃棄物土に浸透した雨水をいう。

地下水

ここでは、旧処分場外の地下に存在する水をいう。

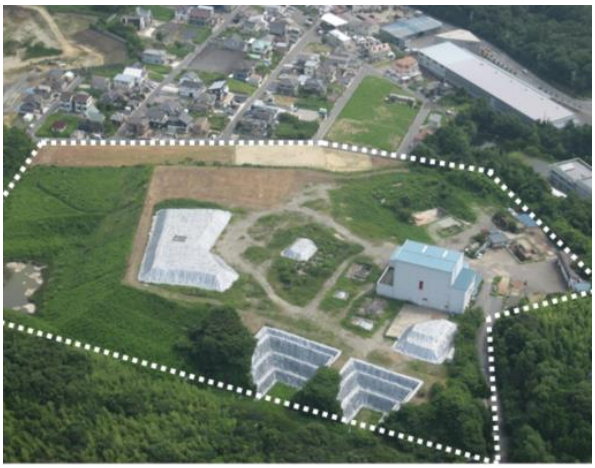
5　空中写真



平成 12 年（2000 年）（撮影日不明）



平成 18 年（2006 年）８月９日



平成 22 年（2010 年）８月３日



平成 25 年（2013 年）６月 28 日



平成 26 年（2014 年）６月５日



平成 27 年（2015 年）12 月９日



平成 29 年（2017 年）２月 27 日



平成 29 年（2017 年）５月 23 日



平成 30 年（2018 年）６月 14 日



令和２年（2020 年）９月 30 日



令和３年（2021 年）３月 31 日



令和５年（2023 年）５月 17 日



令和８年（2026 年）１月 15 日

参考文献

本アーカイブの作成に当たっては、県が保有する公文書や周辺住民の方々をはじめ関係する方々から聞き取った情報等を取りまとめるとともに、以下の資料等を参考とさせていただきました。記して感謝申し上げます（県および県が設置した機関が作成した資料は省略しています。）。なお、引用箇所がある場合は該当のページを記載しております。

① 栗東歴史民俗博物館『テーマ展　小野の歴史と文化』※,平成 13 年（2001 年）.
② 栗東歴史民俗博物館『テーマ展　上砥山の歴史と文化』※,平成 20 年（2008 年）.
③ 栗東町史編さん委員会「第三章　産業」『栗東町史　通史第 1 巻』,昭和 55 年（1980 年）.
④ 栗東町史編さん委員会“第五章　生活と環境”『栗東町史　通史第 1 巻』,昭和 55 年（1980 年）.
⑤ 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室「[循環型社会の構築] の時代」『日本の廃棄物処理の歴史と現状』,平成 26 年（2014 年）,p.8.
⑥ 一般社団法人滋賀県産業資源循環協会『よくわかる廃棄物処理法のポイント　二〇一九年度版』,令和元年（2019 年）.
⑦ 産業廃棄物処理を考える会『恐るべき、産業廃棄物処理場「ＲＤエンジニアリング」の実態　証言集』,平成 11 年（1999 年）12 月,pp.3-5.
⑧ 高谷清『埋め立て地からの叫び』,技術と人間,平成 13 年（2001 年）,pp.117-120.
⑨ 高谷清,前掲書,pp.49-50.
⑩ 財団法人産業廃棄物処理事業振興財団『不法投棄及び不適正処理現場の対策と技術』,大成出版社,平成 22 年（2010 年）,p.207.
⑪ 産業廃棄物処理を考える会『何でも埋めたから大変なことになる　これは掘った方がいい　ＲＤ産廃処分場証言集（第２集)』,平成 13 年（2001 年）２月,p.2.
⑫ 公害等調整委員会.『公害等調整委員会機関誌　ちょうせい（第 36 号)』.国立国会図書館デジタルコレクション,平成 16 年（2004 年）
https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000039-I9284256 （参照 2026-03-19）
⑬ 早川洋行『ドラマとしての住民運動　社会学者がみた栗東産廃処分場問題』,社会評論社,平成 19 年（2007 年）.
⑭ 高谷清,前掲書.
※栗東歴史民俗博物館でのテーマ展のパンフレット

また、執筆にあたり以下の資料等を参考としました。
・ 早川洋行『虚飾の行政―生活環境主義批判』,学文社,平成 24 年（2012 年）.
・ 産業廃棄物処理を考える会『証言集（第三集）　自分の土地で何をしようと自由であると考える（ＲＤエンジニアリング）　―巨大化したＲＤからうけた被害とそれと闘う住民を描く―』,平成 11 年（1999 年）12 月.
・ 平成 11 年から平成 29 年までの朝日新聞、京都新聞、産経新聞、滋賀報知新聞、滋賀民報、中日新聞、毎日新聞、読売新聞（五十音順）の記事　※記事内容の参照はなし（件数のみ確認）